

科目授業名	授業代表教員氏名	ページ数
憲法II	新村 とわ	4
行政法I	武田 真一郎	8
行政法II	小早川 光郎	12
公法総合A	武田 真一郎	16
公法総合B	武田 真一郎	20
財産法IV	上原 由起夫	24
財産法VI	上原 由起夫	30
企業組織法	尾関 幸美	34
企業金融法	尾関 幸美	40
民事訴訟法II	萩澤 達彦	43
民事訴訟法III	西田 美昭	47
民事法総合A	尾関 幸美	49
民事法総合B	尾関 幸美	53
刑法III	高部 道彦	57
刑事訴訟法II	関 聡介	61
刑事訴訟法III	高部 道彦	65
刑事法総合A	竹村 眞史	69
刑事法総合B	竹村 眞史	73
商取引法	中田 明	77
金融決済法A	尾関 幸美	80
金融決済法B	尾関 幸美	83
(公法系)基本演習II	武田 真一郎	86
(公法系)基本演習III	武田 真一郎	90
(公法系)基本演習III	新村 とわ	94
(公法系)基本演習III	小早川 光郎	98
(公法系)基本演習IV	新村 とわ	102
(公法系)基本演習IV	武田 真一郎	106
(公法系)基本演習V	武田 真一郎	110
民事法基本特殊講義I(債権法改正の検討I)	北山 修悟	114
民事法基本特殊講義I(債権法改正の検討II)	北山 修悟	118
(民事法系)基本演習II	北山 修悟	122
(民事法系)基本演習II	渡邊 知行	126
(民事法系)基本演習II	中田 明	130
(民事法系)基本演習III	渡邊 知行	134
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法事例研究)	二羽 和彦	138
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法の諸問題I)	西田 美昭	143
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法の諸問題II)	萩澤 達彦	146
(民事法系)基本演習IV	渡邊 知行	150

(民事法系)基本演習Ⅳ	上原 由起夫	154
(民事法系)基本演習Ⅴ	渡邊 知行	158
(民事法系)基本演習Ⅴ	上原 由起夫	162
(民事法系)基本演習Ⅴ	尾関 幸美	166
刑事法基本特殊講義ⅠA(日本刑法典の条文と判例Ⅰ)	伊藤 司	170
刑事法基本特殊講義ⅠB(日本刑法典の条文と判例Ⅰ)	伊藤 司	174
刑事法基本特殊講義ⅠA(日本刑法典の条文と判例Ⅱ)	伊藤 司	178
刑事法基本特殊講義ⅠB(日本刑法典の条文と判例Ⅱ)	伊藤 司	182
(刑事法系)基本演習Ⅱ	伊藤 司	186
(刑事法系)基本演習Ⅱ	大塚 裕史	190
(刑事法系)基本演習Ⅲ	長沼 範良	194
(刑事法系)基本演習Ⅲ	伊藤 司	198
(刑事法系)基本演習Ⅲ	大塚 裕史	202
(刑事法系)基本演習Ⅲ	高部 道彦	206
(刑事法系)基本演習Ⅳ	長沼 範良	210
(刑事法系)基本演習Ⅳ	伊藤 司	214
(刑事法系)基本演習Ⅳ	大塚 裕史	218
(刑事法系)基本演習Ⅴ	伊藤 司	222
(刑事法系)基本演習Ⅴ	大塚 裕史	226
(刑事法系)基本演習Ⅴ	関 聡介	230
民事実務基礎Ⅰ	西田 美昭	234
刑事実務基礎Ⅰ	竹村 眞史	238
法曹倫理	桑野 雄一郎	242
民事実務基礎ⅡA	西田 美昭	246
民事実務基礎ⅡB	西田 美昭	250
刑事実務基礎ⅡA	竹村 眞史	254
刑事実務基礎ⅡB	竹村 眞史	258
法律英語	安部 圭介	262
リーガル・ライティング	松村 幸生	266
刑事模擬裁判	伊藤 司	271
民事模擬裁判	渡邊 知行	275
ロイヤリング	秋山 太一	279
クリニック	上原 由起夫	283
エクスターンシップ	竹村 眞史	285
アメリカ法Ⅱ	安部 圭介	287
法と政治	富田 武	291
EU法	須網 隆夫	295
法制史	北村 一郎	299
企業会計	小澤 康裕	303

労働法I	原 昌登		307
労働法II	原 昌登		311
民事執行・保全法	萩澤 達彦		315
倒産処理法I	萩澤 達彦		319
倒産処理法II	萩澤 達彦		323
独占禁止法A	村上 政博		327
独占禁止法B	村上 政博		333
工業所有権法I	紋谷 崇俊		339
工業所有権法II	紋谷 崇俊		343
著作権法I	紋谷 崇俊		347
著作権法II	紋谷 崇俊		351
国際私法	横山 潤		355
国際取引法A	横山 潤		361
国際取引法B	横山 潤		367
消費者法	村 千鶴子		373
租税法	飯永 大地		377
金融商品取引法	渡邊 雅之		381
企業法務論	尾関 幸美		385
自治体政策実務	小早川 光郎		389
環境法	武田 真一郎		393
公法展開特殊講義I(企業課税の諸問題総論)	佐藤 修二		397
公法展開特殊講義I(企業課税の諸問題各論)	佐藤 修二		400
企業法展開特殊講義I(M & Aの理論と実務)	松浪 信也		404
企業法展開特殊講義I(コーポレートファイナンスの理論と実務)	酒井 俊和		408
展開演習II	小早川 光郎		412
展開演習III	横山 潤		416
展開演習III	村上 政博		420
公法展開特殊講義II(最高裁行政法判例)	大坪 丘		424
公法展開特殊講義II(行政法事例研究)	大坪 丘		427
展開演習V	原 昌登		431

科目名	憲法II		
教員名	新村 とわ		
科目ナンバー	2080411112	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
日本国憲法の諸論点について検討する。受講生にはすでに日本国憲法の基礎知識があることを前提に、重要論点ならびに重要判例について、掘り下げて学習する。			
到達目標			
すでに習得しているはずの学説や判例の知識を活用して、新規の問題に対して、必要な資料等も読み解きながら、論証的な議論を展開した上で、問題に対する解決案を、説得的な法的文章によって表現（発言、文章化）できるようになること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス（講義の運営方針等。設問の分担については講義開始前に周知する。） 3 憲法上の保護の範囲と程度 〔共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）3-4、3-10、3-18〕 ※共通的な到達目標の指定箇所は、テキストの単元で取り扱う主要なものを指しており、それ以外の内容を取り扱わないということではない。以下の回でも同様である。 自身の憲法の知識を総確認して、疑問点がない状態にしておくことが望ましい。 【予習】 まず、テキストの該当単元の質問を解答する。解答し終わってから、テキストを精読し、疑問点が出た場合にそれを自分で調査して解決しておく。それでもわからなかった点を箇条書きにして、講義に臨む。 【復習】 講義の内容や、報告者の設問解答案とも突き合わせた上で、もう一度、設問を解答してみる。講義内でも解決できなかった疑問点を参考文献等を渉猟して、理解に努める。		90
第2回	6 二重の基準または審査密度 〔第三章 特に3-4、3-11、3-13〕 その1		
	第1回に同じ		90
第3回	6 二重の基準または審査密度 〔第三章 特に3-4、3-11、3-13〕 その2		
	第1回に同じ		90

第4回	8 特別の公法上の関係表現 [3-3-1] その1	
	第1回に同じ	90
第5回	8 特別の公法上の関係表現 [3-3-1] その2	
	第1回に同じ	90
第6回	15 生存権の憲法的構成 [3-1-9] その1	
	第1回に同じ	90
第7回	15 生存権の憲法的構成 [3-1-9] その2	
	第1回に同じ	90
第8回	18 裁判を受ける権利 [3-2-4] その1	
	第1回に同じ	90
第9回	18 裁判を受ける権利 [3-2-4] その2 到達確認小テスト	
	第1回に同じ 小テストのために、第8回までの講義の内容を復習しておくこと。	90

第10回	24 地方自治 [2-5] その1	
	第1回に同じ	90
第11回	24 地方自治 [2-5] その2	
	第1回に同じ	90
第12回	25 裁判所 [2-3] その1	
	第1回に同じ	90
第13回	25 裁判所 [2-3] その2	
	第1回に同じ	90
第14回	26 違憲審査制 [2-3]	
	第1回に同じ	90
第15回	期末試験	
	講義時間内に期末試験を実施する（AB同内容の都合上、どちらかの講義時間に実施する）。 期末試験の解説も別に設けるので、そちらも受講されたい。	360

授業の方法

予習の段階で、單元ごとの設問を自分で解答案を作成し、その後、テキストを精読する。理解できない点を自分なりに調べておき、それでも納得できないものについて箇条書きにした状態で講義に臨むように。講義は、報告担当者の解答案も参照しながら、単元内容や設問に関連する重要論点について、受講生が予習で調べて理解してきた内容につき、質疑応答によってすすめるという双方向形式をとる。また、判例報告課題によって、一つの判例を深く理解し、報告内容をまとめる訓練を行う。

さらには、到達確認小テストによって、知識を定着させる。

※なお、上の授業の計画・内容はあくまで目安であり、受講生の理解度や講義進行に従って、修正が加えられる。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。

成績評価の基準

学期末試験： 60点

平常点： 40点

- ・出席状況（5点） 授業回数の2/3以上を欠席した者には、単位認定しない。5回までの欠席は減点対象とする。
- ・到達確認小テスト（5点）
- ・担当設問課題（15点） テキストの設問等、講義での担当課題を評価する。
- ・担当設問修正課題（5点） 複数担当する設問課題のうち一つを講義後に修正し再提出したものを評価する。
- ・討論、発言、質問（5点） 講義内での討論の仕方、発言、質問等を総合評価する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

日本国憲法の基礎知識。具体的には、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）の内容を十分に理解していることが前提である。

テキスト

宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開(第2版)』（日本評論社、2014年） 2700円 978-4-535-52046-2

参考書

高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣、2017年） 3100円 978-4-641-22725-5

芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年） 3100円 978-4-00-022799-5

野中＝中村＝高橋＝高見『憲法I（第5版）』（有斐閣、2012年） 3000円 978-4-641-13118-7

野中＝中村＝高橋＝高見『憲法II（第5版）』（有斐閣、2012年） 2700円 978-4-641-13119-4

長谷部＝石川＝宍戸編『憲法判例百選I（第6版）』（有斐閣、2013年） 2095円 978-4-641-11517-0

長谷部＝石川＝宍戸編『憲法判例百選II（第6版）』（有斐閣、2013年） 2095円 978-4-641-11518-7

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	行政法Ⅰ		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080411121	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
行政法は「官僚法学」といわれることがあるように、国や地方公共団体が国民より優位に立ち、「高権的」に職務を遂行するための理論を提供してきた。公益を実現するために行政権に公権力の行使を認めることが必要であるにしても、法曹にとって国や地方公共団体と国民とは対等な当事者であり、公権力の優位を認める法制度はその根拠と限界が問われ続けられなければならないはずである。このような問題意識に基づいて、本講義では伝統的な理論を踏まえつつ、多くの判例を通して行政法理論の特質と課題を明らかにしていきたい。 なお、行政法Ⅰは国家賠償、行政訴訟などの行政救済法を除いた行政法総論を対象とし、行政法Ⅱでは行政救済法を対象とする。			
到達目標			
行政法Ⅰでは、多種多様な行政法規に共通する原理原則を理解し、個別法の解釈・適用に必要な基礎力を修得することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	[] は法科大学院コア・カリキュラム目次の該当部分を示す。 第1回 序論：行政訴訟の実際；「交通反則金不当利得返還請求事件」 担当者が遂行した訴訟を通して国や裁判所の行政法に対するスタンスを考察する。証拠など実際の訴訟資料等も紹介する。 [法令解釈の方法 法令違反]		
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト(判例百選)の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 なお、レジメはweb上でも公開するので参照されたい(https://iclasv.cc.seikei.ac.jpでIT's classにログインし、行政法Ⅰの「教材」をクリックしてください)。		予習45分 復習45分
第2回	第2回 行政上の法律関係の特質(1) 行政上の法律関係には民法などの私法関係とは異なる特質がある。かつては公法私法二原論が唱えられ、両者は異なる法体系と考えられたが、今日ではむしろ一元的に理解する考え方が有力である。いくつかの重要な判例を通して最高裁の立場を考察する。 [基本的概念 法令解釈の方法 信義則違反及び行政権の濫用]		
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト(判例百選)の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。		予習45分 復習45分
第3回	第3回 行政上の法律関係の特質(2) 行政上の法律関係には民法などの私法関係とは異なる特質がある。かつては公法私法二原論が唱えられ、両者は異なる法体系と考えられたが、今日ではむしろ一元的に理解する考え方が有力である。いくつかの重要な判例を通して最高裁の立場を考察する。 [基本的概念 法令解釈の方法 信義則違反及び行政権の濫用]		
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト(判例百選)の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。		予習45分 復習45分

第4回	第4回 法律による行政の原理(2) 法律による行政の原理は行政法上の諸原則の中でもっとも重要なものである。類似の概念である法治主義および法の支配と比較しつつ、その具体的な内容を明らかにする。 〔基本的概念 法令解釈の方法 法令違反 法規命令 白紙委任の禁止 委任命令の違法事由 行政計画〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第5回	第5回 法律による行政の原理(2) 法律による行政の原理は行政法上の諸原則の中でもっとも重要なものである。類似の概念である法治主義および法の支配と比較しつつ、その具体的な内容を明らかにする。 〔基本的概念 法令解釈の方法 法令違反 法規命令 白紙委任の禁止 委任命令の違法事由 行政計画〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第6回	第6回 行政行為の特質 行政上の法律関係の最大の特徴は行政機関が国民に対して権力的に行動することが認められていることであるが、その際に使われる行為形式が行政行為（行政処分）である。行政行為には公定力など固有の効力があるが、その根拠と効果を検討する。 〔行政処分〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第7回	第7回 行政行為と行政裁量(1) 行政行為には裁量行為と非裁量行為（羁束行為）があるとされ、裁量行為については司法審査の範囲が制限されている。裁量行為と非裁量行為はどのように区別されるのか、また裁量行為に対する裁判上の統制はどのようにおこなわれるべきであるかを考察する。 〔行政処分 行政裁量と法令解釈 裁量判断の合理性欠如〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第8回	第8回 行政行為と行政裁量(2) 行政行為には裁量行為と非裁量行為（羁束行為）があるとされ、裁量行為については司法審査の範囲が制限されている。裁量行為と非裁量行為はどのように区別されるのか、また裁量行為に対する裁判上の統制はどのようにおこなわれるべきであるかを考察する。 〔行政処分 行政裁量と法令解釈 裁量判断の合理性欠如〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第9回	第9回 行政行為の分類 行政行為にはどのような種類があるかについて、様々な分類が提唱されてきた。10種類以上に分類する古典的理論から3種類しかないとする最新理論までを紹介し、いずれが合理的であるかを考察する。 〔行政処分〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分

第10回	第10回 行政行為の瑕疵：取消し・撤回・無効(1) 行政行為に瑕疵があつて違法性を帯びるときには、取消原因に過ぎない場合と無効原因になる場合がある。このような区別がなされる要件と実益を考察する。 〔行政処分 法令違反 手続違反の発見 手続違反と処分違法〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第11回	第11回 行政行為の瑕疵：取消し・撤回・無効(2) 行政行為に瑕疵があつて違法性を帯びるときには、取消原因に過ぎない場合と無効原因になる場合がある。このような区別がなされる要件と実益を考察する。 〔行政処分 法令違反 手続違反の発見 手続違反と処分違法〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第12回	第12回 非権力的行為形式：行政指導・行政契約 行政機関が国民と対等な立場に立って行政活動を行う際に使われる行為形式の代表的なものが行政指導と行政契約である。行政指導には事実上の強制になるなどの問題があり、行政契約は様々な点で私的自治の原則が修正されているが、これらについて検討する。 〔行政指導 行政契約〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第13回	第13回 行政上の強制措置：行政強制・行政上の制裁(1) 行政上の義務を履行しない者に対してはいくつかの強制措置が用意されており、その中には私人間の強制措置とは大きく異なるものがある。行政強制とは国民の身体、財産に直接実力を行使する制度であり、行政上の制裁とは制裁の威嚇力によって間接的に義務履行を促す制度であるが、それぞれについて検討する。 〔行政調査 行政上の強制執行 行政上の義務違反に対する制裁〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第14回	第14回 行政上の強制措置：行政強制・行政上の制裁(2) 行政上の義務を履行しない者に対してはいくつかの強制措置が用意されており、その中には私人間の強制措置とは大きく異なるものがある。行政強制とは国民の身体、財産に直接実力を行使する制度であり、行政上の制裁とは制裁の威嚇力によって間接的に義務履行を促す制度であるが、それぞれについて検討する。 〔行政調査 行政上の強制執行 行政上の義務違反に対する制裁〕	
	左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分
第15回	第15回 行政情報と私人 行政情報の公開は、行政の民主的コントロールのために不可欠である。情報公開制度とこれと表裏の関係にある行政機関の保有する個人情報の保護制度について概観する。 〔情報公開と個人情報保護〕	
	*行政組織法〔行政組織と法令 行政組織と権限 国及び地方公共団体以外の組織〕については3年次の公法総合で講義する。 左記の各項目の詳細な内容については次回のレジメを事前に配布するので、それを参考として参考書等で予習をする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。	予習45分 復習45分

授業の方法

各項目について、講義と判例研究を組み合わせる授業を進める。まず、各項目について概説した後、当該論点に関する重要な判例について検討を行い、学説と実務を関連づけて理解する。受講者に多くの質問をすることにより、参加型の授業としたい。

成績評価の方法

筆記試験の結果を重視し、平常点（出席・授業中の発言）を加えて総合的に評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目は、憲法、民法、民事訴訟法、自治体政策実務である。

テキスト

行政判例百選I・II（第6版、有斐閣）

参考書

塩野宏・行政法I・II（有斐閣）

小早川光郎・行政法・上（弘文堂）

上記の基本書を難しいと感じる受講者には、宇賀克也・行政法（有斐閣）の通読を勧めます。本書には重要な論点がコンパクトにまとめられています。また、原田尚彦・行政法要論（学陽書房）も伝統的な構成によりつつ新しい視点を探り入れ、初心者に分かりやすく書かれています。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決定次第お知らせします。それ以外の時間でもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	行政法II		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080411122	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
この講義は、行政法のうち、いわゆる行政救済法を中心とする。 行政の活動（あるいはそれに携わる公務員の行為）によって一定の関係者が不利益を受けるという事態が、しばしば生ずる。これについて関係者の正当な権利利益を保護するために、一定の場合には補償や賠償の措置が問題となる。また、それだけでなく、違法な行政活動に対しては当該活動それ自体を何らかの方法で是正することが重要である。これらの救済を関係者がみずからの権利として求めることができるような各種の仕組み、すなわち“損失補償”、“国家賠償”、“行政不服申立て”、“行政訴訟”などに関する法は、一般に“行政救済法”と呼ばれる。 違法な行政活動が行われることに対しては、さらに、そもそもそのような事態が生じないようにするために関係者が行政活動の進行にあらかじめ関与するなどの“行政手続”のルールも重要である。 講義では、これらに関する現行制度の仕組みとそこに含まれる諸論点を解明していく。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）およびDP2（問題の発見と解決）の趣旨に即して、行政法に関する訴訟事件や行政不服申立事件やあるいは行政上の交渉事務等を取り扱うために必要不可欠な範囲の理論的素養を修得すること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	行政処分手続(1)：行政案件処理過程概観、行政手続法序説 〈1章4節、3章1節〉〔「共通的な到達目標」として「行政法77カリキュラム」の対応部分を示す。以下同じ。〕		
	各回の授業項目は講義案の記述の順序に対応する。毎回、講義案の該当箇所と、関連判例（講義案で触れられているもの、授業で指示されたもの等）について予習すること。判例に関しては、関係する個別法令の条文を確認しながら読むことが重要である。	60	
第2回	行政処分手続(2)：行政手続法上の処分の概念、申請処理手続 〈 同上 〉		
	同上。	60	
第3回	行政処分手続(3)：不利益処分手続 〈 同上 〉		
	同上。	60	

第4回	行政処分手続(4)：基準の設定・公開、処分理由の提示 〈 同上 〉	
	同上。	60
第5回	行政不服申立て、行政審判、行政過程への第三者等の関与 〈 4章 〉	
	同上。	60
第6回	行政訴訟制度の基礎：行政訴訟序説、抗告訴訟の概念と所管事項 〈 1章6節、5章1節 〉	
	同上。	60
第7回	取消訴訟の枠組み：訴え・当事者・裁判管轄 〈 5章1節 〉	
	同上。	60
第8回	取消訴訟の審理・判決(1)：審理の対象と方法・総説 〈 5章3節 〉	
	同上。	60
第9回	取消訴訟の審理・判決(2)：審理対象としての “処分の違法性” 〈 5章3節 〉	
	同上。	60

第10回	取消訴訟の審理・判決(3)：判決とその効果 〈 5章4節 〉	
	同上。	60
第11回	処分の無効と無効確認訴訟、取消・無効確認訴訟の許否(1) 〈 5章1節・2節 〉	
	同上。	60
第12回	取消・無効確認訴訟の許否(2)、仮の救済 〈 5章5節・8節 〉	
	同上。	60
第13回	不作為違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟、当事者訴訟 〈 5章6節～8節、6章 〉	
	同上。	60
第14回	行政上の損失補償、国賠一条責任(1) 〈 8章、7章1節・2節 〉	
	同上。	60
第15回	国賠一条責任(2)、国賠二条責任 〈 7章2節・3節 〉	
	同上。	60

授業の方法

講義案をふまえた説明と、判例等についての質問・討論による検討を行う。受講者の十分な予習を前提として、双方向的に授業が進むようにしたい。

成績評価の方法

評価項目およびおおむねの評価割合は、学期末試験:70、小テスト:10、平常点(授業への参加状況等):20とし、総合的に評価する。学期末試験の評点が著しく低い者については、その他の項目に関する評価も考慮したうえで、総合評価をFとすることがある。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目: 行政法I、憲法、民法(財産法)、民事訴訟法

テキスト

講義案(一昨年度の講義案を改訂したもの)を、事前に配付する
教材として、『行政判例百選I・II』(有斐閣、第7版)

参考書

塩野 宏 『行政法I・II』(有斐閣、最新版2013～2015年)
宇賀克也 『行政法概説I・II』(有斐閣、最新版2015～2017年)
中原茂樹 『基本行政法』(日本評論社、最新版2015年)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	公法総合 A		
教員名	武田 真一郎、新村 とわ		
科目ナンバー	2080411131	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
憲法、行政法の授業を補う講義を行うほか、具体的な事例を設定して受講者にレポート作成を求める。受講者は当該事例の法的論点を整理し、解決策をレポートにまとめ、授業ではこれに基づいて討論を行う。			
到達目標			
憲法、行政法およびこれらの融合した領域に関する諸問題について基本的な知識を整理し、これを応用して問題解決能力および文章力を身につけることを目的とする。公法を含むあらゆる法分野では、既存の法解釈が妥当せず、新たな対応が求められる問題が続出していることは周知の通りである。この講義では憲法や行政法の講義で修得した知識や考え方を応用し、現実の社会で生起する様々な問題に対して説得的な解決策を提示することに特に留意したい。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	<憲法分野> 全体のガイダンスと予備的な講義を行う。なお、内容を変更してレポート作成等を行う場合は事前に連絡する。		
	憲法分野の全体についてひととおり復習しておくことが望ましい。		90分
第2回	<憲法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。		
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。		90分
第3回	<憲法分野> 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。		
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。		90分

第4回	<憲法分野> 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第5回	<憲法分野> 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第6回	<憲法分野> 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第7回	<憲法分野> 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第8回	<行政法分野> 行政法の講義で扱わなかった行政組織法について講義を行う。	
	行政組織法について行政法の講義と同様なレジメを配布するので、これに基づいて予習・復習をする。	90分
第9回	<行政法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分

第10回	＜行政法分野＞ 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第11回	＜行政法分野＞ 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第12回	＜行政法分野＞ 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第13回	＜行政法分野＞ 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第14回	＜行政法分野＞ 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第15回	公法分野全体についてまとめの講義を行う。	
	必要な資料は前回の講義の際に配布する。	90分

授業の方法

憲法、行政法の講義では基本的な論点を概説したが、この講義では応用的な論点を取り上げる。また上記のとおり設問に対するレポート作成を課し、これに基づいて討論を行う。討論の際は多くの質問をすることによって受講者の参加を求める予定である。

成績評価の方法

平常点による。授業中に作成したレポートを重視し、その平均点に基づいて総合評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法Ⅰ、Ⅱ、行政法Ⅰ、Ⅱを履修済みであるとともに、基本的な知識を習得していること。

テキスト

憲法および行政法の講義で使用したテキスト。

参考書

憲法および行政法の講義で使用した参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	公法総合 B		
教員名	武田 真一郎、新村 とわ		
科目ナンバー	2080411131	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
憲法、行政法の授業を補う講義を行うほか、具体的な事例を設定して受講者にレポート作成を求める。受講者は当該事例の法的論点を整理し、解決策をレポートにまとめ、授業ではこれに基づいて討論を行う。			
到達目標			
憲法、行政法およびこれらの融合した領域に関する諸問題について基本的な知識を整理し、これを応用して問題解決能力および文章力を身につけることを目的とする。公法を含むあらゆる法分野では、既存の法解釈が妥当せず、新たな対応が求められる問題が続出していることは周知の通りである。この講義では憲法や行政法の講義で修得した知識や考え方を応用し、現実の社会で生起する様々な問題に対して説得的な解決策を提示することに特に留意したい。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	<憲法分野> 全体のガイダンスと予備的な講義を行う。なお、内容を変更してレポート作成等を行う場合は事前に連絡する。		
	憲法分野の全体についてひととおり復習しておくことが望ましい。		90分
第2回	<憲法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。		
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。		90分
第3回	<憲法分野> 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。		
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。		90分

第4回	<憲法分野> 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第5回	<憲法分野> 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第6回	<憲法分野> 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第7回	<憲法分野> 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第8回	<行政法分野> 行政法の講義で扱わなかった行政組織法について講義を行う。	
	行政組織法について行政法の講義と同様なレジメを配布するので、これに基づいて予習・復習をする。	90分
第9回	<行政法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分

第10回	＜行政法分野＞ 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第11回	＜行政法分野＞ 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第12回	＜行政法分野＞ 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第13回	＜行政法分野＞ 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第14回	＜行政法分野＞ 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第15回	公法分野全体についてまとめの講義を行う。	
	必要な資料は前回の講義の際に配布する。	90分

授業の方法

憲法、行政法の講義では基本的な論点を概説したが、この講義では応用的な論点を取り上げる。また上記のとおり設問に対するレポート作成を課し、これに基づいて討論を行う。討論の際は多くの質問をすることによって受講者の参加を求める予定である。

成績評価の方法

平常点による。授業中に作成したレポートを重視し、その平均点に基づいて総合評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法Ⅰ、Ⅱ、行政法Ⅰ、Ⅱを履修済みであるとともに、基本的な知識を習得していること。

テキスト

憲法および行政法の講義で使用したテキスト。

参考書

憲法および行政法の講義で使用した参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	財産法Ⅳ		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080411208	単位数	4
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期～後期
テーマ・概要			
財産法Ⅳでは、「債権各論」の範囲のうちの、「契約法」の部分扱う。具体的には、民法第528条から第548条までとこれらに関する特別法とを対象とする「契約総論」、及び、民法第549条から第696条までとこれらに関する特別法とを対象とする「契約各論」が、学習範囲となる。 この財産法Ⅳが扱う「契約法」では、さまざまな契約（民法典には13種類のいわゆる「典型契約」についての規定が置かれているが、民法典には規定のないいわゆる「非典型契約」も世の中にはたくさん存在している）の意義・特徴・関連判例を学びながら、同時に、契約解釈の手法を身につけることが要求される。そのためには、重要な判例を1つずつしっかりと読み込むことが大切になる。授業では、受講者各人が十分に予習してきていることを前提として、基本知識の確認と重要判例の内容検討を行う。			
到達目標			
①契約法の基本事項については十二分な理解ができていること。 ②契約法全般につき、司法試験レベルに準じる程度の内容理解ができていること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	① 序説、契約法の構造、契約とは何か（教科書1-20頁） 教科書とは、内田貴『民法Ⅱ債権各論』（3版）である。 契約とは何か、その拘束力の根拠は何か、また、約款とは何か、その拘束力の根拠は何か、を中心に扱う。コア・カリ第2部第1章第1節の第1・第2項目と、第2部第1章第3節に対応。		
	【予習】教科書の該当ページを熟読しておくこと。特に12-13頁は理解が難しいので、よく考えながら読むこと。	60分	
第2回	② 契約成立前の段階、契約の成立(1)（教科書21-26頁） 契約交渉を不当に破棄した場合の責任について、教科書に掲載されている判例を中心に検討する。コア・カリ第2部第1章第1節の第4項目に対応。		
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分	
第3回	③ 契約成立前の段階、契約の成立(2)（教科書26-40頁） 契約締結過程における情報提供義務（説明義務）について、教科書に掲載されている判例を中心に検討する。コア・カリ第2部第1章第1節の第4項目に対応。		
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分	

第4回	④ 同時履行の抗弁権（教科書47-60頁） 同時履行の抗弁権（533条）の要件と効果について、詳しく扱う。コア・カリ第2部第1章第4節の第1項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。なお、「財産法Ⅲ」で本格的に扱う問題も一部出てくるので、不明な点をチェックして授業での説明に備えておくこと。	120分
第5回	⑤ 危険負担(1)（教科書60-72頁） 危険負担（534-536条）の規定全体の意味とその問題点、及び、債権者主義の妥当性とその修正について扱う。コア・カリ第2部第1章第4節の第2項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第6回	⑥ 危険負担(2)、事情変更の原則、第三者のためにする契約（教科書73-81頁） 原始的不能の場合についての再検討と、事情変更の原則を中心に扱う。コア・カリ第2部第1章第1節の第3・第5項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第7回	⑦ 契約の終了、解除(1)（教科書82-100頁） 解除の要件と効果の基本について扱う。コア・カリ第2部第1章第5節の第1～第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。なお、教科書98-99頁はかなり難解なので、しっかり考えながら読むこと。	150分
第8回	⑧ 解除(2)（教科書100-110頁） 解除と第三者の問題、及び、複合的契約の解除について扱う。コア・カリ第2部第1章第5節の第4・第5項目に対応。	
	教科書の該当ページを熟読し、その内容を理解するとともに、教科書107頁に出てくる判例について、判例集でしっかり読み込んでおくこと。	120分
第9回	⑨ 売買契約の成立（教科書111-122頁） 主として不動産の売買契約における「手付」の問題を扱う。コア・カリ第2部第3章第1節に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第10回	⑩ 売買の効力(1)（教科書122-134頁） 瑕疵担保責任の意義とその法的性質について扱う。予断を持つことなく教科書を丹念に読むことが大事な箇所である。コア・カリ第2部第3章第2節の第4項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。ただし、中心は教科書の記述の徹底理解に置くこと。	120分

第11回	⑪ 売買の効力(2)(教科書134-141頁) 瑕疵担保規定の実際の適用例につき、教科書に掲載されている判例を中心に検討する。コア・カリ第2部第3章第2節の第4項目に対応。	
	【予習】重要な判例が続出する箇所なので、教科書の熟読はもちろん、その中で出てくる判例を判例集で熟読しておくこと。	120分
第12回	⑫ 売買の効力(3)(教科書141-148頁) 瑕疵担保責任と危険負担の問題を中心に扱う。教科書141-144頁は難解なところなので、十分な予習が必要である。	
	【予習】特に教科書141-144頁を、図を書きながら熟読し、不明な部分があれば、どこが・なぜ不明なのかをチェックしておいて、授業に臨むこと。	120分
第13回	⑬ 売買の効力(4)、特殊の売買、買戻し(教科書149-157頁) 追奪担保責任(561条)、及び、数量指示売買(565条)を中心に扱う。コア・カリ第2部第3章第2節の第1～第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第14回	⑭ 贈与契約(教科書165-170頁) 教科書の記述内容のほかに、教科書には出ていない死因贈与や負担付死因贈与についても検討する。コア・カリ第2部第2章に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	90分
第15回	⑮ 使用貸借契約(教科書173-175頁) 使用貸借契約が現実にはどのような場合に深刻な問題となるかにつき、教科書の記述を補いながら説明する。コア・カリ第2部第5章に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	90分
第16回	⑯ 賃貸借契約総説(教科書171-184頁) 不動産賃貸権の物権化現象とは何か、を正確に理解することを目標とする。コア・カリ第2部第6章第1節第1項目と第5項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読しておくこと。	90分
第17回	⑰ 賃貸借契約の成立(教科書184-192頁) 不動産賃貸借における敷金に関する諸問題を扱う。この分野では、教科書に掲載されていない新判例もあるので、それらも合わせて扱う。コア・カリ第2部第6章第1節の第6項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。また、事前に配布された判例資料も熟読しておくこと。	120分

第18回	⑱ 賃貸人・賃借人の権利義務(1) (教科書202-211頁) 教科書にそって、賃貸人の義務と賃借人の義務に関する条文・判例をみていく。コア・カリ第2部第6章第1節の第1項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第19回	⑲ 賃貸人・賃借人の権利義務 (教科書211-213頁) サブリース契約について扱う。この部分は教科書を読むだけでは到底不十分であり、判例集に掲載されている判例をしっかりと読み込む必要がある。コア・カリにはないが、重要な項目である。	
	【予習】教科書の該当ページ及び判例集74事件の事案と判決を十分に熟読しておくこと。	120分
第20回	⑳ 賃貸人・賃借人の権利義務(3) (教科書213-217頁) 教科書にそって進めるが、通常損耗の原状回復については、最高裁判決を補充する。コア・カリ第2部第6章第1節の第1項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。また、事前に配布された判例資料も熟読しておくこと。	120分
第21回	㉑ 賃借権の譲渡・目的物の転貸 (教科書217-226頁) 教科書に掲載された判例を逐一丁寧にみてゆく。コア・カリ第2部第6章第1節の第3・第4項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第22回	㉒ 賃貸人の第三者に対する関係(1) (教科書226-234頁) 借地借家法第10条をめぐる展開されている一連の判例法理を扱う。コア・カリ第2部第2節の第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。特に、2つの最高裁大法廷判決は、その少数意見も含めてしっかり読んでおくこと。	150分
第23回	㉓ 賃貸人の第三者に対する関係(2) (教科書234-237頁) 二重賃借人や不法占拠者に対する賃借人の権利主張の方法について扱う。コア・カリ第2部第6章第1節の第5項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読したうえで、判例百選Ⅱ21事件も読んでおくこと。	120分
第24回	㉔ 賃貸借の終了原因(1) (教科書237-242頁) 期間満了や解約申入れの際の「正当事由」の制度について扱う。コア・カリ第2部第6章第2節の第2項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分

第25回	㉔賃貸借の終了原因(2)(教科書242-248頁) いわゆる「信託関係破壊理論」について扱うが、内容は教科書のレベルにはとどまらず、より高度な分析を試みる。コア・カリ第2部第6章第2節の第2項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第26回	㉕請負(1)(教科書271-278頁) 請負契約の目的物の所有権帰属に関する判例法理を正確に理解することを目的とする。コア・カリ第2部第7章の第1～第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。なお、教科書に出てくる「請負人帰属説」とは「材料提供者基準説」と同じ意味である。	120分
第27回	㉖請負(2)(教科書279-284頁) 下請負人がある場合の目的物の所有権の帰属の問題、及び、請負契約における危険負担の問題を扱う。コア・カリ第2部第7章の第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。特に判例集80事件は重要である。	120分
第28回	㉗請負(3)(教科書284-289頁) 建設請負工事の請負人の瑕疵担保責任について、教科書に掲載されている各判例を詳しく検討する。コア・カリ第2部第7章の第3項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。また、事前に配布された判例資料も熟読しておくこと。	150分
第29回	㉘委任契約(教科書289-300頁) 委任契約における任意解除権(651条1項)に関する判例法の変遷を丁寧にたどることを中心とする。コア・カリ第7章の第5・第6項目に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分
第30回	㉙和解契約(教科書316-319頁) 弁護士実務に欠かせない和解契約につき、判例を素材にしながら、詳しく検討する。コア・カリ第2部第9章に対応。	
	【予習】教科書の該当ページを熟読するとともに、その中で出てくる判例集掲載の判例についても熟読しておくこと。	120分

授業の方法

受講者各人が十分な予習をしてきていることを前提として、授業当日は、教科書の範囲の中の、重要でかつ理解が容易でない部分につき、適宜質疑応答を交えながら進め、教科書の内容を確実にマスターできるようにする。

成績評価の方法

前期学期末に中間試験（50点満点）を行ない、後期学期末に最終試験（50点満点）を行なう。それぞれの点数の0.8倍を素点とし、残りの20点は平常点とし、合計100点満点で成績評価の基準とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

財産法の他の科目を並行して履修していることが望ましい。

テキスト

内田貴『民法Ⅱ 債権各論』（東京大学出版会、3版、2011年）
瀬川信久・内田 貴『民法判例集 債権各論』（有斐閣、3版、2008年）
中田裕康・窪田充見編『民法判例百選Ⅱ 債権』（有斐閣、7版、2015年）

参考書

各回の授業終了時に、その日に扱ったテーマの復習に役立つ参考文献を紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	財産法VI		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080411209	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要			
この授業は、未修2年次生を対象とした、民法（財産法）の全体を範囲とする必修科目である。受講者はすでに民法の基本的な知識は身につけているはずであるが、それが確かなものとなっているかどうかを確認し、知識として理解したことを的確に文章で表現できるようにするために、事例問題を授業前に解いてもらい、書面で提出したものを踏まえて検討する。			

到達目標			
到達目標は、民法（財産法）の範囲の知識と思考力を確かなものとし、さらに文章表現能力を養うことである。			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	最初の授業では、事例問題の解き方についての説明を行う。次回からは、配布された事例問題の解答を事前に作成してもらい、それをベースに検討することになる。		
	内田貴先生の教科書をしっかり勉強することが基本である。		30
第2回	民法総則に関する問題。以下は例示に過ぎないのであり、これに限定するものではない。 民法94条2項の類推適用 錯誤		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120（報告者） 120（参加者）
第3回	民法総則に関する問題。 表見代理 無権代理と相続		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120（報告者） 120（参加者）

第4回	民法総則に関する問題。 時効	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第5回	物権法に関する問題。 取消しと登記 取得時効と登記	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第6回	物権法に関する問題。 遺産分割と登記 民法177条における第三者の範囲	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第7回	担保物権法に関する問題。 抵当権の効力の及ぶ範囲 抵当権に基づく賃料への物上代位	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第8回	担保物権法に関する問題。 抵当権と利用権の関係 抵当権に基づく妨害排除請求	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第9回	担保物権法に関する問題。 法定地上権の成否 集合動産譲渡担保	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）

第10回	債権総論に関する問題。 債権の準占有者への弁済 相殺の担保的機能	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第11回	債権総論に関する問題。 債権者代位権 詐害行為取消権	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第12回	債権総論に関する問題。 債権譲渡 求償と代位	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第13回	債権各論に関する問題。 解除と原状回復・損害賠償 売主の瑕疵担保責任	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第14回	債権各論に関する問題。 賃貸借契約の終了 請負における所有権の帰属	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第15回	債権各論に関する問題。 使用者責任 共同不法行為	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）

授業の方法

報告担当者の作成した書面と口頭による説明をもとに、受講者全員で討論する、双方向授業である。

成績評価の方法

期末試験の点数が80%、平常点が20%で総合評価される。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法の知識があればよい。足りないところは勉強してもらえばよいからである。国語力は必要である。

テキスト

内田貴先生のテキスト（民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、東京大学出版会）を基本書として熟読すること。

参考書

関連判例及び調査官解説の学習が重要である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	企業組織法		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080411221	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本講義の内容は株式会社法が中心となる。会社法のうち、会社法総論、会社の設立、株式と株主、会社の機関（株主総会、取締役・取締役会・代表取締役、監査役・監査役会、監査等委員会、指名委員会等設置会社、会計監査人・会計参与、検査役）、組織再編（事業譲渡、合併、会社分割、株式交換・移転）を中心に説明する。それ以外の事項、資金調達に関する制度（新株の発行・新株予約権・社債・計算等）については、後期の「企業金融法A・B」で取り扱う予定である。			
到達目標			
それぞれの法制度の趣旨と内容を踏まえ、関連する判例法理を整理し、会社法の全体構造を理解することを到達目標とする（DP1・DP2）。また、講義の内容および進度は、実際の運用を見ながら適宜調整するため、必ずしも講義スケジュール通りに進行するとは限らない点を予め注記しておく。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修（予習・復習等）	準備学修の目安（分）	
第1回	第1回 会社法総論(1) 会社の意義・種類・法人格（コアカリキュラム1-1、第2章に対応）		
	教科書の該当ページを読み、判例百選の該当事件の①事実の概要、②争点、③判旨（結論と理由）を予習復習すること。 教科書5～17頁 百選1・2事件	30	
第2回	第2回 会社法総論(2) 株式会社の特質（＼3-1）		
	教科書18～27頁 百選3・4事件	30	
第3回	第3回 株式会社の設立(1) 設立の概要と手続（＼3-6-1・2・3・4・5）		
	教科書28～48頁 百選5・6事件	30	

第4回	第4回 株式会社の設立(2) 設立中の会社の法律関係(「3-6-1-6」)	
	教科書49～57頁 百選7・8事件	30
第5回	第5回 株式会社の設立(3) 違法な設立、会社の不成立、設立に関する責任(「3-6-1-7」)	
	教科書57～63頁	30
第6回	第6回 株式と株主(1) 株式の意義、株式の権利と義務、株主平等原則(「3-2-1」)	
	教科書65～78頁、89～92頁 百選10～13事件	40
第7回	第7回 株式と株主(2) 株式の内容と種類(「3-2-3」)	
	教科書78～89頁	30
第8回	第8回 株式と株主(3) 株式譲渡自由の原則および譲渡制限	
	教科書95～123頁 百選15～20事件	40
第9回	第9回 株式と株主(4) 投資単位の調整(「3-2-2」)	
	教科書124～131頁	30
第10回	第10回 機関(1) 総論(「3-4-1」)	
	教科書132～148頁 百選30・31・32事件	30

第11回	第11回 機関2 株主総会（その2）（＼ 3-4-2-1・2）	
	教科書148～162頁 百選14、34～38事件	40
第12回	第12回 機関（3） 株主総会（その2）決議の瑕疵（＼ 3-4-2-2・3）	
	教科書162～168頁 百選39～41事件	40
第13回	第13回 機関（4） 取締役・取締役会・代表取締役（その1） ） 取締役の地位・業務執行（＼ 3-4-4-1・2・3）	
	教科書168～173頁 百選44～50事件	30
第14回	第14回 機関（5） 取締役・取締役会・代表取締役（その3） 取締役会・代表取締役（＼ 3-4-4-4・5・6）	
	教科書173～191頁 百選59～61事件	30
第15回	第15回 機関（6） 取締役・取締役会・代表取締役（その3） 取締役の義務と報酬（＼ 3-4-5-1・2・3・4）	
	教科書206～216頁、226～229頁 百選51～58事件	40
第16回	第16回 機関（7） 取締役の責任（その1）会社に対する責任（＼ 3-4-5-1）	
	教科書217～225頁 百選62～66事件	40
第17回	第17回 機関（8） 取締役の責任（その1）会社に対する責任（＼）	
	教科書230～242頁 上に同じ	40

第18回	第18回 機関（９）取締役の責任（その２）第三者に対する責任（＼ ３－４－５－２）	
	教科書249～254頁 百選70～73事件、第1版79事件	40
第19回	第19回 機関（10）取締役の責任（その２）第三者に対する責任（＼）	
	上に同じ	40
第20回	第20回 機関（11）株主代表訴訟と差止請求権（＼ ３－４－５－６）	
	教科書242～249頁 百選60、67～69事件	30
第21回	第21回 機関（１２） 監査役・監査役会（＼ ３－４－７）	
	教科書191～199頁 百選74事件	30
第22回	第22回 機関（１３）会計監査人・会計参与（＼ ３－４－６、３－４－８）	
	教科書199～203頁 百選75事件	20
第23回	第23回 機関（１４） 監査等委員会（＼ ３－４－９）と指名委員会等設置会社	
	教科書204～214頁	30
第24回	第24回 組織再編（１）合併（吸収合併・新設合併）（３－７－３）	
	教科書366～365、387-391頁 百選86～92事件	30

第25回	第25回 組織再編（２）会社分割（吸収分割・新設分割）（＼ ３－７－３）	
	教科書391～394頁、 百選93、94事件	30
第26回	第26回 組織再編（３） 株式交換・株式移転（＼ ３－７－４）	
	教科書394～402頁	30
第27回	第27回 組織再編（４） 組織再編の無効（＼ ３－７－２－３、３－７－３－３、３－７－４－３）	
	教科書427～432頁	30
第28回	第 2 8 回 事業譲渡（＼ ３－７－５）	
	教科書432～439頁 百選85事件	30
第29回	第29回 持分会社（＼ 第4章）	
	教科書455～466頁 百選83、84事件	30
第30回	第30回 企業結合、会社訴訟、非訟、登記	
	教科書437～446頁	30

授業の方法

講義形式を主体とするが、時に受講者に対して、前回の授業の復習を兼ねて、ディスカッションや質疑応答を行なう予定である。

成績評価の方法

- ・ 定期試験：70点
- ・ 平常点：30点（出席状況：15点/小テスト：5点×3回）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法総則・債権総論・債権各論・民事訴訟法・商法総則・商行為法・金融商品取引法

テキスト

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征著
『リーガルクエスト会社法第4版』（有斐閣）
岩原紳作他編
『会社法判例百選[第3版]』（有斐閣）

参考書

江頭憲治郎
『株式会社法（第7版）』（有斐閣）
神田秀樹
『会社法（第19版）』（弘文堂）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内専用ホームページで周知する。

科目名	企業金融法		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080411222	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
企業組織法A・Bに引き続き、会社法のうち、資金調達に関する部分を中心に扱う。具体的には、新株発行、株式の譲渡・担保化、自己株式の取得、敵対的企業買収および防衛策、計算、社債であり、それぞれの法制度の趣旨や概要とこれに関連する判例理論の整理と基礎的な理解を目標とする。			
到達目標			
会社法の各制度の根拠条文、趣旨、判例の見解等につき、正確に理解し、かつそれらの有機的な関係を把握することで、会社法全体の構造を捉えることを目的とする（DP1・2）。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	第1回 募集株式の発行等（その1） 株式会社の資金調達手段と規制の必要性（コアカリキュラム3-3-1） ○株式会社の資金調達の方法について、株式の発行、社債の発行、銀行借入などがあることを理解し、それぞれの特徴と異同について（特に株式と社債の異同について）説明することができる。 ○新株発行の方法について、株主割当て・公募・第三者割当てがあることを理解し、その概要を条文を挙げて説明することができる。 ○株主割当てによる新株発行が、その他の方法による場合と比べて既存株主の経済的利益・持株比率の維持に資することについて説明することができる。 ○「募集株式の発行等」として新株の発行と自己株式の処分とにつき同じ法的規律がされている理由を説明することができる。とともに、「募集株式の発行等」には含まれない、いわゆる「特殊の新株発行」と呼ばれるものがあることを理解している。		
	教科書および判例百選の該当箇所を左記の授業内容のポイントを確認しながら、読む。以下同じ。 教科書304～316頁を読む。		60分
第2回	第2回 募集株式の発行等（その2） 新株の発行（＃3-3-2） ○公開会社と非公開会社とを区別して、新株発行の手続き（募集事項の決定・申込み・割当て・払込み）を、決定権限を持つ機関に触れながら、条文を挙げて説明することができる。 ○なぜ公開会社と非公開会社とでは募集事項を決定する機関が異なるのかを説明することができる。		
	教科書316～322頁。		60分
第3回	第3回 募集株式の発行等（その3）新株予約権（＃3-3-3） ○新株予約権とはどういうものか、およびその仕組み（発行時の払込みと権利行使に際しての払込みの区別、行使期間、取得条項など）について条文に即して説明することができる。 ○新株予約権の利用方法を説明することができる。 ○新株予約権の発行の方法について、募集手続による場合と無償割当てによる場合とがあることを理解し、その異同について条文を挙げて説明することができる。 ○公開会社と非公開会社とを区別して、募集新株予約権の発行手続（募集事項の決定・申込み・割当て・払込み）を、決定権限を持つ機関に触れながら、条文を挙げて説明することができる。 ○新株予約権の発行が有利発行（「特に有利な条件」「特に有利な金額」）に当たるか否かの区別はどのように行われるべきか、オプション評価理論に触れながら説明することができる。		
	教科書332～345を読む。 百選27・28・29・101事件		60分
第4回	第4回 募集株式の発行等（その4） 違法な募集株式の発行等の瑕疵（＃3-3-3） ○新株発行に瑕疵がある場合に、その無効を主張するためには訴えによらなければならないことを理解し、新株発行無効の訴えについて、その概要（被告・提訴期間・無効判決の効力）、および新株発行の差止めや新株発行の不存在確認の訴えとの違いを条文を挙げて説明することができる。 ○新株発行無効の訴えにおいて、判例によるとどのような事情が無効事由となると考えられているかを説明することができ、また、募集事項の公示が欠けたことが原則として新株発行の無効事由にあたると解されていることについてその理由を説明することができる。		
	教科書323～332頁。 百選97・98・100・102事件		60分
第5回	第5回募集株式の発行等（その5） ○募集株式の発行等について特に差止めの制度が用意されていることについて、その理由を説明することができる。とともに、どのような場合に差止めが認められるか、具体例を挙げて説明することができる。また、株主に差止めの機会を与えるためにどのようなルールが用意されているかを条文を挙げて説明することができる。 ○公開会社における新株の有利発行について、募集事項の決定を株主総会が行う場合と取締役会が行う場合との適用条項を明らかにしながら、会社法のルールの概要とその理由を説明することができる。 ○取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた者が会社に対して負う支払責任について説明することができる。 ○公開会社における新株の不公正発行について、裁判所が採用している差止めの判断基準について説明することができる。		
	" 百選22・23・24事件		30～40分

第6回	第6回 自己株式の取得 (〃 3-5-5) ○自己株式の取得に伴い生ずる弊害とそれに対して会社法が採っている規制の概要について説明することができる。 ○会社法が認める自己株式の取得許容事由(会社法155条)について理解している。 ○会社法156条から159条が定める自己株式の買付け手続き・財源規制の内容について理解している。 ○株主との合意による相対取引に際しての手続き・財源規制の内容(会社法160条)について理解している。 ○特定株主からの取得に関して、市場価格がある株式についての例外(会社法161条)、相続人からの取得に際しての例外(会社法162条)、子会社からの取得の例外(会社法163条)、定款の定めがある場合の取得の例外(会社法164条)があるが、各例外が認められている理由について理解している。 ○市場による取引・公開買付けによる取得の例外(会社法165条)が認められている理由について理解している。 ○自己株式の違法取得(手続規制、財源規制に反した取得)の効力について説明することができる。 ○相続人等に対する売渡し請求制度(会社法174条)について理解している。 ○自己株式の地位について理解している。	
	教科書288~295頁	60分
第7回	第7回 敵対的企業買収と防衛策 ○敵対的企業買収の意味を理解し、メリット・デメリットを説明できる。 ○買収防衛策の種類と概要を理解している。 ○募集新株・新株予約権を使った買収防衛策の具体例とそれぞれの問題点を説明することができる。	
	教科書439~451頁 百選95・96・98・99事件	60分
第8回	第8回 社債(その1) 発行手続、社債権者の権利と社債の流通 (〃 3-3-4) ○担保付社債、振替社債について、会社法以外のどの法令が法規制を置いているかを理解している。 ○株式会社・持分会社が会社法上の社債を発行できることを理解している。	
	教科書345~356頁	60分
第9回	第9回 社債(その2) 社債管理者と社債権者集会、新株予約権付社債 ○社債管理者について、どのような場合にその設置が強制されるか、設置が強制される理由、社債管理者となるための資格、社債管理者が社債権者に対して負う義務について条文に即して説明することができる。 ○社債権者集会の制度の趣旨および概要を説明することができる。	
	〃 百選83・84事件	60分
第10回	第10回 計算(その1) 計算書類の作成と開示 (〃 3-5-1・2・3・4) ○「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法431条)と規定されるこの意味を説明することができる。 ○「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法431条)とは何かを理解し、その具体的内容について例を挙げることができる。 ○「会計帳簿」とは何かを理解し、その帳簿が何であるかについて具体的な例を挙げることができる。 ○「会計帳簿」の閲覧・謄写に係る会社法の規律を理解している。 ○会社計算規則において、「会計帳簿」に関して資産の評価・負債の評価・純資産などについて規定されていることを理解している。	
	教科書255~265頁	30~40分
第11回	第11回 計算(その2) 計算書類の種類と作成手続 (〃 3-5-4・5) ○「計算書類」(会社法435条2項・会社計算規則2条3項2号)とは何かを理解している。 ○「臨時計算書類」および「連結計算書類」とは何かを理解し、それらが作成される理由を説明することができる。 ○各事業年度に係る計算書類の確定手続(決算手続)の概要を、株式会社の機関構造の違いに応じて、理解している。	
	教科書265~271頁	60分
第12回	第11回 計算(その3) 計算書類の作成手続き ○事業報告等及び計算書類等に係る監査報告(監査役監査報告・監査役会監査報告・監査委員会監査報告・会計監査報告)の作成方法及び監査報告の内容を理解している。 (会社法施行規則129条以下、会社計算規則121条以下)。 ○各事業年度に係る計算書類を確定する機関ならびに「承認特則規定」(会社法439条、会社法施行規則116条5号、会社計算規則135条)とは何かおよびその特則規定の適用要件について理解している。 ○計算書類に係る公告が求められる理由および計算書類の公告制度の概要を説明することができる。	
	教科書272~274頁 百選76~79事件	60分
第13回	第13回 資本金および準備金 (〃 3-5-5) ○「資本金」および「準備金」(法定準備金)とはどのようなものか、理解している。 ○資本金または準備金が増加する場合と減少する場合、および資本金または準備金を株主総会決議によって減少する場合に必要なとされる会社法上の手続について、理解している(なお、必要とされる債権者異議手続については、3-7-2-2-4の項目参照)。 ○「欠損の額」(会社法449条1項2号、会社計算規則151条)とは何かを理解している。 ○資本金減少の無効を主張するためには資本金減少無効の訴えという方法によらなければならないことを理解し、資本金減少無効の訴えの無効原因・原告適格・被告・提訴期間・無効判決の効力について、説明することができる。	
	教科書274~278頁	分

第14回	第14回 剰余金の配当および剰余金の処分 (# 3-5-6) ○剰余金の配当をすることができる時期および剰余金の配当をする場合の手続について理解している。 ○会社法上の手続に違反した剰余金の配当の効力について説明することができる。 ○「中間配当」とは何かを理解している。 ○「分配特則規定」(会社法459条)とは何か、そのような定款規定を置くことができる会社がどのような会社か、およびその定款規定が効力を有するための要件はどのようなものか(会社計算規則155条)、理解している。 ○いわゆる「現物配当」を実行するための手続ならびに「金銭分配請求権」および「基準株式数」に係る制度の内容について理解している。 ○「分配可能額」とは何か、およびその金額が「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」の合計額を基礎とすることを理解している(会社法446条、461条2項、会社計算規則149条)。 ○分配可能額を超過した剰余金の配当の効力と役員等の責任について説明することができる。 ○「剰余金についてのその他の処分」とは何かを理解している(会社法452条)。	
	教科書295～303頁	60分
第15回	第15回 解散・清算 (# 3-8) ○解散および清算とは何か、ならびに解散と清算の関係を理解している。 ○株式会社の解散事由を理解している。 ○解散判決が認められる要件(会社法471条6号、833条)を理解している。 ○「休眠会社」とは何かを理解し、そのみなし解散の制度(会社法472条)の趣旨について説明することができる。 ○解散株式会社がすることができない行為を理解している(会社法474条)。 ○株式会社を清算しなければならない場合を理解している。 ○清算株式会社が有する能力について説明することができる。 ○清算株式会社の機関について理解している。 ○清算株式会社における債務の弁済および残余財産の分配に関する会社法の規律の概要を理解している。 ○清算株式会社の清算事務が終了したときの手続について理解している。 ○特別清算手続の特徴、他の倒産処理手続との相違点について理解している。	
	教科書359～365頁。 百選95事件	60分
授業の方法		
講義形式を主体とするが、企業組織法A・Bと同様、前回の授業内容の理解度を計るため、質疑応答を行うこともある。また、2～3回、判例の理解度を確認するため、小テストを行う予定である。		
成績評価の方法		
定期試験：70点 平常点：30点(出席状況：15点/小テスト：5点×2回) その他：発言、質問、討論への参加等考慮する。 小テスト：授業の冒頭で10分～15分程度、判例の確認テストを行う。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)に準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法総則・債権総論・民事訴訟法・商法総則・金融商品取引法		
テキスト		
・伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征著 『リーガルクエスト会社法(第4版)』3132円(有斐閣) ISBN 978-4-641-17927-1 ・江頭憲治郎他編 『会社法判例百選(第3版)』(有斐閣)		
参考書		
・江頭憲治郎著 『株式会社法(第7版)』(有斐閣) 6048円 ISBN978-4641137158 ・神田秀樹 『会社法(第19版)』(弘文堂) 2500円 ISBN978-4335304712		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトで周知する。		

科目名	民事訴訟法II		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080411223	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

民事訴訟法における条文や各種法理を実践的に用いることができる基礎的運用能力を養うことがこの講義の目的である。そこで、(1) 事案を整理・読解し、法律的に重要な事実を的確に把握すること、(2) 事実関係に民事訴訟法上の要件や基準を的確にあてはめ、その適用や類推適用をすること、さらに、(3) 判例・学説の立場を批判的に検討すること、以上ができるようになることが到達目標である。

到達目標

民事訴訟法の基礎知識を解釈のために運用できる実力を養成する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	ガイダンス・UNIT1重複訴訟の禁止と相殺の抗弁 講義のガイダンスの後、重複訴訟禁止原則の要件・効果についての判例・学説を確認し、その実質的な機能を検討するとともに、論争点の多い相殺の抗弁に関する諸問題を検討する(コアカリキュラム第3章の3-3-2)。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第2回	UNIT1重複訴訟の禁止と相殺の抗弁(つづき) 重複訴訟禁止原則の要件・効果についての判例・学説を確認し、その実質的な機能を検討するとともに、論争点の多い相殺の抗弁に関する諸問題を検討する(コアカリキュラム第3章の3-3-2)。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第3回	UNIT5訴えの利益 確認の訴えを中心として、最も実効ある紛争解決ないしは権利保護という「訴えの利益」が、どのような視角や基準によって判断されるのかを各種の事案を通して分析し、考察する。これに加え、訴訟要件に関する諸規律についても、その理解を確認する(コアカリキュラム第3章の3-2-1(1)(2)、3-2-2(1)ないし(4))。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分

第4回	UNIT5訴えの利益（つづき） 確認の訴えを中心として、最も実効ある紛争解決ないしは権利保護という「訴えの利益」が、どのような視角や基準によって判断されるのかを各種の事案を通して分析し、考察する。これに加え、訴訟要件に関する諸規律についても、その理解を確認する（コアカリキュラム第3章の3-2-1(1)(2)、3-2-2(1)ないし(4)）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第5回	UNIT7処分権主義 民事訴訟の基本原則の1つである処分権主義の具体的な現れ方を、債務不存在確認訴訟（消極的確認の訴え）、引換給付判決の可否ないしはその限度、および上訴審における不利益変更禁止の3つの角度から検討し、処分権主義についての理解を深める。その際、訴訟物理論や訴えの変更等についても触れる（コアカリキュラム第3章の3-4-2、第7章の7-1の一部）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第6回	UNIT7処分権主義（つづき） 民事訴訟の基本原則の1つである処分権主義の具体的な現れ方を、債務不存在確認訴訟（消極的確認の訴え）、引換給付判決の可否ないしはその限度、および上訴審における不利益変更禁止の3つの角度から検討し、処分権主義についての理解を深める。その際、訴訟物理論や訴えの変更等についても触れる（コアカリキュラム第3章の3-4-2、第7章の7-1の一部）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第7回	UNIT17判決効の客観的範囲と上訴の利益 設例・教材に基づいて、既判力の客観的範囲、判決理由中の判断の拘束力、および、上訴の利益などについて考える（コアカリキュラム第5章の5-1-3、第7章の7-1）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第8回	UNIT17判決効の客観的範囲と上訴の利益（つづき） 設例・教材に基づいて、既判力の客観的範囲、判決理由中の判断の拘束力、および、上訴の利益などについて考える（コアカリキュラム第5章の5-1-3、第7章の7-1）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第9回	第9回 UNIT18既判力の時的限界 訴訟における形成権行使、とりわけ建物買取請求権の基準時後の行使の可否、請求異議訴訟の訴訟物の捉え方と一部認容判決などを検討する（コアカリキュラム第5章の5-1-3）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分

第10回	UNIT18既判力の時的限界（つづき） 訴訟における形成権行使、とりわけ建物買取請求権の基準時後の行使の可否、請求異議訴訟の訴訟物の捉え方と一部認容判決などを検討する（コアカリキュラム第5章の5-1-3）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第11回	UNIT16一部請求 設例・教材に基づいて、一部請求の可否、一部請求と過失相殺、一部請求後の残額請求、および、判決確定後の損害額の増減などについて考察する（コアカリキュラム第3章の3-4-2、第5章の5-1-3、第7章の7-1）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第12回	UNIT16一部請求（つづき） 設例・教材に基づいて、一部請求の可否、一部請求と過失相殺、一部請求後の残額請求、および、判決確定後の損害額の増減などについて考察する（コアカリキュラム第3章の3-4-2、第5章の5-1-3、第7章の7-1）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第13回	UNIT19判決効の主観的範囲 設例・教材に基づいて、判決効の主観的範囲などについて考察する（コアカリキュラム第5章の5-1-3）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第14回	UNIT19判決効の主観的範囲（つづき） 設例・教材に基づいて、判決効の主観的範囲などについて考察する（コアカリキュラム第5章の5-1-3）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分
第15回	UNIT19判決効の主観的範囲（つづき） 設例・教材に基づいて、判決効の主観的範囲などについて考察する（コアカリキュラム第5章の5-1-3）。	
	UNITの参考文献を読んでQUESTIONの解答を作成しておくこと。	120分

授業の方法

各週ごとに、テキストや教材の事例と設問に即して双方向授業を進める。事例や判例の事実関係の分析、当該事例において当事者がとった法律構成や、それに即した訴訟法上の手段の適否などを、ソクラティック・メソッドによる質疑応答を通じて考え、これにより、訴訟法上の重要問題の理解を深める。問題演習を通じていままで学習してきた民事訴訟法の知識を深める。

成績評価の方法

講義中への参加度（20％）と定期試験の成績（80％）の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅰ・民法・商法の基本的知識が必用。

テキスト

三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』（有斐閣，2014年，5,724円）ISBN 978-4-641-13665-6

参考書

高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣，2015年，3,024円）ISBN 978-4-641-11527-9
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』（弘文堂，2018年刊行予定）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事訴訟法III		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080411224	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
民事訴訟法Ⅱの講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養うことがこの講義の目的です。			
到達目標			
次のことができるようになることです。 1 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。 2 これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。 3 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。 4 1から3までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	(講義全体について) テキストの設例に基づき、設問についての検討を行うことを中心とします。各回に検討する予定のテキストのユニットと主要な主題は以下のとおりです。各回の末尾の()内は、主に関連する共通到達目標モデル(第2次案修正案)の章と項目番号ですが、そこに掲げられた項目の全てを取り上げるとは限りません。 (第1回について) ガイダンス・UNIT2 送達・訴訟手続の中断 ガイダンスとして授業の進め方、予習、復習の仕方等について説明する。次いで、訴訟における文書の送達及び訴訟手続の中断と受継などについて検討する。(第4章の4-1-3、4-1-4) (全ての回について必要な予習) 1 設例の事実関係を把握してメモを作る。 2 これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理をする。 3 テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解する。 4 テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをする。 (全ての回について必要な復習) 1 予習で確認しなかったのに、講義の中で言及された条文、概念、判例等を六法、教科書等で再確認して、整理する。 2 テキストの設問についてのクラスメートや教師の解答、説明と自分が予習した解答とを比べて、知識や考え方の誤りの有無を、教科書等で確認する。 3 講義を聞いたり復習をする中で生じた疑問点をメモし、考えてみる。		
第2回	UNIT2 送達・訴訟手続の中断(つづき) 引き続き、訴訟における文書の送達及び訴訟手続の中断と受継などについて検討する。(同上) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第3回	UNIT9 弁論主義・自白 弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(第4章の4-3-1、4-3-3) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第4回	UNIT9 弁論主義・自白(つづき) 引き続き、弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(同上) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第5回	UNIT9 弁論主義・自白(つづき) 引き続き、弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(同上) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第6回	UNIT10 裁判所の訴訟指揮権 釈明、口頭弁論の分離、終結した口頭弁論の再開の問題を検討することを通じて、裁判所の訴訟指揮権の行使について考察する。(第4章の4-2-4、4-3-1) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第7回	UNIT10 裁判所の訴訟指揮権(つづき) 引き続き、釈明、口頭弁論の分離、終結した口頭弁論の再開の問題を検討することを通じて、裁判所の訴訟指揮権の行使について考察する。(同上) 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。

第8回	UNIT11 口頭弁論の準備 各種の争点整理手続の検討や争点整理の過程で生ずる時機に後れた攻撃防御方法についての対応の検討を通じて、争点整理手続のあり方を考察する。(同上及び第4章の4-2-1、4-2-3)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	UNIT11 口頭弁論の準備(つづき) 引き続き、各種の争点整理手続の検討や争点整理の過程で生ずる時機に後れた攻撃防御方法についての対応の検討を通じて、争点整理手続のあり方を考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	UNIT12 事実認定の基礎 ほとんどの民事訴訟事件では、事実認定で勝敗が決まる。その重要な事実認定のしかたの基礎的なことがらについて検討する。(第4章の4-3-4、4-3-5、4-3-7)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	UNIT12 事実認定の基礎(つづき) 引き続き、事実認定のしかたの基礎的なことがらについて検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	UNIT13 立証活動 事実を証明するための立証活動についての基本的な考え方、民事訴訟法に定められた証拠収集の手段、その中でも問題点の多い文書提出命令、損害額の立証が困難な場合の対応について考察する。(第3章の3-1、第4章の4-2-1、4-3-7、4-3-9、4-3-12)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	UNIT13 立証活動(つづき) 引き続き、事実を証明するための立証活動についての基本的な考え方、民事訴訟法に定められた証拠収集の手段、その中でも問題点の多い文書提出命令、損害額の立証が困難な場合の対応について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	UNIT15 訴訟上の和解 訴訟上の和解の効力についての論点、訴訟代理人の和解権限、和解の手続的規律について考察する。(第2章の2-2-4、第5章の5-2-4)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	UNIT15 訴訟上の和解(つづき) 引き続き、訴訟上の和解の効力についての論点、訴訟代理人の和解権限、和解の手続的規律について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		
テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。準備学修(予習、復習)の欄に記載した予習がされていることは当然の前提として、教師からの発問に対する予習に基づいた解答の発表、教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。		
成績評価の方法		
講義中の発表、応答、討論への参加、予習レポートの提出等による平常点(20%)と定期試験の成績(80%)の総合評価によります。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法・商法の基本的知識が必要。民事訴訟法Ⅰの修得が必要。民事訴訟法Ⅱの最低所要出席日数の履修が必要。		
テキスト		
三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』(有斐閣, 5714円) ISBN978-4-641-13665-6		
参考書		
1 各人が民事訴訟法Ⅰあるいはその他の民事訴訟法の講義で学習した民事訴訟法の教科書(ただし、あまり簡略なもの、古いものを除く) 2 テキストの設問中の小問の後に掲げられている文献及び判例 しいて、特定の図書を挙げるならば、掲げられている回数が多い次の図書 高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版補訂版』(有斐閣, 5985円) ISBN 978-4-641-13655-7 高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 第2版補訂版』(有斐閣, 6264円) ISBN 978-4-641-13688-5		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトで周知する。		

科目名	民事法総合 A		
教員名	尾関 幸美、萩澤 達彦、上原 由起夫、渡邊 知行、中田 明、西田 美昭		
科目ナンバー	2080411231	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
この授業のねらいは、民事法の判例・条文の知識の確認をした上で、具体的な事案の検討を通じて、それらの有機的な理解および応用的な問題解決能力を養うことである。3年次の学生は、2年次までで民事法のすべての科目を学習済みである。しかし、司法試験の合格という最終目的を考えると、まだそのレベルには達していないと思われる。 また、実際に実務家になった時には、単なる法律の基礎的な知識の修得のみならず、実務的な視点からの考察・理解が必要であると考えられるので、各分野につき、実務と理論の架橋を意識した授業内容を心がける予定である。 各担当科目の教員は、以下のとおりである。 (担当) ・民法 上原由起夫、渡邊知行 ・民事訴訟法・民事実務 萩澤達彦、西田美昭 ・商法・会社法 中田明、尾関幸美			
到達目標			
この講義では判例研究・問題演習を通じて、民法・商法・会社法、民事訴訟法・民事実務を融合して運用できるレベルに到達することを最終的な目標とする【DP1・2】。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	民法（第1回） 上原・渡邊（敬称略。以下同）		
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。		120分
第2回	"（第2回）		
	"		120分
第3回	"（第3回）		
	"		120分

第4回	"（第4回）	
	"	120分
第5回	民法（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第6回	民事訴訟法・民事実務（第1回） 萩澤・西田	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第7回	"（第2回）	
	"	120分
第8回	"（第3回）	
	"	120分
第9回	"（第4回）	
	"	120分

第10回	"（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第11回	商法・会社法（第1回） 中田・尾関	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第12回	"（第2回）	
	"	120分
第13回	"（第3回）	
	"	120分
第14回	"（第4回）	
	"	120分
第15回	"（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分

授業の方法

事前に各科目につき、課題をポータルサイト等で指示するので、各担当教員の指示に従い、予め解答を作成・提出し、あるいは教材を予習し、それについて議論をすることにより授業が進行する。

成績評価の方法

科目毎に、5回目に授業内試験を行い、試験、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等の総合的に評価する（配点の目安は、原則として、試験80%、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等20%である。ただし、科目により配点が異なる場合がある。この場合には、その科目の講義の最初にその旨の指示をする）。また、成績の最終評価は、3科目の合計で評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠し、3分の2以上の出席が、単位認定の必須条件である。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

財産法、家族法、企業法、民事訴訟法、民事実務基礎

テキスト

- ・授業の際に、各科目につき、担当者が具体的に指示するが、現時点で予定しているものは、次のとおりである。
- ・民法 講義の最初に指示する。
- ・民事訴訟法・民事実務 学期初めに事前配布する資料による。
- ・商法・会社法 講義の最初に指示する。

参考書

- ・民事訴訟法 三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法（第4版）』有斐閣
- ・商法・会社法 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』有斐閣、神田秀樹『会社法（第17版）』弘文堂、伊藤靖史・大杉謙一他『リーガルクエスト会社法（第3版）』有斐閣

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事法総合 B		
教員名	尾関 幸美、萩澤 達彦、上原 由起夫、渡邊 知行、中田 明、西田 美昭		
科目ナンバー	2080411231	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
この授業のねらいは、民事法の判例・条文の知識の確認をした上で、具体的な事案の検討を通じて、それらの有機的な理解および応用的な問題解決能力を養うことである。3年次の学生は、2年次までで民事法のすべての科目を学習済みである。しかし、司法試験の合格という最終目的を考えると、まだそのレベルには達していないと思われる。 また、実際に実務家になった時には、単なる法律の基礎的な知識の修得のみならず、実務的な視点からの考察・理解が必要であると考えられるので、各分野につき、実務と理論の架橋を意識した授業内容を心がける予定である。 各担当科目の教員は、以下のとおりである。 (担当) ・民法 上原由起夫、渡邊知行 ・民事訴訟法・民事実務 萩澤達彦、西田美昭 ・商法・会社法 中田明、尾関幸美			
到達目標			
この講義では判例研究・問題演習を通じて、民法・商法・会社法、民事訴訟法・民事実務を融合して運用できるレベルに到達することを最終的な目標とする【DP1・2】。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	民法（第1回） 上原・渡邊（敬称略。以下同）		
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。		120分
第2回	"（第2回）		
	"		120分
第3回	"（第3回）		
	"		120分

第4回	"（第4回）	
	"	120分
第5回	民法（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第6回	民事訴訟法・民事実務（第1回） 萩澤・西田	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第7回	"（第2回）	
	"	120分
第8回	"（第3回）	
	"	120分
第9回	"（第4回）	
	"	120分

第10回	"（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第11回	商法・会社法（第1回） 中田・尾関	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第12回	"（第2回）	
	"	120分
第13回	"（第3回）	
	"	120分
第14回	"（第4回）	
	"	120分
第15回	"（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分

授業の方法

事前に各科目につき、課題をポータルサイト等で指示するので、各担当教員の指示に従い、予め解答を作成・提出し、あるいは教材を予習し、それについて議論をすることにより授業が進行する。

成績評価の方法

科目毎に、5回目に授業内試験を行い、試験、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等の総合的に評価する（配点の目安は、原則として、試験80%、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等20%である。ただし、科目により配点が異なる場合がある。この場合には、その科目の講義の最初にその旨の指示をする）。また、成績の最終評価は、3科目の合計で評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠し、3分の2以上の出席が、単位認定の必須条件である。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

財産法、家族法、企業法、民事訴訟法、民事実務基礎

テキスト

- ・授業の際に、各科目につき、担当者が具体的に指示するが、現時点で予定しているものは、次のとおりである。
- ・民法 講義の最初に指示する。
- ・民事訴訟法・民事実務 学期初めに事前配布する資料による。
- ・商法・会社法 講義の最初に指示する。

参考書

- ・民事訴訟法 三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法（第4版）』有斐閣
- ・商法・会社法 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』有斐閣、神田秀樹『会社法（第17版）』弘文堂、伊藤靖史・大杉謙一他『リーガルクエスト会社法（第3版）』有斐閣

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑法III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080411303	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要	
本科目は、2年次にふさわしい刑法総論及び刑法各論の双方を融合した論点を扱う科目と位置づけて授業を行うこととしたい。	

到達目標	
法科大学院教育においては、事実の法的評価能力の涵養が大きな課題とされていることから、本科目においては、刑法解釈学の基本だけではなく、刑法の観点からの事実評価の能力の涵養を到達目標とする。	

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	準備学修(予習・復習等) 他人の故意行為の介入と因果関係 第2章第4節(第1編 いわゆるコア・カリキュラム以下同じ)	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第2回	不真正不作為犯における作為義務 第2章第5節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第3回	正当防衛(積極的加害意思、防衛の意思、武器対等の原則) 第3章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分

第4回	早すぎた構成要件の実現と殺人罪の着手時期 第2章第3節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第5回	共謀共同正犯（共謀と正犯性の実質との関係等） 第6章第2節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第6回	共犯関係からの離脱 第6章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第7回	過失犯の構造と注意義務違反（薬害エイズ事件を素材とし、過失犯概念を整理する。） 第2章第7節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第8回	財産罪における占有概念（刑法における預金の占有概念を含む。） 第2章第2節（第2編以下同じ）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第9回	強盗罪の諸問題（「強盗の機会、事後強盗罪、強姦犯人による財物の領得等」 第3章	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分

第10回	不動産侵奪罪の諸問題（最高裁判例を中心に） 第2章第4節	
	事前配布予定の資料を読んで授業に臨むこと	90分
第11回	欺罔行為（クレジットカード詐欺を中心にして） 第4章第3節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第12回	横領と背任の区別 第7章第5節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第13回	放火罪の諸問題（平安神宮事件を素材とする建造物の一個性等） 第1章第2節（第3編）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第14回	文書偽造罪の諸問題（国際旅行連盟事件を素材にした作成名義人の特定方法等） 第2章（第3編）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第15回	身分犯と共犯（刑法65条1項、2項の擬律等） 第6章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分

授業の方法

昨年度の授業において、あらかじめ報告者に課題に関するレジュメを作成願い、これを受講生が事前に検討した上、授業に臨む方式を採用したところ、双方向授業に資する良い結果が得られたので、本年度も同様の方法によることを考えている。

成績評価の方法

成績評価は、期末試験70%に加え、授業への出席状況、報告内容の程度、討議への参加状況等を平常点として、30%として総合評価を行う。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

未修者については、1年次の刑法各科目の履修を前提とする。

テキスト

事例研究刑事法（刑法・第2版）井田良ほか。

参考書

「時の判例」報告の際、「時の判例」に掲載された最高裁判例の紹介をお願いする予定である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内専用ホームページで周知する。

科目名	刑事訴訟法II		
教員名	関 聡介		
科目ナンバー	2080411312	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本科目は、刑事訴訟法の対象分野のうち、主として、捜査段階（起訴前段階）の諸手続を対象とする。 具体的には、井上・酒巻・大澤・川出・堀江「ケースブック刑事訴訟法第4版」（有斐閣。以下「教科書」）が取り上げている26のユニットのうち、捜査の端緒から起訴の直前の段階に至るまでの内容（ユニット1～11）につき、各回1ユニット程度を目安に検討を行う。ただし、捜査段階で収集した証拠が公判段階でどのように取り扱われるかを確認するという観点で、違法収集証拠排除法則（ユニット25）については補足的に取り上げる予定である。 ※各ユニットに含まれる設問のうちどの部分を検討対象とするか、という点に関しては、ガイダンス時に受講者の学修状況や希望等を踏まえて決定する。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を涵養するため、以下の2点を主たる目標とする。 ①刑事手続の流れ全体について正確かつ具体的な知識を習得する。 ②捜査段階で発生する具体的な事象について、問題点を発見し、判例等を踏まえた妥当な結論を見出し、説得力ある理由付けを提示する能力を向上させる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス 刑事手続全体の流れの確認（ビデオ教材とオリジナルレジュメを使用）		
	予習】捜査の端緒から上訴に至るまでの刑事手続の過程を、関連条文とともに、教科書等で確認しておく。		60
第2回	ユニット1（任意捜査と強制捜査） コア・カリキュラム 第1編第1章		
	【予習】当該ユニットに含まれるElementaryとBasicの各設問について検討し、教室で自らの見解を述べるができるように準備する		60～90
第3回	ユニット2（職務質問・所持品検査） 第2章第3節、第4節		
	【予習】同上		同上

第4回	ユニット3（任意同行と取調べ） 第4章第1節	
	【予習】 同上	同上
第5回	ユニット4（写真撮影） 第7章第1節	
	【予習】 同上	同上
第6回	ユニット5（おとり捜査） 第7章第4節	
	【予習】 同上	同上
第7回	ユニット6（逮捕・勾留） 第3章第4節	
	【予習】 同上	同上
第8回	ユニット7（令状による捜索・差押え） 第5章第4節	
	【予習】 同上	同上
第9回	ユニット8（逮捕に伴う無令状の捜索・差押え） 第5章第5節	
	【予習】 同上	同上

第10回	ユニット9（強制採尿） 第6章第3節	
	【予習】 同上	同上
第11回	ユニット10（会話・通信の傍受） 第7章第2節	
	【予習】 同上	同上
第12回	ユニット11（身柄拘束中の被疑者と弁護人の接見交通） 第8章第2節	
	【予習】 同上	同上
第13回	ユニット25（違法収集証拠の証拠能力） 第2編第4章	
	【予習】 同上	同上
第14回	ユニット1～3、6、11	
	【予習】 当該各ユニットのAdvancedの設問について検討し、教室で自らの見解を述べることができるように準備する。	60～120
第15回	ユニット4、5、7～10	
	【予習】 同上	同上

授業の方法

対象となる設問について、指名された受講生は自分の意見を述べる。これに対して他の受講生や教員が意見を述べ、ディスカッションを行う。
その上で、教員が必要な解説を行う。

成績評価の方法

期末試験の成績 70%、授業における発言等の状況・内容 30%

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法Ⅰの履修終了程度の知識

テキスト

井上・酒巻・大澤・川出・堀江「ケースブック刑事訴訟法第4版」（有斐閣）

参考書

新関・神垣・金谷・佐々木・小林「増補 令状基本問題」（上・下）（一粒社）
高麗邦彦・芦澤政治編「令状に関する理論と実務」（1・2）（別冊判例タイムズ）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ガイダンス時に受講者の予定も踏まえて定める。なお、第1回講義より前の問い合わせ等は、事務局経由でメールを送付されたい。

科目名	刑事訴訟法III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080411313	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要

近年、刑事訴訟法の分野においても、判例の重要性が高まっており、具体的事案を踏まえた判例の正確な理解が不可欠である。また、本科目においては、刑事手続のうち、公判手続を中心とした項目を検討することとなる。特に、公判手続においては、訴因と伝聞証拠の理解が重要である。

到達目標

これまでの授業経験を踏まえると、諸君は訴因変更と伝聞証拠を苦手とし、それが理由で刑事訴訟法に自信がないと感じている諸君が多いように見受けられる。そこで、到達目標は、訴因変更及び伝聞証拠の基本を理解し、苦手意識をなくすことに置きたいと考えている。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	教科書ユニット1 2 (公訴権の運用とその規制) 第2編第1章 (いわゆるコア・コアカリキュラム以下同じ)	
	少なくとも教科書の以下の設問を予習し、授業において回答できるよう準備すること (以下同じ) 設問 1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27	120分
第2回	教科書ユニット1 3 (公訴の提起) 第2編第2章	
	設問 6, 7, 9, 11, 13, 14, 16, 19, 22, 28, 30, 31, 34, 35, 37, 39, 4154, 57, 62	150分
第3回	教科書ユニット1 4 (訴因の明示・特定) 第3編第1～3章	
	設問 1, 3, 7, 9, 11, 13, 14, 16, 19, 21, 23, 25, 26, 29, 32	120分

第4回	教科書ユニット15（訴因の変更）その1 第3編第4章	
	設問 1, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 13, 15, 18, 19, 21, 22, 25, 27 31, 35	180分
第5回	教科書ユニット15（訴因の変更）その2 第3編第4章	
	設問 37, 39, 41, 43, 44, 47, 51, 53, 55, 57, 59, 63, 65, 71, 73, 75, 81, 83, 88, 91, 92	180分
第6回	教科書ユニット16（被告人・弁護人） 第4編第3、4章	
	設問 1, 3, 5, 7, 8, 11, 20, 21, 23, 25	120分
第7回	教科書ユニット17（黙秘権・自己負罪特権） 第1編第8章第1節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 23, 25, 27, 31, 39, 41	150分
第8回	教科書ユニット19（挙証責任と推定） 第5編第1章第8節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 22, 23, 25	150分
第9回	教科書ユニット20（証拠の関連性） 第5編第1章第5節	
	設問 1-12の全問と13, 15, 17, 19, 21, 23, 25	120分

第10回	教科書ユニット2 1（自白の証拠能力） 第5編第2章第1節	
	設問 2, 5, 7, 9, 11, 15, 18, 20, 21, 23, 28, 32, 33, 41, 44, 46, 49, 53, 55, 57	150分
第11回	教科書ユニット2 2（補強証拠） 第5編第2章第2節	
	設問 1, 3, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 17, 19, 20, 21, 22, 23	120分
第12回	教科書ユニット2 3（伝聞証拠の意義） 第5編第3章第1節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 19, 23, 24 27, 29	150分
第13回	教科書ユニット2 4（伝聞例外）その1 第5編第3章第2節	
	設問 1, 2, 6, 7, 9, 11, 13, 17, 19, 24, 27, 29, 31, 34, 41, 43, 45, 47	180分
第14回	教科書ユニット2 4（伝聞例外）その2 第5編第3章第2節	
	設問 51, 53, 55, 57, 59, 61, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 71, 73, 75	180分
第15回	教科書ユニット2 6（裁判） 第6編	
	設問 1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25	120分

授業の方法

従来の授業評価アンケートの結果等を踏まえ、あらかじめ授業で取り上げる予定の設問をお伝えするが、受講者においては、指定された設問だけでなく、他の設問についても検討を行うことが強く期待されていることは言うまでもない。

本授業のテキストは、設問相互の関係から、出題者の意図を探ることができる構成となっており、その検討を行うこと自体が法的思考の涵養に役立つものである。

予習方法の一例としては、まず、基本書により基礎的理解を確認した上、設問全体を検討する。その上で、「時の判例」及び下記参考書等により、論点を把握するというプロセスが考えられる。

授業形式は、受講者の検討結果を踏まえ、討議を双方向形式で行うこととしたい。必要に応じ、レジュメを配布する。

成績評価の方法

原則として期末試験の結果に基づき評価（70%）するが、授業への出席回数・授業中の発表内容や討論への参加状況・発言内容等（30%）を加味して、最終的な成績評価とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法1の履修終了又はこれと同程度の刑事訴訟法の理解を必要とする。

テキスト

井上正仁ほか「ケースブック刑事訴訟法第4版」（有斐閣）

参考書

酒巻匡「刑事訴訟法」有斐閣（2015年11月）

大久保隆志「刑事訴訟法」法学叢書（2014年4月）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法総合 A		
教員名	竹村 眞史、大塚 裕史		
科目ナンバー	2080411321	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
・最終学年の刑事法系の総仕上げとして、刑法及び刑訴法的事例問題の自宅起案や質疑応答、討論を主体としたカリキュラムを行います。 ・刑法分野担当＝大塚 ・刑訴法分野担当＝竹村			
到達目標			
・具体的事案の検討、分析能力を身につける。 ・検討・分析した結果を文章化できる起案能力を身につける。 ・検討・分析した結果を整理しわかりやすい形で他人に伝えることができる能力にを身につける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	【ガイダンス】＝講義の進め方の説明、班分けやスケジュールの確認等。		
	(特になし)	(特になし)	
第2回	【刑法】総合事例演習(1)その1 不作為犯、因果関係論に関する基本的知識の確認		
	因果関係・不作為犯の主要論点についてテキストの該当箇所を自習	120分	
第3回	【刑法】基本総合演習(1)その2 不作為犯、因果関係を中心とする事例問題演習		
	事例問題について自宅起案	同上	

第4回	【刑法】総合事例演習（2）その1 早すぎた構成要件の実現、放火罪に関する基本的知識の確認	
	早すぎた構成要件の実現、放火罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習	同上
第5回	【刑法】総合事例演習（2）その2 早すぎた構成要件の実現、放火罪を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第6回	【刑法】総合事例演習（3）その1 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯に関する基本的知識の確認	
	横領・背任罪・文書偽造罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習	同上
第7回	【刑法】総合事例演習（4）その2 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第8回	【刑法】即日起案演習 ※A Bまとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	必要に応じて総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）
第9回	【刑訴法】総合事例演習（1） 捜査分野（公訴含む）	
	捜査・公訴分野についての基礎知識の確認 事例問題について自宅答案構成起案	60～120分程度 ※出題時に問題毎の起案 目安時間を個別指定しま す。

第10回	【刑訴法】総合事例演習（2） 捜査分野（公訴含む）	
	同上	同上
第11回	【刑訴法】総合事例演習（3） 捜査分野（公訴含む）	
	同上	同上
第12回	【刑訴法】総合事例演習（4） 公判分野（公訴含む）	
	公訴・公判分野についての基礎知識の確認 事例問題について自宅答案構成起案	同上
第13回	【刑訴法】総合事例演習（5） 公判分野（公訴含む）	
	同上	同上
第14回	【刑訴法】総合事例演習（6） 公判分野（公訴含む）	
	同上	同上
第15回	【刑訴法】即日起案演習 ※A B まとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	【刑訴法】総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）

授業の方法

・自宅起案は、当該講義日の3週間前に出題、2週間前までに起案（答案構成）提出、という形を予定しますが、詳細は、3月下旬に実施予定の在校生向けオリエンテーションの際に告知します。
※【第8回（5月24日）】及び【第15回（7月12日）】に実施する即日起案は、A Bともに7限（必要に応じ時間延長）に行う予定です。
Aの受講生もこの両日は夜間のスケジュール確保をお願いします。なお、サテライトでも同時刻実施できるかどうかについては、検討中です。
※本講義における起案や試験答案その他の提出物で、優れた内容のものについては一部を当年度ないし翌年度以降の講義の参考資料として利用させていただく場合があることを、予めご了解願います。

成績評価の方法

- ・学期末試験：行いません。
- ・刑法分野と刑訴法分野の評価比率は、1：1とします。
- ・配点比率は、
 - ・刑法・刑訴の合計2回の即日起案：合計40％程度
 - ・自宅起案（答案構成レポートを含む）：合計40％程度
 - ・発表、討論への参加状況（含・出席状況）：合計20％程度一を予定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

- ・刑事実体法及び手続法に関する基本的な知識（関連する憲法、国際人権法についての知識を含む。）

テキスト

特に定めません。

参考書

- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ 総論』第2版（日本評論社、2016年）
- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ 各論』第2版（日本評論社、2018年）
- ・大塚裕史『刑法総論の思考方法 第4版』（早稲田経営出版、2012年）
- ・大塚裕史『刑法各論の思考方法 第3版』（早稲田経営出版、2010年）
- ・田口守一『刑事訴訟法 第6版』（弘文堂、2012年）
- ・安富潔『刑事訴訟法 第2版』（三省堂、2013年）
- ・田口守一・佐藤博史・白取祐司『目で見える刑事訴訟法教材 第2版』（有斐閣、2009年）
- ・各判例百選、重判、最高裁判例解説など

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

【大塚】【竹村】追って、オリエンテーション等の際に告知します。

科目名	刑事法総合 B		
教員名	竹村 眞史、大塚 裕史		
科目ナンバー	2080411321	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
・最終学年の刑事法系の総仕上げとして、刑法及び刑訴法的事例問題の自宅起案や質疑応答、討論を主体としたカリキュラムを行います。 ・刑法分野担当＝大塚 ・刑訴法分野担当＝竹村			
到達目標			
・具体的事案の検討、分析能力を身につける。 ・検討・分析した結果を文章化できる起案能力を身につける。 ・検討・分析した結果を整理しわかりやすい形で他人に伝えることができる能力にを身につける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	【ガイダンス】＝講義の進め方の説明、班分けやスケジュールの確認等。		
	(特になし)	(特になし)	
第2回	【刑法】総合事例演習(1)その1 不作為犯、因果関係論に関する基本的知識の確認		
	因果関係・不作為犯の主要論点についてテキストの該当箇所を自習	120分	
第3回	【刑法】基本総合演習(1)その2 不作為犯、因果関係を中心とする事例問題演習		
	事例問題について自宅起案	同上	

第4回	【刑法】総合事例演習（2）その1 早すぎた構成要件の実現、放火罪に関する基本的知識の確認	
	早すぎた構成要件の実現、放火罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習	同上
第5回	【刑法】総合事例演習（2）その2 早すぎた構成要件の実現、放火罪を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第6回	【刑法】総合事例演習（3）その1 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯に関する基本的知識の確認	
	横領・背任罪・文書偽造罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習	同上
第7回	【刑法】総合事例演習（4）その2 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第8回	【刑法】即日起案演習 ※A Bまとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	必要に応じて総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）
第9回	【刑訴法】総合事例演習（1） 捜査分野（公訴含む）	
	捜査・公訴分野についての基礎知識の確認 事例問題について自宅答案構成起案	60～120分程度 ※出題時に問題毎の起案 目安時間を個別指定しま す。

第10回	【刑訴法】総合事例演習（2） 捜査分野（公訴含む）	
	同上	同上
第11回	【刑訴法】総合事例演習（3） 捜査分野（公訴含む）	
	同上	同上
第12回	【刑訴法】総合事例演習（4） 公判分野（公訴含む）	
	公訴・公判分野についての基礎知識の確認 事例問題について自宅答案構成起案	同上
第13回	【刑訴法】総合事例演習（5） 公判分野（公訴含む）	
	同上	同上
第14回	【刑訴法】総合事例演習（6） 公判分野（公訴含む）	
	同上	同上
第15回	【刑訴法】即日起案演習 ※A B まとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	【刑訴法】総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）

授業の方法

・自宅起案は、当該講義日の3週間前に出題、2週間前までに起案（答案構成）提出、という形を予定しますが、詳細は、3月下旬に実施予定の在校生向けオリエンテーションの際に告知します。
※【第8回（5月24日）】及び【第15回（7月12日）】に実施する即日起案は、A Bともに7限（必要に応じ時間延長）に行う予定です。Aの受講生もこの両日は夜間のスケジュール確保をお願いします。なお、サテライトでも同時刻実施できるかどうかについては、検討中です。
※本講義における起案や試験答案その他の提出物で、優れた内容のものについては一部を当年度ないし翌年度以降の講義の参考資料として利用させていただく場合があることを、予めご了解願います。

成績評価の方法

- ・学期末試験：行いません。
- ・刑法分野と刑訴法分野の評価比率は、1：1とします。
- ・配点比率は、
 - ・刑法・刑訴の合計2回の即日起案：合計40％程度
 - ・自宅起案（答案構成レポートを含む）：合計40％程度
 - ・発表、討論への参加状況（含・出席状況）：合計20％程度一を予定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

- ・刑事実体法及び手続法に関する基本的な知識（関連する憲法、国際人権法についての知識を含む。）

テキスト

特に定めません。

参考書

- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ 総論』第2版（日本評論社、2016年）
- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ 各論』第2版（日本評論社、2018年）
- ・大塚裕史『刑法総論の思考方法 第4版』（早稲田経営出版、2012年）
- ・大塚裕史『刑法各論の思考方法 第3版』（早稲田経営出版、2010年）
- ・田口守一『刑事訴訟法 第6版』（弘文堂、2012年）
- ・安富潔『刑事訴訟法 第2版』（三省堂、2013年）
- ・田口守一・佐藤博史・白取祐司『目で見える刑事訴訟法教材 第2版』（有斐閣、2009年）
- ・各判例百選、重判、最高裁判例解説など

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

【大塚】【竹村】追って、オリエンテーション等の際に告知します。

科目名	商取引法		
教員名	中田 明		
科目ナンバー	2080413004	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
商法第一編総則、第二編商行為及び消費者保護法について講義する。運送営業については、国際海上物品運送法とモントリオール条約についても言及する。商法の条文と判例を中心に、基礎的な知識を正確に身につけることを目標とする。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を実現するため、次の3点を到達目標とする。 ① 総則・商行為の条文と重要判例につき、正確な知識を身につける。 ② 一般的な法的思考能力を磨く。 ③ 専門領域につき、入門的な知識を得て、興味を持ってもらう。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	商人・商行為 商法適用の基礎概念である商人と商行為の概念について説明する。 テキスト第1編第2章 百選1ないし4、33ないし36 コア・カリキュラム（商法）第2編第1章、第2章 [予習] テキスト第1編第2章及び百選1ないし4、33ないし36を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		
第2回	商業登記 商業登記の効力について説明する。 テキスト第1編第3章 百選5ないし11 コア・カリキュラム（商法）第2編第5章 コア・カリキュラム（商法）第1編2-5、第2編第3章 [予習] テキスト第1編第3章及び百選5ないし11を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		
第3回	商号 商号権、名板貸等について説明する。 テキスト第1編第4章 百選12ないし17 コア・カリキュラム（商法）第1編2-1、第2編第4章 [予習] テキスト第1編第4章及び百選12ないし17を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		
第4回	営業譲渡(事業譲渡) 営業譲渡の際の債権債務関係の承継について説明する。 テキスト第1編第8章 百選18ないし21 コア・カリキュラム（商法）第1編2-4、第2編第8章 [予習] テキスト第1編第8章及び百選18ないし21を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		
第5回	商業帳簿 会社法の会計帳簿と関連付けて説明する。 テキスト第1編第5章 百選25、26 コア・カリキュラム（商法）第2編第5章 [予習] テキスト第1編第5章及び百選25、26を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		
第6回	商業使用人 表見支配人等について説明する。 テキスト第1編第6章 百選27ないし30 コア・カリキュラム（商法）第1編2-2、第2編第6章 [予習] テキスト第1編第6章及び百選27ないし30を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。		

第7回	商行為総則 商行為法の民法に対する特則について説明する。 テキスト第2編第1章 百選37ないし49 コア・カリキュラム（商法）第3編第1章	
	[予習] テキスト第2編第1章及び百選37ないし49を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第8回	商事売買 民法の瑕疵担保責任に対する特則について説明する。 テキスト第2編第2章第1節 百選50ないし59 コア・カリキュラム（商法）第3編第2章	
	[予習] テキスト第2編第2章第1節及び百選50ないし59を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第9回	交互計算 交互計算不可分の原則等について説明する。 テキスト第2編第3章 百選80, 81 コア・カリキュラム（商法）第3編第3章	
	[予習] テキスト第2編第3章及び百選80, 81を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第10回	匿名組合 実務でよく使われる匿名組合の基本的な仕組みについて説明する。 テキスト第2編第4章 百選82 コア・カリキュラム（商法）第3編第4章	
	[予習] テキスト第2編第4章及び百選82を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第11回	代理商 商業使用人、仲立、問屋との違いを理解できるように説明する。 テキスト第1編第7章 百選31, 32 コア・カリキュラム（商法）第1編2-3、第2編第7章	
	[予習] テキスト第1編第7章及び百選31, 32を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第12回	仲立営業 民事仲立人と共に説明する。 テキスト第2編第5章第1節 百選83, 84 コア・カリキュラム（商法）第3編第5章	
	[予習] テキスト第2編第5章第1節及び百選83, 84を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第13回	問屋営業 問屋営業の特殊な法律関係について説明する。 テキスト第2編第5章第2節 百選85ないし89 コア・カリキュラム（商法）第3編第6章 運送営業 運送営業は実務で最も大切な法分野の一つであり、国際海上物品運送法、モントリオール条約と共に説明する。貨物引換証、船荷証券についても説明する。 テキスト第2編第6章 百選91ないし101 コア・カリキュラム（商法）第3編第7章	
	[予習] テキスト第2編第5章第2節及び百選85ないし89を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。 [予習] テキスト第2編第6章及び百選91ないし101を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30

第14回	運送取扱営業 問屋営業、運送営業との絡みで説明する。 テキスト第2編第7章 百選90 倉庫営業 倉荷証券等について説明する。 テキスト第2編第9章 百選105ないし107 コア・カリキュラム（商法）第3編第8章	
	[予習] テキスト第2編第7章及び百選90を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。 [予習] テキスト第2編第9章及び百選105ないし107を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
第15回	場屋営業 場屋営業者の特殊な保管責任について、説明する。 テキスト第2編第8章第2節 百選108 コア・カリキュラム（商法）第3編第9章 消費者保護法 特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法について説明する。 テキスト第2編第2章第2節 百選69ないし75	
	[予習] テキスト第2編第8章第2節及び百選108を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 条文を読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。 [予習] テキスト第2編第2章第2節及び百選69ないし75を読み、あらかじめ講義内容を把握する。 [復習] 授業で配布するレジュメを読み直し、内容を正確に理解しているか確認する。	30
授業の方法 対話形式と講義形式をミックスした形にしたい。		
成績評価の方法 期末試験80%、出席10%、授業での発言10%で評価する。成績はS:A:B:Cの割合を1:1:6:2とする。講義をまじめに受講しない場合、あるいは講義には出席しているが期末試験と授業での発言から法律家として必要な知識や思考方法がまだ全く備わっていないと判断した場合にはF評価とする。		
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目 民法の基礎知識		
テキスト 商法総則・商行為法[第6版]近藤光男、有斐閣法律学叢書 商法(総則・商行為)判例百選[第5版]江頭憲治郎・山下友信編、有斐閣		
参考書 商法I-総則・商行為[第5版]落合誠一・大塚龍児・山下友信、有斐閣Sシリーズ リーガルマインド商法総則、商行為法「第2版補訂版」弥永真生 （上記いずれかの方が使いやすい場合には、これを教科書として使っても、授業には支障がない） 商取引法[第七版]江頭憲治郎、有斐閣		
質問・相談方法等(オフィス・アワー) 水曜日18時から20時の間		

科目名	金融決済法 A		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080413005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
企業活動は、資金調達や取引の決済など、その多くを有価証券に依存しており、これら多くの有価証券のうち、手形・小切手はその利用が減少しているとはいえ、依然として中小企業の信用手段・決済手段として重要な役割を果たしている。また、手形・小切手は有価証券たる性質のすべてを備えているため、完全有価証券と呼ばれる。 この授業では、手形・小切手の経済的機能、基本原則および法的構造を学ぶことを目的とする。その上で、重要な判例の理解に努める。なお、時間の制約上、講義では約束手形を主として扱い、為替手形と小切手については約束手形と異なる点についてのみ適宜、言及する。			
到達目標			
この授業では民法を理解していること、とりわけ法律行為に関する正確かつ深い理解が求められる。これら民法の基本的理解を基礎として、手形法・小切手法の条文、判例等を読み込むことによって、立法趣旨、理論的構造を理解し、問題解決のための理論構成を見いだす力を身につけることを目標とする（DP 1・2）。なお、本講義の内容および目標は、「共通的到達目標モデル(第二次案修正案)」に準拠するものである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	有価証券法総説-基礎概念と考え方 （コアカリキュラム第4編 1-1） ○有価証券の意義および経済的機能について ○約束手形・為替手形・小切手の意義および経済的機能		
	予め配布するレジュメおよび各回の準備学修欄に指定した教科書を読んで授業に臨むこと。 教科書PART1第1・2章		30-40分
第2回	手形関係と原因関係 （Ⅱ 1-2） ○手形の性質および手形行為 ○手形の法的性質		
	教科書PART2第1章		60分
第3回	手形行為総論（Ⅱ 2-1） ○手形行為の意義 ○手形行為の法的構造 ○手形理論に関する判例・学説		
	教科書PART3第2章		60分
第4回	手形行為の成立要件（Ⅱ 2-2） ○形式的要件 -署名および手形行為独立の原則 ・署名の意義 ・手形行為独立の原則の意義		
	同上		60分
第5回	他人による手形行為（1）代理方式（Ⅱ 2-2） ○代理方式による手形行為と代行方式による手形行為		
	教科書PART2第3章		60分
第6回	他人による手形行為（2）機関方式（Ⅱ 2-2） ○無権限者による手形行為—無権代理と偽造 ○権限乱用による手形行為 ○手形の変造		
	教科書PART2第4章		60分
第7回	裏書（1）（Ⅱ 2-2） ○裏書の要件・効果 ○特殊の裏書		
	教科書PART2第5章		60分

第8回	裏書（２）（＼ 2-2） ○裏書連続の意義および効果 ○善意取得	
	同上	60分
第9回	手形抗弁（１）（＼ 2-3-4） ○原因関係の意義 ○手形抗弁の意義 ○人的抗弁の制限 ○悪意の抗弁	
	教科書PART2第6章	60分
第10回	手形抗弁（２）（＼ 2-3-4） ○融通手形の抗弁 ○後者の抗弁 ○二重無権の抗弁	
	同上	60分
第11回	手形の支払い・遡求（＼ 2-5） ○支払の意義および効果 ○手形の書換 ○遡求 ○手形の喪失と除権決定	
	教科書PART第7・9・11章	60分
第12回	手形の書換（＼ 2-6） ○手形の書換 ○手形保証の意義、方式および効力	
	教科書PART2第8章	60分
第13回	時効・利得償還請求権（2-7・8） ○時効期間および時効の中断	
	教科書PART2第7章	60分
第14回	手形保証・白地手形（＼ 2-1、2-4） ○白地手形の意義 ○白地手形の法的性質 ○白地補充権の法的性質 ○白地手形の流通および権利行使 ○白地手形と時効 ○手形保証の意義、方式および効力	
	教科書PART2第10章	60分
第15回	為替手形・小切手（第3・4章） ○為替手形・小切手の仕組み ○為替手形・小切手の経済的機能	
	教科書PART3・4	60分
授業の方法		
講義形式で行うが、教員による一方的な説明に終始することなく、受講者に対して適宜説明を求め、なるべく双方向的な授業を行う。 予めレジュメを配布し、これに従って授業を進める。レジュメには教科書の該当頁とともに授業において扱う判例百選掲載の裁判例が掲載されているので、予め該当箇所を読んでおくことが不可欠である。		
成績評価の方法		
期末に実施する課題レポートを評価の基本とするが、授業における態度・取り組み方も対象とする。その内容も加味して総合的に評価する予定である。 具体的な評価の割合は、課題レポート80%、出席・授業への取り組み等を20%とする。		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法総則、債権総論、民事訴訟法、商法、会社法

テキスト

- ・ 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法(第2版補訂2版)』（2007年・有斐閣） ISBN978-4641134928
- ・ 「手形小切手判例百選」〔第7版〕（別冊ジュリスト222号、有斐閣・2014年・2200円＋税） ISBN978-4641115224

参考書

- ・ 田邊光政「最新手形法小切手法」〔五訂版〕（中央経済社・2007年・3600円＋税） ISBN978-402953804

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	金融決済法 B		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080413005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
企業活動は、資金調達や取引の決済など、その多くを有価証券に依存しており、これら多くの有価証券のうち、手形・小切手はその利用が減少しているとはいえ、依然として中小企業の信用手段・決済手段として重要な役割を果たしている。また、手形・小切手は有価証券たる性質のすべてを備えているため、完全有価証券と呼ばれる。 この授業では、手形・小切手の経済的機能、基本原則および法的構造を学ぶことを目的とする。その上で、重要な判例の理解に努める。なお、時間の制約上、講義では約束手形を主として扱い、為替手形と小切手については約束手形と異なる点についてのみ適宜、言及する。			
到達目標			
この授業では民法を理解していること、とりわけ法律行為に関する正確かつ深い理解が求められる。これら民法の基本的理解を基礎として、手形法・小切手法の条文、判例等を読み込むことによって、立法趣旨、理論的構造を理解し、問題解決のための理論構成を見いだす力を身につけることを目標とする（DP 1・2）。なお、本講義の内容および目標は、「共通的到達目標モデル(第二次案修正案)」に準拠するものである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	有価証券法総説-基礎概念と考え方 （コアカリキュラム第4編 1-1） ○有価証券の意義および経済的機能について ○約束手形・為替手形・小切手の意義および経済的機能		
	予め配布するレジュメおよび各回の準備学修欄に指定した教科書を読んで授業に臨むこと。 教科書PART1第1・2章	30-40分	
第2回	手形関係と原因関係 （Ⅱ 1-2） ○手形の性質および手形行為 ○手形の法的性質		
	教科書PART2第1章	60分	
第3回	手形行為総論（Ⅱ 2-1） ○手形行為の意義 ○手形行為の法的構造 ○手形理論に関する判例・学説		
	教科書PART3第2章	60分	
第4回	手形行為の成立要件（Ⅱ 2-2） ○形式的要件 -署名および手形行為独立の原則 ・署名の意義 ・手形行為独立の原則の意義		
	同上	60分	
第5回	他人による手形行為（1）代理方式（Ⅱ 2-2） ○代理方式による手形行為と代行方式による手形行為		
	教科書PART2第3章	60分	
第6回	他人による手形行為（2）機関方式（Ⅱ 2-2） ○無権限者による手形行為—無権代理と偽造 ○権限乱用による手形行為 ○手形の変造		
	教科書PART2第4章	60分	
第7回	裏書（1）（Ⅱ 2-2） ○裏書の要件・効果 ○特殊の裏書		

	教科書PART2第5章	60分
第8回	裏書（２）（＼ 2-2） ○裏書連続の意義および効果 ○善意取得	
	同上	60分
第9回	手形抗弁（１）（＼ 2-3-4） ○原因関係の意義 ○手形抗弁の意義 ○人的抗弁の制限 ○悪意の抗弁	
	教科書PART2第6章	60分
第10回	手形抗弁（２）（＼ 2-3-4） ○融通手形の抗弁 ○後者の抗弁 ○二重無権の抗弁	
	同上	60分
第11回	手形の支払い・遡求（＼ 2-5） ○支払の意義および効果 ○手形の書換 ○遡求 ○手形の喪失と除権決定	
	教科書PART第7・9・11章	60分
第12回	手形の書換（＼ 2-6） ○手形の書換 ○手形保証の意義、方式および効力	
	教科書PART2第8章	60分
第13回	時効・利得償還請求権（2-7・8） ○時効期間および時効の中断	
	教科書PART2第7章	60分
第14回	手形保証・白地手形（＼ 2-1、2-4） ○白地手形の意義 ○白地手形の法的性質 ○白地補充権の法的性質 ○白地手形の流通および権利行使 ○白地手形と時効 ○手形保証の意義、方式および効力	
	教科書PART2第10章	60分
第15回	為替手形・小切手（第3・4章） ○為替手形・小切手の仕組み ○為替手形・小切手の経済的機能	
	教科書PART3・4	60分
授業の方法		
講義形式で行うが、教員による一方的な説明に終始することなく、受講者に対して適宜説明を求め、なるべく双方向的な授業を行う。 予めレジュメを配布し、これに従って授業を進める。レジュメには教科書の該当頁とともに授業において扱う判例百選掲載の裁判例が掲載されているので、予め該当箇所を読んでおくことが不可欠である。		

成績評価の方法
期末に実施する課題レポートを評価の基本とするが、授業における態度・取り組み方も対象とする。その内容も加味して総合的に評価する予定である。 具体的な評価の割合は、課題レポート80%、出席・授業への取り組み等を20%とする。
成績評価の基準
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
必要な予備知識／先修科目／関連科目
民法総則、債権総論、民事訴訟法、商法、会社法
テキスト
・ 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法(第2版補訂2版)』（2007年・有斐閣） ISBN978-4641134928 ・ 「手形小切手判例百選」〔第7版〕（別冊ジュリスト222号、有斐閣・2014年・2200円＋税） ISBN978-4641115224
参考書
・ 田邊光政「最新手形法小切手法」〔五訂版〕（中央経済社・2007年・3600円＋税） ISBN978-402953804
質問・相談方法等(オフィス・アワー)
ポータルサイトで周知する。

科目名	(公法系) 基本演習II		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080414201	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
この授業では行政法総論に相当するテキストの前半部分（第1章～10章）の設問を検討する。後期開講の演習IIIでは行政救済法に相当するテキストの後半部分の設問を検討する。両方を履修することによって、行政法全般にわたって法科大学院で必要とされる基礎的知識とその応用力、文章力を修得することが可能である。			
到達目標			
行政法の講義で学んだ行政法理論を具体的な事例に適用し、問題を解決する応用力を身につけるとともに、明快で論理的な文章を作成する能力を修得することを目的とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	ガイダンスを行い、テキスト各章の問題を受講者に割り当てる。その後、当日配布する課題について、受講者全員で検討を行う。		
	テキストの第1章から第10章までを概観し、各章で具体的にどのような事項を検討するのかについて全体像を把握しておくことが望ましい。	90分	
第2回	テキストの第1章・行政立法と条例の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。	
第3回	テキストの第2章・行政処分の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。	

第4回	前回に続き、テキスト第2章の設問について報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第5回	テキストの第3章・行政手続の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第6回	テキストの第4章・行政裁量の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第7回	前回に続き、テキスト第4章の設問について報告と討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第8回	テキストの第5章・行政指導の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第9回	テキストの第6章・行政調査の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。

第10回	テキストの第7章・執行性確保の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第11回	テキストの第8章・個別法の解釈と行政活動の違法性の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第12回	前回に続き、テキストの第8章の設問について報告と討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第13回	テキストの第9章・憲法原則と一般法原則の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第14回	前回に続き、テキスト第9章の設問について報告と討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第15回	テキストの第10章・情報公開と個人情報の保護の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。

授業の方法

各章につき2～3問程度章末の設問を割り当てる。報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、全員に配布する。授業では報告者の報告に基づいて討論を行う。提出されたレポートは添削を行い、評価を付して返却する。

成績評価の方法

平常点（レポート、報告、討論）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法Ⅰを履修済であるか、履修していることが望ましい。

テキスト

高木光・稲葉馨編・ケースブック行政法[第5版]（弘文堂）

参考書

行政法Ⅰで使用したテキスト、参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決まり次第お知らせします。それ以外の時間についてもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	(公法系) 基本演習III		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080414301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
この授業では行政救済法に相当するテキストの後半部分（第11章～20章）の設問を検討する。前記開講の演習IIでは行政法総論に相当するテキストの前半部分の設問を検討する。両方を履修することによって、行政法全般にわたって法科大学院で必要とされる基礎的知識とその応用力、文章力を修得することが可能である。			
到達目標			
行政法の講義で学んだ行政法理論を具体的な事例に適用し、問題を解決する応用力を身につけるとともに、論理的で明快な文章を作成する能力を習得することを目的とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	ガイダンスを行い、テキスト各章の設問を受講者に割り当てる。その後、当日配布する課題について全員で討論を行う。		
	テキストの第11章から第20章までを概観し、各章で具体的にどのような事項を検討するのかについて全体像を把握しておくことが望ましい。	90分	
第2回	テキストの第11章・取消訴訟の対象の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分	
第3回	前回到続き、テキストの第11章・取消訴訟の対象の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分	

第4回	テキストの第12章・取消訴訟の原告適格の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第5回	前回に続き、テキストの第12章・取消訴訟の原告適格の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第6回	テキストの第13章・訴えの客観的利益の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第7回	テキストの第14章・取消訴訟の判決の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第8回	テキストの第15章・その他の抗告訴訟の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第9回	テキストの第16章・抗告訴訟以外の行政訴訟の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分

第10回	前回に続き、テキストの第16章・抗告訴訟以外の行政訴訟の設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第11回	テキストの第17章・仮の救済の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第12回	テキストの第18章・国家賠償法1条に基づく賠償責任設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第13回	前回に続き、テキストの第18章・国家賠償法1条に基づく賠償責任設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第14回	テキストの第19章・国家賠償法2条に基づく賠償責任設問から2～3題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分
第15回	テキストの第20章・損失補償の設問から2題を指定し、報告者の報告に基づいて討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。また、テキストには各章ごとに概説と重要判例が掲載されているので、それを利用して各章の問題点をよく理解しておくことが望ましい。	報告者以外は90分

授業の方法

各章につき2～3問程度ずつ章末の設問を割り当てる。報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、全員に配布する。授業では報告者の報告およびレポートに基づいて討論を行う。提出されたレポートは添削し、評価を付して返却する。

成績評価の方法

平常点（レポート、報告、討論）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法IIを履修済であるか、履修中であることが望ましい。

テキスト

高木光・稲葉馨編・ケースブック行政法[第5版]（弘文堂）

参考書

行政法I、IIで使用したテキスト、参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決まり次第お知らせします。それ以外の時間についてもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	(公法系) 基本演習III		
教員名	新村 とわ		
科目ナンバー	2080414301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
日本国憲法の諸論点について検討する。 その方法として、司法試験の過去問（短答式試験）を主たる素材として用いる。			
到達目標			
司法試験は、法曹としての必要な能力の有無を測る試験である。従って、司法試験問題を検討することは、逆に、法曹に必要とされる知識を確認することでもある。 演習参加者は、日本国憲法の基礎知識を既に習得しているはずであるが、本演習を通じて、司法試験の短答式の正解率が安定して8割程度となるまでに、その基礎知識を整理・確立することが本演習での到達目標である。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス		
	初回に限り、必要ない		0
第2回	平成19度 短答式試験問題集 (以降、年度のみを記す)		
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと		90
第3回	平成20年度		
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと		90

第4回	平成21年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第5回	平成22年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第6回	平成23年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第7回	平成24年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第8回	中間まとめ 前7回分の内容で受講生の理解が不十分だった論点について質疑等を通じて、再確認する	
	前7回分の内容についての中間見直しをしておくこと。	90
第9回	平成25年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90

第10回	平成26年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第11回	平成27度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第12回	平成28年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第13回	平成29年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第14回	平成30年度	
	講義で取り上げる問題について、あらかじめ検討しておき、疑問点等を明らかにしておくこと	90
第15回	総まとめ	
	全演習を通じての総復習を行う。補足すべき点、確認が必要な論点について、重点的に再度見直しをしておくように	200

授業の方法

基本的に、一回の演習で司法試験短答式試験の過去問1年分を検討する。
予習の段階で、参加者は全問を解き、質問や疑問点をまとめてきた上で、演習に参加されたい。演習では、特に担当者を決めずに、アトラダムに質問をしていく。
※参加者の能力等に応じて、上の予定は変更する場合もある。

成績評価の方法

演習への参加の態様に応じて評価する

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

日本国憲法についての基本的知識

テキスト

司法試験過去問題 平成19年度～平成30年度を使用する。
法務省のHP (http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00025.html) より入手可能である。
また、判例百選と六法も必ず携帯して演習に臨むこと。

参考書

日本国憲法の一般的教科書・概説書（各人が使用しているものを参照されたい）
司法試験の過去問を検討している種々の法学雑誌や書籍が刊行されているので、必要に応じてそれらも参照されたい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(公法系) 基本演習III		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080414301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
行政訴訟の訴訟類型や、各類型ごとの訴えの要件や、判決の効果等の、行政訴訟の主要な論点に関する裁判例を取り上げて検討する。			
到達目標			
D P 1 (専門分野の知識・理解) および D P 2 (問題の発見と解決) の趣旨に即して、行政訴訟に関し、講義では十分に検討しきれない重要な論点についての理解を深めることを目指す。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	行政法に関してこれまで授業(行政法I)などで学修してきたことのなかに、行政訴訟制度と不可分に結びついた事項がいかに多いかを、確認し、整理しておくこと。		60
第2回	事例について質疑応答による検討。		
	「授業の方法」の記載を参照。		90
第3回	同上。		
	同上。		90

第4回	同上。	
	同上。	90
第5回	同上。	
	同上。	90
第6回	同上。	
	同上。	90
第7回	同上。	
	同上。	90
第8回	同上。	
	同上。	90
第9回	同上。	
	同上。	90

第10回	同上。	
	同上。	90
第11回	同上。	
	同上。	90
第12回	同上。	
	同上。	90
第13回	同上。	
	同上。	90
第14回	同上。	
	同上。	90
第15回	同上。	
	同上。	90

授業の方法

教材（行政判例百選）およびそれ以外の裁判例から適当な事例を選んで検討する。1件につき、1回～2回を充てる。参加者は、事案の概要、そこでの法的論点とそれについての判旨、判旨の理論的および実務的な意義と射程などを簡潔にまとめたペーパーを、各授業日の数日前までに作成・提出する。授業は、このペーパーにもとづく質疑応答の形で進める。

成績評価の方法

評価項目およびおおむねの評価割合は、授業への参加状況:50、期末レポート・課題レポート:50とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目：行政法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法

テキスト

教材として、『行政判例百選ⅠⅡ』（有斐閣、第7版）

参考書

塩野宏『行政法Ⅱ』（有斐閣、最新版2013年）
宇賀克也『行政法概説Ⅱ』（有斐閣、最新版2015年）
中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、最新版2015年）
山本隆司『判例から探究する行政法』（有斐閣、2012年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(公法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	新村 とわ		
科目ナンバー	2080414401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
司法試験は、法曹資格を得るための試験である。従って、法曹として必要な知識の有無をはかることができるように作られているはずであり、端的にいえば、司法試験問題で一定程度の実力を示せるようになることが、法曹を目指す者には必須とされている。 本演習では、法曹として必要とされる憲法の能力をより確たるものとするために、司法試験論文式試験を丁寧に検討して、憲法上の論点を総復習する。			
到達目標			
司法試験問題で求められている、短時間（二時間程度）で、相当な分量の文章を読み込み、法的な問題点を抽出し、訴訟当事者のそれぞれの主張を整理した上で、当該問題の解決策を法的に説得力ある明確な文章で表現できるようになることが到達目標である。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス 担当分担		
	初回に限り、特に必要ない		0
第2回	平成19年度 論文式試験問題 (以下、年度のみを記す)		
	予習：当該論述式試験の解答案レポートを作成し、疑問点等をまとめておく 復習：講義で指摘されたところ、明らかになった疑問点等を踏まえて、もう一度、解答案レポートを作成する		140
第3回	平成20年度		
	第2回に同じ		140

第4回	平成21年度	
	第2回に同じ	1 4 0
第5回	平成22年度	
	第2回に同じ	1 4 0
第6回	平成23年度	
	第2回に同じ	1 4 0
第7回	平成24年度	
	第2回に同じ	1 4 0
第8回	中間まとめ	
	第2回に同じ	1 4 0
第9回	平成25年度	
	第2回に同じ	1 4 0

第10回	平成26年度	
	第2回に同じ	140
第11回	平成27年度	
	第2回に同じ	140
第12回	平成28度	
	第2回に同じ	140
第13回	平成29年度	
	第2回に同じ	140
第14回	(平成30年度) 場合によっては、異なる形で授業を行う可能性もある。	
	(第2回に同じ)	140
第15回	総まとめ	
	全演習を通じた総復習をしておくこと	200

授業の方法

平成18年度より新しい形式になった司法試験の論文式問題を、全年度分、検討していく。
受講者から提出された解答案をもとに、公にされている当該年度の論文式試験問題についての「出題趣旨」や「採点実感」等も併せて参考にした上で、必要に応じて、講義形式も採用しながら、受講生に対しての質疑・応答形式によって授業を進めていく。
※本シラバスに記載された内容は、あくまで予定であり、受講生の理解度や能力、授業の進捗状況に応じて、変更が加えられる場合がある。

成績評価の方法

授業に提出されたレポートを主として評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法Iと憲法IIの知識が必要とされる。
行政法の基礎知識も習得していることが望ましい。

テキスト

司法試験過去問題 平成18年度～平成30年度（公表後）を使用する。
法務省のHP（http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00025.html）より入手可能である。
また、判例百選と六法も必ず携帯して演習に臨むこと。

参考書

日本国憲法の一般的教科書・概説書（各人が使用しているものを参照されたい）
司法試験の過去問を検討している種々の法学雑誌や書籍が刊行されているので、必要に応じてそれらも参照されたい。
その他、理解の一助となる参考書等については、演習時に紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(公法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080414401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本演習は修了年次生を対象とし、行政法学習の仕上げにふさわしい高度な事例解決能力と文章力の養成を目標とする。その際には、廃棄物処理法・公害防止協定、生活保護法、漁業法・漁業調整規則、介護保険法などの個別法の解釈を通じて行政法的な思考力の修得に特に留意するとともに、行政訴訟の実務的な側面にも目を向ける。具体的には以下の授業の方法を参照されたい。 * この演習と後期開講の基本演習Ⅴ（武田担当）の両方を履修することはできません。どちらかを履修してください。			
到達目標			
1. 公法分野における展開的・先端的な思考力、問題解決能力の養成。 2. 公法分野における高度な文章作成能力の養成。 3. 行政訴訟における実務的な思考方法、文書作成能力の習得。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	テキスト第3部の総合問題について、報告者の報告に基づき、討論を行う。 第1回は今後の授業についてのガイダンスを行い、設問を割り当てる。その後、当日配布する課題について全員で討論を行う。		
	テキスト第3部を概観してどのような設問があるか把握しておくことが望ましい。		報告者以外は90分。
第2回	第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。		報告者以外は90分。
第3回	前回に続き、第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。		報告者以外は90分。

第4回	第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第5回	前回に続き、第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第6回	第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第7回	前回に続き、第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第8回	第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第9回	前回に続き、第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

第10回	第5問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第11回	前回に続き、第5問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第12回	第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第13回	前回に続き、第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第14回	第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第15回	前回に続き、第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

授業の方法

受講者に各問題の報告を割り当てる。報告者は割り当てられた問題についてレポートを作成し、全員に配布する。授業では報告者の報告に基づいて討論を行う。討論の際には、各事例で取り上げられている法令の要件事実、その立証責任、反証の方法、証拠方法について具体的に議論する。よって、報告者は可能な限りこの点を意識してレポートを作成する必要がある。提出されたレポートは添削し、評価を付して返却する。

成績評価の方法

平常点（レポート、報告、討論）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法Ⅰ、Ⅱを履修済であることが望ましい。

テキスト

曾和俊文・金子正史編 事例研究行政法・第3版（日本評論社）

参考書

行政法Ⅰ、Ⅱで使用したテキスト、参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決まり次第お知らせします。それ以外の時間についてもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	(公法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080414501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本演習は修了年次生を対象とし、行政法学習の仕上げにふさわしい高度な事例解決能力と文章力の養成を目標とする。その際には、廃棄物処理法・公害防止協定、生活保護法、漁業法・漁業調整規則、介護保険法などの個別法の解釈を通じて行政法的な思考力の修得に特に留意するとともに、行政訴訟の実務的な側面にも目を向ける。具体的には以下の授業の方法を参照されたい。 * この演習と前期開講の基本演習Ⅳ（武田担当）の両方を履修することはできません。どちらかを履修してください。			
到達目標			
1. 公法分野における展開的・先端的な思考力、問題解決能力の養成。 2. 高度な文章作成能力の養成。 3. 行政訴訟における実務的な思考方法、文書作成能力の習得。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	テキスト第3部の総合問題について、報告者の報告に基づき、討論を行う。 第1回は今後の授業についてのガイダンスを行い、設問を割り当てる。その後、当日配布する課題について全員で討論を行う。		
	テキスト第3部を概観してどのような設問があるか把握しておくことが望ましい。		報告者以外は90分。
第2回	第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。		報告者以外は90分。
第3回	前回に続き、第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。		
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。		報告者以外は90分。

第4回	第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第5回	前回に続き、第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第6回	第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第7回	前回に続き、第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第8回	第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第9回	前回に続き、第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

第10回	第5問・海の埋立をめぐる紛争について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第11回	前回に続き、第5問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第12回	第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第13回	前回に続き、第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第14回	第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第15回	前回に続き、第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

授業の方法

受講者に各問題の報告を割り当てる。報告者は割り当てられた問題についてレポートを作成し、全員に配布する。授業では報告者の報告に基づいて討論を行う。討論の際には、各事例で取り上げられている法令の要件事実、その立証責任、反証の方法、証拠方法について具体的に議論する。よって、報告者は可能な限りこの点を意識してレポートを作成する必要がある。提出されたレポートは添削し、評価を付して返却する。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

平常点（レポート、報告、討論）による。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法Ⅰ、Ⅱを履修済みであることが望ましい。

テキスト

曾和俊文・金子正史編 事例研究行政法・第3版（日本評論社）

参考書

行政法Ⅰ、Ⅱで使用した参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決まり次第お知らせします。それ以外の時間についてもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	民事法基本特殊講義Ⅰ（債権法改正の検討Ⅰ）		
教員名	北山 修悟		
科目ナンバー	2080415613	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本講義は、2020年4月1日から施行されることになっている「民法（債権関係）の改正法」について、その内容を確認・理解し、この改正によって影響を受けるであろう司法試験「民法」科目への対応を図ることを目的としている。 民法（債権関係）改正法は、すでに2017年6月に成立しており、『ポケット六法』等にも掲載されている。また、最近出版されている民法の教科書類も、この改正法の内容を織り込み済みで記述や説明をしている。すなわち、改正法の内容は、現時点においてすでに実務や学習上の常識となりつつある。 今回の改正は、民法の債権法を中心とした改正であるが、その範囲は、民法総則の関連規定をも含めた極めて広範囲に及ぶものである。本講義では、これを2018年度の前期及び後期の両方を使って、網羅的に確認・検討していく。また、単に条文の変更内容を扱うだけではなく、その改正の趣旨や目的、既存の条文と改正される条文との相互関係、従来の判例法理と改正法との関係、残された問題点とそこから派生する解釈論、そして、司法試験の短答式および論文式の問題に与える影響を検討していく。			
到達目標			
①民法（債権関係）の改正内容につき、その基礎から応用まで、深くかつ正確に理解する。 ②改正法の内容に基づいた（またはそれに関連した）短答式問題及び論文式問題への対応能力を身につける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修（予習・復習等）		準備学修の目安（分）
第1回	以下のとおりの「民法（債権関係）改正法」の項目別に検討していく。 第1 公序良俗（90条関係） 第2 意思能力 第3 意思表示 1 心裡留保（93条関係） 2 錯誤（95条関係） 3 詐欺（96条関係）		60分または120分
	【予習】事前に配布された資料を読み、従来の条文・判例・学説と改正法案との違いを確認する。 【復習】資料と授業の内容を突き合わせ、理解を深める。また、事例問題が課題として出された回には、その回答を作成する。		
第2回	第3 意思表示（承前） 4 意思表示の効力発生時期（97条関係） 5 意思表示の受領能力（98条の2関係） 第4 代理 1 代理行為の瑕疵——原則（101条1項関係） 2 代理行為の瑕疵——例外（101条2項関係） 3 代理人の行為能力（102条関係） 4 復代理人を選任した代理人の責任（105条関係） 5 自己契約及び双方代理等（108条関係） 6 代理権の濫用		同上。
	同上。		
第3回	第4 代理（承前） 7 代理権授与の表示による表見代理（109条関係） 8 代理権消滅後の表見代理（112条関係） 9 無権代理人の責任（117条関係）		同上。
	同上。		
第4回	第5 無効及び取消し 1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果 2 追認の効果（122条関係） 3 取り消すことができる行為の追認（124条関係） 第6 条件及び期限 1 効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理 2 不正な条件成就		同上。
	同上。		

第5回	第7 消滅時効 1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点 2 定期金債権の消滅時効 3 職業別の短期消滅時効等の廃止 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（72 4条関係） 5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効 6 時効の完成猶予及び更新 7 時効の効果		
	同上。		同上。
第6回	第8 債権の目的 1 特定物の引渡しの場合の注意義務（400条関係） 2 選択債権（410条関係） 第9 法定利率 1 変動制による法定利率（404条関係） 2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（4 19条1項関係） 3 中間利息控除		
	同上。		同上。
第7回	第10 履行請求権等 1 履行の不能 2 履行の強制（414条関係） 第11 債務不履行による損害賠償 1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（4 1 5条関係） 2 債務の履行に代わる損害賠償の要件 3 不確定期限における履行遅滞（412条2項関係） 4 履行遅滞中の履行不能		
	同上。		同上。
第8回	第11 債務不履行による損害賠償（承前） 5 代償請求権 6 損害賠償の範囲（416条関係） 7 過失相殺（418条関係） 8 賠償額の予定（420条1項関係）		
	同上。		同上。
第9回	第12 契約の解除 1 催告解除の要件（541条関係） 2 無催告解除の要件①（542・543条関係） 3 無催告解除の要件②（542・543条関係） 4 債権者に帰責事由がある場合の解除 5 契約解除の効果（545条2項関係） 6 解除権者の故意等による解除権の消滅（548条 関係）		
	同上。		同上。
第10回	第13 危険負担 1 危険負担に関する規定の削除（534条・535条関係） 2 反対給付の履行拒絶（536条関係） 第14 受領遅滞 1 民法第413条の削除 2 保存義務の軽減 3 履行費用の債権者負担 4 受領遅滞中の履行不能		
	同上。		同上。
第11回	第15 債権者代位権 1 債権者代位権の要件（423条1項関係） 2 債権者代位権の要件（423条2項関係） 3 代位行使の範囲 4 直接の引渡し等 5 相手方の抗弁 6 債務者の取立てその他の処分の権限等 7 訴えによる債権者代位権の行使 8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権		

	同上。	同上。
第12回	第16 詐害行為取消権 1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（424条 1項関係） 2 受益者に対する詐害行為取消権の要件（424条 2項関係） 3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則 5 過大な代物弁済等の特則 6 転得者に対する詐害行為取消権の要件	
	同上。	同上。
第13回	第16 詐害行為取消権（承前） 7 詐害行為取消権の行使の方法 8 詐害行為の取消しの範囲 9 直接の引渡し等 10 詐害行為の取消しの効果 11 受益者の反対給付 12 受益者の債権 13 転得者の反対給付及び債権 14 詐害行為取消権の期間の制限（426条関係）	
	同上。	同上。
第14回	第17 多数当事者 1 連帯債務 2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力 等 3 破産手続の開始（441条関係） 4 連帯債務者間の求償関係 5 不可分債務 6 連帯債権 7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力 等 8 不可分債権	
	同上。	同上。
第15回	第18 保証債務 1 保証債務の付従性（448条関係） 2 主たる債務者の有する抗弁等 3 保証人の求償権 4 連帯保証人について生じた事由の効力（458条 関係） 5 根保証 6 保証人保護の方策の拡充	
	同上。	同上。
授業の方法		
基本的には講義形式で進めるが、受講者の理解度を確認し、応用能力を高めるために、学期中に数回、重要なテーマについての簡単な事例問題を提示し、それに口頭で回答してもらい、それを端緒に双方向形式で議論をすることがある。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		
授業中の質疑応答の内容等に基づく平常点に5割の比重を置き、学期末の授業数回における口頭試問の結果に5割の比重を置いて、両者の合計で成績評価する。学期末試験や学期末レポートは課さない。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法の財産法について一通り理解していることが要求される。		
テキスト		
① 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017年）。このテキストは、必要最小限の情報をまとめたものであるため、本講義では、他のさまざまな資料を用いて、同書の内容を大幅に補充していく。 ② 商事法務編『民法（債権関係）改正法新旧対照条文』（商事法務、2017年）。改正法と旧法を比較対象して検討するためには欠かせない資料である。		
参考書		

特に指定しないが、改正法に関しては数多くの書籍が出ているので、授業の中でその都度紹介していく。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内専用ホームページで周知する。

科目名	民事法基本特殊講義Ⅰ（債権法改正の検討Ⅱ）		
教員名	北山 修悟		
科目ナンバー	2080415614	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本講義は、前期で検討した部分に引き続いて、2020年4月1日から施行されることになっている「民法（債権関係）改正法」につき、その内容を確認・理解し、この改正によって影響を受けるであろう司法試験「民法」科目への対応を図ることを目的としている。 今回の改正は、民法の債権法を中心とした改正であるが、その範囲は、民法総則の関連規定をも含めた極めて広範囲に及ぶものである。本講義では、これを2018年度の前期及び後期に分けて、網羅的に確認・検討していく。また、単に条文の変更内容を扱うだけではなく、その改正の趣旨や目的、既存の他の条文と改正される条文との相互関係、従来の判例法理と改正法との関係、残された問題点とそこから派生する解釈論、そして、司法試験の事例式問題に与える影響を検討する。			
到達目標			
①民法（債権関係）の改正内容につき、その基礎から応用まで、深くかつ正確に理解する。 ②改正法の内容に基づいた択一式問題及び事例問題への対応能力を身につける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	第19 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限（466条関係） 2 将来債権譲渡 3 債権譲渡の対抗要件（467条関係） 4 債権譲渡と債務者の抗弁（468条関係）		
	【予習】事前に配布された資料を読み、従来の条文・判例・学説と改正法案との違いを確認する。 【復習】資料と授業の内容を突き合わせ、理解を深める。また、事例問題が課題として出された回には、その回答を作成する。		60分または120分
第2回	第20 有価証券 1 指図証券 2 記名式所持人払証券 3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名 証券 4 無記名証券 第21 債務引受 1 併存的債務引受 2 免責的債務引受の成立 3 免責的債務引受による引受けの効果 4 免責的債務引受による担保権等の移転		
	同上。		同上。
第3回	第22 契約上の地位の移転 第23 弁済 1 弁済の意義 2 第三者の弁済（474条2項関係） 3 弁済として引き渡した物の取戻し（476条関係） 4 債務の履行の相手方（478条・480条関係）		
	同上。		同上。
第4回	第23 弁済（承前） 5 代物弁済（482条関係） 6 弁済の方法（483条から487条まで関係） 7 弁済の充当（488条から491条まで関係） 8 弁済の提供（492条関係） 9 弁済の目的物の供託（494条から498条まで関係） 10 弁済による代位		
	同上。		同上。
第5回	第24 相殺 1 相殺禁止の意思表示（505条2項関係） 2 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止（509条関係） 3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相 殺（511条関係） 4 相殺の充当（512条関係）		
	同上。		同上。

第6回	第25 更改 1 更改の要件及び効果（513条関係） 2 債務者の交替による更改（514条関係） 3 債権者の交替による更改（515条・516条関係） 4 更改の効力と旧債務の帰すう（517条関係） 5 更改後の債務への担保の移転（518条関係） 第26 契約に関する基本原則 1 契約自由の原則 2 履行不能が契約成立時に生じていた場合	
	同上。	同上。
第7回	第27 契約の成立 1 申込みと承諾 2 承諾の期間の定めのある申込み（521条1項・522条関係） 3 承諾の期間の定めのない申込み（524条関係） 4 対話者間における申込み 5 申込者の死亡等（525条関係） 6 契約の成立時期（526条1項・527条関係） 7 懸賞広告	
	同上。	同上。
第8回	第28 定型約款 第29 第三者のためにする契約 1 第三者のためにする契約の成立等（537条関係） 2 要約者による解除権の行使（538条関係）	
	同上。	同上。
第9回	第30 売買 1 手付（557条関係） 2 売主の義務 3 売主の追完義務 4 買主の代金減額請求権 5 損害賠償の請求及び契約の解除	
	同上。	同上。
第10回	第30 売買（承前） 6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等 7 買主の権利の期間制限 8 競売における買受人の権利の特則（568条1項） 9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（576条関係） 10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転 11 買戻し（579条ほか関係）	
	同上。	同上。
第11回	第31 贈与 1 贈与契約の意義（549条関係） 2 贈与者の瑕疵担保責任（551条関係） 第32 消費貸借 1 消費貸借の成立等（587条関係） 2 消費貸借の予約（589条関係） 3 準消費貸借（588条関係） 4 利息 5 貸主の担保責任（590条関係） 6 期限前弁済（591条2項・136条2項関係）	
	同上。	同上。

第12回	第33 賃貸借 1 賃貸借の成立（601条関係） 2 短期賃貸借（602条関係） 3 賃貸借の存続期間（604条関係） 4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（605条関係） 5 合意による賃貸人たる地位の移転 6 不動産の賃借人による妨害排除請求権	
	同上。	同上。
第13回	第33 賃貸借（承前） 7 敷金 8 賃貸物の修繕等（606条1項関係） 9 減収による賃料の減額請求等（609条・610条関係） 10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（611条関係） 12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了 13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（616条・598条関係） 14 損害賠償の請求権に関する期間制限（621条・600条関係）	
	同上。	同上。
第14回	第34 使用貸借 1 使用貸借の成立（593条関係） 2 使用貸借の終了（597条関係） 3 使用貸借の解除（597条関係） 4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（598条関係） 5 損害賠償の請求権に関する期間制限（600条関係） 第35 請負 1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権 2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任 3 注文者についての破産手続の開始による解除（642条関係） 第36 委任 1 委任者の自己執行義務 2 報酬に関する規律 3 委任契約の任意解除権（651条関係）	
	同上。	同上。
第15回	第37 雇用 1 報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権） 2 期間の定めのある雇用の解除（626条関係） 3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ（627条関係） 第38 寄託 1 寄託契約の成立（657条関係） 2 受寄者の自己執行義務等（658条関係） 3 寄託物についての第三者の権利主張（660条関係） 4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 5 寄託者による返還請求（660条関係）	
	同上。	同上。
授業の方法		
基本的に講義形式で進めるが、受講者の理解度を確認し、応用能力を高めるために、学期中に数回、重要なテーマについて簡単な問題を提示し、それに口頭で回答してもらい、それを端緒に双方向形式で議論をすることがある。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。		
成績評価の基準		
授業中の質疑応答の内容等に基づく平常点に5割の比重を置き、学期末の授業数回における口頭試問の結果に5割の比重を置いて、両者の合計で成績評価する。学期末試験や学期末レポートは課さない。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法の財産法について一通り理解していることが要求される。		
テキスト		
① 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）。このテキストは、必要最小限の情報をまとめたものであり、必ず入手しておくべき資料ではあるが、本講義では、他のさまざまな資料を用いて、同書の内容を大幅に補充していく。 ② 商事法務編『民法（債権関係）改正法新旧対照条文』（商事法務、2017年）。改正法と旧法を比較対照して検討するためには欠かせない資料である。		
参考書		

特に指定しないが、改正法に関しては数多くの書籍が出ているので、授業の中でその都度紹介していく。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習II		
教員名	北山 修悟		
科目ナンバー	2080415201	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
平成21年以降に現れた重要な民法（財産法及び家族法）の新判例について、民集掲載の内容にまで踏み込んで、深く検討する。			
到達目標			
DP 1、DP 2、DP 4 を実現するため、新判例の判旨とその理由付けの内容をまずは理解し、そのうえで、当該判決に内在している問題点、および、当該判決が将来に残した問題点について、相互の議論を通じて明らかにする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	動産留保所有権者に対する土地所有者の明渡し等の請求（最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁）		
	左記の判例につき、民集掲載内容を熟読する。	120分	
第2回	譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者による特約を理由とする譲渡無効の主張（最判平成21年3月27日民集63巻3号449頁）		
	同上。	同上	
第3回	民法704条後段の規定の趣旨（最判平成21年11月9日民集63巻9号1987頁）		
	同上。	同上	

第4回	転得者による真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求の可否（最判平成22年12月16日民集64巻8号2050頁）	
	同上。	同上
第5回	不動産所有権の取得時効完成后に設定された抵当権と再度の取得時効の完成（最判平成24年3月16日民集66巻5号2321頁）	
	同上。	同上
第6回	主たる債務を相続した保証人による保証債務の弁済と主たる債務の消滅時効の中断（最判平成25年9月13日民集67巻6号1356頁）	
	同上。	同上
第7回	承役地の担保不動産競売における買受人に対する通行地役権の主張（最判平成25年2月26日民集67巻2号297頁）	
	同上。	同上
第8回	相殺適状と受働債権の弁済期の現実の到来の要否（最判平成25年2月28日民集67巻2号343頁）	
	同上。	同上
第9回	遺産共有持分と他の共有持分が併存する共有を解消するために裁判上採るべき共有物分割の方法（最判平成25年11月29日民集67巻8号1736頁）	
	同上。	同上

第10回	夫と嫡出推定を受ける子との間の親子関係不存在確認の訴えの可否（最判平成26年7月17日民集68巻6号547頁）	
	同上。	同上
第11回	民法714条1項ただし書が定める「監督者がその義務を怠らなかったとき」（最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁）	
	同上。	同上
第12回	保証契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合の保証人の責任（最判平成28年1月12日民集70巻1号1頁）	
	同上。	同上
第13回	保証人の主債務者に対する求償権の消滅時効中断事由は共同保証人間の求償権の消滅時効中断効を生じさせるか（最判平成27年11月19日民集69巻7号1988頁）	
	同上。	同上
第14回	夫婦の氏に関する民法750条の憲法適合性（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）	
	同上。	同上
第15回	民法910条に基づく価額の支払請求をする場合における遺産の価額算定の基準時（最判平成28年2月26日民集70巻2号195頁）	
	同上。	同上

授業の方法

参加者が事前に当日指定の判例を民集をベースとして読んできていることを前提に、①事案の確認、②判旨と判決理由の確認を行い、そのうえで、③当該判例の意義や問題点等について議論する。

成績評価の方法

平常点（出席状況及び授業中の発言内容）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

特に要求しないが、民集掲載の各判例を（その具体的な事案も含めて）丹念に読み込む労力を惜しまないことが必要である。

テキスト

特に指定しない。毎回の判例については、その前回の授業（ただし第1回授業を除く）で、民集の該当ページをコピーして配布する。

参考書

特に指定しない。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習II		
教員名	渡邊 知行		
科目ナンバー	2080415201	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
民法のうち、法律行為・契約や不法行為に関する判例について、当事者のいかなる主張に基づいていかなる争いが展開しているのか、裁判所の判断がいかなる理由によるものか、判例が先例としていかなる範囲で適用されるべきか、考察する。対象となる判例は民法判例百選に掲載される重要なものである。事前に民集と調査官解説を配布し、関連する判例についてもできる限りフォローする。			
到達目標			
民法の基本判例を正確に理解するとともに、事案についての法律関係の説明を、自らの文章で正確に表現できるようにする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	民法のなかで、学習が不十分であるところを確認しておく。	60分程度	
第2回	民法94条2項の類推適用 (I・20)		
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度	
第3回	詐欺における善意の第三者の登記の必要性 (I・23)		
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度	

第4回	代理権の濫用（Ⅰ・26）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第5回	民法110条の正当理由の判断（Ⅰ・30）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第6回	本人の無権代理人相続（Ⅰ・20）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第7回	履行不能の場合の損害額算定期限（Ⅱ・9）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第8回	付随的債務の不履行と解除（Ⅱ・46）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第9回	売買契約後に規制された土壌汚染と瑕疵（Ⅱ・52）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度

第10回	敷地利用権付建物の売買と瑕疵担保（Ⅱ・54）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第11回	信頼関係破壊の法理（Ⅱ・60）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第12回	賃貸人たる地位の主張（Ⅱ・62）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第13回	取引先の外観信頼（Ⅱ・90）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第14回	過失相殺と身体的特徴の斟酌（Ⅱ・101）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第15回	まとめ、課題の解説	
	提出した課題について、十分な解答が作成されているか検討する。	60分程度

授業の方法

受講者の報告に基づいて、ディスカッション形式の演習を行う。
理解度を図るために、課題として、演習問題（事例問題）を出題する。

成績評価の方法

報告内容、授業への参加状況、レポート課題を総合的に評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法の諸科目

テキスト

潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣）
中田・窪田編『民法判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣）

参考書

授業のなかで紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習II		
教員名	中田 明		
科目ナンバー	2080415201	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
会社法判例百選（第3版）を教材にして、当該判例の会社法の体系における位置を確認し、実務における意味を検討することによって、会社法の理解を深めることを目標にする。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を実現するため、次の4点を到達目標とする。 ① 会社法判例百選（第3版）に掲載されている判例のすべてにつき、どのような判例があるか頭に入れる。 ② その判例が、どの条文に関する議論であり、教科書のどこに記載されているかを確認して、会社法の体系における位置を確認する。 ③ 実務的にはどのような意味を持つ判例であるか理解する。 ④ 判例の読み方に対する理解を深める。 ⑤ 最終的には会社法全体の理解を深める。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	ガイダンス 授業の進め方、発表の仕方について説明する。 会社法判例百選（第3版）1~7事件		
	[予習] シラバスを読んで、授業内容を把握する。 [復習] 授業の進め方と自分の分担について確認する。	10	
第2回	会社法判例百選（第3版）8~14事件		
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60	
第3回	会社法判例百選（第3版）15~21事件		
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60	

第4回	会社法判例百選（第3版）22～28事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第5回	会社法判例百選（第3版）29～35事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第6回	会社法判例百選（第3版）36～42事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第7回	会社法判例百選（第3版）43～49事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第8回	会社法判例百選（第3版）50～56事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第9回	会社法判例百選（第3版）57～63事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60

第10回	会社法判例百選（第3版）64~70事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第11回	会社法判例百選（第3版）71~77事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第12回	会社法判例百選（第3版）78, 79, 85~89事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第13回	会社法判例百選（第3版）90~96事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第14回	会社法判例百選（第3版）97~104事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第15回	Appendixで重要と思われる判例	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60

授業の方法

順番に判旨を読み、質疑応答を行う。他の人にも討論に参加してもらう。

成績評価の方法

出席、質疑応答、討論の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

会社法の基礎知識

テキスト

岩原紳作ほか編「会社法判例百選（第3版）」

参考書

伊藤靖史ほか「Legal Quest 会社法（第3版）」

江頭憲治郎「株式会社法（第7版）」

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

水曜日の18時から20時の間に研究室で受け付ける。

科目名	(民事法系) 基本演習III		
教員名	渡邊 知行		
科目ナンバー	2080415301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
民法のうち、不動産取引・金融取引、不当利得に関する判例について、当事者のいかなる主張に基づいていかなる争いが展開しているのか、裁判所の判断がいかなる理由によるものか、判例が先例としていかなる範囲で適用されるべきか、考察する。対象となる判例は民法判例百選に掲載される重要なものである。事前に民集と調査官解説を配布し、関連する判例についてもできる限りフォローする。			
到達目標			
民法の基本判例を正確に理解するとともに、事案についての法律関係の説明を、自らの文章で正確に表現できるようにする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス		
	民法のなかで、学習が不十分であるところを確認しておく。		60分程度
第2回	時効取得と登記 (I・53)		
	事前に判例と解説を通読する。		120分程度
第3回	共同相続と登記 (I・56)		
	事前に判例と解説を通読する。		120分程度

第4回	民法177条の第三者の範囲（Ⅰ・58）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第5回	抵当権の物上代位（Ⅰ・85）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第6回	抵当権に基づく妨害排除請求（Ⅰ・86）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第7回	法定地上権（Ⅰ・88）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第8回	特定物債権と詐害行為取消権（Ⅱ・16）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第9回	譲渡禁止特約付債権の譲渡と債務者の事後承諾（Ⅱ・27）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度

第10回	将来発生する債権の譲渡（Ⅱ・28）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第11回	預金担保貸付けと民法478条の類推適用（Ⅱ・38）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第12回	差押えと相殺（Ⅱ・44）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第13回	転用物訴権（Ⅱ・76）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第14回	所有物返還請求権と民法708条（Ⅱ・79）	
	事前に判例と解説を通読する。	120分程度
第15回	まとめ、課題の解説	
	提出した課題について、十分な解答が作成されているか検討する。	60分程度

授業の方法

受講者の報告に基づいて、ディスカッション形式の演習を行う。
理解度を図るために、課題として、演習問題（事例問題）を出題する。

成績評価の方法

報告内容、授業への参加状況、レポート課題を総合的に評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法の諸科目

テキスト

潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣）
中田・窪田編『民法判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣）

参考書

授業のなかで紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法事例研究)		
教員名	二羽 和彦		
科目ナンバー	2080415822	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
民事訴訟法の重要テーマに関する判例を検討する。			
到達目標			
民事訴訟法に関する体系的な理解を深めることを目的とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	訴えと訴訟物 (1) 占有の訴えと本権の訴え (2) 境界確定の訴えと土地所有権との関係		
	(1) 占有の訴えと本件の訴え 最判昭和40・3・4民集19巻2号197頁 (民訴判例百選〈第5版〉34事件) [所有権と占有権が分属する場合の処理] (2) 境界確定の訴えと土地所有権との関係 - 取得時効の成否を審判しない 最判昭和43・2・22民集22巻2号270頁 (民訴判例百選〈第5版〉35事件) - 境界確定の訴えを提起すると取得時効は中断 最判昭和38・1・18民集17巻1号1頁 - 当事者適格 最判昭和58・10・18民集37巻8号1121頁 (民訴判例百選〈第3版〉42事件) [一方の当事者が隣接地の境界部分の一部を取得時効した場合でも、隣接地の所有者は当事者適格を失わない] 最判平成7・3・7民集49巻3号919頁 [一方の当事者が隣接地の境界部分の全部を取得時効した場合でも、隣接地の所有者は当事者適格を失わない] 最判平成7・7・18裁時1151号3頁 [一方の当事者が隣接地の全部を取得時効した場合、隣接地の所有者は当事者適格を失う]	約2時間の予習を想定している	
第2回	一部請求 (1) 損害賠償請求訴訟の訴訟物 (2) 一部請求と相殺 (3) 一部請求後の残部請求		
	一部請求 (1) 損害賠償請求訴訟の訴訟物 最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁 (民訴判例百選〈第5版〉74事件) (2) 一部請求と相殺 - 外側説 最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁 (民訴判例百選〈第5版〉74事件) [過失相殺の場合] 最判平成6・11・22民集48巻7号1355頁 (民訴判例百選〈第5版〉113事件) [通常の相殺の場合] (3) 一部請求後の残部請求 - 明示的一部請求 最判昭和37・8・10民集16巻8号1720頁 (民訴判例百選〈第4版〉81①事件) - 残部請求 最判平成10・6・12民集52巻4号1147頁 (民訴判例百選〈第5版〉80事件) 最判平成20・7・10判時2020号71頁 (平成20重判民訴7事件)	約2時間の予習を想定している	
第3回	重複訴訟の禁止 (1) 相殺の抗弁と重複訴訟 (2) 一部請求訴訟における残部債権による相殺		
	重複訴訟の禁止 (1) 相殺の抗弁と重複訴訟 - 訴え先行型 最判平成3・12・17民集45巻9号1435頁 (民訴判例百選〈第5版〉38①事件) - 反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁 最判平成18・4・14民集60巻4号1497頁 (民訴判例百選〈第5版〉A11事件) (2) 一部請求訴訟における残部債権による相殺 最判平成10・6・30民集52巻4号1225頁 (民訴判例百選〈第5版〉38②事件)	約2時間の予習を想定している	

第4回	独立当事者参加 (1) 独立当事者参加（権利主張参加）の成否 (2) 債権者代位訴訟	
	独立当事者参加 (1) 独立当事者参加（権利主張参加）の成否 ・二重譲渡と権利主張参加 最判平成6・9・27判時1513号111頁（民訴判例百選〈第5版〉105事件） (2) 債権者代位訴訟 ・判決効の事後排除 大阪地判昭和45・5・28下民集21巻5・6号720頁（民訴判例百選〈第4版〉88事件） ・判決効の事前排除 最判昭和48・4・24民集27巻3号596頁（民訴判例百選〈第5版〉108事件）	約2時間の予習を想定している
第5回	訴えの利益 (1) 確認の利益・訴訟共同の必要 ・遺言無効確認の訴え ・遺産確認の訴え ・相続人たる地位不存在確認の訴え ・具体的相続分確認の訴え ・遺言者が生存中に提起された遺言無効確認の訴え (2) 条件付き法律関係の確認・将来の法律関係の確認 ・敷金返還請求権確認の訴え ・雇用者たる地位確認の訴え (3) 債務不存在確認訴訟における確認の利益	
	訴えの利益 (1) 確認の利益・訴訟共同の必要 ・遺言無効確認の訴え 最判昭和47・2・15民集26巻1号30頁（民訴判例百選〈第5版〉23事件） ・遺産確認の訴え 最判昭和61・3・13民集40巻2号389頁（民訴判例百選〈第5版〉24事件） ・相続人たる地位不存在確認の訴え 最判平成16・7・6民集58巻5号1319頁（平成16重判民訴4事件） ・具体的相続分確認の訴え 最判平成12・2・24民集54巻2号523頁（民訴判例百選〈第5版〉25事件） 最判平成7・3・7民集49巻3号893頁（平成7重判民訴1事件）〔特別受益財産〕 ・遺言者が生存中に提起された遺言無効確認の訴え 最判昭和31・10・4民集10巻10号1229頁（ケースブック民訴〈第4版〉80頁）〔遺言者自身が訴えを提起〕 最判平成11・6・11判時1685号36頁（民訴判例百選〈第5版〉26事件） (2) 条件付き法律関係の確認・将来の法律関係の確認 ・敷金返還請求権確認の訴え 最判平成11・1・21民集53巻1号1頁（民事訴訟法判例百選〈第5版〉27事件） ・雇用者たる地位確認の訴え 東京地判平成19・3・26判時1965号3頁（民訴判例百選〈第5版〉28事件） (3) 債務不存在確認訴訟における確認の利益 最判平成16・3・25民集58巻3号753頁（民訴判例百選〈第5版〉29事件）〔訴えの利益〕 最判昭和40・9・17民集19巻6号1533頁（民訴判例百選〈第5版〉76事件）〔申立事項〕	約2時間の予習を想定している
第6回	法人でない団体 (1) 固有の必要共同訴訟における訴訟共同の必要 (2) 法人でない団体の当事者能力 (3) 法人でない団体による登記請求 (4) 入会団体による訴訟担当〔当事者適格〕	
	法人でない団体 (1) 固有の必要共同訴訟における訴訟共同の必要 最判平成11・11・9民集53巻8号1421頁（民訴判例百選〈第3版〉102事件）〔共同相続人・境界確定の訴え〕 最判昭和41・11・25民集20巻9号1921頁（判時468号39頁）〔入会団体〕（ケースブック民訴〈第4版〉324頁） 最判平成20・7・17民集62巻7号1994頁（民訴判例百選〈第5版〉97事件）〔入会団体〕 最判平成15・7・11民集57巻7号787頁（民訴判例百選〈第5版〉98事件）共同相続人〕 (2) 法人でない団体の当事者能力 最判平成14・6・7民集56巻5号899頁（民訴判例百選〈第3版〉13事件）〔権利能力なき団体〕 最判昭和37・12・18民集16巻12号2422頁（民訴判例百選〈第5版〉9事件）〔民法上の組合〕 (3) 法人でない団体による登記請求 最判平成26・2・27民集68巻2号192頁（民訴判例百選〈第5版〉10事件） (4) 入会団体による訴訟担当〔当事者適格〕 最判昭和55・2・8判時961号69頁（ケースブック民訴〈第4版〉13頁参照） 最判平成6・5・31民集48巻4号1065頁（民訴判例百選〈第5版〉11事件）	約2時間の予習を想定している

第7回	任意的訴訟担当 (1) 民法上の組合 (2) 法令上の訴訟代理人	
	任意的訴訟担当 (1) 民法上の組合 最判昭和45・11・11民集24巻12号1854頁（民訴判例百選〈第5版〉13事件） (2) 法令上の訴訟代理人 仙台高判昭和59・1・20下民集35巻1～4号7頁（民訴判例百選〈第5版〉A7事件）	約2時間の予習を想定している
第8回	補助参加 (1) 主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟 (2) 補助参加の利益 (3) 当然の補助参加 (4) 補助参加人に対する判決の効力 (5) 訴訟告知と参加効の効力 (6) 反射効と共同訴訟	
	補助参加 (1) 主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟 最判昭和43・3・8民集22巻3号551頁（民訴判例百選〈第5版〉A30事件） (2) 補助参加の利益 最判平成13・1・30民集55巻1号30頁（民訴判例百選〈第3版〉A40事件） 東京高決平成20・4・30判時2005号16頁（民訴判例百選〈第5版〉102事件） (3) 当然の補助参加 最判昭和43・9・12民集22巻9号1896頁（民訴判例百選〈第5版〉95事件） (4) 補助参加人に対する判決の効力 最判昭和45・10・22民集24巻11号1583頁（民訴判例百選〈第5版〉103事件） (5) 訴訟告知と参加効の効力 最判平成14・1・22判時1776号67頁（民訴判例百選〈第5版〉104事件） (6) 反射効と共同訴訟 最判昭和51・10・21民集30巻9号903頁（民訴判例百選〈第5版〉90事件）	約2時間の予習を想定している
第9回	承継人 (1) 訴訟承継 (2) 口頭弁論終結後の承継人 (3) 「請求の目的物の所持者」の転用	
	承継人 (1) 訴訟承継 最判昭和41・3・22民集20巻3号484頁（民訴判例百選〈第5版〉109事件） (2) 口頭弁論終結後の承継人 最判昭和48・6・21民集27巻6号712頁（民訴判例百選〈第5版〉87事件） (3) 「請求の目的物の所持者」の転用 大阪高判昭和46・4・8判時633号73頁（民訴判例百選〈第5版〉A28事件）	約2時間の予習を想定している
第10回	既判力の時的限界 (1) 取消権（被告側：勝訴するためには行使しなければならない） (2) 建物買取請求権（被告側：敗訴を想定して行使する） (3) 白地手形補充権（原告側：勝訴するためには行使しなければならない）	
	既判力の時的限界 (1) 取消権 最判昭和55・10・23民集34巻5号747頁（民訴判例百選〈第5版〉77事件） (2) 建物買取請求権 最判平成7・12・15民集49巻10号3051頁（民訴判例百選〈第5版〉78事件） (3) 白地手形補充権 最判昭和57・3・30民集36巻3号501頁（民訴判例百選〈第5版〉A26事件）	約2時間の予習を想定している
第11回	既判力の客観的範囲(1) (1) 既判力の減縮論 (2) 信義則による後訴の遮断	
	既判力の客観的範囲(1) (1) 既判力の減縮論 最判平成9・3・14判時1600号89頁①事件（民訴判例百選〈第5版〉A27事件） (2) 信義則による後訴の遮断 最判昭和51・9・30民集30巻8号799頁（民訴判例百選〈第5版〉79事件）	約2時間の予習を想定している

第12回	既判力の客観的範囲(2) (1) 後遺症による損害額の増大 (2) 将来の給付判決における増額請求	
	既判力の客観的範囲(2) (1) 後遺症による損害額の増大 最判昭和43・4・11民集22巻4号862頁(民訴判例百選II 149事件) (2) 将来の給付判決における増額請求 最判昭和61・7・17民集40巻5号941頁(民訴判例百選〈第5版〉83事件)	約2時間の予習を想定している
第13回	当事者からの事実主張の要否 (1) 所有権喪失事由 (2) 相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述 (3) 権利抗弁	
	当事者からの事実主張の要否 (1) 所有権喪失事由 最判昭和55・2・7民集34巻2号123頁(民訴判例百選〈第5版〉46事件) 最判昭和25・11・10民集4巻11号551頁(ケースブック民訴〈第4版〉109頁) (2) 相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述 最判平成9・7・17判時1614号72頁(民訴判例百選〈第5版〉50事件) (3) 権利抗弁 最判昭和27・11・27民集6巻10号1062頁(民訴判例百選〈第5版〉51事件) 最判昭和36・2・28民集15巻2号324頁 参考: 最判平成10・4・30民集52巻3号930頁(民訴判例百選〈第5版〉44事件) [相殺に対する反対相殺]	約2時間の予習を想定している
第14回	自白 (1) 間接事実の自白 (2) 権利自白	
	自白 (1) 間接事実の自白 最判昭和41・9・22民集20巻7号1392頁(民訴判例百選〈第5版〉54事件) (2) 権利自白 最判昭和30・7・5民集9巻9号985頁(民訴判例百選〈第5版〉55事件)	約2時間の予習を想定している
第15回	不服の限度 (1) 請求の予備的併合 (2) 一部請求と相殺・不利益変更禁止の原則	
	不服の限度 (1) 請求の予備的併合 最判昭和58・3・22判時1074号55頁(民訴判例百選〈第5版〉111事件) (2) 一部請求と相殺・不利益変更禁止の原則 最判平成6・11・22民集48巻7号1355頁(民訴判例百選〈第5版〉113事件)	約2時間の予習を想定している
授業の方法 各回の授業は、原則として講義形式で行う(ただし、履修者が少数の場合は演習に近い形式になる可能性もある)が、受講生に対して頻繁に質問するので、しっかりと予習してきてほしい。受講生もまた、積極的に質問してほしい。 講義が終結するまでに2度、事例式の問題をレポート課題として課す。また、学期末には、期末試験(事例式の問題)を実施する。したがって、予習ばかりでなく、復習をしっかりと行っておいてほしい。 なお、第1週に、この講義のオリエンテーションを行う予定である。		
成績評価の方法 以下の(1)～(3)を総合して評価する。(括弧内はその比率) (1) 講義への主体的かつ積極的な参加(10%) *出席しているだけでは、評価の対象とならない。 (2) レポート2回の提出状況とその内容(20%×2=40%) (3) 期末試験の成績(50%)		
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)に準拠する。		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法のほか、民法・商法等の実体法に関する基本的知識が求められる。

テキスト

『民事訴訟法判例百選〈第5版〉』、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編、有斐閣、2015年、2,800円＋税、ISBN 978-4-641-11527-9

参考書

※ 各自が使用している体系書（基本書）を必ず持参すること

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に質問してください。

科目名	民事手続法基本特殊講義II（民事訴訟法の諸問題I）		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080415823	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
民事訴訟法ⅡⅢの講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を更に養うことがこの講義の目的です。			
到達目標			
次のことができる能力を一層高めることです。 1 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。 2 これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。 3 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。 4 1から3までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	（講義全体について） テキストの設例に基づき、設問についての検討を行うことを中心とします。各回に検討する予定のテキストのユニットと主要な主題は以下のとおりです。各回の末尾の（ ）内は、主に関連する共通の到達目標モデル（第2次案修正案）の章と項目番号ですが、そこに掲げられた項目の全てを取り上げるとは限りません。 （第1回について） ガイダンス・UNIT27 知的財産権関係訴訟 ガイダンスとして授業の進め方等について説明する。次いで、知的財産権関係訴訟の管轄、当事者照会、民事訴訟手続における秘密保護について検討する。（第2章2-1-3（2）（3）、第4章4-2-1）		
	（全ての回について必要な予習） 1 設例の事実関係を把握してメモを作る。 2 これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理をする。 3 テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解する。 4 テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをする。 （全ての回について必要な復習） 1 予習で確認しなかったのに、講義の中で言及された条文、概念、判例等を六法、教科書等で再確認して、整理する。 2 テキストの設問についてのクラスメートや教師の解答、説明と自分が予習した解答とを比べて、知識や考え方の誤りの有無を、教科書等で確認する。 3 講義を聞いたり復習をする中で生じた疑問点をメモし、考えてみる。	（全ての回について） 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分	
第2回	UNIT27 知的財産権関係訴訟（つづき） 引き続き、知的財産権関係訴訟の管轄、当事者照会、民事訴訟手続における秘密保護について検討する。（同上）		
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。	
第3回	UNIT23 複数請求訴訟と控訴 複数請求訴訟、とりわけ、訴えの変更、反訴と控訴の関係について検討する。（第6章6-1-2、第7章7-2）		
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。	
第4回	UNIT21 複数請求訴訟と控訴（つづき） 引き続き、複数請求訴訟、とりわけ、訴えの変更、反訴と控訴の関係について検討する。（同上）		
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。	
第5回	UNIT22 補助参加と同時審判申出訴訟 補助参加、同時審判申出訴訟などについて考察する。（第6章6-2-1-3、6-2-2、6-2-3）		

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	UNIT 2 2 補助参加と同時審判申出訴訟（つづき） 引き続き、補助参加と同時審判申出訴訟などについて考察する。（同上）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	UNIT 8 筆界確定訴訟 筆界確定訴訟の諸問題について検討する。（第3章3-1）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	UNIT 8 筆界確定訴訟（つづき） 引き続き、筆界確定訴訟の諸問題について検討する。（同上）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	UNIT 14 証拠調べにおける公務秘密 刑事訴訟関係資料についての文書提出命令、公務文書の提出義務、新聞記者の取材源についての証言拒絶について考察する。 （第4章4-3-5、4-3-7）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	UNIT 14 証拠調べにおける公務秘密（つづき） 引き続き、刑事訴訟関係資料についての文書提出命令、公務文書の提出義務、新聞記者の取材源についての証言拒絶について考察する。（同上）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	UNIT 20 定期金賠償と鑑定 定期金賠償、判決後の事情変更、鑑定の諸問題について検討する。（第4章4-3-6、第5章5-1-3）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	UNIT 20 定期金賠償と鑑定（つづき） 引き続き、定期金賠償、判決後の事情変更、鑑定の諸問題について検討する。（同上）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	UNIT 25 再審と判決の無効 訴えの取下げ、再審、判決の無効等について検討する。（第5章5-1-2、5-2-2、5-1-4、第7章7-6）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	UNIT 25 再審と判決の無効（つづき）、UNIT 28 消費者関係訴訟 引き続き、訴えの取下げ、再審、判決の無効等について検討する。（同上） 次いで、送達の瑕疵の救済、管轄の合意の効力、和解に代わる決定、少額訴訟手続等について検討する。（第2章2-1-3（2）（3）、第4章4-1-3、第8章8-1、8-3）	

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	UNIT 2 7 消費者関係訴訟（つづき） 引き続き、送達の瑕疵の救済、管轄の合意の効力、和解に代わる決定、少額訴訟手続等について検討する。（同上）	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		
テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。準備学修（予習、復習）の欄に記載した予習がされていることは当然の前提として、教師からの発問に対する予習に基づいた解答の発表、教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。 2017年度の民事訴訟法Ⅲの授業以上に設問の検討を中心とします。		
成績評価の方法		
講義中の報告、応答、討論への参加、小レポートの提出（40%）と定期試験の成績（60%）の総合評価によります。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅲの最低所要出席日数の履修が必要。民法・商法の基本的知識が必用。		
テキスト		
三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』（有斐閣、5,729円）ISBN 978-4-641-13665-6		
参考書		
1 各人が民事訴訟法Ⅰあるいはその他の民事訴訟法の講義で学習した民事訴訟法の教科書（ただし、あまり簡略なもの、古いものを除く） 2 テキストの設問中の小問の後に掲げられている文献及び判例 しいて、特定の図書を挙げるならば、掲げられている回数の多い次の図書 高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版補訂版』（有斐閣、5985円）ISBN 978-4-641-13655-7 高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 第2版補訂版』（有斐閣、6264円）ISBN 978-4-641-13688-5 すでに持っているなら、高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版』（有斐閣、5880円）ISBN 978-4-641-13613-7 及び高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 補訂第2版』（有斐閣、4410円）ISBN 978-4-641-13627-4, 同第2版でもよい。		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトで周知する。		

科目名	民事手続法基本特殊講義II（民事訴訟法の諸問題II）		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080415824	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
民事訴訟法ⅡⅢ民事手続法基本特殊講義II（民事訴訟法の諸問題I），の講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を更に養うことがこの講義の目的です。 具体的な到達目標は、次のことができる力をより高めることです。 (1) 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。 (2) これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。 (3) 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。 (4) (1)から(3)までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。			
到達目標			
民事訴訟法の基礎知識の確認と解釈の応用力の養成。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス・UNIT3 当事者の確定・変更 ガイダンスとして授業の進め方等について説明する。次いで、当事者の確定、被告を間違えて訴えを提起した場合の措置等について検討する。（コアカリキュラム第2章2-2-1）		
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。		120分
第2回	UNIT3 当事者の確定・変更（つづき） 引き続き、当事者の確定、被告を間違えて訴えを提起した場合の措置等について検討する。（同上）		
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。		120分
第3回	UNIT4 集団訴訟 法人でない団体の当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当などについて考察する。（コアカリキュラム第2章2-2-2、第3章3-2-3(2)）		
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。		120分

第4回	UNIT 4 集団訴訟（つづき） 引き続き、法人でない団体の当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当などについて考察する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第5回	UNIT 6 宗教法人の内部紛争 宗教に関わる紛争と裁判所の審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格等について考察する。（コアカリキュラム第2章2-1-2、第3章3-2-3(1)）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第6回	UNIT 6 宗教法人の内部紛争（つづき） 引き続き、宗教に関わる紛争と裁判所の審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格等について考察する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第7回	UNIT 2 3 独立当事者参加 独立当事者参加等について考察する。（コアカリキュラム第6章6-2-4）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第8回	UNIT 2 3 独立当事者参加（つづき） 引き続き、独立当事者参加等について考察する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第9回	UNIT 2 4 訴訟承継 訴訟承継の諸問題について考察する。（コアカリキュラム第6章6-2-6）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分

第10回	UNIT 2 4 訴訟承継（つづき） 引き続き、訴訟承継の諸問題について考察する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第11回	UNIT26 医療関係訴訟 医療関係訴訟における証拠保全、因果関係の認定、陳述書、専門委員の関与のあり方について検討する。（コアカリキュラム第4章4-2-1、4-3-7、4-3-10、4-3-12）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第12回	UNIT26 医療関係訴訟（つづき） 引き続き、医療関係訴訟における証拠保全、因果関係の認定、陳述書、専門委員の関与のあり方について検討する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第13回	UNIT 2 9 人事関係訴訟 訴訟と非訟の区別、離婚訴訟の審理原則、親子関係不存在確認の効力等について検討する。（コアカリキュラム第1章1-3、第3章3-2-3、3-4-2、第4章4-3-1、4-3-3、第5章5-1-3、5-1-4、5-2-4 ）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第14回	UNIT29 人事関係訴訟（つづき）、UNIT30 相続関係訴訟 引き続き、訴訟と非訟の区別、離婚訴訟の審理原則、親子関係不存在確認の効力等について検討する。（同上） 次いで、相続関係訴訟における必要的共同訴訟や限定承認が相続財産を対象とする訴訟に与える影響について検討する。（コアカリキュラム第3章3-2-2（3）、第5章5-1-3、第6章6-2-1-4 ）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分
第15回	UNIT30 相続関係訴訟（つづき） 引き続き、相続関係訴訟における必要的共同訴訟や限定承認が相続財産を対象とする訴訟に与える影響について検討する。（同上）	
	テキストの参考資料を読んで、設問の解答を作成しておく。	120分

授業の方法

テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。必要な予習は、(1)設例の事実関係の把握、(2)これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理、(3)テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解した上、(4)テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをすること（できれば文章の形にしておくのが望ましい）です。このような予習に基づいた設問についての教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。

成績評価の方法

講義中の応答、討論への参加、小レポートの提出（20%）と定期試験又はレポートの成績（80%）の総合評価によります。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅱ・民事訴訟法Ⅲ・民事手続法基本特殊講義Ⅱ（民事訴訟法の諸問題Ⅱ）を履修していること。民法・商法の基本的知識が必用。

テキスト

三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』（有斐閣、2014年、5,724円）ISBN978-4-641-13665-6

参考書

高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2015年、3,024円）ISBN 978-4-641-11527-9

小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』（弘文堂、2018年刊行予定）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトにて告知する。

科目名	(民事法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	渡邊 知行		
科目ナンバー	2080415401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
民法の基本的な知識を確認するために、司法試験予備試験の問題やTKCの演習問題を検討して、事例式の演習問題を行う。			
到達目標			
民法について、法科大学院修了に相応しい問題解決能力を修得する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	ガイダンス		
	民法のなかで、学習が不十分であるところを確認しておく。	60分程度	
第2回	司法試験予備試験問題の検討		
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度	
第3回	司法試験予備試験問題の検討		
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度	

第4回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第5回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第6回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第7回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第8回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第9回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

第10回	司法試験予備試験問題の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第11回	演習問題（TKC）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第12回	演習問題（TKC）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第13回	演習問題（TKC）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第14回	演習問題（TKC）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第15回	演習問題（TKC）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

授業の方法

受講者による演習問題の解答についての説明を踏まえながら、ディスカッション形式の演習を行う。

成績評価の方法

提出された答案、授業への参加状況などを総合的に評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事法の諸科目（財産法Ⅰ～Ⅵ、家族関係法、民事実務基礎Ⅰなど）

テキスト

特に指定しない。

参考書

授業のなかで紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080415401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
この「演習ⅢⅠ」は、民法（財産法）の講義で学んだ内容をさらに掘り下げて検討することにより、民法（財産法）の総仕上げをすることを目標としている。財産法上の重要問題についてテキストの問題を担当者が報告し、参加者全員で徹底的に討論する。			
到達目標			
到達目標は、民法（財産法）上の重要問題について、疑問点を残すところなく解明し、さらに文章化する作業を通じて、書面作成能力の向上を計ることである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	最初の授業でガイダンスを行い、受講者の希望を尊重して計画を立てる。報告者は、指定されたテキストである『事例で学ぶ民法演習』の中から、希望する問題を選択して報告することになる。解答を事前に作成してもらい、それをベースに検討する。		
	指定された教科書に目を通し、自分の報告したい問題を選択しておくこと。		30
第2回	報告者の選択したテーマに基づいて徹底的に討論する。		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120 (報告者) 120 (参加者)
第3回	同		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120 (報告者) 120 (参加者)

第4回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第5回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第6回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第7回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第8回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第9回	同	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）

第10回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第11回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第12回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第13回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第14回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第15回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることに。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)

授業の方法

担当者の作成した報告書面と口頭による説明をもとに、受講者全員で討論する。

成績評価の方法

報告、討論、書面の総合評価である。報告が80%、参加者としての発言、質問が20%で総合評価される。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法の知識があればよい。足りないところは勉強してもらえばよいからである。国語力は必要である。

テキスト

松久三四彦・藤原正則・池田清治・曾野裕『事例で学ぶ民法演習』（成文堂、2014年、2800円＋税 ISBN978-4-7923-2660-9 C3032）。

参考書

関連判例及び調査官解説を読むことが基本である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	渡邊 知行		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
法科大学院での民法学習の仕上げとして、事実の分析、法の解釈・適用などを正確に表現できるように、司法試験（論文試験）の民法の過去問などを素材とする問題演習を行う。（平成29年度については、民事法総合で検討する。平成28年度以前についても、民事法総合で検討する可能性がある。その場合には、重複しないように、本演習では対象としないこともある）各年度の問題について、1～2回で検討する。 受講者が事前に提出した答案に基づいて、関連する判例資料などを配布して授業を進める。			
到達目標			
民法分野について、司法試験に対応できる問題解決能力を修得する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	授業の進め方や演習教材などについてガイダンスを行う。		
	民法のなかで、学習が不十分であるところを確認しておく。	60分程度	
第2回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討		
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度	
第3回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討		
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度	

第4回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第5回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第6回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第7回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第8回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第9回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

第10回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第11回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第12回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第13回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第14回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。。	120分程度
第15回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

授業の方法

受講者による演習問題の解答についての説明を踏まえながら、ディスカッション形式の演習を行う。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

提出された答案、授業への参加状況などを総合的に評価する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事法の諸科目（財産法Ⅰ～Ⅵ、家族関係法、民事実務基礎Ⅰ・Ⅱなど）

テキスト

特定のテキストは指定しない。

参考書

授業のなかで、必要に応じて紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
この「演習III」は、民法（財産法・家族関係法）の講義で学んだ内容をさらに掘り下げて検討することにより、民法の総仕上げをすることを目標としている。民事法上の重要問題についてテキストの問題を担当者が報告し、参加者全員で徹底的に討論する。			
到達目標			
到達目標は、民事法上の重要問題について、疑問点を残すところなく解明し、さらに文章化する作業を通じて、書面作成能力の向上を計ることである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	最初の授業でガイダンスを行い、受講者の希望を尊重して計画を立てる。報告者は、指定されたテキストである『事例研究民事法I（第2版）』の中から、希望する問題を選択して報告することになる。解答を事前に作成してもらい、それをベースに検討する。 授業計画で、テーマのモデルを示しておくが、これは過去の例であり、報告者は希望するテーマを選択できる。		
	指定された教科書に目を通し、自分の報告したい問題を選択しておくこと。	30	
第2回	カメラ・レンズの重複処分と引渡請求（譲渡担保と所有権留保）		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）	
第3回	賃借人に無断でなされた不動産の譲渡（賃貸人の地位の移転・サブリース契約・敷金返還債務）		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）	

第4回	ゲームセンター建築工事の請負代金請求（抵当権をめぐる諸問題）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第5回	先代のした土地取引（土地明渡請求・所有権移転登記請求・土地の取得時効）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第6回	燃料・原材料の買掛債務（債権譲渡禁止特約・動産債権譲渡特例法）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第7回	テナントが与えた損害とスーパーの責任（名板貸責任と不法行為責任、適時提出主義）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第8回	新製品開発事業への出資と損失（出資契約と説明義務）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第9回	ワンルームマンション建築請負工事の瑕疵（建築請負の瑕疵担保・相殺、専門委員制度と弁論主義）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくることを。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）

第10回	亡夫の兄からの土地・建物明渡請求（不動産の共有と遺産分割、全面的価格賠償）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第11回	委任状等を濫用した土地所有権移転登記（不動産取引と民法94条2項類推適用・表見代理）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第12回	賃借土地の擁壁の亀裂・修復（賃借権付土地・建物の瑕疵、相殺の抗弁）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第13回	前回の問題の継続	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第14回	患者を救急搬送中の交通事故（共同不法行為者間の求償権の行使、訴訟告知と参加効力）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）
第15回	商社を介在させた貝の取引（介入取引、従業員の権限濫用）	
	〔予習〕 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120（報告者） 120（参加者）

授業の方法

担当者の作成した報告書面と口頭による説明をもとに、受講者全員で討論する。

成績評価の方法

報告、討論、書面の総合評価である。報告が80%、参加者としての発言、質問が20%で総合評価される。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法の知識があればよい。足りないところは勉強してもらえばよいからである。国語力は必要である。

テキスト

瀬川信久・七戸克彦・小林量・山本和彦・山田文・永石一郎・亀井尚也編著『事例研究民事法』（日本評論社、2008年 5300円＋税 ISBN978-4-535-51575-8）を毎年、使用していたが、絶版となり、IとIIに分離された第2版が発行されたので、それを使用する。『事例研究民事法（第2版）I』（日本評論社、2013年）が、民法となる（定価3600円＋税 ISBN978-4-535-51912-1）。司法試験論文式の出題傾向が変化しているので、そこに照準を合わせた改訂となった。編集に山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科）を加えたことにより、更に充実した内容となっている。なお、テキストは必ず購入すること。著作権を尊重することが基本である。

参考書

テキストにもくわしく掲載されているが、関連判例及び調査官解説を読むことが基本である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
会社法全般の条文、判例の知識の確認と具体的な事例問題の検討			
到達目標			
企業組織法・企業金融法で学んだ理論と判例の基礎知識を基に、さらに会社法の主要な論点につき理解を深め、具体的な事例問題の検討を通して、応用力を身につけることを目的とする（DP1・2）。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	第1部 1 株式の譲渡 設例 1-1、1-2、1-3		
	報告者は、担当する設例の解答レジュメを用意すること。 報告者以外は、該当する設問を予習し、疑問点をメモしておくこと。		90～120分
第2回	第1部 2 株主総会決議の瑕疵等 設例 2-1、2-2、2-3		
	〃		90～120分
第3回	第1部 3 代表行為と取引の安全 設例 3-1、3-2、3-3		
	〃		90～120分

第4回	第1部 4 競業取引・利益相反取引 設例 4－1、4－2、4－4	
	〃	90～120分
第5回	第1部 5 取締役の報酬 設例 5－1、5－2、5－3、5－4	
	〃	90～120分
第6回	第1部 6 取締役の会社に対する責任 設例 6－1、6－2、6－3、6－4、6－5	
	〃	90～120分
第7回	第1部 7 取締役の第三者に対する責任 設例 7－1、7－2	
	〃	90～120分
第8回	〃 設例 7－3、7－4	
	〃	90～120分
第9回	第1部 8 違法な募集株式の発行 設例 8－1、8－2、8－3	
	〃	90～120分

第10回	第1部 10代表訴訟 設例 10-1、10-2、10-3、10-4	
	〃	90～120分
第11回	平成30年司法試験問題の検討	
	平成30年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第12回	平成29年司法試験問題の検討	
	平成29年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第13回	平成28年司法試験問題の検討	
	平成28年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第14回	平成27年司法試験問題の検討	
	平成27年司法試験論文問題を解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第15回	平成26年司法試験問題の検討	
	平成26年度司法試験論文問題を解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分

授業の方法

夏休みの間に、報告者の割り当てをし、ポータルサイトで掲示する。報告者は割り当てられた設問に対する解答と簡単な解説を準備し、レジュメを作成・配布する。

報告者以外の者は設問を解き、疑問点をメモしておくこと。

これらを基に、ゼミでは主としてディスカッションを行う。

成績評価の方法

定期試験：なし

平常点：（出席状況：15点・発表：30点）

その他、発言、質問・討論への参加：15点

中間試験：なし

小テスト：なし

期末レポート：

小レポート：数回提出してもらう予定。その評価が40点

その他（ ）：

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

企業組織法A・B、企業金融法A・Bを履修し、単位取得済であること。

テキスト

・前田雅弘・洲崎博史・北村雅史著

『会社法事例演習教材第3版』（2016年・有斐閣）定価 3,240円（本体 3,000円）

ISBN 978-4-641-13740-0

伊藤靖史/伊藤雄司/大杉謙一/斉藤真紀/田中亘/松井秀征編著

『事例で考える会社法（第2版）』（2015年・有斐閣）3,780円 ISBN 978-4-641-13729-5

参考書

・神田秀樹

『会社法（第19版）』（2017年・弘文堂）ISBN 978-4335304750

・江頭憲治郎編

『会社法判例百選（第3版）』（2016年・有斐閣）ISBN 978-4-641-11530-9

・江頭憲治郎著

『株式会社法（第7版）』（2017年・有斐閣）ISBN-13: 978-4641137158

その他、必要に応じて資料を配布する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法基本特殊講義Ⅰ A（日本刑法典の条文と判例Ⅰ）		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416602	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本講義は、日本の『刑法典』の条文とその有権的解釈たる判例そしてそれに関する評釈等をしっかりと習得して頂くことをテーマとしている。このテーマの下で、さしあたり前期においては、個々の犯罪について直接取り上げるのではなく、それらについての一般的諸原則を定めた「第1編総則」を取り上げることになる。本講義は、テキストの1頁から順番に、従って、第1編第1章（通則）、第1条といった順番で行われることになるが、それにより条文に即した知識・理論の習得が行われることになる。 「条解」の総論は余り有益ではないと思っている向きもあろうが、見慣れない条文・理論などを意識的に習得しておくことは、むしろ各論部分よりも重要とも考えられる。 なお、本講義は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、シラバスを良く読んで必ず出席するようにされたい。			
到達目標			
「刑法」をすでに一通り勉強した人であっても、「条文」に即してその解釈を通読する機会は余りないであろうから、条文に即した知識・理論を習得することが、本講義の目標として設定される。本講義においては、何が「条文」か何が「判例」かを弁えることを通じて、司法試験科目「刑法」の短答式にも論文式にも有益となることを目指している。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; DP）との関連では、主にDP1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	第1章通則（条解1～23頁）：刑法における時、所そして人との関係での適用関係をはじめ、刑法典全体及び特別刑法にも関連する若干の一般的原則を取り上げる。		
	条解の1頁から23頁まで通読してくること。		30
第2回	第2章刑（条解23～47頁）：「刑」、とりわけ「法定刑」をめぐる基本的原則とその代替的措施等について取り上げる。		
	条解の23頁から47頁まで通読してくること。		30
第3回	第3章期間計算、第4章刑の執行猶予、（条解48～67頁）：刑法における期間計算の原則（第3章）、及び「刑」、すなわち「宣告刑」の執行猶予をめぐる諸原則（第4章）について取り上げる。		
	条解の48頁から67頁まで通読してくること。		30

第4回	第5章仮釈放、第6章刑の時効及び刑の消滅（条解67～77頁）：仮釈放等をめぐる若干の原則（第5章）、及び「刑」、すなわち「宣告刑」の時効をめぐる諸原則（第6章）について取り上げる。 残り15分で、これまでの範囲について、小テスト第1回（15点）を行う。	
	条解1頁から77頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第5回	小テスト第1回の講評を20分程度で行う。 第7章犯罪の不成立及び刑の減免（1）（条解78～93頁）：第7章の第1回として、いわゆる犯罪論体系の簡単な素描と不作為犯論、そして因果関係論について取り上げる。	
	条解78頁から93頁まで通読してくること。	30
第6回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（2）（条解93～105頁）：刑法35条すなわち「正当行為」にかかわる部分を取り上げる。	
	条解93頁から105頁まで通読してくること。	30
第7回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（3）（条解105～131頁）：刑法36条すなわち「正当防衛」、刑法37条すなわち「緊急避難」、そして刑法38条1項本文における「故意」の説明部分までを取り上げる。	
	条解105頁から131頁まで通読してくること。	30
第8回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（4）（条解131～150頁）：刑法38条1項ただし書きすなわち「過失」の部分、刑法38条1項本文及び2項すなわちいわゆる事実の錯誤、刑法38条3項すなわちいわゆる違法性の錯誤について取り上げる。	
	条解131頁から150頁まで通読してくること。	30
第9回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（5）（条解150～167頁）：刑法39条すなわち責任能力規定、及び刑法41条刑事責任年齢について取り上げる。	
	条解150頁から167頁まで通読してくること。	30

第10回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（6）（条解167～73頁）、第8章未遂罪（条解174～82頁）：刑法42条すなわち自首等、そして第8章未遂罪について取り上げる。 残り15分で、小テスト第1回以降の範囲について、小テスト第2回（15点）を行う。	
	条解78頁から182頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第11回	小テスト第2回の講評を20分程度で行う。 第9章併合罪（条解183～209頁）、第10章累犯（条解210～14頁）：まずいわゆる罪数論の一般的原則を取り上げ、つぎに条文に即し、併合罪、科刑上一罪について取り上げ（第9章）、さらに再犯及び累犯と呼ばれる刑の加重形態を取り上げる（第10章）。	
	条解183頁から214頁まで通読してくること。	30
第12回	第11章共犯（1）（条解215～44頁）：第11章共犯の「共同正犯」「教唆」「幫助」等について取り上げる。	
	条解215頁から244頁まで通読するしてくること。	30
第13回	第11章共犯（2）（条解244～51頁）：第11章共犯の「身分犯」について取り上げる。	
	条解244頁から251頁まで通読してくること。	30
第14回	第12章酌量減輕、第13章加重減輕の方法（条解252～8頁）：酌量減輕の基本原則（第12章）、及び特に「処断刑」を導く際の方法（第13章）について取り上げる。 残り15分で、小テスト第2回以降の範囲について、小テスト第3回（15点）を行う。	
	条解183頁から258頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第15回	小テスト第3回の講評を20分程度で行うが、場合によってはもっと詳しく解説したり、第14回までの積み残しを講じたり、あるいは質問時間に当てることにする。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	条解の1頁から258頁まで通読して、疑問点を捜してくること。	120

授業の方法 講義は、当日お配りする講義用プリントを参照し、また適宜質疑応答をしつつ進めることにしたいが、受講生が当該範囲を通読してきたという前提で行われる。授業終了前、当該範囲のいわゆるコア・カリキュラムの到達目標についての質疑応答を行うが、それが主たる平常点となる。 このほか、成績評価のための課題としては、刑事裁判傍聴レポートを課すことにしたい。これまでに傍聴を経験した者もいるであろうが、今回は「刑法総論」の論点を読み取るという実践的目標の下で行ってもらいたい（もっとも、法廷においては手続が中心となろうし、「犯罪」としては「刑法各論」の対象範囲ということになろうから、この目標に過度にこだわる必要はない）。 さらに、条解の習得度を確認するため、「穴埋め式小テスト」を3回行う。復習のためにも、お配りするプリントを参考にされたい。小テストは、条解の当該範囲を良く読んだか、試されることになるが、単なる暗記を目的としている訳ではなく、むしろ当該問題の趣旨を良く知っている方が高得点を探れるので、要は条解の趣旨を良く理解しているかが問われることにもなる。そして、究極的には応用力を身に付けることも求められる。問題は15問とする。それぞれの空欄は1個の場合もあるが、2個以上の場合もあり、2個以上の場合と同じ用語が入る場合もあるが、違う用語が入る場合もある。使われている用語が、判例等の趣旨にかかわっている場合もある。 「期末試験」も行う。期末試験については、テキスト前期分について行われる。進度が速いので、さほど詳しく講義が展開されないまま試験になることにもなるが、「相当程度のレベル」の答案が求められるので、常日頃からサブ・ノートを自分で作るなど、論点把握力そして文章力・論理力も身に付けておく必要がある。 なお、本講義においては、講義及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。
成績評価の方法 出席を含めた平常点25点、小テスト45点（15点×3回）、刑事裁判傍聴レポート30点（締切りは授業の最終日）及び期末試験100点により評価される（合計200点×1/2）。
成績評価の基準 ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。 ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。平常点においては、出席状況、コア・カリキュラムなどの理解状況・質疑応答状況などが考慮される。傍聴レポートにおいては、2時間半以上傍聴しているか（少なくとも、傍聴裁判所、傍聴時間を明記すること）。小テストにおいては、条文についての常識的な知識をはじめ、必要な専門用語的知識、そしてその用語が意味する趣旨を踏まえた判例などの理解ができていくか。そして、期末試験においては、前期に習得した知識・理論が筆記的能力としても身に付いているか。それぞれ確認されることになる。 なお、本講義においては、基本的に「法務博士号」取得予定者のための、大学院大学としてふさわしい程度の学習を念頭に置いている。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、等。
テキスト 『条解刑法[第3版]』（「条解」と略称。この類の書籍としては、本書がベストと思われる）、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN978-4-335-35559-2、『判例刑法総論第7版』（「判例総論」と略称。Ⅰにおいては、本書が主に使用される）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）、及び『判例刑法各論第7版』（「判例各論」と略称）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）〔講義用プリント中における判例は、掲載されているものについては概ねこれらに拠りたいと思うが、大幅に補足することになろう。なお、判例理論も徐々に変化を見せつつあるようにも思われるが、「判例」は変更されるまでは通用しうものである、必ずしも現在のわれわれの感覚にそぐわないように思えても、「判例」は判例として尊重する姿勢が必要かと思われる〕。
参考書 テキストに対応するものとして、『刑法総論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032373-4、『刑法[第3版]』、木村光江、東京大学出版会、3500円、ISBN978-4-13-032357-4、『刑法綱要総論第3版』、団藤重光、創文社、5500円、ISBN4-423-73049-9。 その他、『改訂刑法I（総論）[補訂版]』、内田文昭、青林書院、3600円、ISBN4-417-01013-7、『刑法概要上巻』、内田文昭、青林書院、7500円、ISBN4-417-00907-4、『刑法概要中巻』、内田文昭、青林書院、13500円、ISBN4-417-00957-0、『刑法総論[第3版]』、山口厚、有斐閣、3100円、ISBN978-4-641-13915-2、等。 参考書についても、その一部ないし全部を一通り読んでみた方がよい。
質問・相談方法等(オフィス・アワー) オフィス・アワーについては、ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法基本特殊講義Ⅰ B（日本刑法典の条文と判例Ⅰ）		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416602	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本講義は、日本の『刑法典』の条文とその有権的解釈たる判例そしてそれに関する評釈等をしっかりと習得して頂くことをテーマとしている。このテーマの下で、さしあたり前期においては、個々の犯罪について直接取り上げるのではなく、それらについての一般的諸原則を定めた「第1編総則」を取り上げることになる。本講義は、テキストの1頁から順番に、従って、第1編第1章（通則）、第1条といった順番で行われることになるが、それにより条文に即した知識・理論の習得が行われることになろう。 「条解」の総論は余り有益ではないと思っている向きもあろうが、見慣れない条文・理論などを意識的に習得しておくことは、むしろ各論部分よりも重要とも考えられる。 なお、本講義は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、シラバスを良く読んで必ず出席するようにされたい。			
到達目標			
「刑法」をすでに一通り勉強した人であっても、「条文」に即してその解釈を通読する機会は余りないであろうから、条文に即した知識・理論を習得することが、本講義の目標として設定される。本講義においては、何が「条文」か何が「判例」かを弁えることを通じて、司法試験科目「刑法」の短答式にも論文式にも有益となることを目指している。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; DP）との関連では、主にDP1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	第1章通則（条解1～23頁）：刑法における時、所そして人との関係での適用関係をはじめ、刑法典全体及び特別刑法にも関連する若干の一般的原則を取り上げる。		
	条解の1頁から23頁まで通読してくること。	30	
第2回	第2章刑（条解23～47頁）：「刑」、とりわけ「法定刑」をめぐる基本的原則とその代替的措置等について取り上げる。		
	条解の23頁から47頁まで通読してくること。	30	
第3回	第3章期間計算、第4章刑の執行猶予、（条解48～67頁）：刑法における期間計算の原則（第3章）、及び「刑」、すなわち「宣告刑」の執行猶予をめぐる諸原則（第4章）について取り上げる。		
	条解の48頁から67頁まで通読してくること。	30	

第4回	第5章仮釈放、第6章刑の時効及び刑の消滅（条解67～77頁）：仮釈放等をめぐる若干の原則（第5章）、及び「刑」、すなわち「宣告刑」の時効をめぐる諸原則（第6章）について取り上げる。 残り15分で、これまでの範囲について、小テスト第1回（15点）を行う。	
	条解1頁から77頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第5回	小テスト第1回の講評を20分程度で行う。 第7章犯罪の不成立及び刑の減免（1）（条解78～93頁）：第7章の第1回として、いわゆる犯罪論体系の簡単な素描と不作為犯論、そして因果関係論について取り上げる。	
	条解78頁から93頁まで通読してくること。	30
第6回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（2）（条解93～105頁）：刑法35条すなわち「正当行為」にかかわる部分を取り上げる。	
	条解93頁から105頁まで通読してくること。	30
第7回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（3）（条解105～31頁）：刑法36条すなわち「正当防衛」、刑法37条すなわち「緊急避難」、そして刑法38条1項本文における「故意」の説明部分までを取り上げる。	
	条解105頁から131頁まで通読してくること。	30
第8回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（4）（条解131～50頁）：刑法38条1項ただし書きすなわち「過失」の部分、刑法38条1項本文及び2項すなわちいわゆる事実の錯誤、刑法38条3項すなわちいわゆる違法性の錯誤について取り上げる。	
	条解131頁から150頁まで通読してくること。	30
第9回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（5）（条解150～67頁）：刑法39条すなわち責任能力規定、及び刑法41条刑事責任年齢について取り上げる。	
	条解150頁から167頁まで通読してくること。	30

第10回	第7章犯罪の不成立及び刑の減免（6）（条解167～73頁）、第8章未遂罪（条解174～82頁）：刑法42条すなわち自首等、そして第8章未遂罪について取り上げる。 残り15分で、小テスト第1回以降の範囲について、小テスト第2回（15点）を行う。	
	条解78頁から182頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第11回	小テスト第2回の講評を20分程度で行う。 第9章併合罪（条解183～209頁）、第10章累犯（条解210～14頁）：まずいわゆる罪数論の一般的原則を取り上げ、つぎに条文に即し、併合罪、科刑上一罪について取り上げ（第9章）、さらに再犯及び累犯と呼ばれる刑の加重形態を取り上げる（第10章）。	
	条解183頁から214頁まで通読してくること。	30
第12回	第11章共犯（1）（条解215～44頁）：第11章共犯の「共同正犯」「教唆」「幫助」等について取り上げる。	
	条解215頁から244頁まで通読するしてくること。	30
第13回	第11章共犯（2）（条解244～51頁）：第11章共犯の「身分犯」について取り上げる。	
	条解244頁から251頁まで通読してくること。	30
第14回	第12章酌量減輕、第13章加重減輕の方法（条解252～8頁）：酌量減輕の基本原則（第12章）、及び特に「処断刑」を導く際の方法（第13章）について取り上げる。 残り15分で、小テスト第2回以降の範囲について、小テスト第3回（15点）を行う。	
	条解183頁から258頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第15回	小テスト第3回の講評を20分程度で行うが、場合によってはもっと詳しく解説したり、第14回までの積み残しを講じたり、あるいは質問時間に当てることにする。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	条解の1頁から258頁まで通読して、疑問点を捜してくること。	120

授業の方法 講義は、当日お配りする講義用プリントを参照し、また適宜質疑応答をしつつ進めることにしたいが、受講生が当該範囲を通読してきたという前提で行われる。授業終了前、当該範囲のいわゆるコア・カリキュラムの到達目標についての質疑応答を行うが、それが主たる平常点となる。 このほか、成績評価のための課題としては、刑事裁判傍聴レポートを課すことにしたい。これまでに傍聴を経験した者もいるであろうが、今回は「刑法総論」の論点を読み取るという実践的目標の下で行ってもらいたい（もっとも、法廷においては手続が中心となろうし、「犯罪」としては「刑法各論」の対象範囲ということになろうから、この目標に過度にこだわる必要はない）。 さらに、条解の習得度を確認するため、「穴埋め式小テスト」を3回行う。復習のためにも、お配りするプリントを参考にされたい。小テストは、条解の当該範囲を良く読んだか、試されることになるが、単なる暗記を目的としている訳ではなく、むしろ当該問題の趣旨を良く知っている方が高得点を探れるので、要は条解の趣旨を良く理解しているかが問われることにもなる。そして、究極的には応用力を身に付けることも求められる。問題は15問とする。それぞれの空欄は1個の場合もあるが、2個以上の場合もあり、2個以上の場合と同じ用語が入る場合もあるが、違う用語が入る場合もある。使われている用語が、判例等の趣旨にかかわっている場合もある。 「期末試験」も行う。期末試験については、テキスト前期分について行われる。進度が速いので、さほど詳しく講義が展開されないまま試験になることにもなるが、「相当程度のレベル」の答案が求められるので、平日頃からサブ・ノートを自分で作るなど、論点把握力そして文章力・論理力も身に付けておく必要がある。 なお、本講義においては、講義及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。
成績評価の方法 出席を含めた平常点25点、小テスト45点（15点×3回）、刑事裁判傍聴レポート30点（締切りは授業の最終日）及び期末試験100点により評価される（合計200点×1/2）。
成績評価の基準 ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。 ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。平常点においては、出席状況、コア・カリキュラムなどの理解状況・質疑応答状況などが考慮される。傍聴レポートにおいては、2時間半以上傍聴しているか（少なくとも、傍聴裁判所、傍聴時間を明記すること）。小テストにおいては、条文についての常識的な知識をはじめ、必要な専門用語的知識、そしてその用語が意味する趣旨を踏まえた判例などの理解ができていくか。そして、期末試験においては、前期に習得した知識・理論が筆記的能力としても身に付いているか。それぞれ確認されることになる。 なお、本講義においては、基本的に「法務博士号」取得予定者のための、大学院大学としてふさわしい程度の学習を念頭に置いている。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、等。
テキスト 『条解刑法[第3版]』（「条解」と略称。この類の書籍としては、本書がベストと思われる）、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN978-4-335-35559-2、『判例刑法総論第7版』（「判例総論」と略称。Ⅰにおいては、本書が主に使用される）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）、及び『判例刑法各論第7版』（「判例各論」と略称）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）〔講義用プリント中における判例は、掲載されているものについては概ねこれらに拠りたいと思うが、大幅に補足することになろう。なお、判例理論も徐々に変化を見せつつあるようにも思われるが、「判例」は変更されるまでは通用しうものである、必ずしも現在のわれわれの感覚にそぐわないように思えても、「判例」は判例として尊重する姿勢が必要かと思われる〕。
参考書 テキストに対応するものとして、『刑法総論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032373-4、『刑法[第3版]』、木村光江、東京大学出版会、3500円、ISBN978-4-13-032357-4、『刑法綱要総論第3版』、団藤重光、創文社、5500円、ISBN4-423-73049-9。 その他、『改訂刑法I（総論）[補訂版]』、内田文昭、青林書院、3600円、ISBN4-417-01013-7、『刑法概要上巻』、内田文昭、青林書院、7500円、ISBN4-417-00907-4、『刑法概要中巻』、内田文昭、青林書院、13500円、ISBN4-417-00957-0、『刑法総論[第3版]』、山口厚、有斐閣、3100円、ISBN978-4-641-13915-2、等。 参考書についても、その一部ないし全部を一通り読んでみた方がよい。
質問・相談方法等(オフィス・アワー) オフィス・アワーについては、ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法基本特殊講義Ⅰ A（日本刑法典の条文と判例Ⅱ）		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416603	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本講義は、日本の『刑法典』の条文とその有権的解釈たる判例そしてそれに関する評釈等をしっかりと習得して頂くことをテーマとしている。このテーマの下で、後期においては、個々の犯罪を規定した「第2編罪」を取り上げることになる。本講義は、第2編第1章（削除）、第2編（内乱に関する罪）といった順番で行われることになるが、それにより条文に即した知識・理論の習得が行われることになる。 「条解」の各論においては、「国家的法益に対する罪」など、直接的な判例も殆どなかったり、条文としても「死文化」しているようなものもないではないが、時代の変化というものは思わぬ犯罪現象をもたらす場合もあり、関連判例や条文が参考にされる場合もないではないことがあり、また各論については一通り勉強済みと思っていても、後記到達目標の観点から受講しておいた方が良い科目と言えよう。 なお、本講義は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、シラバスを良く読んで必ず出席されたい。			
到達目標			
「刑法」をすでに一通り勉強した人であっても、「条文」に即してその解説を通読する機会は余りないであろうから、条文に即した知識・理論を習得することが、本講義の目標として設定される。本講義においては、何が「条文」か何が「判例」かを弁えることを通じて、司法試験科目「刑法」の短答式にも論文式にも有益となることを目指している。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; D P）との関連では、主にD P 1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	第1章削除、第2章内乱に関する罪、第3章外患に関する罪、第4章国交に関する罪、第5章公務の執行を妨害する罪（条解259～300頁）：「国家的法益に対する罪」の最重要犯罪、すなわち、「国家の存立」に対する諸犯罪と、「国家の作用」にかかわる諸犯罪が取り上げられる。		
	条解259頁から300頁まで通読してくること。	30	
第2回	第6章逃走の罪、第7章犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、第8章騒乱の罪（条解301～32頁）：「国家の作用」にかかわる諸犯罪のほか、「社会の存立」にかかわる犯罪も取り上げられる。		
	条解301頁から332頁まで通読してくること。	30	
第3回	第9章放火及び失火の罪、第10章出水及び水利に関する罪、第11章往来を妨害する罪（条解333～81頁）：「社会的法益に対する罪」のうち、「公共危険罪」の典型例とされる諸犯罪を取り上げる。		
	条解333頁から381頁まで通読してくること。	30	

第4回	第12章住居を侵す罪、第13章秘密を侵す罪、第14章あへん煙に関する罪、第15章飲料水に関する罪（条解382～410頁）：前2章は今日むしろ「個人的法益に対する罪」として捉えられているであろう。後2章は「公衆の健康」にかかわるところの犯罪である。 残り15分で、これまでの範囲について、小テスト第1回（15点）を行う。	
	条解259頁から410頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第5回	小テスト第1回の講評を20分程度で行う。 第16章通貨偽造の罪、第17章文書偽造の罪、第18章有価証券偽造の罪、第18章の2支払いカード電磁的記録に関する罪、第19章印章偽造の罪、第19章の2不正指令電磁的記録に関する罪（条解411～73頁）：各種「偽造」にかかわる一連の犯罪を取り上げる。	
	条解411頁から473頁までを通読してくること。	30
第6回	第20章偽証の罪、第21章虚偽告訴の罪、第22章わいせつ、姦淫及び重婚の罪、第23章賭博及び富くじに関する罪、第24章礼拝所及び墳墓に関する罪（条解474～539頁）：第20章・21章は「国家の審判・司法作用」にかかわり、第22ないし24章は「風俗犯」と称されるところの犯罪（もっとも、強姦・強制わいせつ等は今日「個人の性的自由」等との関係で捉えられている）を取り上げる。	
	条解474頁から539頁まで通読してくること。	30
第7回	第25章汚職の罪（条解540～68頁）：「公務の適正・廉潔性・不可買収性」にかかわる諸犯罪を取り上げる。	
	条解540頁から568頁まで通読してくること。	30
第8回	第26章殺人の罪、第27章傷害の罪、第28章過失傷害の罪、第29章墮胎の罪、第30章遺棄の罪（条解569～639頁）：「個人的法益に対する罪」の重要な諸犯罪を取り上げる。	
	条解569頁から639頁まで通読してくること。	30
第9回	第31章逮捕及び監禁の罪、第32章脅迫の罪、第33章略取、誘拐及び人身売買の罪、第34章名誉に対する罪、第35章信用及び業務に対する罪（条解640～706頁）：前2章は「個人の自由」に対する罪の範疇に入っており、第33章・第35章は「個人の自由」の特殊類型を規定したものであるが、第34章・第35章は「人格の社会的評価」に（も）かかわるところの犯罪である。 残り15分で、小テスト第1回以降の範囲について、小テスト第2回（15点）を行う。	
	条解411頁から706頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120

第10回	小テスト第2回の講評を20分程度で行う。 第36章窃盗及び強盗の罪（1）（条解707～20頁）：「財産犯」の総説の部分を取り上げる。	
	条解707頁から720頁まで通読してくること。	30
第11回	第36章窃盗及び強盗の罪（2）（条解721～57頁）：奪取的財産犯たる「窃盗罪」及び「強盗罪」を取り上げる。	
	条解721頁から757頁まで通読してくること。	30
第12回	第37章詐欺及び恐喝の罪（1）（条解758～81頁）：欺罔的財産犯たる「詐欺罪」等を取り上げる。	
	条解758頁から781頁まで通読してくること。	30
第13回	第37章詐欺及び恐喝の罪（2）（条解781～801頁）：権限濫用的財産犯たる「背任罪」、畏怖的財産犯たる「恐喝罪」、権限逸脱的財産犯たる「横領罪」等を取り上げる。	
	条解781頁から812頁まで通読してくること。	30
第14回	第38章横領の罪（2）、第39章盗品等に関する罪、第40章毀棄及び隠匿の罪（条解812～40頁）：占有離脱的財産犯たる「遺失物等横領罪」、事後従犯的財産犯たる「盗品等罪」、損壊的財産犯たる「毀棄・隠匿罪」を取り上げる。 残り15分で、小テスト第2回以降の範囲について、小テスト第3回（15点）を行う。	
	条解707頁から840頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第15回	小テスト第3回の講評を20分程度で行うが、場合によってはもっと詳しく解説したり、14回までの積み残しを講じたり、あるいは質問時間に当てることにする。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	条解259頁から840頁まで通読して、疑問点を捜してくること。	120

授業の方法

講義は、当日お配りする講義用プリントを参照し、また適宜質疑応答をしつつ進めることにしたいが、受講生が当該範囲を通読してきたという前提で行われる。授業終了前、当該範囲のいわゆるコア・カリキュラムの到達目標について質疑応答を行うが、それが主たる平常点となる。

このほか、成績評価のための課題としては、刑事裁判傍聴レポートを課すことにしたい。これまですでに傍聴を経験した者もいるであろうが、今回は「刑法各論」の論点を読み取るという実践的目標の下で行ってもらいたい。もっとも、前期にすでに傍聴レポートを提出したことがある人は、「刑法小論文」（テーマとしては、各論、総論ないし両方でも可。400字詰原稿用紙換算10枚以上のもの。この枚数の内で、注は別に付けること）の方を提出することもできる。

条解の習得度を確認するため、「穴埋め式小テスト」を3回行う。復習のためにも、お配りするプリントを参考にされたい。小テストは、条解の当該範囲を良く読んだか、試されることになるが、単なる暗記を目的としている訳ではなく、むしろ当該問題の趣旨を良く知っている方が高得点を採れるので、要は条解の趣旨を良く理解しているかが問われることになる。そして、究極的には応用力を身に付けることも求められる。問題は15問とする。それぞれの空欄は1個の場合もあるが、2個以上の場合もあり、2個以上の場合場合は同じ用語が入る場合もあるが、違う用語が入る場合もある。使われている用語が、判例等の趣旨にかかわっている場合もある。

期末試験についてはテキスト後期分について行われる。進度が速いので、さほど詳しく講義が展開されないまま試験となることにもなるうが、「相当程度のレベル」の答案が求められるので、常日頃からサブ・ノートを自分で作るなど、論点把握力そして文章力・論理力も身に付けておく必要がある。

なお、本講義においては、講義及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。

成績評価の方法

出席を含めた平常点25点、小テスト45点（15点×3回）、レポートないし小論文30点（締切りは授業の最終日）及び期末試験100点により評価される（合計200点×1/2）。

成績評価の基準

① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。平常点においては、出席状況、コア・カリキュラムなどの理解状況・質疑応答状況などが考慮される。レポートにおいては、2時間半以上傍聴しているか（少なくとも、傍聴裁判所、傍聴時間を明記すること）ないし小論文においては、所定の枚数を満たしているか。小テストにおいては、条文についての常識的な知識をはじめ、必要な専門用語的知識、そしてその用語が意味する趣旨を踏まえた判例などの理解ができているか。そして、期末試験においては、後期に習得した知識・理論が筆記的能力としても身に付いているか。それぞれ確認されることになる。

なお、本講義においては、基本的に「法務博士号」取得予定者のための、大学院大学としてふさわしい程度の学習を念頭に置いている。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、等。

テキスト

『条解刑法[第3版]』（「条解」と略称。この類の書籍としては、本書がベストと思われる）、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN 978-4-335-35559-2、『判例刑法各論第7版』（「判例各論」と略称。Ⅱにおいては、本書が主に使用される）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）、及び『判例刑法総論第6版』（「判例総論」と略称）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）〔講義用プリントにおける判例については、掲載されているものについては概ねこれらに拠りたいと思うが、大幅に補足することになる。なお、判例理論も徐々に変化を見せつつあるようにも思われるが、「判例」は変更されるまでは通用しうるのである、必ずしも現在のわれわれの感覚にそぐわないように思えても、「判例」は判例として尊重する姿勢が必要かと思われる）。

参考書

テキストに対応するものとして、『刑法各論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN 978-4-13-032377-2、『刑法[第3版]』、木村光江、東京大学出版会、3500円、ISBN 978-4-13-032357-4、『刑法綱要各論第3版』、団藤重光、創文社、5500円、ISBN 4-423-73050-2。

その他、『刑法各論[第三版]』、内田文昭、青林書院、5800円、ISBN 4-417-00957-0、『刑法各論[第2版]』、山口厚、有斐閣、4000円、ISBN 978-4-6641-0427-6、等。

参考書についても、その一部ないし全部を一通り読んでみた方がよい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィス・アワーについては、ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法基本特殊講義Ⅰ B（日本刑法典の条文と判例Ⅱ）		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416603	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本講義は、日本の『刑法典』の条文とその有権的解釈たる判例そしてそれに関する評釈等をしっかりと習得して頂くことをテーマとしている。このテーマの下で、後期においては、個々の犯罪を規定した「第2編罪」を取り上げることになる。本講義は、第2編第1章（削除）、第2編（内乱に関する罪）といった順番で行われることになるが、それにより条文に即した知識・理論の習得が行われることになる。 「条解」の各論においては、「国家的法益に対する罪」など、直接的な判例も殆どなかったり、条文としても「死文化」しているようなものもないではないが、時代の変化というものは思わぬ犯罪現象をもたらす場合もあり、関連判例や条文が参考にされる場合もないではないことがあり、また各論については一通り勉強済みと思っていても、後記到達目標の観点から受講しておいた方が良い科目と言えよう。 なお、本講義は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、シラバスを良く読んで必ず出席されたい。			
到達目標			
「刑法」をすでに一通り勉強した人であっても、「条文」に即してその解説を通読する機会は余りないであろうから、条文に即した知識・理論を習得することが、本講義の目標として設定される。本講義においては、何が「条文」か何が「判例」かを弁えることを通じて、司法試験科目「刑法」の短答式にも論文式にも有益となることを目指している。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; D P）との関連では、主にD P 1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	第1章削除、第2章内乱に関する罪、第3章外患に関する罪、第4章国交に関する罪、第5章公務の執行を妨害する罪（条解259～300頁）：「国家的法益に対する罪」の最重要犯罪、すなわち、「国家の存立」に対する諸犯罪と、「国家の作用」にかかわる諸犯罪が取り上げられる。		
	条解259頁から300頁まで通読してくること。	30	
第2回	第6章逃走の罪、第7章犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、第8章騒乱の罪（条解301～32頁）：「国家の作用」にかかわる諸犯罪のほか、「社会の存立」にかかわる犯罪も取り上げられる。		
	条解301頁から332頁まで通読してくること。	30	
第3回	第9章放火及び失火の罪、第10章出水及び水利に関する罪、第11章往来を妨害する罪（条解333～81頁）：「社会的法益に対する罪」のうち、「公共危険罪」の典型例とされる諸犯罪を取り上げる。		
	条解333頁から381頁まで通読してくること。	30	

第4回	第12章住居を侵す罪、第13章秘密を侵す罪、第14章あへん煙に関する罪、第15章飲料水に関する罪（条解382～410頁）：前2章は今日むしろ「個人的法益に対する罪」として捉えられているであろう。後2章は「公衆の健康」にかかわるところの犯罪である。 残り15分で、これまでの範囲について、小テスト第1回（15点）を行う。	
	条解259頁から410頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第5回	小テスト第1回の講評を20分程度で行う。 第16章通貨偽造の罪、第17章文書偽造の罪、第18章有価証券偽造の罪、第18章の2支払いカード電磁的記録に関する罪、第19章印章偽造の罪、第19章の2不正指令電磁的記録に関する罪（条解411～73頁）：各種「偽造」にかかわる一連の犯罪を取り上げる。	
	条解411頁から473頁までを通読してくること。	30
第6回	第20章偽証の罪、第21章虚偽告訴の罪、第22章わいせつ、姦淫及び重婚の罪、第23章賭博及び富くじに関する罪、第24章礼拝所及び墳墓に関する罪（条解474～539頁）：第20章・21章は「国家の審判・司法作用」にかかわり、第22ないし24章は「風俗犯」と称されるところの犯罪（もっとも、強姦・強制わいせつ等は今日「個人の性的自由」等との関係で捉えられている）を取り上げる。	
	条解474頁から539頁まで通読してくること。	30
第7回	第25章汚職の罪（条解540～68頁）：「公務の適正・廉潔性・不可買収性」にかかわる諸犯罪を取り上げる。	
	条解540頁から568頁まで通読してくること。	30
第8回	第26章殺人の罪、第27章傷害の罪、第28章過失傷害の罪、第29章墮胎の罪、第30章遺棄の罪（条解569～639頁）：「個人的法益に対する罪」の重要な諸犯罪を取り上げる。	
	条解569頁から639頁まで通読してくること。	30
第9回	第31章逮捕及び監禁の罪、第32章脅迫の罪、第33章略取、誘拐及び人身売買の罪、第34章名誉に対する罪、第35章信用及び業務に対する罪（条解640～706頁）：前2章は「個人の自由」に対する罪の範疇に入っており、第33章・第35章は「個人の自由」の特殊類型を規定したものであるが、第34章・第35章は「人格の社会的評価」に（も）かかわるところの犯罪である。 残り15分で、小テスト第1回以降の範囲について、小テスト第2回（15点）を行う。	
	条解411頁から706頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120

第10回	小テスト第2回の講評を20分程度で行う。 第36章窃盗及び強盗の罪（1）（条解707～20頁）：「財産犯」の総説の部分を取り上げる。	
	条解707頁から720頁まで通読してくること。	30
第11回	第36章窃盗及び強盗の罪（2）（条解721～57頁）：奪取的財産犯たる「窃盗罪」及び「強盗罪」を取り上げる。	
	条解721頁から757頁まで通読してくること。	30
第12回	第37章詐欺及び恐喝の罪（1）（条解758～81頁）：欺罔的財産犯たる「詐欺罪」等を取り上げる。	
	条解758頁から781頁まで通読してくること。	30
第13回	第37章詐欺及び恐喝の罪（2）（条解781～801頁）：権限濫用的財産犯たる「背任罪」、畏怖的財産犯たる「恐喝罪」、権限逸脱的財産犯たる「横領罪」等を取り上げる。	
	条解781頁から812頁まで通読してくること。	30
第14回	第38章横領の罪（2）、第39章盗品等に関する罪、第40章毀棄及び隠匿の罪（条解812～40頁）：占有離脱的財産犯たる「遺失物等横領罪」、事後従犯的財産犯たる「盗品等罪」、損壊的財産犯たる「毀棄・隠匿罪」を取り上げる。 残り15分で、小テスト第2回以降の範囲について、小テスト第3回（15点）を行う。	
	条解707頁から840頁まで、小テストに備えて、専門用語などに注意しながら、熟読してくること。	120
第15回	小テスト第3回の講評を20分程度で行うが、場合によってはもっと詳しく解説したり、14回までの積み残しを講じたり、あるいは質問時間に当てることにする。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	条解259頁から840頁まで通読して、疑問点を捜してくること。	120

授業の方法

講義は、当日お配りする講義用プリントを参照し、また適宜質疑応答をしつつ進めることにしたいが、受講生が当該範囲を通読してきたという前提で行われる。授業終了前、当該範囲のいわゆるコア・カリキュラムの到達目標について質疑応答を行うが、それが主たる平常点となる。

このほか、成績評価のための課題としては、刑事裁判傍聴レポートを課すことにしたい。これまですでに傍聴を経験した者もいるであろうが、今回は「刑法各論」の論点を読み取るという実践的目標の下で行ってもらいたい。もっとも、前期にすでに傍聴レポートを提出したことがある人は、「刑法小論文」（テーマとしては、各論、総論ないし両方でも可。400字詰原稿用紙換算10枚以上のもの。この枚数の内で、注は別に付けること）の方を提出することもできる。

条解の習得度を確認するため、「穴埋め式小テスト」を3回行う。復習のためにも、お配りするプリントを参考にされたい。小テストは、条解の当該範囲を良く読んだか、試されることになるが、単なる暗記を目的としている訳ではなく、むしろ当該問題の趣旨を良く知っている方が高得点を採れるので、要は条解の趣旨を良く理解しているかが問われることになる。そして、究極的には応用力を身に付けることも求められる。問題は15問とする。それぞれの空欄は1個の場合もあるが、2個以上の場合もあり、2個以上の場合と同じ用語が入る場合もあるが、違う用語が入る場合もある。使われている用語が、判例等の趣旨にかかわっている場合もある。

期末試験についてはテキスト後期分について行われる。進度が速いので、さほど詳しく講義が展開されないまま試験となることにもなるが、「相当程度のレベル」の答案が求められるので、常日頃からサブ・ノートを自分で作るなど、論点把握力そして文章力・論理力も身に付けておく必要がある。

なお、本講義においては、講義及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。

成績評価の方法

出席を含めた平常点25点、小テスト45点（15点×3回）、レポートないし小論文30点（締切りは授業の最終日）及び期末試験100点により評価される（合計200点×1/2）。

成績評価の基準

① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。平常点においては、出席状況、コア・カリキュラムなどの理解状況・質疑応答状況などが考慮される。レポートにおいては、2時間半以上傍聴しているか（少なくとも、傍聴裁判所、傍聴時間を明記すること）ないし小論文においては、所定の枚数を満たしているか。小テストにおいては、条文についての常識的な知識をはじめ、必要な専門用語的知識、そしてその用語が意味する趣旨を踏まえた判例などの理解ができているか。そして、期末試験においては、後期に習得した知識・理論が筆記的能力としても身に付いているか。それぞれ確認されることになる。

なお、本講義においては、基本的に「法務博士号」取得予定者のための、大学院大学としてふさわしい程度の学習を念頭に置いている。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、等。

テキスト

『条解刑法[第3版]』（「条解」と略称。この類の書籍としては、本書がベストと思われる）、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN 978-4-335-35559-2、『判例刑法各論第7版』（「判例各論」と略称。Ⅱにおいては、本書が主に使用される）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）、及び『判例刑法総論第6版』（「判例総論」と略称）、西田典之ほか、有斐閣、3500円（予価。2018年3月公刊予定）〔講義用プリントにおける判例については、掲載されているものについては概ねこれらに拠りたいと思うが、大幅に補足することになる。なお、判例理論も徐々に変化を見せつつあるようにも思われるが、「判例」は変更されるまでは通用しうるものである、必ずしも現在のわれわれの感覚にそぐわないように思えても、「判例」は判例として尊重する姿勢が必要かと思われる）。

参考書

テキストに対応するものとして、『刑法各論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN 978-4-13-032377-2、『刑法[第3版]』、木村光江、東京大学出版会、3500円、ISBN 978-4-13-032357-4、『刑法綱要各論第3版』、団藤重光、創文社、5500円、ISBN 4-423-73050-2。

その他、『刑法各論[第三版]』、内田文昭、青林書院、5800円、ISBN 4-417-00957-0、『刑法各論[第2版]』、山口厚、有斐閣、4000円、ISBN 978-4-6641-0427-6、等。

参考書についても、その一部ないし全部を一通り読んでみた方がよい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィス・アワーについては、ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習II		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416201	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本演習は、平成20年代及びそれに近接した平成10年代の司法試験過去問（論文式・短答式）刑法問題を取り上げて、分析・検討を加えることがテーマである。いわゆる過去問の検討は、本校においてもトータルサポートなどで行われていることと思うが、法科大学院としても大学院大学としての立場から、いわゆる過去問というのはどのような問題が出されていて、それらはいかなる趣旨のものを分析・検討することにしたい。 なお、本演習は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、本シラバスを良く読んで必ず出席されたい。			
到達目標			
いわゆる過去問の分析・検討を通じて、司法試験刑法問題の性質や出題趣旨を理解しかつ当該範囲の知識・理論を習得することを目標とする。 なお、法科大学院の学位授与方針（Diploma Policy ; DP）との関連では、主にDP1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	論文式第2問不真正不作為犯（2）（平成22年度第1問）（6～11頁）、短答式No. 1共通問題H26-1（3～4頁）、No. 4 H23-20（9～11頁）、No. 7共通問題H23-14（21～3頁）、No. 9 H21-4（29～31頁）、No. 11 H29-1（37～8頁）、No. 13共通問題H25-11（41～3頁）、No. 15共通問題H28-1（49～51頁）No. 19 H20-1（65～6頁）。		
	当該論文式問題の模擬答案を作成するか、または当該範囲を通読し分析・検討を加えてレジュメを作成してくること。	120	
第2回	論文式第4問不真正不作為犯・因果関係・中止犯・従犯（新司平成26年度刑事系第1問）（30～46頁）、短答式No. 21 H23-2（71～4頁）、No. 23共通問題H26-5（79～80頁）、No. 25共通問題H28-5（85～7頁）、No. 27予備独自問題H25-7（93～5頁）、No. 30 H22-6（105～8頁）、No. 32共通問題H24-7（113～5頁）、No. 34共通問題H26-13（119～21頁）、No. 36共通問題H28-15（127～9頁）。		
	同上。	120	
第3回	論文式第10問早すぎた構成要件の実現（1）（平成19年度第1問）（76～81頁）、短答式No. 39 H28-11（137～8頁）、No. 42 H25-15（145～7頁）、No. 44 H21-3（153～5頁）、No. 47 H25-3（165～6頁）、No. 49 H20-3（169～70頁）、No. 51共通問題H25-13（175～7頁）、No. 53予備独自問題H24-2（183～4頁）、No. 55 H24-16（189～91頁）。		
	同上。	120	

第4回	論文式第12問殺意認定、正当防衛の防衛の意思、相当性の認定（新司平成23年度刑事系第1問）（102～19頁）、短答式N○. 59共通問題H28－9（203～4頁）、N○. 61H24－9（209～10頁）、N○. 63共通問題H26－15（213～4頁）、N○. 65H26－3（219～20頁）、N○. 68H22－14（227～9頁）、N○. 70共通問題H25－5（233～4頁）、N○. 72H29－13（237～8頁）、N○. 75共通問題H23－4（245～7頁）。
	同上。
第5回	論文式第14問正当防衛の防衛の意思、相当性の認定（予備平成26年度）（132～7頁）、短答式N○. 78H22－8（257～60頁）、N○. 80共通問題H29－17（265～7頁）、N○. 82H26－9（273～4頁）、N○. 84H21－6（279～80頁）、N○. 86H24－11（285～7頁）、N○. 88H20－13（291～2頁）、N○. 91H21－14（299～300頁）、N○. 93予備独自問題H28－12（303～5頁）。
	同上。
第6回	論文式第26問因果関係の錯誤（予備平成23年度）（186～92頁）、短答式N○. 95予備独自問題H26－13（309～11頁）、N○. 97共通問題H27－15（317～9頁）、N○. 99H21－12（325～6頁）、N○. 102H20－15（335～7頁）、N○. 104H25－7（343～4頁）、N○. 106H22－5（347～9頁）、N○. 108H22－12（355～7頁）、N○. 110共通問題H25－17（363～5頁）。
	同上。
第7回	論文式第38問承継的共同正犯（2）（新司平成18年度刑事系第1問）（246～64頁）、短答式N○. 114H20－17（375～6頁）、N○. 116H23－6（381～3頁）、N○. 118予備独自問題H24－8（389～90頁）、N○. 120H26－11（395～6頁）、N○. 122H28－7（401～3頁）、N○. 126H21－18（411～3頁）、N○. 128H22－19（419～21頁）。
	同上。
第8回	論文式第44問共犯と身分（2）（新司平成24年度刑事系第1問）（288～307頁）、短答式N○. 130H24－20（427～9頁）、N○. 132H25－9（433～4頁）、N○. 136H20－14（443～4頁）、N○. 140予備独自問題H29－6（457～8頁）、N○. 142共通問題H24－4（463～5頁）、N○. 145共通問題H29－2（473～5頁）、N○. 147共通問題H27－8（479～81頁）。
	同上。
第9回	論文式第49問共犯の錯誤（新司平成20年度刑事系第1問）（336～50頁）、短答式N○. 149共通問題H28－6（487～9頁）、N○. 152H27－2（495～6頁）、N○. 154共通問題H25－10（499～501頁）、N○. 157H21－13（509～10頁）、N○. 159H26－10（515～7頁）、N○. 162H22－3（525～7頁）、N○. 164H25－4（533～5頁）。
	同上。

第10回	論文式第68問窃盗と詐欺の区別（2）（平成22年度第2問）（434～9頁）、短答式N○. 167H22-7（543～6頁）、N○. 171H22-18（555～7頁）、N○. 173H24-19（561～2頁）、N○. 175H26-14（567～9頁）、N○. 178H20-20（577～8頁）、N○. 180共通問題H26-20（583～5頁）、N○. 182H26-8（591～2頁）。	
	同上。	120
第11回	論文式第74問親族関係の錯誤・詐欺罪・横領罪（平成20年度第2問）（462～7頁）、短答式N○. 186H20-18（603～5頁）、N○. 188H28-2（611～3頁）、N○. 190H22-9（617～9頁）、N○. 193H27-12（627～9頁）、N○. 195H20-16（635～6頁）、N○. 198H21-1（645～7頁）、N○. 200共通問題H28-16（653～5頁）。	
	同上。	120
第12回	論文式第86問クレジットカード詐欺（2）（平成18年度第82問）（516～21頁）、短答式N○. 202H22-11（661～3頁）、N○. 204H23-13（669～71頁）、N○. 206共通問題H24-6（677～9頁）、N○. 208共通問題H28-20（685～9頁）、N○. 212H20-10（699～701頁）、N○. 214H23-9（707～9頁）、N○. 216H25-14（715～6頁）。	
	同上。	120
第13回	論文式第92問詐欺罪と恐喝罪、共犯関係の解消（新司平成19年度刑事系第1問）（550～68頁）、短答式N○. 218共通問題H26-18（719～21頁）、N○. 222H20-8（733～5頁）、N○. 224H22-15（741～3頁）、N○. 226H23-19（749～52頁）、N○. 228共通問題H28-4（757～9頁）、N○. 230H27-4（763～4頁）N○. 232H20-2（769～71頁）。	
	同上。	120
第14回	第113問財産犯総合（3）（新司平成28年度刑事系第1問）（672～99頁）、短答式N○. 234共通問題H28-8（777～9頁）、N○. 236H20-4（785～6頁）、N○. 238共通問題H25-16（789～91頁）、N○. 240共通問題H27-18（797～9頁）、N○. 242H28-18（805～6頁）、N○. 245H22-17（815～7頁）、N○. 247H25-8（823～5頁）。	
	同上。	120
第15回	第119問権限の冒用と私文書偽造（平成21年度第2問）（728～31頁）、短答式N○. 249H27-14（831～3頁）、N○. 251共通問題H23-11（837～9頁）、N○. 255H26-4（853～5頁）、N○. 257H24-12（861～3頁）、N○. 259共通問題H27-20（869～71頁）、N○. 261共通問題H29-20（877～9頁）。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	同上。	120

授業の方法
下記テキストにおいて平成20年代の論文式問題は23問あり、それに近接した平成10年代の論文式問題から7問選ぶこととし、平成20年代の短答式問題は219問あるので（危険運転致死傷罪関連問題〔N o. 138 H20-12（449～451頁）、N o. 139 H23-5（453～456頁）〕は除いているが、第4回N o. 68 H22-14（227～229頁）及びN o. 75 共通問題H23-4（245～7頁）、第7回N o. 114 H20-17（375～376頁）、第14回N o. 247 H25-8（823～5頁）には過失運転致死罪の肢が入っている）、前期においては、論文式問題を各1問合計15問、短答式問題については平成20年代の問題を第1回から第6回までは8問ずつ合計48問、7回から14回までは各7問ずつ合計56問、第15回は6問、それぞれ割り振った。 本演習においては、平成20年代及びそれに近接した平成10年代の比較的新しい論文式・短答式問題を分析・検討することを通じて、上記のテーマ・概要及び到達目標を達成することを目指しているもので、それに即した心構えでゼミに臨んでもらいたい。 ゼミにおいては、わたくしとしても当該範囲のプリントを配付することにしたいが、受講生としても、実際に模擬答案やレジュメを作成してみたりすることによって、積極的に演習に参加するように心掛けてもらいたい（模擬答案の添削も可能）。そのことを前提に、当該範囲の知識・理論を確認し、質疑応答をすることによって、当該範囲の理解を深めることにしたい。そして、前期の習得を前提に、期末試験も行われる。 なお、本演習においては、ゼミ及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。
成績評価の方法
出席を含めた平常点（100点）と期末試験（100点）の合計200点×1/2による。
成績評価の基準
① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告に準拠する。 ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。ゼミにおいては、当該範囲を読んで理解してきているか。疑問点を捜して、バランスの取れた柔軟な発想ができるか。課題をこなして、積極的にゼミに参加しているか。期末試験においては、論点を捜し出してできるだけ書き切れるか。それぞれ確認されることになる。
必要な予備知識／先修科目／関連科目
特に短答式の基本知識などの習得については、「刑事法基本特殊講義Ⅰ（日本刑法典の条文と判例）」の受講をお勧めしたい。
テキスト
『2018年版司法試験・予備試験論文合格答案集スタンダード100 3 刑法』（「論文式」と略称）、早稲田経営出版編集部編、早稲田経営出版、3500円、I S B N978-4-8471-350-2、『平成29年版司法試験&予備試験短答過去問 パーフェクト7 刑事系刑法』（「短答式」と略称）、辰巳法律研究所、3700円、I S B N978-4-86466-344-1。
参考書
当該範囲中に掲載のもの。
質問・相談方法等(オフィス・アワー)
ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習II		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416201	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
刑法の重要論点に関する事例問題を検討することを通じ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲで学んだ刑法解釈論の基礎知識の理解を確認し、定着を図り、それを使いこなせる実力を養成するアウトプット重視型の演習を行う。未知の問題を解決するのに必要な分析能力、刑法的思考能力、表現能力を養成することを目的とする。刑法総論の基本的な重要論点は全て扱う予定である。なお、刑法各論の重要論点は基本演習Ⅲで扱う。司法試験合格のためには、基礎的知識を事案分析に結び付けそれを的確に表現する力を養うことが肝要である。盤石の実力を身に付けたい学生の積極的な受講を期待したい。			
到達目標			
重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	因果関係論		
	因果関係論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第2回	不作為犯論		
	不作為犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第3回	正当防衛論 急迫性・防衛の意思・相当性 量的過剰防衛		
	正当防衛論に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案		120分

第4回	故意・錯誤論（１） 故意論と錯誤論 具体的事実の錯誤	
	故意・錯誤論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第5回	故意・錯誤論（２） 抽象的事実の錯誤の3類型 違法性阻却事由の錯誤	
	故意・錯誤論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第6回	責任論 原因において自由な行為の法理の根拠と適用要件 違法性の錯誤	
	原因において自由な行為・違法性の錯誤に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第7回	過失犯論 予見可能性 結果回避可能性 管理・監督過失	
	過失犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第8回	未遂犯論（１） 実行の着手論 早すぎた構成要件の実現 遅すぎた構成要件の実現	
	未遂論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第9回	未遂論（２） 不能犯論 中止犯論	
	未遂論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分

第10回	共同正犯論（１） 共同正犯の成立要件 共謀共同正犯 共謀の射程と共同正犯の錯誤	
	共同正犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第11回	共同正犯論（２） 承継的共同正犯 同時傷害の特例	
	共同正犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第12回	共同正犯論（３） 共同正犯関係の解消	
	共同正犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第13回	共同正犯論（４） 共犯と身分 共同正犯と幫助犯の区別 幫助の因果性	
	共同正犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第14回	罪数論 包括一罪 観念的競合 牽連犯	
	罪数論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第15回	刑法総論の総まとめ 総合事例問題演習	
	第1回から第14回までの授業内容の総復習 事例問題について自宅起案	120分

授業の方法

対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。

成績評価の方法

成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

テキスト

刑事系基本演習Ⅱ問題集（授業時に配布）

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論〔第2版〕』（日本評論社、2016年）

参考書

大塚裕史「応用刑法Ⅰ総論」法学セミナー2015年10月号～2018年5月号掲載

大塚裕史『刑法総論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2012年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後教室で受け付けると共に、随時、電子メールでも受け付ける。

科目名	(刑事法系) 基本演習III		
教員名	長沼 範良		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
捜査法の諸問題について専門的な学識を修得し、個別の主要問題について解決できる能力を涵養する。			
到達目標			
捜査法の諸問題について専門的法曹に要求される学識をもとにして、個別問題について専門的解決を図ることができる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	捜査の端緒(1)		
	指定された判例・文献を読む。指定判例は最新のものを使用するので、現時点では個別の指定はできない。		180分
第2回	捜査の端緒(2)		
	同上		180分
第3回	強制処分法定主義		
	同上		180分

第4回	逮捕・勾留(1)	
	同上	180分
第5回	逮捕・勾留(2)	
	同上	180分
第6回	逮捕・勾留(3)	
	同上	180分
第7回	逮捕・勾留(4)	
	同上	180分
第8回	被疑者の取調べ	
	同上	180分
第9回	搜索・押収・検証(1)	
	同上	180分

第10回	搜索・押収・検証(2)	
	同上	180分
第11回	搜索・押収・検証(3)	
	同上	180分
第12回	人体に対する強制処分	
	同上	180分
第13回	捜査の限界(1)	
	同上	180分
第14回	捜査の限界(2)	
	同上	180分
第15回	被疑者の防御	
	同上	180ふん

授業の方法

いわゆる演習方式である。参加者が担当課題について詳細な準備をし、授業ではその理解を深めることとする。

成績評価の方法

提出課題及び授業参加の寄与度による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法

テキスト

特になし。

参考書

その都度指定する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

火曜日の授業前後に非常勤講師控室に申し出ること。

科目名	(刑事法系) 基本演習III		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本演習は、平成20年代及びそれに近接した平成10年代の司法試験過去問（論文式・短答式）刑法問題を取り上げて、分析・検討を加えることがテーマである。いわゆる過去問の検討は、本校においてもトータルサポートなどで行われていることと思うが、法科大学院としても大学院大学としての立場から、いわゆる過去問というのはどのような問題が出されていて、それらはいかなる趣旨のものを分析・検討することにしたい。 なお、本演習は第1回から直ちに行われるので、受講希望者は、本シラバスを良く読んで必ず出席されたい。			
到達目標			
いわゆる過去問の分析・検討を通じて、司法試験刑法問題の性質や出題趣旨を理解しかつ当該範囲の知識・理論を習得することを目標とする。 なお、法科大学院の学位授与方針（Diploma Policy ; DP）との関連では、主にDP1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	論文式第3問不真正不正作為犯・過失犯（新司平成22年度刑事系第1問）（12～28頁）、短答式No. 2 H27-19（5～6頁）、No. 5 H21-16（13～5頁）、No. 8 共通問題H25-1（25～7頁）、No. 10 H28-17（33～5頁）、No. 12 H22-2（39～40頁）、No. 14 H27-1（45～7頁）、No. 16 H24-3（53～6頁）、No. 20 H21-2（67～9頁）。		
	当該論文式問題の模擬答案を作成するか、または当該範囲を通読し分析・検討を加えてレジュメを作成してくること。		120
第2回	論文式第8問因果関係・共犯の錯誤（平成20年度第1問）（62～7頁）、短答式No. 22 共通問題H24-18（75～7頁）、No. 24 H27-3（81～4頁）、No. 26 予備独自問題H29-1（89～91頁）、No. 29 H20-7（101～3頁）、No. 31 共通問題H23-18（109～11頁）、No. 33 H25-19（117～8頁）、No. 35 H27-9（123～5頁）、No. 37 H29-3（131～3頁）。		
	同上。		120
第3回	論文式第11問早すぎた構成要件の実現（2）（新司平成25年度刑事系第1問）（82～101頁）、短答式No. 40 予備独自問題H26-5（139～40頁）、No. 43 共通問題H29-11（149～51頁）、No. 45 共通問題H23-8（157～9頁）、No. 48 共通問題H29-7（167～8頁）、No. 50 H22-4（171～3頁）、No. 52 予備独自問題H23-1（179～81頁）、No. 54 共通問題H27-7（185～7頁）、No. 58 H21-8（199～202頁）。		
	同上。		120

第4回	論文式第13問正当防衛（新司平成29年度刑事系第1問）（120～31頁）、短答式N○. 60H29-5（205～7頁）、N○. 62予備独自問題H27-3（211～2頁）、N○. 64予備独自問題H28-5（215～7頁）、N○. 67H21-10（223～5頁）、N○. 69共通問題H24-13（231～2頁）、N○. 71共通問題H27-11（235～6頁）、N○. 74共通問題H20-9（243～4頁）、N○. 77H20-11（253～5頁）。	
	同上。	120
第5回	論文式第21問被害者の承諾・共犯関係からの離脱（予備平成24年度）（162～9頁）、短答式N○. 79H28-13（261～3頁）、N○. 81共通問題H23-10（269～71頁）、N○. 83共通問題H27-5（275～7頁）、N○. 85H22-10（281～3頁）、N○. 87予備独自問題H27-7（289～90頁）、N○. 89H26-7（293～5頁）、N○. 92H20-5（301～2頁）、N○. 94H26-19（307～8頁）。	
	同上。	120
第6回	論文式第31問不能犯・間接正犯（予備平成29年度）（210～8頁）、短答式N○. 96共通問題H29-19（313～5頁）、N○. 98H28-189（321～3頁）、N○. 100共通問題H28-3（327～9頁）、N○. 103共通問題H23-16（339～41頁）、N○. 105H27-13（345～6頁）、N○. 107共通問題H24-2（351～4頁）、N○. 109共通問題H29-15（359～61頁）、N○. 111共通問題H26-17（367～8頁）。	
	同上。	120
第7回	論文式第40問間接正犯の共同正犯（平成18年度第1問）（270～5頁）、短答式N○. 115H22-16（377～9頁）、N○. 117H24-5（385～7頁）、N○. 119予備独自問題H25-9（391～3頁）、N○. 121共通問題H27-17（397～9頁）、N○. 125H20-109（409～10頁）、N○. 127H21-20（415～7頁）、N○. 129H23-12（423～5頁）。	
	同上。	120
第8回	論文式第47問間接正犯と教唆の錯誤（2）（新司平成21年度刑事系第1問）（316～30頁）、短答式N○. 131H29-9（431～2頁）、N○. 135H27-6（441～2頁）、N○. 137H28-14（445～7頁）、N○. 141H25-2（459～61頁）、N○. 144H22-13（469～71頁）、N○. 146予備独自問題H24-11（477～8頁）、N○. 148H24-14（483～5頁）。	
	同上。	120
第9回	第56問共同正犯と正当防衛（2）（平成21年度第1問）（380～3頁）、短答式N○. 150H26-12（491～2頁）、N○. 153H29-10（497～8頁）、N○. 156予備独自問題H27-2（507～8頁）、N○. 158H24-8（511～3頁）、N○. 160共通問題H29-18（519～20頁）、N○. 163共通問題H24-1（529～31頁）、N○. 165共通問題H26-2（537～8頁）。	
	同上。	120

第10回	第72問不法領得の意思（3）（平成19年度第2問）（452～7頁）、短答式N○. 170H21-119（553～4頁）、N○. 172共通問題H23-7（559～60頁）、N○. 174H25-12（563～5頁）、N○. 176共通問題H27-16（571～3頁）、N○. 179共通問題H23-3（579～81頁）、N○. 181予備独自問題H25-8（587～9頁）、N○. 184H29-16（597～8頁）。	
	同上。	120
第11回	第83問事後強盗罪（2）（平成17年度第1問）（502～7頁）、短答式N○. 187H21-15（607～9頁）、N○. 189共通問題H25-18（615～6頁）、N○. 192H23-17（623～5頁）、N○. 194H29-12（631～3頁）、N○. 196予備独自問題H23-10（637～9頁）、N○. 199H21-17（649～51頁）、N○. 201H22-1（657～9頁）。	
	同上。	120
第12回	第87問振り込め詐欺（予備平成25年度）（522～8頁）、短答式N○. 203H22-20（665～7頁）、N○. 205共通問題H24-15（673～6頁）、N○. 207共通問題H27-10（681～3頁）、N○. 209H29-8（687～9頁）、N○. 213H21-11（703～5頁）、N○. 215共通問題H24-17（711～3頁）、N○. 217予備独自問題H28-2（717～8頁）。	
	同上。	120
第13回	第112問財産犯総合（2）（新司平成27年度刑事系第1問）（648～70頁）、短答式N○. 219予備独自問題H29-8（723～4頁）、N○. 223H21-9（737～9頁）、N○. 225共通問題H23-1（745～7頁）、N○. 227共通問題H25-6（753～5頁）、N○. 229共通問題H26-6（761～2頁）、N○. 231H29-4（765～7頁）、N○. 233H23-15（773～5頁）。	
	同上。	120
第14回	第115問放火罪（2）（予備平成28年度）（704～11頁）、短答式N○. 235共通問題H29-6（781～3頁）、N○. 237予備独自問題H23-38（787～8頁）、N○. 239H28-10（793～5頁）、N○. 241H21-7（801～3頁）、N○. 244H20-6（811～3頁）、N○. 246共通問題H24-10（819～21頁）。	
	同上。	120
第15回	第116問業務上横領罪、受託収賄罪（予備平成27年度）（712～9頁）、短答式N○. 248H26-16（827～9頁）、N○. 250共通問題H29-14（835～6頁）、N○. 252予備独自問題H26-2（841～3頁）、N○. 256H21-5（857～9頁）、N○. 258共通問題H25-20（865～7頁）、N○. 260H28-12（873～5頁）。 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	同上。	120

授業の方法

下記テキストにおける平成20年代の論文式問題は23問あり、それに近接した平成10年代の論文式問題から7問選ぶこととし、平成20年代の短答式問題は219問あるので（危険運転致死傷罪関連問題〔N o. 138 H20-12（449～51頁）、N o. 139 H23-5（453～6頁）〕は除いているが、第1回N o. 20 H21-2（67～9頁）には過失運転致死罪の肢が入っている）、後期においては、論文式問題を各1問合計15問、短答式問題については平成20年代の問題を第1回から第6回までは8問ずつ合計48問、第7回から第13回までは各7問ずつ合計49問、第14回・第15回は各6問ずつ、それぞれ割り振った。

本演習においては、平成20年代及びそれに近接した平成10年代の比較的新しい論文式・短答式問題を分析・検討することを通じて、上記のテーマ・概要及び到達目標を達成することを目指しているのも、それに即した心構えで演習に臨んでもらいたい。

ゼミにおいては、わたくしとしても当該範囲のプリントを配付することにしたいが、受講生としても、実際に模擬答案やレジュメを作成してみたりすることによって、積極的にゼミに参加するように心掛けてもらいたい（模擬答案の添削も可能）。そのことを前提に、当該範囲の知識・理論を確認し、質疑応答をすることによって、当該範囲の理解を深めることにしたい。そして、後期の習得を前提に、期末試験も行われる。

なお、本演習においては、ゼミ及びコンパ（原則として、期末試験の直後に行う）の間、禁煙とする。

成績評価の方法

出席を含めた平常点（100点）と期末試験（100点）の合計200点×1/2による。

成績評価の基準

- ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
- ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。ゼミにおいては、当該範囲を読んで理解してきているか。疑問点を捜して、バランスの取れた柔軟な発想ができるか。課題をこなして、積極的にゼミに参加しているか。期末試験においては、論点を捜し出してできるだけ書き切れるか。それぞれ確認されることになる。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

特に短答式の基本知識などの習得については、「刑事法基本特殊講義Ⅰ（日本刑法典の条文と判例）」の受講をお勧めしたい。

テキスト

『2018年版司法試験・予備試験論文合格答案集スタンダード100 3 刑法』（「論文式」と略称）、早稲田経営出版編集部編、早稲田経営出版、3500円、I S B N 978-4-8471-350-2、『平成29年度司法試験&予備試験短答過去問パーフェクト7 刑事系刑法』（「短答式」と略称）、辰巳法律研究所、3700円、I S B N 978-4-86466-344-1。

参考書

当該範囲中に掲載のもの。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習III		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
刑法の重要論点に関する事例問題を検討することを通じ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲで学んだ刑法解釈論の基礎知識の理解を確認し、定着を図り、それを使いこなせる実力を養成するアウトプット重視型の演習を行う。未知の問題を解決するのに必要な分析能力、刑法的思考能力、表現能力を養成することを目的とする。基本演習Ⅲでは刑法各論の基本的な重要論点は全て扱う予定である。総論に比し各論の学習が十分でない学生が多い。財産犯を中心に問題が予想されるすべての犯罪類型についてしっかりと実践的応用力を身につけたい学生の積極的な受講を期待したい。			
到達目標			
重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	窃盗罪(1) 保護法益 占有の意義		
	窃盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第2回	窃盗罪(2) 死者の占有 不法領得の意思 親族相盗例		
	窃盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第3回	強盗罪(1) 暴行・脅迫 強取の意義 2項強盗罪		
	強盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分

第4回	強盗罪（2） 事後強盗罪 強盗致死傷罪	
	強盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第5回	詐欺罪・恐喝罪（1） 欺罔行為の意義 交付行為の意義 文書の不正取得	
	詐欺罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第6回	詐欺罪・恐喝罪（2） クレジットカードの不正使用 権利行使と恐喝	
	恐喝罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第7回	横領罪 二重売買 横領物の横領 横領と背任の区別	
	横領罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第8回	背任罪 二重抵当 背任罪の共同正犯	
	背任罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第9回	盗品等関与罪 追求権の意義 保管の意義 あつせん罪	
	盗品等関与罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分

第10回	文書偽造罪 偽造の意義 名義人・作成者の意義 虚偽公文書作成罪の間接正犯	
	文書偽造罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第11回	放火罪 建造物の一体性 焼損の意義 公共の危険	
	放火罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第12回	賄賂罪 職務関連性 転職前の職務 賄賂罪と恐喝罪	
	賄賂罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第13回	その他の重要犯罪（１） 犯人隠避罪 証拠偽造罪 偽証罪 監禁罪 略取誘拐罪	
	遺棄罪・業務妨害罪・名誉毀損罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第14回	その他の重要犯罪（２） 遺棄罪 業務妨害罪 公務執行妨害罪	
	犯人隠避罪・偽証罪・公務執行妨害罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第15回	刑法各論の総まとめ 総合事例演習	
	第1回から第14回までの学習事項の総復習 総合事例演習問題の自宅起案	120分

授業の方法

対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。

成績評価の方法

成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

テキスト

刑事系基本演習Ⅲ問題集（授業時に配布）大塚裕史＝十河太朗＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）

参考書

大塚裕史『刑法各論の思考方法第3版』（早稲田経営出版、2010年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後教室で受け付けると共に、随時、電子メールでも受け付ける。

科目名	(刑事法系) 基本演習III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
今年度も昨年に引き続き、諸君が刑事訴訟法の修得において最も苦手としていると思われる、捜査分野における違法収集証拠の諸問題、公判分野における伝聞証拠及び訴因変更に焦点をあてた演習を行うこととしたい。 基本的には、刑事訴訟法Ⅱ及びⅢを修得し、その実践を図ろうとしている受講生が対象となるが、刑事訴訟法Ⅱ及びⅢを受講中の諸君も、積極的な参加を求めたい。 3年次以降の諸君の中で、「伝聞証拠」「違法収集証拠」「訴因」を苦手と感じている諸君は、復習の意味で本演習に参加し、その理解に自信をもってもらいたいと考えている。			
到達目標			
訴因、伝聞証拠及び違法集証拠の諸問題（刑事訴訟法上の証拠能力に関する問題）についての理解を深めること			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンスと受講生の要望聴取		
	本演習に要望したい事項をあらかじめ準備してきて下さい。 後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠該当部分のレポート作成にかかる分担の決定		30分
第2回	伝聞証拠の基礎的理解の確認（1）		
	後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠記載部分のうち、「伝聞・非伝聞」に関する部分の発表と討議		120分
第3回	伝聞証拠の基礎的理解の確認(2)		
	後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠記載部分のうち、「伝聞・非伝聞」に関する部分の発表と討議		120分

第4回	伝聞証拠（伝聞・非伝聞）を素材にした複合問題の検討(1)	
	第3回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第5回	伝聞証拠（伝聞・非伝聞）を素材にした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第6回	伝聞証拠（伝聞・非伝聞）を素材にした複合問題の検討(3)	
	第5回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
第7回	伝聞証拠（伝聞例外）を素材にした複合問題の検討(2)	
	第6回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第8回	伝聞証拠（伝聞例外）を素材にした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第9回	伝聞証拠（伝聞例外(1)）を素材にした複合問題の検討(2)	
	第8回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分

第10回	類似事実の立証を素材とした複合問題の検討	
	第9回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第11回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(1)	
	第10回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第12回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第13回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(3)	
	第12回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
第14回	違法収集証拠を素材とした複合問題の検討(1)	
	第13回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表即日起案	90分
第15回	違法収集証拠を素材とした複合問題の検討(2)	
	第14回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分

授業の方法

昨年度以上に刑事訴訟法の複合問題について事前にレポートを作成し、同レポートの問題点等を参加者全員で検討する形式で、授業を進めていきたいと考えている。

成績評価の方法

レポート及び即日起案の結果並びに授業における発言内容を総合評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法ⅠⅠ履修終了程度の刑事訴訟法の知識を要する。

テキスト

特に指定しない。

参考書

授業において適宜紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトにおいて学生に周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	長沼 範良		
科目ナンバー	2080416401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
公判手続及び刑事証拠法に関する諸問題について専門的な演習を実施する。			
到達目標			
公判手続及び刑事証拠法に関する諸問題について専門的法曹として必須な素養を身につけ、具体的事例を解決する能力を涵養する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	公訴の提起(1)		
	指定した判例及び論文を読む。指定判例は最新のものを使用する予定であるので、現時点で個別の明示をすることができない。		180分
第2回	公訴の提起(2)		
	同上		180分
第3回	公訴の提起(3)		
	同上		180分

第4回	公判期日の手続	
	同上	180分
第5回	刑事証拠法総論	
	同上	180分
第6回	自白法則(1)	
	同上	180分
第7回	自白法則(2)	
	同上	180分
第8回	補強法則	
	同上	180分
第9回	伝聞法則(1)	
	同上	180分

第10回	伝聞法則(2)	
	同上	180分
第11回	伝聞法則(3)	
	同上	180分
第12回	伝聞法則(4)	
	同上	180分
第13回	伝聞法則(5)	
	同上	180分
第14回	違法収集証拠の排除法則	
	同上	180分
第15回	刑事証拠法の総合問題	
	同上	180分

授業の方法

いわゆる演習の方法である。参加者が各自の担当課題について詳細な準備をして授業においては、討論を中心にして理解を深めることとする。

成績評価の方法

提出課題及び授業参加への寄与度による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法

テキスト

なし

参考書

なし

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

火曜日の授業前後

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
本演習は、３年次（未修３年、既修２年、長期履修者については２年次までの「刑法」必修単位の取得者に限る）の院生を対象に、各回の「刑法問題」につき、実際に執筆・解答することを通じて、これまでに修得した能力のさらなる伸張を図ることをテーマとする。			
到達目標			
本演習は、３年次前期対象ということで、２年次後期までの基礎教育を前提に、毎回60分の筆記試験を行うことで、筆記能力を一層高めることが目標とされる。もっとも、前期においては、さらにきちんと「基礎」を押さえることを目標としたい。「試験」というのは誰も好むものではないが、嫌気を押さえて取り組むことが肝要と思われる。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; D P）との関連では、主にD P 1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	事例問題（１）及びその検討		
	従来の刑法勉強の総復習		60
第2回	事例問題（２）及びその検討		
	同上		60
第3回	事例問題（３）及びその検討		
	同上		60

第4回	事例問題（４）及びその検討	
	同上	60
第5回	事例問題（５）及びその検討	
	同上	60
第6回	事例問題（６）及びその検討	
	同上	60
第7回	事例問題（７）及びその検討	
	同上	60
第8回	事例問題（８）及びその検討	
	同上	60
第9回	事例問題（９）及びその検討	
	同上	60

第10回	事例問題（10）及びその検討	
	同上	60
第11回	事例問題（11）及びその検討	
	同上	60
第12回	事例問題（12）及びその検討	
	同上	60
第13回	事例問題（13）及びその検討	
	同上	60
第14回	事例問題（14）及びその検討	
	同上	60
第15回	事例問題（15）及びその検討 残り10分で授業評価アンケートを書いて頂く。	
	同上	60

授業の方法

毎回3年次前期相当の「刑法問題」について、まず執筆・解答して頂く(60分)。つぎに、その答案を読み上げて頂き、ゼミ内で検討・討論をする(30分。15回目は20分)。それを踏まえて、次回採点答案のコピーを返却する。これを15回繰り返す(最後の答案のコピーは原則として期末試験時に返却する)。また、期末試験(120分)も行う。

なお、本演習においては、ゼミ及びコンパ(原則として、期末試験の直後に行う)の間、禁煙とする。

成績評価の方法

各回の答案得点の合計の1/9の得点(60点×15回=900点÷9の得点)+期末試験の得点(100点)の1/2による評価。

成績評価の基準

- ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
- ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。ゼミにおいては、当該「刑法問題」を書き上げることができるか。そして、それについて口頭で説明しかつ討論することができるか。期末試験においては、15回のゼミを履修後、習得できた能力を示すことができるか。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

これまでの全「刑法勉強」が前提となる。

テキスト

テキストは特に指定しない。

参考書

『条解刑法[第3版]』、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN978-4-335-35559-2、『刑法総論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032373-4、『刑法各論講義[第6版]』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032377-2、『最新重要判例250刑法第11版』、前田雅英、弘文堂、2500円、ISBN978-4-335-30123-0、『改訂刑法I(総論)[補訂版]』、内田文昭、青林書院、3600円、ISBN4-417-01013-7、『刑法概要上巻』、内田文昭、青林書院、7500円、ISBN4-417-00907-4、『刑法概要中巻』、内田文昭、青林書院、13500円、ISBN4-417-00957-0、『刑法各論[第三版]』、内田文昭、青林書院、5800円、ISBN4-417-00957-0、『刑法第3版』、山口厚、有斐閣、3200円、ISBN978-4-6641-13908-4、『刑法総論[第3版]』、山口厚、3100円、ISBN978-4-641-13915-2、『刑法各論[第2版]』、山口厚、有斐閣、4000円、ISBN978-4-641-04276-6、等。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅳ		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
刑法の基本的知識を一通り学習しても、それを使いこなす力を身に付けない限り事案を分析・処理することはできない。基本的知識を使いこなす力を身に付けるためには多くの問題に当たって練習するしかない。司法試験・旧司法試験の問題の中には刑法の応用力を養成するのに格好の良問が多い。本演習では、司法試験・旧司法試験の問題の中から刑法総論の重要論点に関する事例問題を検討することを通じ、刑法解釈論の基礎知識の理解を確認し、定着を図り、それを使いこなせる実力を養成するアウトプット重視型の指導を行う。 特に、3年次生の場合、これまで学んだ基礎知識を使いこなせる実戦力を早急に養う必要がある。必修科目である「刑事法総合」では刑法は1単位分の時間しか取れないので問題練習量が圧倒的に不足する。そこで、安定した基礎力を養成する意味でも本演習は有意義であるといえよう。また、2年次生の場合、前期に刑法を履修する機会がない。そこで、刑法の実力を維持強化するためにも本演習を受講することが望ましい。			
到達目標			
重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	実務刑法学とは何か、その学び方について講義する。		
	実務刑法学の学習方法を確認する。		30分
第2回	総合事例演習(1) 因果関係を中心とする問題演習(旧司法試験平成10年度)		
	因果関係論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第3回	総合事例演習(2) 不真正不作為犯を中心とする問題演習(旧司法試験平成22年度)		
	不作為犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分

第4回	総合事例演習（3） 因果関係と不作為犯を中心とする問題演習（旧司法試験平成20年度）	
	因果関係論・不作為犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第5回	総合事例演習（4） 早すぎた構成要件の実現を中心とする問題演習（旧司法試験平成19年度）	
	早すぎた構成要件の実現に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第6回	総合事例演習（5） 遅すぎた構成要件の実現を中心とする問題演習（旧司法試験平成15年度）	
	遅すぎた構成要件の実現に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第7回	総合事例演習（6） 事実の錯誤を中心とする問題演習（予備試験平成23年度）	
	事実の錯誤論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第8回	総合事例演習（7） 正当防衛を中心とする問題演習（旧司法試験平成14年度）	
	正当防衛論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第9回	総合事例演習（8－1） 正当防衛・共同正犯に関する基本的知識の確認	
	正当防衛論・共同正犯論に関する主要論点の確認	120分

第10回	総合事例演習（８－２） 正当防衛・共同正犯を中心とする問題演習（司法試験平成23年度）	
	事例問題について自宅起案	120分
第11回	総合事例演習（９－１） 過失犯・不作為犯に関する基本的知識の確認	
	過失犯・不作為犯に関する主要論点の確認	120分
第12回	総合事例演習（９－２） 不作為犯・過失犯を中心とする問題演習（司法試験平成22年度）	
	事例問題について自宅起案	120分
第13回	総合事例演習（１０－１） 横領罪・間接正犯・共犯と身分に関する基本的知識の確認	
	横領罪・間接正犯・共犯と身分に関する主要論点の確認	120分
第14回	総合事例演習（１０－２） 横領罪・間接正犯・共犯と身分を中心とする問題演習（司法試験平成21年度）	
	事例問題について自宅起案	120分
第15回	刑法総論実戦演習	
	第1回から第14回までの復習	120分

授業の方法

対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。

成績評価の方法

成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ

テキスト

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論〔第2版〕』（日本評論社、2016年）
大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）

参考書

大塚裕史「応用刑法Ⅰ総論」法学セミナー2015年10月号～2018年5月号
大塚裕史『ロースクール演習刑法第3版』（法学書院、2018年）
大塚裕史『刑法総論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2012年）
大塚裕史『刑法各論の思考方法第3版』（早稲田経営出版、2010年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けるほか、随時、電子メールで受け付ける。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要			
本演習は、3年次（未修3年、既修2年、長期履修者については2年次までの「刑法」必修単位の取得者に限る）の院生を対象に、各回の「刑法問題」につき、実際に執筆・解答することを通じて、これまでに修得した能力のさらなる伸張を図ることをテーマとする。			

到達目標			
本演習は、3年次後期対象ということで、3年次前期までの基礎教育を前提に、毎回60分の筆記試験を行うことで、判例を踏まえた筆記能力を一層高めることが目標とされる。後期においては、「応用」能力の伸張も目指した。「試験」というのは誰も好むものではないが、嫌気を押さえて取り組むことが肝要と思われる。 なお、法科大学院の学位授与方針（D i p l o m a P o l i c y ; D P）との関連では、主にD P 1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	事例問題（１）及びその検討		
	従来の刑法勉強の総復習		60
第2回	事例問題（２）及びその検討		
	同上		60
第3回	事例問題（３）及びその検討		
	同上		60

第4回	事例問題（４）及びその検討	
	同上	60
第5回	事例問題（５）及びその検討	
	同上	60
第6回	事例問題（６）及びその検討	
	同上	60
第7回	事例問題（７）及びその検討	
	同上	60
第8回	事例問題（８）及びその検討	
	同上	60
第9回	事例問題（９）及びその検討	
	同上	60

第10回	事例問題（10）及びその検討	
	同上	60
第11回	事例問題（11）及びその検討	
	同上	60
第12回	事例問題（12）及びその検討	
	同上	60
第13回	事例問題（13）及びその検討	
	同上	60
第14回	事例問題（14）及びその検討	
	同上	60
第15回	事例問題（15）及びその検討 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	同上	60

授業の方法

毎回3年次後期相当の「刑法問題」について、まず執筆・解答して頂く(60分)。つぎに、その答案を読み上げて頂き、ゼミ内で検討・討論をする(30分。15回目は20分)。それを踏まえて、次回採点答案のコピーを返却する。これを15回繰り返す(最後の答案のコピーは原則として期末試験時に返却する)。また、期末試験(120分)も行う。

成績評価の方法

各回の答案得点の合計の1/9の得点(60点×15回=900点÷9)＋期末試験の得点(100点)の1/2による評価。

成績評価の基準

- ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
- ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。ゼミにおいては、当該「刑法問題」を書き上げることができるか。そして、それについて口頭で説明しかつ討論することができるか。期末試験においては、15回のゼミを履修後、習得できた能力を示すことができるか。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

これまでの全「刑法勉強」が前提となる。

テキスト

テキストは特に指定しない。

参考書

『条解刑法〔第3版〕』、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、ISBN978-4-335-35559-2、『刑法総論講義〔第6版〕』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032373-4、『刑法各論講義〔第6版〕』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、ISBN978-4-13-032377-2、『最新重要判例250刑法第11版』、前田雅英、弘文堂、2500円、ISBN978-4-335-30123-0、『改訂刑法I(総論)〔補訂版〕』、内田文昭、青林書院、3600円、ISBN4-417-01013-7、『刑法概要上巻』、内田文昭、青林書院、7500円、ISBN4-417-00907-4、『刑法概要中巻』、内田文昭、青林書院、13500円、ISBN4-417-00957-0、『刑法各論〔第三版〕』、内田文昭、青林書院、5800円、ISBN4-417-00957-0、『刑法第3版』、山口厚、有斐閣、3200円、ISBN978-4-841-13908-4、『刑法総論〔第3版〕』、山口厚、有斐閣、3100円、ISBN978-4-641-13915-2、『刑法各論〔第2版〕』、山口厚、有斐閣、4000円、ISBN978-4-641-04276-6、等。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
司法試験の過去問をはじめとする長文の事例問題を検討し、論点を発見し、法規範を定立し、事案に当てはめる実務的処理能力の向上を目標とする実戦演習を行う。限られた時間内で未知の問題を解決するのに必要な分析能力、刑法的思考能力、表現能力を養成することを目的とする。			
到達目標			
重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを的確な文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	総合事例演習(1-1) 強盗罪・共謀の射程と共同正犯の錯誤を中心とする問題演習(平成20年度)		
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分
第2回	総合事例演習(1-2) 強盗罪・共謀の射程と共同正犯の錯誤を中心とする問題演習(平成20年度)		
	自宅起案の再点検		120分
第3回	総合事例演習(2-1) 詐欺罪・恐喝罪、共同正犯からの離脱を中心とする問題演習(平成19年度)		
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案		120分

第4回	総合事例演習（2-2） 詐欺罪・恐喝罪、共同正犯からの離脱を中心とする問題演習（平成19年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第5回	総合事例演習（3-1） 正当防衛、殺意の認定、共同正犯を中心とする問題演習（平成18年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第6回	総合事例演習（3-2） 正当防衛、殺意の認定、共同正犯を中心とする問題演習（平成18年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第7回	総合事例演習（4-1） 占有の有否、不法領得の意思、違法性阻却事由の錯誤を中心とする問題演習（平成27年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第8回	総合事例演習（4-2） 占有の有否、不法領得の意思、違法性阻却事由の錯誤を中心とする問題演習（平成27年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第9回	総合事例演習（5-1） 承継的共同正犯、2項強盗罪、強盗致死罪を中心とする問題演習（平成28年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分

第10回	総合事例演習（5-2） 承継的共同正犯、2項強盗罪、強盗致死罪を中心とする問題演習（平成28年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第11回	総合事例演習（6-1） 詐欺罪、共同正犯と正当防衛、死者の占有を中心とする問題演習（平成29年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第12回	総合事例演習（6-2） 詐欺罪、共同正犯と正当防衛、死者の占有を中心とする問題演習（平成29年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第13回	総合事例演習（7-1） 刑法総論・各論の重要論点を中心とする問題演習（平成30年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起	120分
第14回	総合事例演習（7-2） 刑法総論・各論の重要論点を中心とする問題演習（平成30年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第15回	総合事例演習（7-2） 占有の帰属、共謀の成否、横領罪を中心とする問題演習（プレテスト）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について起案 起案の再点検	120分

授業の方法

対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。

成績評価の方法

成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

テキスト

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論〔第2版〕』（日本評論社、2016年）
大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）

参考書

大塚裕史「応用刑法Ⅰ総論」法学セミナー2015年10月号～2018年5月号
大塚裕史『ロースクール演習刑法第3版』（法学書院、2018年）
大塚裕史『刑法総論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2012年）
大塚裕史『刑法各論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2017年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けると共に、随時、電子メールでも受け付ける。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	関 聡介		
科目ナンバー	2080416501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
刑法と刑事訴訟法の両方の論点を含む事例を分析し、実体法と手続法の両方の観点から問題点を分析し論述する、という内容の演習。 具体的には、 ①偶数回の講義時間に、教員が作成したオリジナルの事例問題（司法試験と同程度の長文事例問題）について、各受講生がその場で答案を作成する（いわゆる即日起案） ②次週までの間に教員が各答案を添削する ③奇数回の講義時間に、担当の受講生が当該事例問題の検討結果や課題について報告し、ディスカッションを行い、その後、教員が講評を行う ——というサイクルを、7回繰り返すことによって、刑法及び刑事訴訟法の全分野について、理解度や論述力（司法試験合格レベルに達しているかどうか）の確認と総仕上げを行う。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を涵養するため、以下の2点を主たる目標とする。 ①刑事実体法と手続法双方についての正確かつ具体的な知識を習得する。 ②具体的な事案に関して、実体法・手続法両方の観点からそれぞれ問題点を発見し、当該問題点に関して説得力ある論述を行う能力を向上させる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス		
	【予習】刑法・刑訴法の基本的な知識と理解の確認		60
第2回	第1問 答案作成		
	【予習】刑法・刑訴法それぞれ事前に告知する出題分野についての、知識の確認		60
第3回	第1問 報告・討論・講評		
	【予習】前週に自分が書いた答案の検討（答案は添削前に一旦コピーを返却します）		60

第4回	第2問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第5回	第2問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第6回	第3問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第7回	第3問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第8回	第4問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第9回	第4問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60

第10回	第5問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第11回	第5問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第12回	第6問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第13回	第6問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第14回	第7問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第15回	第7問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60

授業の方法

前記「テーマ・概要」欄記載のとおり。

本演習は、2005年度から2014年度まで開講されており、授業アンケート等でも当時概ね高い評価を得ていたことから、基本的には当時の方式を踏襲することを予定するものの、ガイダンス時の受講生の意見も踏まえて柔軟に対応する。

成績評価の方法

7回の答案の成績80%、担当回における報告内容＋それ以外の回の議論への参加状況20%

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法・刑訴法についての基本的知識全般

テキスト

特に指定しない。（刑法及び刑事訴訟法の講義で使用した教科書等を適宜参照されたい）

参考書

特に指定しない。（刑法及び刑事訴訟法の講義で使用した教科書等を適宜参照されたい）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ガイダンス時に受講者の予定も踏まえて定める。なお、第1回講義より前の問い合わせ等は、事務局経由でメールを送付されたい。

科目名	民事実務基礎Ⅰ		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080431004	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
2019年度前期の民事実務基礎Ⅱと併せて、民事訴訟法の学習と民事訴訟実務を架橋し、実務修習に必要な事項の初歩を習得することをテーマとする講義です。			
到達目標			
2019年度前期の民事実務基礎Ⅱと併せて、 第1段階の目標は、テキスト1の模擬民事訴訟記録に基づいて、民事訴訟の記録の構成や内容を知り、民事訴訟法の講義で学んだ事柄が、実際の民事訴訟実務ではどのように表れ、記録にどのように記載されるかを把握することです。 第2段階の目標は、要件事実論の基礎を修得し、典型的な訴訟物に関する攻撃防御方法についての具体的な設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができること並びにそのような分析・整理の結果を簡潔な文章で適切に表現することができることです。 第3段階の目標は、民事事実認定と民事判決起案の手法の基礎を習得し、主要な争点についてのサマリー起案ができることです。 本講義では、第1段階と第2段階の途中までを目標とします。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	民事訴訟の記録の構成と内容1 テキスト1による。		
	予め指定されたテキストの箇所を熟読し、双方向授業に備えること。 指定されたレポートは、少なくともテキストに指定された文献は読んで作成すること。		(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	民事訴訟の記録の構成と内容2 テキスト1による。		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第3回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実1 テキスト1、2、3による。		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第4回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実2 テキスト1、2、3による。		

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実3 テキスト1、2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2、3による。 中間レポート1出題	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。	

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	中間レポート1講評	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実1 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実3 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		

テキストの予め指定した範囲を読んで予習したこと、あるいは提出されたレポートの内容を前提とする双方向授業とレクチャー方式を織り交ぜて進めます。

成績評価の方法

講義中の応答、討論への参加、中間レポートの提出状況、期末レポートの提出状況とそれらの内容を総合して評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ・民法・商法の基本知識が必要

テキスト

- 1 司法研修所監修「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）1500円（税別）
 - 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）1429円（税別）
 - 3 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実、民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会）2300円（税別）
 - 4 司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）1600円（税別）
 - 5 司法研修所編「民事演習教材」＜司法協会＞1429円（税別）
 - 6 司法研修所編「民事事実認定教材 保証債務履行請求事件」＜司法協会＞905円（税別）
- これらのテキストは2019年度前期の民事実務基礎Ⅱ（必修）においても使用します。

参考書

- 司法研修所編 「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会）
司法研修所編 「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事実務基礎Ⅰ		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2180431005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
刑法Ⅰ・Ⅱ及び刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの履修を終了した受講生に対し、刑事訴訟法の実務を具体的な事例を教材として、捜査から公判までの各段階において、検察官、弁護士、裁判所の各役割を意識しつつ、その理論と実務について理解することを目標とする。 また、併せて裁判員裁判対象事件の教材を利用して必要な起案をしてもらうほか、実演も行い、実務的感覚も体感・把握してもらうことも目標に置く。			
到達目標			
本講座受講終了時には、司法修習の実務修習に赴いたときに、違和感なく修習に臨める程度の知識・作法等（書面作成も含む）を身につけることを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	以下の各段階において、具体的事例を教材として受講生に予め検討させ、必要な作業をさせ、レポートないし発表をしてもらい、それを踏まえて討論し、理解度と応用力を確認する。 1 検察官、弁護人の職務と心構え 第1回の教材は当日配布（その場で考えて答えてもらう） 第2回の教材配布 ※ 裁判員裁判対象事件の教材（以下「教材」という。）配布、検討開始 各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40～50ページ程度）。 既に勉強済みの箇所であるので概ね60分程度と思われる。		
第2回	2 任意捜査と強制捜査 第3回の教材配布 ※ 教材検討（第1回より継続） 各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね20ページ前後） ※ 裁判員裁判対象事件の教材（以下「教材」という。）については、できる限り資料を読み込むようにすること 基本書読みは40分程度 ※ 模擬裁判の準備は最低でも1時間程度		
第3回	3 接見交通権(被疑者の身柄拘束も含む) 第4回の教材配布 ※ 教材検討（第1回から継続） 各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40ページ） ※ 教材については引き続き資料をよく読みこむこと 基本書読みは60分程度 ※模擬裁判の資料読み込みは1時間程度		
第4回	4 搜索・差押 第5回教材配布 ※ 教材を利用した起訴状提出期限 各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40ページ） ※ 教材 参考書等を利用して起訴状を作成 基本書読みは1時間程度 ※模擬裁判はそれなりの時間がかかると思われる		

第5回	5 起訴・保釈 第6回教材配布 ※ 教材検討（第1回から継続）	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくる（概ね最大50ページ）	基本書読みは1時間程度 ※模擬裁判準備はそれなりに時間はかかると思われる
第6回	6 公判準備・公判前整理手続・医療観察法・少年法について 第7回教材配布 ※ 教材を利用した証明予定事実記載書提出期限及び弁護人側に開示予定の証拠一覧提出期限	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ） 事前配布の教材で基本書に載っていないものについては、必ず条文をひくこと ※ 教材 授業計画に沿うよう書面提出	基本書読みと条文引きで1時間程度 ※ 模擬裁判は参考書を参考に起案するためそれなりに時間はかかるものと思われる
第7回	7 公判・冒頭手続・裁判員選任手続 第8回教材配布 ※ 教材検討（第1回から継続）	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ） ※ 教材 授業計画に沿うように準備すること	基本書読みは40分程度 ※ 模擬裁判準備は最低でも2時間くらいは必要
第8回	8 証拠調べ全般（概要） 第9回教材配布 ※ 教材利用の第1回公判前整理手続	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ）	基本書読みは40分程度 ※ 模擬裁判（第1回公判前整理手続）の準備はそれなりにかかると思われる
第9回	9 供述調書等の証拠能力・証明力 第10回教材配布 ※ 教材利用の類型証拠開示請求期限	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ） ※ 教材は授業計画に沿うよう準備すること	基本書読みは40分程度 ※ 模擬裁判準備は1時間30分程度
第10回	10 違法収集証拠の証拠能力 第11回教材配布 ※ 教材検討（第1回から継続）	

	各自使用の基本書の該当部分を読んでもくること（概ね２０ページ）	基本書読みは３０分程度
	※ 模擬裁判は授業計画に沿うよう準備すること	※ 模擬裁判準備は１時間３０分程度
第11回	1 1 自白・補強証拠 第１２回教材配布 ※ 教材利用の第２回公判前整理手続	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでもくること（概ね２０ページ）	基本書読みは３０分程度
	※ 模擬裁判は授業計画に沿うよう準備すること	※ 模擬裁判（第２回公判前整理手続）はそれなりに時間がかかるものと思われる
第12回	1 2 証人尋問・被告人質問・情状の主張立証 第１３回教材配布 ※ 教材利用の第３回公判前整理手続	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでもくること（概ね２０ページ）	基本書読みは３０分程度
	※ 模擬裁判は授業計画に沿うように準備すること	※ 模擬裁判（第３回公判前整理手続を含む）はそれなりの時間がかかると思われる
第13回	1 3 論告・求刑と弁論（法廷教室使用） 第１４回教材配布 ※ 教材（他の教材を利用する場合あり）利用の冒頭手続・証人尋問体験（できるところまで）	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでもくること（概ね数ページ）	基本書読みは１５分程度
	※ 教材については、授業計画に沿うよう準備をしてくること	※ 模擬裁判の準備は数時間程度
第14回	1 4 判決とその後の手続（法廷教室利用） 第１５回教材配布 ※ 模擬裁判 証人尋問（残り）、被告人質問	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでもくること（概ね２０ページ）	基本書読みは３０分程度
	※ 教材については、授業計画に沿うように準備すること	※ 模擬裁判は数時間程度はかかると思われる
第15回	1 5 上訴（法廷教室利用） ※ 教材（他の教材利用する場合あり）利用の被告人質問（残り）、論告・弁論体験	

	各自使用の基本書の該当部分を読むこと（概ね４０ページ） ※ 教材については、授業計画に沿うよう準備すること	基本書読みは６０分程度 ※ 模擬裁判の準備は数時間程度かかるものと思われる
授業の方法		
上記授業計画に指摘したとおり。 質問は、アトランダムにするので、各自、そのつもりで予習等をしてきてほしい。		
成績評価の方法		
・学期末試験：実施しない。 ＜平常点＞ ・出席状況：１５点 ・授業中の発言、質問、討論への参加等：２０点 ・起訴状起案：４５点 ・教材についての起訴状以外の起案、質問、討論への参加等：２０点 上記合計１００点満点となること、各自それぞれの合計点を成績点とする。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
刑法Ⅲ・刑事訴訟法Ⅲ		
テキスト		
特に指定しない。各自がそれまで基本書として使用してきたものを利用していただきたい。		
参考書		
刑事訴訟実務の基礎 記録編 解説編 第２版 前田雅英編集 青木英憲・藤井俊郎・丸山哲巳・峰ひろみ著 弘文堂 目で見える刑事訴訟法教材【第２版】 田口守一・佐藤博史・白取祐司編著 有斐閣		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトで周知する		

科目名	法曹倫理		
教員名	桑野 雄一郎		
科目ナンバー	2080431003	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
全ての実務法曹は、高い倫理を持ってプロフェッションとして、その職務を遂行することが求められる。そのため、法曹三者が等しく有しているべき倫理と弁護士自治の下、幅広い活動が期待される弁護士に特に求められる倫理を身に付けさせることが必要であり、そのため、具体的事例によって遵守すべき倫理を明らかにする。さらにより良い解決のための法曹共助の倫理に言及する。			
到達目標			
① 全ての法曹に求められる事実を正確に理解する力を身につけさせる。 ② 具体的な法曹の仕事に於いてそれぞれの法曹が当然にわきまえている倫理について指摘出来ること。 ③ 法曹倫理に則って具体的な事案の解決の場面に於いて危なげのない行動を選択出来ること。 ④ 現に行っている行動が当該案件の推移により将来変化した場合にも法曹倫理に則って対処出来ること。 ⑤ 他の法曹についても法曹倫理からの配慮が出来ること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	1 弁護士倫理の基本原則／P. 2～18 (コアカリキュラム1、2-1-1、2-1-4) 法曹三者の中で一番多い弁護士としての専門職責任を理解させる。 弁護士の最も基本的な誠実義務と真実義務について考えさせ、時には相反する場面のあることを理解させる。		
	【予習】テキストの第1章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。		【予習】30分 【復習】30分
第2回	利益相反／P. 19～38 (Ⅱ2-1-2) 弁護士倫理で最も広範且つ事案により途中で変化する可能性のある困難な利益相反をテーマとする。 依頼者との関係、相手方との関係、複数当事者間など複雑な場面を想定して単純に解決出来る問題でないことを十分理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させる。		
	【予習】テキストの第2章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。		【予習】50分 【復習】30分
第3回	守秘義務／P. 39～65 (Ⅱ2-1-3) 誠実義務の発露であり、弁護士法23条とも関わる弁護士の信頼の源である守秘義務について十分理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させる。		
	【予習】テキストの第3章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。		【予習】40分 【復習】30分
第4回	4 勧誘と受任／P. 66～84 (Ⅱ2-2-1、2-2-4、2-7、2-7-2) 弁護士の仕事の開始である受任までの倫理をその段階を追って各場面での倫理を理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させる。		
	【予習】テキストの第4章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。		【予習】40分 【復習】30分

第5回	5 調査と事件処理／P. 85～102（Ⅱ2-2-2、2-7-2） 弁護士の仕事の開始と終了迄の各段階に於ける弁護士倫理を理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させる。具体的事例に対し書面（小起案）での対応を課し、授業の理解度を確認する。	
	【予習】テキストの第5章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】40分 【復習】30分
第6回	6 辞任と紛議／P. 103～122（Ⅱ2-2-3、2-7-2） 民事紛争の依頼者との関係を辞任で終了せざるを得ない場合とその際に伴う依頼者との紛議について理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させると共に他の依頼者との関係でその経験を予防的に活かすことの大切さを体得させる。	
	【予習】テキストの第6章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】30分 【復習】30分
第7回	7 弁護士と相手方、第三者、他の法曹との関係／P. 123～155（Ⅱ2-3、2-4、2-5-3） 依頼者以外の相手方や第三者、また他の弁護士や裁判所との関係に於ける倫理を理解させ、倫理に則った適切な行動を選択させる。 40分間で具体的な設例に対して法曹倫理に配慮した弁護士が作成する文書（小起案）を起案させ、法曹倫理の理解度を確認する。	
	【予習】テキストの第7章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】30分 【復習】30分
第8回	8 刑事弁護における職業倫理の実践／P. 156～187（Ⅱ2-5-1、2-5-2、2-5-3） 刑事弁護における依頼者、被害者また裁判所、検察官などとの関係について、刑事弁護の観点から捜査から公判までの各段階をイメージしてそれぞれの場面で倫理に則った適切な行動を選択させる。	
	【予習】テキストの第8章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。 配布した小起案の解説と各自の小起案に対するコメントを併せ読み、参考起案との比較などして小起案についての復習も行う。	【予習】40分 【復習】60分
第9回	9 弁護士の社会的責任／P. 188～249（Ⅱ2-7-1、2-7-3、2-7-4、2-8、2-9） 弁護士の社会的公共的責任につき理解させ、社会正義を実現する重要な職業であることを自覚させる。殊に弁護士自治の重要性とその業務責任について懲戒で対処されることを肝に銘じさせる。	
	【予習】テキストの第9章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】30分 【復習】40分
第10回	10 業務形態と弁護士倫理／P. 250～295（Ⅱ2-6、2-7、2-7-5） 変貌しつつある弁護士の業務形態により、その規模、インハウス、異業種との共同、国際化などから弁護士倫理の発現形態が異なり、また進化したことを十分理解させる。法曹倫理の発展型についても柔軟な法曹倫理の思考が出来ると共に、守るべき基準についても理解させる。	
	【予習】テキストの第10章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】60分 【復習】60分

第11回	11 裁判官の専門職責任／P. 296～318（＃3） 従来検討された裁判官の倫理についてまず理解させる。しかし、刑事事件については更に公正な立場を裁判官倫理として強化し、民事事件については当事者主義を前提にしながら紛争の実態を踏まえた説得力のある裁判を行うことが裁判官の倫理に合致することを理解させる。	
	【予習】テキストの第11章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】40分 【復習】30分
第12回	12 検察官の専門職責任／P. 319～346（＃4） 検察官の幅広い職務、その公共性を見据えた検察官の専門職責任としての検察官倫理を理解させる。生の事実を扱うことで弁護士と共通の部分から相対立しながら、一面では真実発見と被疑者・被告人の処遇について共通の認識を持つ両者の関係についても理解させる。	
	【予習】テキストの第12章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。 【予習】30分 【復習】30分 第13回 13 21世紀の法曹の専門職責任／P. 347～364及び起案授業（＃1、2-1、2-1-1） 新しい時代の社会を見据えた今後の法曹としての倫理を展望させる。 60分間で具体的な事例について懲戒相当か否かを懲戒請求者あるいは被懲戒者として、それに対応する文書（中起案）を起案させ、法曹倫理の理解度を確認する。 【予習】テキストの第13章を読み授業の際	【予習】30分 【復習】30分
第13回	13 21世紀の法曹の専門職責任／P. 347～364及び起案授業（＃1、2-1、2-1-1） 新しい時代の社会を見据えた今後の法曹としての倫理を展望させる。 60分間で具体的な事例について懲戒相当か否かを懲戒請求者あるいは被懲戒者として、それに対応する文書（中起案）を起案させ、法曹倫理の理解度を確認する。	
	【予習】テキストの第13章を読み授業の際、配布する設問に回答できるように準備する。 【復習】授業で配布した設問について十分に回答出来なかった理由を考え、且つテキストの設問について検討する。	【予習】20分 【復習】20分
第14回	14 弁護士が依頼者の質問に対し分かり易く口頭で回答するシミュレーション授業（＃2-2-4、2-8） 即日配布した事実について、依頼者の質問に対し、具体的に法的問題点を指摘し、それに対する回答を依頼者が理解出来るように説明することを双方向で行い、重要事実を抽出し、法規に当てはめる力及び法曹倫理の理解度を口頭レベルで確認する。	
	【予習】不要 【復習】他の学生が答えたことと自分の説明や回答を比較し、また教官のコメントを参考に当該事例について再確認すること。 配布した中起案の解説と各自の中起案に対するコメントを併せ読み、参考起案との比較などして中起案についての復習も行う。	【復習】60分
第15回	15 法曹倫理全般についての習得度確認授業（コアカリキュラム全体） 90分間で具体的な設例に対して法曹倫理の観点から相当か否かを基準を明示し、事実を当てはめて簡潔な理由を付した起案（大起案）させ、法曹倫理の理解度を総合的に確認する。	
	【予習】不要 【復習】後日配布する大起案の解説と各自の大起案に対するコメントを併せ読み、参考起案との比較などして大起案についての復習も行う。	【復習】60分

授業の方法

があるか事例に沿って素直に抽出させることを徹底する。

2 問題点について、受講者に回答させ検討すると共に、なぜ問題が生じたかを気付かせ、未然に問題を生じさせない具体的対策を考えさせる。

3 法曹倫理が理解出来ているかどうか確認するため、原則として双方向授業を行う。授業の中盤以降で具体的設問に対する回答を即日起案の形で3回課し、その理解度を確認する。起案は通常の授業と同様にケースに対して回答させる。

成績評価の方法

授業方法３記載の即日起案の配点は、小起案５点、中起案１５点、大起案８０点の合計１００点満点で評価する。
講義への参加、発表の態度は、起案の評価の中で総合評価する。
平常点の評価は、基準が曖昧になるので、それ自体を別個に評価することはない。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第１９条）及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、民事実務基礎、刑事実務基礎

テキスト

「法曹の倫理-第２．１版-」森際康友著／名古屋大学出版会

参考書

「弁護士法概説」（第３版）高中正彦著／三省堂
「法曹倫理」日本法律家協会編／商事法務

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	民事実務基礎II A		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2180431006	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
2017年度後期で履修済みの民事実務基礎Ⅰと併せて、民事訴訟法の学習と民事訴訟実務を架橋し、実務修習に必要な事項の初歩を習得することをテーマとする講義です。			
到達目標			
2017年度後期で履修済みの民事実務基礎Ⅰと併せて、 第1段階の目標は、テキスト1の模擬民事訴訟記録に基づいて、民事訴訟の記録の構成や内容を知り、民事訴訟法の講義で学んだ事柄が、実際の民事訴訟実務ではどのように表れ、記録にどのように記載されるかを把握することです。 第2段階の目標は、要件事実論の基礎を修得し、典型的な訴訟物に関する攻撃防御方法についての具体的な設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができること並びにそのような分析・整理の結果を簡潔な文章で適切に表現することができることです。 第3段階の目標は、民事事実認定と民事判決起案の手法の基礎を習得し、主要な争点についてのサマリー起案ができることです。 本講義では、第2段階の途中からと第3段階までを目標とします。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	民事判決書について1 テキスト1、4による 中間レポート1出題 予め指定されたテキストの箇所を熟読し、双方向授業に備えること。 指定されたレポートは、少なくともテキストに指定された文献は読んで作成すること。		(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第3回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。 第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第4回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2、3による		

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	中間レポート1講評 民事判決書について2	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	動産引渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2, 3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	動産引渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	民事事実認定について1 テキスト7, 4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	民事事実認定について2 テキスト7, 4による 中間レポート2出題	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	民事事実認定について3 テキスト7, 4による	

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	民事事実認定について4 テキスト7、4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	中間レポート2講評	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	民事事実認定について5 テキスト7、4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	民事実務基礎のまとめと補充1	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	民事実務基礎のまとめと補充2	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		
テキストの予め指定した範囲を読んで予習したこと、あるいは提出されたレポートの内容を前提とする双方向授業を進めますが、主題と状況によって、レクチャー方式で進める場合もあります。		
成績評価の方法		
講義中の応答、討論への参加、中間レポートの提出状況、期末レポートの提出状況とそれらの内容を総合して評価する。		

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲ・民法・商法の基本知識及び民事実務基礎Ⅰで学修した知識が必要

テキスト

- 1 司法研修所監修「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）1500円（税別）
- 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）1429円（税別）
- 3 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実、民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会）2300円（税別）
- 4 司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）1600円（税別）
- 5 司法研修所編「民事演習教材」＜司法協会＞1429円（税別）
- 6 司法研修所編「民事事実認定教材 保証債務履行請求事件」＜司法協会＞905円（税別）

以上のテキストは2017年度後期の民事実務基礎Ⅰで指定したものと同じです。

新たに次のものを指定します。

- 7 司法研修所編「事例で考える民事事実認定」（法曹会）1713円（税別）

参考書

- 1 司法研修所編「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会）
- 2 司法研修所編「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会）

以上の参考書は2017年度後期の民事実務基礎Ⅰで推奨したものと同じです。

新たに次のものを推奨します。

- 3 司法研修所編「民事訴訟における事実認定」（法曹会）2571円（税別）

（同じ法曹会から同じく司法研修所編の「民事訴訟における事実認定－契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）－」が発行されていますが、それではなく、副題のない方です。）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事実務基礎II B		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2180431006	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
2017年度後期で履修済みの民事実務基礎 I と併せて、民事訴訟法の学習と民事訴訟実務を架橋し、実務修習に必要な事項の初歩を習得することをテーマとする講義です。			
到達目標			
2017年度後期で履修済みの民事実務基礎 I と併せて、 第1段階の目標は、テキスト1の模擬民事訴訟記録に基づいて、民事訴訟の記録の構成や内容を知り、民事訴訟法の講義で学んだ事柄が、実際の民事訴訟実務ではどのように表れ、記録にどのように記載されるかを把握することです。 第2段階の目標は、要件事実論の基礎を修得し、典型的な訴訟物に関する攻撃防御方法についての具体的な設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができること並びにそのような分析・整理の結果を簡潔な文章で適切に表現することができることです。 第3段階の目標は、民事事実認定と民事判決起案の手法の基礎を習得し、主要な争点についてのサマリー起案ができることです。 本講義では、第2段階の途中からと第3段階までを目標とします。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	民事判決書について1 テキスト1、4による 中間レポート1出題 予め指定されたテキストの箇所を熟読し、双方向授業に備えること。 指定されたレポートは、少なくともテキストに指定された文献は読んで作成すること。		
			(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による 第1回の欄のとおり。		
第3回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。 第1回の欄のとおり。		
第4回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2、3による		

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	中間レポート1講評 民事判決書について2	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	動産引渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2, 3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	動産引渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	民事事実認定について1 テキスト7, 4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	民事事実認定について2 テキスト7, 4による 中間レポート2出題	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	民事事実認定について3 テキスト7, 4による	

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	民事事実認定について4 テキスト7、4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	中間レポート2講評	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	民事事実認定について5 テキスト7、4による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	民事実務基礎のまとめと補充1	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	民事実務基礎のまとめと補充2	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法 テキストの予め指定した範囲を読んで予習したこと、あるいは提出されたレポートの内容を前提とする双方向授業を進めますが、主題と状況によって、レクチャー方式で進める場合もあります。		

成績評価の方法 講義中の応答、討論への参加、中間レポートの提出状況、期末レポートの提出状況とそれらの内容を総合して評価する。
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲ・民法・商法の基本知識及び民事実務基礎Ⅰで学修した知識が必要
テキスト 1 司法研修所監修「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）1500円（税別） 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）1429円（税別） 3 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実、民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会）2300円（税別） 4 司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）1600円（税別） 5 司法研修所編「民事演習教材」＜司法協会＞1429円（税別） 6 司法研修所編「民事事実認定教材 保証債務履行請求事件」＜司法協会＞905円（税別） 以上のテキストは2017年度後期の民事実務基礎Ⅰで指定したものと同じです。 新たに次のものを指定します。 7 司法研修所編「事例で考える民事事実認定」（法曹会）1713円（税別）
参考書 1 司法研修所編「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会） 2 司法研修所編「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会） 以上の参考書は2017年度後期の民事実務基礎Ⅰで推奨したものと同じです。 新たに次のものを推奨します。 3 司法研修所編「民事訴訟における事実認定」（法曹会）2571円（税別） （同じ法曹会から同じく司法研修所編の「民事訴訟における事実認定－契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）－」が発行されていますが、それではなく、副題のない方です。）
質問・相談方法等(オフィス・アワー) ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事実務基礎II A		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2080431007	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
刑事実務基礎 I の履修を終了した受講生に対し、より実務的内容の授業を行うとともに、実務に必要な起案能力の醸成を目指す。			
到達目標			
刑事実務基礎 I 同様、本講座終了時に、司法修習の実務修習において、より高度な知識・作法等（書面作成も含む）をみにつけることを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	1 刑事記録の見方（第一審について） 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を利用し、実際の刑事記録がどのように編成されているかを見るとともに、どういう点に注意して記録を見るかについても理解する。		
	「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を一覧し、どういう内容が記載されているかを事前に把握する（少なくとも目次はきちんと読んでくること）。	指定テキストの一覧で約60分程度。	
第2回	2 捜査弁護の注意点 捜査弁護における一般的注意点を、捜査手続全般について把握・理解する。		
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約120分程度。	
第3回	3 公判弁護の注意点 公判弁護における一般的注意点を、公判手続全般（公判前整理手続を含む）について把握・理解する。		
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約60分程度。	

第4回	4 外国人事件弁護の注意点 外国人事件における注意点を、刑事手続やその周辺手続も含めて把握・理解する。	
	事前に配布する資料（第3回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約40分程度。
第5回	5 少年事件における注意点 少年事件における注意点を、その特有の問題とともに把握・理解する。	
	事前に配布する資料（第4回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約45分程度。
第6回	6 障害者弁護における注意点（医療観察法対応も含めて） 障害者が被疑者・被告人・対象者となった場合における注意点について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約60分程度。
第7回	7 刑事尋問技術 刑事実務基礎Ⅰの模擬裁判で使用した公判における尋問について検討し、より効果的な尋問について理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくことと、刑事実務基礎Ⅰで実際に使用した尋問事項書を見て検討してくこと。	指定テキスト概要箇所 で約30分程度、尋問事項 書検討で約60分程度。
第8回	8 控訴審弁護の注意点 控訴審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約30分程度。
第9回	9 上告審弁護の注意点 上告審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約30分程度。

第10回	10 起訴状における公訴事実の記載要領（刑法犯） 刑法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	
	刑事実務基礎Ⅰで配布した「公訴事実記載例集」のうち、刑法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約60分程度。
第11回	11 起訴状における公訴事実記載要領（特別法犯） 特別法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	
	刑事実務基礎Ⅰで配布した「公訴事実記載例集」のうち、特別法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約60分程度。
第12回	12 供述調書作成要領（刑法犯） 刑法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第11回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約90分程度。
第13回	13 供述調書作成要領（特別法犯） 特別法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第12回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約90分程度。
第14回	14 刑事判決書について 刑事判決書の意義、有罪判決の起案の仕方について、その作法等を把握・理解する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成19年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約100分程度。
第15回	15 刑事判決書について その2 刑事判決書のうち、無罪・免訴・公訴棄却・管轄違いの判決について把握・理解するとともに、「罪となるべき事実」の記載例についても勉強する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成19年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約90分程度。

授業の方法

上記授業計画に指摘したとおり。

質問は、アトランダムにするので、各自、そのつもりで予習等をしてくること。

第2回講義時に、刑事判決書起案のための資料を配布予定（別途指示に基づき事務室にて回収します。）。
刑事判決書起案は、第12回講義時まで提出すること。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

・学期末試験：実施しない。

<平常点>

- ・出席状況：15点
 - ・授業中の発言、質問、討論への参加等：30点
 - ・刑事判決書起案：55点
- 採点対象箇所については、資料配布の際に開示する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事実務基礎Ⅰ

テキスト

- 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」 法曹会 本体2,619円
「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」 現代人文社 本体3,000円
「刑事判決起案の手引き 平成19年版」 法曹会 本体1,850円

参考書

- 「季刊 刑事弁護 増刊 外国人事件Beginners」 現代人文社 本体3,200円
「季刊 刑事弁護 増刊 少年事件Beginners」 現代人文社 本体2,800円
「Q&A 心神喪失者等医療観察法解説 第2版」 三省堂 本体3,500円
「改訂版 刑事尋問技術」 ぎょうせい 本体3,048円
「実践的 刑事事実認定と状況証拠 第2版」 立花書房 本体1,300円
「刑事控訴審の手続及び判決書の実際」 法曹会 本体2,200円

※ 実務家になったときに役に立ちますので、紹介しておきます。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事実務基礎II B		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2080431007	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
刑事実務基礎 I の履修を終了した受講生に対し、より実務的内容の授業を行うとともに、実務に必要な起案能力の醸成を目指す。			
到達目標			
刑事実務基礎 I 同様、本講座終了時に、司法修習の実務修習において、より高度な知識・作法等（書面作成も含む）をみにつけることを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	1 刑事記録の見方（第一審について） 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を利用し、実際の刑事記録がどのように編成されているかを見るとともに、どういう点に注意して記録を見るかについても理解する。		
	「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を一覧し、どういう内容が記載されているかを事前に把握する（少なくとも目次はきちんと読んでくること）。	指定テキストの一覧で約60分程度。	
第2回	2 捜査弁護の注意点 捜査弁護における一般的注意点を、捜査手続全般について把握・理解する。		
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約120分程度。	
第3回	3 公判弁護の注意点 公判弁護における一般的注意点を、公判手続全般（公判前整理手続を含む）について把握・理解する。		
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約60分程度。	

第4回	4 外国人事件弁護の注意点 外国人事件における注意点を、刑事手続やその周辺手続も含めて把握・理解する。	
	事前に配布する資料（第3回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約40分程度。
第5回	5 少年事件における注意点 少年事件における注意点を、その特有の問題とともに把握・理解する。	
	事前に配布する資料（第4回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約45分程度。
第6回	6 障害者弁護における注意点（医療観察法対応も含めて） 障害者が被疑者・被告人・対象者となった場合における注意点について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約60分程度。
第7回	7 刑事尋問技術 刑事実務基礎Ⅰの模擬裁判で使用した公判における尋問について検討し、より効果的な尋問について理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくことと、刑事実務基礎Ⅰで実際に使用した尋問事項書を見て検討してくこと。	指定テキスト概要箇所 で約30分程度、尋問事項 書検討で約60分程度。
第8回	8 控訴審弁護の注意点 控訴審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約30分程度。
第9回	9 上告審弁護の注意点 上告審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約30分程度。

第10回	10 起訴状における公訴事実の記載要領（刑法犯） 刑法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	
	刑事実務基礎Ⅰで配布した「公訴事実記載例集」のうち、刑法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約60分程度。
第11回	11 起訴状における公訴事実記載要領（特別法犯） 特別法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	
	刑事実務基礎Ⅰで配布した「公訴事実記載例集」のうち、特別法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約60分程度。
第12回	12 供述調書作成要領（刑法犯） 刑法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第11回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約90分程度。
第13回	13 供述調書作成要領（特別法犯） 特別法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第12回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約90分程度。
第14回	14 刑事判決書について 刑事判決書の意義、有罪判決の起案の仕方について、その作法等を把握・理解する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成19年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約100分程度。
第15回	15 刑事判決書について その2 刑事判決書のうち、無罪・免訴・公訴棄却・管轄違いの判決について把握・理解するとともに、「罪となるべき事実」の記載例についても勉強する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成19年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約90分程度。

授業の方法

上記授業計画に指摘したとおり。

質問は、アトランダムにするので、各自、そのつもりで予習等をしてくること。

第2回講義時に、刑事判決書起案のための資料を配布予定（別途指示に基づき事務室にて回収します。）。
刑事判決書起案は、第12回講義時まで提出すること。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

・学期末試験：実施しない。

＜平常点＞

- ・出席状況：15点
 - ・授業中の発言、質問、討論への参加等：30点
 - ・刑事判決書起案：55点
- 採点対象箇所については、資料配布の際に開示する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事実務基礎Ⅰ

テキスト

- 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」 法曹会 本体2,619円
「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」 現代人文社 本体3,000円
「刑事判決起案の手引き 平成19年版」 法曹会 本体1,850円

参考書

- 「季刊 刑事弁護 増刊 外国人事件Beginners」 現代人文社 本体3,200円
「季刊 刑事弁護 増刊 少年事件Beginners」 現代人文社 本体2,800円
「Q&A 心神喪失者等医療観察法解説 第2版」 三省堂 本体3,500円
「改訂版 刑事尋問技術」 ぎょうせい 本体3,048円
「実践的 刑事事実認定と状況証拠 第2版」 立花書房 本体1,300円
「刑事控訴審の手続及び判決書の実際」 法曹会 本体2,200円

※ 実務家になったときに役に立ちますので、紹介しておきます。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	法律英語		
教員名	安部 圭介		
科目ナンバー	2080433002	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
テーマ：不法行為訴訟で学ぶ法律英語 1件の訴訟の展開をたどり、アメリカ不法行為法の基本的なルールについて勉強しながら、専門的な英文資料の読み込みに取り組む。弁護士の作成したメモ、開示の過程で録取された関係者の証言、保険会社との手紙のやり取りなどの文書（実物の抜粋）も活用して、弁護活動の実際についても学ぶ。登場人物は、次の通り。 【オフェンス】 ● マーク・コクリエル（原告、音響エンジニア、グリーンに殴られ、聴覚を一部喪失） ● ダグラス・エリクソン（コクリエルの弁護士） ● 医療関係者3名（原告側の専門家証人） 【ディフェンス】 ● チャールズ・ジョー・グリーン（被告1、アリゾナ・カージナルスのコーチ） ● レスター・ジトレン（グリーンらの弁護士） ● アリゾナ・カージナルス（被告2、プロフットボールチーム） ● マイケル・ケネディ、シャノン・クラーク（カージナルスの弁護士） ● 保険会社、保険会社の雇った弁護士など 【レフェリー】 ● ウィリアム・トプフ（裁判官） 【観戦者】 ● ランディ・ピオトロスキ（事件を目撃した音響エンジニア、原告側から証言録取を受ける） ● レイ・ハミルトン（ニューイングランド・ペイトリオッツのコーチ）			
到達目標			
アメリカ不法行為法に関する知識を身につけながら、具体的な素材を通して法律英語に親しみ、特に専門的な英文の読解力と語彙力を強化することを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	1. はじめに		
	テキスト全体にざっと目を通し、事件の概要と訴訟の大まかな流れをノートに書き出しておく。		60
第2回	2. どのような事件か？：新聞記事から訴訟の背景を読み取る		
	テキスト10頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。		60
第3回	3. 故意による不法行為：不法な身体的接触とは？		
	テキスト16頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。		60

第4回	4. 弁護活動（１）：証言録取をはじめる	
	テキスト34頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第5回	5. 弁護活動（２）：証言録取を進める	
	テキスト49頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第6回	6. 弁護活動（３）：証言録取をまとめる	
	テキスト58頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第7回	7. 微妙な境界線：故意による不法行為と過失による不法行為（１）	
	テキスト75頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第8回	8. 微妙な境界線：故意による不法行為と過失による不法行為（２）	
	テキスト88頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第9回	9. 使用者責任の法理：「業務の執行中」の要件と被用者の故意による不法行為（１）	
	テキスト96頁および97頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60

第10回	10. 使用者責任の法理：「業務の執行中」の要件と被用者の故意による不法行為（2）	
	テキスト111頁および112頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第11回	11. 保険会社との交渉：ゲームは舞台裏で進む（1）	
	テキスト122頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第12回	12. 保険会社との交渉：ゲームは舞台裏で進む（2）	
	テキスト124頁および127頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第13回	13. 保険会社との交渉：ゲームは舞台裏で進む（3）	
	テキスト138頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第14回	14. 保険会社との交渉：ゲームは舞台裏で進む（4）	
	テキスト144頁の設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60
第15回	15. まとめ	
	テキスト158頁から162頁までの設問に対する解答の方向性をノートにまとめておく。	60

授業の方法

毎回、2、3名の学生を指名し、順次、テキストの内容の要約と設問に対する大まかな解答の方向性の提示を求める。続いて、全員で討論する。予習が必須であるが、毎回の負担はテキストおよび関連資料を合わせて英文12～13ページ程度である。

成績評価の方法

平常点（授業中の発言、小テストの成績）による。

成績評価の基準

成蹊大学の成績評価基準（学則第39条）に準拠する。/ Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No. 39.

必要な予備知識／先修科目／関連科目

科目の性質上、基礎的な英文読解力（おおむねTOEIC 600点程度以上）が不可欠である。英語力に不安のある参加者は、他の参加者以上に十分な時間を確保して丁寧に予習に取り組むことが望まれる。

テキスト

THE TORTS GAME: DEFENDING MEAN JOE GREENE, Jonathan L. Zittrain & Jennifer K. Harrison, Aspen Publishers, ISBN0-7355-4509-X

参考書

『BASIC英米法辞典』、田中英夫（編集代表）、東京大学出版会、2,800円、ISBN4-13-032082-3

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	リーガル・ライティング		
教員名	松村 幸生		
科目ナンバー	2080433003	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
実務法曹は、文章をツールとして、依頼者、相手方、裁判所等とコミュニケーションし、紛争の解決と予防を実現しなくてはならない。したがって文章力は不可欠なスキルであるが、これは単なるレトリックとは違う。 「事実をして語らしめよ、法をして語らしめよ」という法諺のとおり、事実の正確な分析と法そして要件事実に基づいた明晰な文章力が求められる。それは経験年数に関係なく、法曹にとって不断に求められる、終わりのなき修行のようなものでもある。そのためには、事案を分析し、法的な基礎を踏まえた文章を構成・起案するトレーニングが必要となる。 そこで講義では、簡単な事例素材を用いて、各種の法律書面について実際に起案や構成メモを作ってもらい、これらを講評・解説することを中心に進める。判決文や研究者・実務家の文章・文例なども参考素材にしつつ、明晰で、わかりやすい文章とは何かをともに検討したい。法律文章にまつわる実務上の参考例、失敗例も含めた具体エピソードなども織り交ぜながら実践的な講義をすすめる。			
到達目標			
①事案を分析し、その中に含まれる法律問題を的確に抽出できる。 ②要件事実・立証構造を意識して、法律的に的確な文書が作成できる。 ③法律文書の名宛人（紛争の相手方、依頼者、裁判所、契約の相手方等）に立場に応じた適切な文章作成が出来る。 ④今後の法律家としての文章トレーニングの姿勢を身に着ける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス 【テーマ】：リーガルライティングの講義で目指すもの (1) 授業の内容、進め方、準備や復習について (2) 法律文書の種類及び機能並びにいかなる文章が求められるか (3) 文章作成のプロセス(手控え・メモについて) (4) 次回の授業のテーマと課題の確認（「設題1・訴状」を配布する）。		
	【予習】 法律文書の種類とその目的・機能について自分なりにイメージを描いてみる 【復習】 「設題1・訴状」の事例を検討し自分なりの手控え・構成メモを作成してみる		30
第2回	訴状・答弁書① 【テーマ】 事案から要件事実そして訴状への文章化のプロセスを考える 「設題1・訴状」について、 (1) 訴状の記載事項と各記載が訴訟手続における意義の確認 (2) 事案をいかに分析し、どのような法的請求として構成するかの検討 (3) 要件事実を基礎に必要な主張をどのように表現するか		
	【予習事項】 ・「設題1」の事例を熟読し、事案を分析した上で、法的な問題を検討し、自分なりのメモ・手控えを作成してみる ・訴状の記載事項はどのようなものがあるか 【復習】 講義の内容を再確認しながら課題である「起案(1)訴状」を作成する		60
第3回	訴状・答弁書② 【テーマ】 要件事実を踏まえつつ、事情を付加したわかりやすい文章表現を探る (1) 事前に提出された「起案(1)訴状」の講評と検討。 (2) 起案例や配布資料を通じて、よりの確な請求原因事実の表現を考える。 (3) 次回の授業のテーマと課題の確認（「設題2 訴状」を配布する）。		
	【予習】 課題である「起案(1)」訴状を起案して提出する。 【復習】 ・講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。 ・次回「設題(2)」についての手控え・メモの作成		90

第4回	訴状・答弁書訴状③ 【テーマ】争点整理と立証責任を意識した事実認否と反論を考える (1) 事前に配布した「設題2」の事案分析と法的構成の検討 (2) 要件事実を基礎に主張を構成し、いかに表現するか検討 (3) 類例を検討しつつ、訴状・請求原因事実の表現のポイントを整理する。 (4) 答弁書の記載事項、各記載が民事訴訟手続において有する意義	
	【予習】 「設題2」の事案を分析した上で、法的問題を検討しておく。 【復習】 講義の内容、争点の整理を意識しつつ課題である「起案(2) 答弁書」を起案する。	60
第5回	訴状・答弁書④ 【テーマ】争点整理と立証責任をふまえた文章のありかた (1) 事前提出された「起案(2) 答弁書」の講評と検討。 (2) 主張の認否と争点の整理を意識した答弁書の書き方 (3) 次回テーマについての「設題3」の配布と解説	
	【予習】 課題である「起案(2) 答弁書」を起案して提出する。 【復習】 ・ 起案(2) 答弁書講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。 ・ 次回「設題3」を検討し手控え・メモを用意する	90
第6回	準備書面・攻撃防御の展開①（事実に争いある場合） 【テーマ】的確でかみ合った議論のための文章作法 前回配布した「設題3」に基づいて (1) 事実の存否が争点となっている事例についての主張・認否・反論を検討する (2) 配布資料から、争点事実についての議論のための文章の在り方・陥りがちなリスクを検討する (3) 次回「起案(3) 準備書面」の配布	
	【予習】 課題である「起案(3) 準備書面」についての構成。 【復習】 講義の内容、争点の整理を意識しつつ課題である「起案(3) 準備書面」を起案する。	90
第7回	準備書面・攻撃防御の展開②(証拠の評価に争いがある場合) 【テーマ】証拠価値をめぐる攻防で注意する文章表現 (1) 事前提出された「起案(3) 準備書面」の講評と検討。 (2) 主に証拠の評価が争点となっている事例についての主張・認否・反論と文章表現 (3) 次回「設題4」の予習にあたっての説明	
	【予習】 課題である「起案(3) 準備書面」を起案して提出する。 【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した準備書面をどのように修正するかを考える。 ・ 攻撃防御のレトリックに注意しつつ「設題4」の構成を考える	90
第8回	準備書面・攻撃防御の展開③（法律上の主張に争いのある場合） 【テーマ】法律上の主張と議論のための文章作法 (1) 「設題4」を素材に法律上の議論が争点となっている事例についての主張・認否・反論と文章の起案 (2) 次回「起案(4) 準備書面」についての解説 (3) 次回講義予定の「設題5・和解の基本」を配布	
	【予習】 課題である「設題4」答案構成。 【復習】 ・ 攻撃防御の議論についてのレトリックの注意事項を復習しつつ「起案」 ・ 「設題5(和解の基本)」は目を通しておくだけでよい	90

第9回	和解条項① 【テーマ】訴訟上の和解条項の必要事項と注意点 〔前半〕 事前提出された「起案(4)準備書面」の講評と検討 〔後半〕 (1) 和解の意義、実務上の位置づけについて (2) 和解条項を起案する上での留意点 (3) 和解条項の型について 配布済みの「設題5」をベースにして、一方当事者から提案すべき和解条項を起案する	
	【予習】 「起案(4)準備書面」 訴訟上の和解の効果、和解調書の効力について民事訴訟法を復習しておく。 【復習】 ・「起案(5)和解条項」の起案	90
第10回	和解条項② 【テーマ】最終解決のための和解・協定・覚書のための文章に必要なポイント (1) 和解条項起案の講評 (2) 起案の中に現れた問題点を検討する。 (3) 和解全般の復習と和解にまつわる実務上の留意点の解説を行う。 (4) 訴訟外での和解や覚書の場合の留意点 (5) 「設題6(通知書の基本)」の配布	
	【予習】 「起案(5)」和解条項の作成。 【復習】 ・和解条項の構造を再度イメージしてみる。 ・「設題6(通知書の基本)」の通読と検討	90
第11回	通知書・クレーム文書 【テーマ】次の段階と最終解決を意識したファーストコンタクト＝通知書の書き方 (1) 設題6の事案分析・法律問題の抽出 (2) 将来の展開（訴訟・訴訟外の和解等）を視野に入れた主張の構成 (3) 実際に起案すべき内容証明郵便の骨子検討 (4) その他のクレームレターと表記上の注意点	
	【予習】 設題6の事案を分析し、訴訟提起前にどのような通知を行う必要があるか、それが要件事実的にどのような意味を持つかなどを検討しておく。 【復習】 課題である「起案(6)通知書」の起案をする。	60
第12回	報告書・意見書 【テーマ】「クライアントの理解・納得」という重責に向う文章の工夫と注意点 (1) 「起案(6)」の講評・検討 (2) 報告書の種類、意義及び重要性（依頼者との信頼関係維持） (3) 法律意見書の種類、意義、一般的な構成及び実務における活用場面	
	【予習】 ・課題である「起案(6)通知書」の起案をする。 ・依頼者に提出する方向書に必須な項目は何かをイメージしてくる。 ・法律意見書が実務上果たす役割を想像してくる。 【復習】 ・法律意見書や報告書が実務でどのような場面で用いられるかを考える。 ・当日配布する次回「設題及び契約書についての基本レジュメ」を読んでおく	90
第13回	契約書① 【テーマ】紛争予防のための英知を結集する契約書の重要性 (1) 契約書の種類とパターンについて (2) 契約書作成のスタンスについて（依頼者の利益保護と公平性の確保） (3) 契約書にみられる定型フレーズの解説 (4) 次回の授業のテーマと課題の確認（「起案(7)契約書」を配布する）	

	【予習】契約書レジュメを読んでおく 【復習】課題である「起案(7)」契約書の作成と講義の内容を再確認する。	90
第14回	契約書② 【テーマ】契約書で陥りがちな危険・問題点 (1) 事前提出された「起案(7)契約書」の講評を行う。 (2) 起案の中に現れた問題点を検討する。 (3) 契約の相手方との交渉のポイントについて討論する。	
	【予習】課題である「起案(7)契約書」を起案して提出する。 【復習】講評の内容を確認しつつ自分の起案した契約書をどのように修正するかを考える。	60
第15回	まとめ 【テーマ】今後のリーガルライティングのありかた (1) 法律文書・リーガルライティングの注意点の総整理 (2) 不十分・不足だったテーマについてのレビューと補足 (3) 今後、どのようなリーガルライティングのトレーニングを続けるか (4) 講義全般についての質疑応答	
	【予習】 ・講義内容の総チェック ・疑問的があればピックアップ ・必要に応じて事前配布した補充資料がある場合は、その通読 【復習】 まとめの講義の指示事項を確認して講義資料を再確認する。	30
授業の方法 講義は、①「設題」を素材とした解説講義と②「起案」として各自が実際に作成した課題文書に対する講評・検討が中心となる。なお「設題」についても自主的に文書として起案した場合は、個別に添削・講評する。 講義・講評においては、適宜、受講者と共に、討論や意見交換を行うこともある。起案は、事前（1～2回前の授業中）に配布する具体的事例をもとに、各自が自宅にて行い、講評日の3日前までに、電子メールによって講師宛て送信することを基本とする。起案の提出は任意であるが、後記「成績評価基準」に記載したとおり、直接成績評価の対象となるものもある（2回）ので注意すること。なお、優秀な起案は、コピーを受講者全員に配布することがあるのであらかじめ了承されたい（作成者の事前の了解は取らないことを了承されたい）。 授業は、講義、起案講評のいずれも、実務を意識した実践的な内容とし、学説や判例の詳細には深入りしないこととし、その分、実務法曹として将来役に立つエピソードを多く紹介するように努める。		
成績評価の方法 成績評価の対象となる課題（以下「評価対象課題」という）の起案の内容と、講義への参加状況等を踏まえて判断する。定期試験は行わない。 評価対象課題は、全部で7回行う予定の起案のうち、事前にその旨の予告をした2回を予定している。 講義への参加状況は、出席の状況、発言の内容・態度、課題（対象課題以外の課題）の事前検討の状況、起案の提出状況等を総合的に評価する。 配点は、評価対象課題を66ポイント（1課題につき33ポイント×2）、講義への参加状況を34ポイントとし、合計ポイントが50ポイント以下の場合を「F」評価とする。		
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目 民事実体法（民法を修得している必要がある） 民事手続法（民事訴訟法の基本的な知識が必要になる） 要件事実論・事実認定論（基本構造を理解している必要がある）		
テキスト 教員が作成した講義・解説プリント（書式例を含む）、事例素材及び検討課題を、適時に配布する。 受講者は、配布資料のほか、六法を持参すること。		

参考書

随時指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	刑事模擬裁判		
教員名	伊藤 司、川上 康宏、久保田 聡、瀧田 浩二、日高 正博、中野 敬子、長谷川 泰、藤原 亮太		
科目ナンバー	2080433006	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
実際の事件を元に作成した教材に基づき、受講者には、検察官役、弁護士役、裁判官役のいずれかを担当してもらい、刑事裁判実務を実践的に学ぶ。 検察官役は、事件記録を検討して起訴状を作成する。 弁護士役は、検察官役から開示された記録を検討して証拠意見を述べる。 検察官役及び弁護士役は、被告人や証人から事情を聴取して、それぞれ冒頭陳述を起案し、証人尋問及び被告人質問に臨み、その他法廷活動全般を行い、それらの結果を踏まえて、論告及び弁論要旨を起案する。 裁判官役は、公判期日における訴訟指揮を行うとともに、証拠調べの結果に基づき、判決を起案する。			
到達目標			
①刑事公判手続の全体の流れを把握し、刑事訴訟法、同規則の理解を深める。 ②伝聞法則をはじめ、とくに証拠法の理解を深める。 ③事案の分析、事実認定、事実と法規範との結びつけ方を習得できる。 ④尋問のルールを学び、尋問技術を習得し、刑事訴訟規則の理解も深める。 ⑤法廷活動を通じて、説得力のあるプレゼンテーション技術を身につける。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	(4月7日5限) ガイダンス ・授業の進め方、予習・復習の仕方等を説明する。 ・グループ分けを行う		
	【予習・復習】シラバスをよく読んで授業の進め方を理解しておく。		30
第2回	(4月28日4限) 検察官：起訴状、証明予定事実記載書面の提出。 弁護士：被告人と接見 裁判官：訴訟指揮の学習		
	予習] 検察官：証拠構造を考えて証拠を整理し、起訴状及び証明予定事実記載書を起案する。 弁護士：記録を読み、接見の準備をする。 裁判官：刑事訴訟手続の流れを確認する。 【復習】講評で指摘された点について確認する。		120
第3回	(4月28日5限) 同上		
	同上		120

第4回	(5月12日4限) 第1回公判前整理手続期日 弁護人：主張予定事実記載書面の提出。請求証拠に対する証拠意見書提出。証拠開示請求。 裁判官：当事者へ釈明。証拠開示請求に対する判断。	
	【予習】 弁護人：弁護方針を立て、主張予定事実記載書、証拠意見書及び証拠開示請求書を起案する。 裁判官：刑事訴訟手続の流れを確認する。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	120
第5回	(5月12日5限) 同上	
	同上	120
第6回	(5月26日4限) 第2回公判前整理手続期日 検察官：証明予定事実の確認。立証活動の確認 弁護人：主張予定事実の確認。立証活動の確認。 裁判官：争点整理。整理結果の確認。	
	【予習】 検察官：証明予定事実の追加修正。立証計画を立てる。 弁護人：主張予定事実の追加修正。立証計画を立てる。 裁判官：争点の整理、訴訟進行の計画を立てる。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	120
第7回	(5月26日5限) 同上	
	同上	120
第8回	(6月9日4限) 第1回公判期日 冒頭手続、証拠調べ手続(但し、証人尋問、被告人質問は除く)	
	【予習】 検察官：冒頭陳述書を起案。裁判所提出証拠の準備。要旨の告知の準備をする。 弁護人：冒頭陳述書を起案。罪状認否の準備をする。 裁判官：刑事訴訟手続の流れを確認する。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	120
第9回	(6月9日5限) 証人尋問、被告人質問の準備 検察官：証人予定者から事情聴取を行い、尋問事項を検討する。 弁護人：被告人から事情聴取を行い、尋問事項を検討する。弁護人請求の証人がいれば、そのものからも事情聴取を行う。 裁判官：提出された記録を検討し、尋問に備える。	
	予習] 検察官：証拠構造を再度整理・検討し、書証等から尋問事項をある程度考えた上で、事情聴取に臨む。 弁護人：証拠構造を整理・検討し、書証等から尋問事項をある程度考えた上で、事情聴取に臨む。 裁判官：提出済証拠の証拠構造を整理し、刑事訴訟手続の流れを確認する。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	120

第10回	(6月17日3限) 第2回公判期日 証人尋問、被告人質問	
	【予習】 証人尋問、被告人質問の準備。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	60
第11回	(6月17日4限) 同上	
	同上	60
第12回	(6月17日5限) 同上	
	同上	60
第13回	(6月30日4限) 第3回公判期日 論告、弁論	
	【予習】 検察官：証拠調べ結果をふまえて、論告要旨の起案。 弁護人：証拠調べ結果をふまえて、弁論要旨の起案。 裁判官：証拠調べ結果の内容の検討。判決起案に向けての準備。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	120
第14回	(6月30日5限) 講評 授業全体の講評を行う。	
	【予習】 今までやったことを確認しておく。 【復習】講評で指摘された点について確認する。	60
第15回	(7月14日5限) 判決期日 判決言渡し。	
	【予習】 裁判官：判決書きを起案する。	120

授業の方法		
・受講者には、検察官、弁護士、裁判官のいずれかの役を担当してもらい、刑事裁判の公判活動及びその準備を行う。いわゆる実践型形式の授業である。被告人役、証人役は、弁護士が行う。 ・授業の進め方や講評は全体で行うが、ほとんどは各役割ごとに分かれて、それぞれの役割に求められる活動を行う。 ・第1回と第15回は、一コマであるが、それ以外は、二コマまたは三コマ連続で授業を行い、その代わり隔週で授業を行うという変則的な時間割である。準備の都合と一回の授業で一コマ分では時間が足りないためにとった措置である。 ・授業の進捗によって、内容を一部変更する場合がある。		
成績評価の方法		
各種起案（30％）、準備内容（30％）、法廷活動（40％）による総合評価を基本としつつ、講義中の発言や質問など授業への積極的な参加をプラスに評価する。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。 次の点に着目し、その達成度により評価する。 ①刑事公判手続の全体の流れを把握できているか。 ②伝聞法則をはじめ、刑事訴訟法の理解ができているか。 ③事案の分析、事実と法規範との結びつけ方を習得できているか。 ④尋問のルールを学び、尋問技術を習得できているか。 ⑤法廷活動を通じて、説得力のあるプレゼンテーションを行うことができているか。 ⑥指摘に対応して、柔軟な修正ができるか。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
刑事訴訟法の基礎知識。		
テキスト		
特になし（各自使用の刑事訴訟法の基本書を持参すること）。		
参考書		
三井誠・酒巻匡著 石井一正著 山室恵編著 大阪弁護士会裁判員制度実施大阪本部編 キース エヴァンス 著、高野隆翻訳 末永英夫著	入門 刑事手続法 刑事事実認定入門 刑事尋問技術 コンメンタール公判前整理手続・補訂版 弁護のゴールデンルール 犯罪事実記載の実務 刑法犯5訂増補版	有斐閣 判例タイムズ社 ぎょうせい 現代人文社 近代警察社
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
授業終了後に教室で受け付ける。 随時、電子メールで受け付ける。		

科目名	民事模擬裁判		
教員名	渡邊 知行、豊崎 寿昌、檜垣 直人、全 東周、関 理秀、吉田 直可、吉田 大志、飯野 雄士		
科目ナンバー	2080433005	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
法律基本科目等で得た民事実体法、民事手続法の知識を前提に、実践的な裁判実務を学ぶ。 また、裁判実務を学ぶことを通じ、民事実体法、民事手続法の知識を再確認し、実践的な裁判所への提出書面を作成することにより、書面作成能力を醸成する。 自分自身が実際に法曹になったつもりで、積極的に授業に臨んでほしい。 なお、授業日が通常と異なるので、注意されたい。 また、原告側被告側双方が互いに主張立証し合うことが前提になるので、少なくとも2名以上受講することが授業実施の前提になることに留意されたい。			
到達目標			
【専門分野の知識・理解】（DP1）、【問題の発見と解決】（DP2）、【法曹としての倫理観と使命】（DP3）、【表現力、発信力】（DP4）の各能力の醸成を実現するため、以下を到達目標とする。 1. 事案の概要から法律論の組立てを考え、訴状を起案する。その上で、原告代理人役、被告代理人役、裁判官役をそれぞれ定め、担当の弁護士がサポートしつつ、原告本人役及び被告本人役のそれぞれから事情聴取を行う。（DP1ないしDP4） 2. 口頭弁論は模擬法廷で行い、そこで事実主張と法律上の主張を戦わせる。（DP4） 3. 事実の証明については、書証を提出の他、証人申請等を行い、証人尋問を実施する。（DP1、DP4）本人、証人尋問の準備をし、主尋問に臨む。また同時に、相手方は反対尋問の準備をし、実践に臨む。（DP1ないしDP4） 4. 時間に余裕があれば、裁判所による和解勧誘の手続も行う。（特にDP4） 5. 最後に、役割に応じて最終準備書面、判決書を起案する。（DP1ないしDP4）			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	4月7日(土)4限 模擬裁判の進行についての説明。 問題文配布。		
	特に準備の必要はなし。		-
第2回	4月21日(土)4限 各自が起案した訴状についての講評。 モデル訴状配布。役割分担の決定。		
	訴状作成		90分
第3回	4月21日(土)5限 原告・被告からそれぞれ事情聴取。 裁判官の役割についての説明。		
	-		-

第4回	5月 5日(土) 4限 第1回期日。 答弁書提出。審理計画の策定。	
	答弁書作成 本人からの事情聴取 法律上の主張の検討	90分
第5回	5月 5日(土) 5限 当事者との打合せ。 裁判官の主張整理。争点整理。	
	-	-
第6回	5月19日(土) 4限 第2回期日。 準備書面提出。主張整理。	
	準備書面作成 証拠収集(陳述書作成) 本人からの事情聴取 法律上の主張の検討	120分
第7回	5月19日(土) 5限 当事者との打合せ。 次回期日の準備。	
	-	-
第8回	6月 2日(土) 4限 第3回期日。 準備書面提出。主張整理。	
	準備書面作成 証拠収集(陳述書作成) 本人からの事情聴取 法律上の主張の検討	120分
第9回	6月 2日(土) 5限 当事者との打合せ。 証人尋問の準備。	
	-	-

第10回	6月10日(日)3限 証人尋問期日。	
	主尋問事項作成 反対尋問事項作成 尋問手続検討	180分
第11回	6月10日(日)4限 証人尋問期日。	
	-	-
第12回	6月10日(日)5限 証人尋問期日。	
	-	-
第13回	6月23日(土)4限 最終弁論期日。最終準備書面提出。 和解期日。	
	最終準備書面作成 和解内容検討	120分
第14回	6月23日(土)5限 証人尋問の講評。判決書起案の解説。	
	-	-
第15回	7月14日(土)4限 判決言渡し。判決講評。反省会。	
	判決書起案	120分

授業の方法

弁論期日、弁論準備期日については、模擬法廷教室を利用する。

隔週土曜日開講で、証人尋問期日は日曜日に行う。

授業日が変則的なので、注意されたい。

代理人役は、どのような事情を聴取したらよいのか、どんな事実を調査すべきなのか、どのような主張、立証を準備すべきなのか、事案を通して考え、検討しなければならない。

当事者との打合せでは、この点を考慮し、積極的に発言して欲しい。また、それに沿って、主張、立証を組立て、期日に臨んで欲しい。

裁判官役は、事案の争点がどこなのか、当事者の主張、立証で補充すべきところはどこか、事案の真相を解明し、紛争を解決するためにどのような方法を探る必要があるかを学ぶとともに、判決書起案のエッセンスを学んで欲しい。

また、原告側被告側双方が互いに主張立証し合うことが前提になるので、少なくとも2名以上受講することが授業実施の前提になることに留意されたい。

成績評価の方法

あらゆる場面での発言・態度などを評価する。

訴状、答弁書、準備書面、判決書などの起案の内容を評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事実体法、民事手続法の基礎知識、要件事実の基礎知識。

テキスト

特に指定しないが、民事実体法、民事手続法、要件事実のテキストは適宜参照の必要がある。

参考書

司法研修所編 紛争類型別の要件事実 法曹会

司法研修所編 民事演習教材 司法協会 など

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業の前後で対応する他、各担当弁護士ごとにメールでも対応する。

科目名	ロイヤリング		
教員名	秋山 太一		
科目ナンバー	2080433007	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
学生が実務法曹となった際に身につけておくべき、（１）基礎コミュニケーション能力、（２）依頼者との信頼関係の構築・維持、（３）相手方等との交渉、（４）判例・現場等の調査を含めた情報収集とその証拠化、（５）書面の作成などといった基本的な作業能力を身につけ、その理解を深めることがこの講義のテーマです。			
講師の弁護士としての実務上の経験を踏まえつつ、具体例を用いながら基本的事項について解説します。民事・刑事を問わず多様なシチュエーションを想定して、模擬法律相談、交渉、接見などの実技やディスカッション等の方法を活用することにより、具体的なイメージを持ってもらえるようにしたいと思います。			
到達目標			
この講義では、とくに「コミュニケーションの基本的技術」（上記（１）～（３））の理解と習得を重視します。なぜならば、この理解が、以降に続くすべての技術の出発点・土台となるからです。また、実務家に必要な素養・技術を理解することを通じて、「実務家登用試験としての」司法試験に必要なこと・求められているものも、その理由とともに理解してほしいと思います。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	法科大学院でロイヤリングを学ぶ意味、ロイヤリング概説		
	不要	0	
第2回	同上（続）		
	テキスト該当部分を読んでください。	30	
第3回	コミュニケーションの基礎、交渉概論		
	テキスト該当部分を読んでください。	30	

第4回	法律相談（相談者との初回面談・・信頼関係の構築、問題点の把握、回答方法・方針決定、面談内容の記録等）	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第5回	同上（続）★実演実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第6回	交渉（相手方との交渉、依頼者への報告、方針の再検討・依頼者との協議等）★模擬交渉、模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第7回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第8回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第9回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30

第10回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてきてください。	30
第11回	模擬交渉，模擬打合せの総括，書面作成（合意文書作成）★書面作成演習実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてきてください。	30
第12回	同上（続），合意文書講評等	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第13回	接見（身体拘束中の被疑者・被告人との接見）	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第14回	接見（続）★模擬接見実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。次回実演を踏まえた事前準備をしてきてください。	30
第15回	法曹倫理とロイヤリング、実務上の注意点、法廷弁論・文書作成への応用等	
	テキスト該当部分を読んでください。	30

授業の方法

最低限必要な部分は講義形式とします。ただし、基本的な進め方としては、（１）具体的事例を用いた模擬法律相談・模擬交渉・模擬接見等の実演、講評（２）実演を踏まえたディスカッション（３）実演を踏まえた書面作成等の方法による、能動的・双方向的学習方法を、時間の許す限り取り入れていきたいと思います。

なお、講義中にミニレポートを実施することがあります（講義に参加していれば、難しいものではありません。）。

また、実技中心の授業となるので、遅刻は極力しないよう努力してください。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

・学期末試験：実施しません。

<評価の目安>

・平常点（講義参加、発言・質問・積極性等）：40

・実演、書面作成等：30

・課題への対応・修正、柔軟性、その他：30

必要な予備知識／先修科目／関連科目

講義の学習効果をあげるためには、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、ある程度の学習を終了していることが望ましいと思います。

その他関連科目として、法曹倫理、民事・刑事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、リーガル・ライティング等は関連が深く、これらの関連科目とのつながりを意識して受講していただくと、学習効果がより高まると思います。

テキスト

名古屋ロイヤリング研究会編「実務ロイヤリング講義-弁護士の法律相談・調査・交渉・ADR活用等の基礎的技能」（民事法研究会）

参考書

和田仁孝「実務基礎としての『弁護士面談・交渉の技法』」（法律時報74巻3号）

塚原英治「法律家に必要な『話を聞く』技術」（法学セミナー570号）

菅原郁夫他「法律相談のための面接技法」（商事法務）

ロジャー・フィッシャー他「ハーバード流交渉術」（三笠書房）

ゲーリー・スペンス「議論に絶対負けない法」（三笠書房）

田中豊「法律文書作成の基本」（日本評論社）

田中豊「和解交渉と条項作成の実務」（学陽書房）

木山泰嗣「センスのよい法律文章の書き方」（中央経済社）

太田勝造他「ロースクール交渉学」（白桃書房）

ディーバック・マルホトラ他「交渉の達人」（日本経済新聞出版社）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	クリニック		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080433008	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

本授業は、武蔵野市が行っている一般市民の法律相談に陪席することによって実施される。現実の生活の中からどのような法律問題が生じているかを知り、それに対して、限られた時間の中で弁護士が相談者に対してどのように接するか、相談者から相談内容となる事実をどのように聴取するか、相談内容にどのように回答するか、相談相手によってどのように接し方が異なるかなどを学べる貴重な機会である。

到達目標

一般の市民生活の中でどのような法律問題が生じているかを知ることができる。弁護士は、相談者の話からどのように事実を聞き取っていくか、それに対してどのような法的回答を与えるか、相手によって接し方が異なるかどうかなど、短時間の間に行われる有効な対応の仕方を学ぶことが目標となる。

授業の計画と準備学修

この法律相談に陪席するためには、成蹊大学法科大学院の学生が陪席することを相談者に同意してもらわなければならない。学生が同席することを相談者があらかじめ了承した日時の一覧表が示されるので、履修者は、その一覧の中から希望する日時を指定する。それらを調整する形で陪席できる日時が伝えられるので、その日時にあわせて市役所に赴く。ただし、あらかじめ了承していた相談者が相談の直前になって意向を変えることもあるので、この場合は、市役所に赴いても陪席できないということがあり得る。
陪席が許された場合の、作業の標準メニューは次のようになると予想される。ただし、実際には、担当弁護士・相談者の意向によって変わりうる。

- ・担当弁護士・相談者に挨拶する。
- ・担当弁護士・相談者間のやりとりを記録する（ただし、直接筆記をとることが許されない場合もある）。
- ・相談中、発言が許されることもあり得る。ただし、自分からは絶対に発言しないこと。
- ・相談者退席後、場合によっては、担当弁護士と若干のやりとり。ただし、担当弁護士からの発言ある場合のみであり、最初から積極的に発言することは許されない。自ら発言したい場合は、担当弁護士に予めその旨の許可を得ること。
- ・記録を作成する（個人情報が残らないよう厳重に配慮すること）。
- ・担当弁護士の承認を得る。
- ・記録をレポートの形で提出する。
レポートの内容は以下の通り。
2人ずつの陪席になるが、レポートはそれぞれの責任で執筆のこと。一切相談してはならない。
レポートは、毎回、陪席後10日後ぐらいまでに提出のこと。全てパソコンで作成する。
レポートの構成項目は次のようである。
- ・1回ごとにレポートを作成すること。自分の学籍番号・氏名、自分にとって何回目であるか、その日付、時間を記入のこと
- ・相談者の属性（年齢・性別・職業・家庭環境等）
これらすべての情報が具体的に判明する場合は少ないと思われるが、見当をつける形でもよい。
- ・相談内容の概要
- ・弁護士の助言内容
出来るだけ分かり易く、分かる限り詳細に記述する。
- ・自らの所見
弁護士の対応等も含めて、クリニックとして勉強になったと思うところがあれば、それらを記述する。
相談内容に対する自分自身の法的分析（根拠条文を示し、法的分析と判断を示すこと。判例・裁判例に依拠する場合は、そのコピーを添付すること）。
- ・弁護士の回答内容をなぞるだけでなく、内容的に同じであるとしても、自らの言葉・文章で記述する。

全部の回数をこなしたのち、最後に、全体としてのまとめのレポートを作成する（ここまでは、レポートとして担当者に提出するもの）。

さらに、これとは別に感想をまとめる。感想文は、市役所に提出するものである。

授業の方法 武蔵野市の法律相談に陪席する。
成績評価の方法 レポートの内容による。最低限、上述の要件が守られていること。形式的な要件も評価の対象とする。 陪席の実時間を一定数満たすこと。履修者数と陪席許可数によって、何回程度陪席できるかは実施してみなければわからず、あらかじめ決めておくことはできない。今までの実績では最低でも6～7回は可能と思われるが、受講者数と陪席可能回数との関係であらかじめ数字を明らかにすることはできないので注意すること。全体として平準化されるように割り当てられるので、あまりにも他と比べて回数の少ない者は評価の対象としない。回数の少ない者に対しては、履修中止を勧める。 留意点 本科目は、個人の情報を直接耳にすることになるので、秘密厳守が厳しく求められる。 誓約書の提出を求める。 更に詳細な説明を行うので、最初の授業に必ず出席のこと（土曜日の昼休み）。 時間割に設定されている時間は便宜的なものであり、学生の都合を考慮して、土曜日の昼休みに開催するが、掲示があるので注意しておくこと。 ●陪席の際の更なる具体的な注意は、履修者が確定した後に事務室が行うオリエンテーションで示されるので、必ず出席のこと。 ●本授業は、武蔵野市長と成蹊学園理事長との間で取り交わされる協定書に基づいて行われるものである。一人一人、武蔵野市長に宛てた誓約書の提出を求める。情報の漏出等何らかの不都合・問題・損害を生じさせるようなことがあれば、賠償を求められるのみならず、学則上の処分を行うことになるので注意して欲しい。 ●スーツを着用し、身だしなみ、マナーによく注意すること。
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 2年次までの基本科目を履修しておくことが望ましい。未知の分野であっても、これと真摯に取り組む姿勢を持つこと。
テキスト 特になし。扱う対象によって異なるので、これを自ら調べなければならない。
参考書 法律相談の陪席後、必要に応じて、紹介する。
質問・相談方法等(オフィス・アワー) ポータルサイトで周知する。

科目名	エクスターンシップ		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2080433009	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

1年次及び2年次の講義を受けた後、3年次でいくつかの実務に直接つながる臨床科目の授業が用意されているが、エクスターンシップはその一つである。

この授業は、学生を法律事務所に実際に派遣し、実務の実際を体験、理論と実務の架け橋を実感してもらうことを目的とする。

短期間ではあるが、司法研修所での実務研修に役立つよう実務導入教育の初歩として位置付けられるものであり、実務の一端を経験することによって、実務を意識した理論面の学習を目指してもらいたい。実際の実務に触れる唯一の科目といえよう。

到達目標

- ① 弁護士が一般的に行う通常事件について、相談・受任・解決方針策定の重要性を認識できるようにする。
- ② 前記①に基づいて弁護士が日常的に行う事実立脚した具体的な書面作成等を含む基本的な対処ができるようになる。
- ③ エクスターンシップでの実務的な思考を法科大学院での勉強にフィードバックする。

授業の計画と準備学修

1 履修希望者は、学年初めのエクスターンシップのオリエンテーションを受講し、エクスターンシップ受講に当たっての心構え、立場等必要事項についての理解を求める。

2 受講者に対し、実際のエクスターンシップ実施に先立ち、簡単な民事事件についての模擬法律相談を実施し、必要な起案もしてもらう。その後、模擬法律相談を行ってどういう点に気を配らないといけないか、起案に先だって何を考えなければいけなかったか等についてレポートを提出させ、それを踏まえた講評を行い、エクスターンシップ受講に当たって戸惑うことがないようにする。

3 受講者の希望をできるだけ取り入れて受け入れ法律事務所等を決定し、そこで1週間（夏季休暇中）実務補助に従事する。具体的には、受け入れ法律事務所等で課される文書作成、接客、裁判傍聴、文献調査等を指導弁護士等の下で行う。

授業の方法

- 1 エクスターンシップに当たって、必要な事項についての全般的な説明を行い、そこでの質疑応答で理解の程度を確認する。
- 2 シュミレーションとして模擬法律相談を実施、そこで具体的な解決方針の策定、選択等を行い、それらに対し、講評を加えるほか、必要な起案をしてもらい、その起案物に対しても講評する。
- 3 受け入れ法律事務所と履修希望者とのマッチングの下に受け入れ法律事務所等で課される具体的な課題に対して積極的な体験履修をし、これについて指導弁護士等の評価報告を受ける。

成績評価の方法

点数による評価は、エクスターンシップ受け入れ法律事務所等での研修内容が一定でないことを踏まえ、次の5項目についてS・A・B・C評価（A・Bについては、それぞれプラス・マイナスの評価をする場合がある）を行い、その総合評価を行う。

- (1) シュミレーションにおける討論・起案物
- (2) シュミレーションにおけるレポート
- (3) 受講者のエクスターンにおけるレポート
- (4) 受講者のエクスターンにおける成果物
- (5) 受け入れ法律事務所の評価書（10項目にわたる評価項目による）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

必修科目を全て履修済みであること、及び実務基礎科目から選択必修の4単位を履修済みであること。特に、法曹倫理の履修は必須（前提）である。

テキスト

テキストは使用しない。

参考書

司法研修所「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）
司法研修所「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会）
司法研修所「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。
その他エクスターン先との関係で、緊急時にはメール・携帯電話での連絡を可とする。

科目名	アメリカ法II		
教員名	安部 圭介		
科目ナンバー	2080453002	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
テーマ：アメリカ不法行為法（厳格責任） 大学生グティエレスは、テック商店でパソコンを購入した。パソコンはコンピュテックス社製で、専門店であるテック商店に同社が販売したものである。課題のレポートを作成するため、グティエレスがパソコンを持ち帰り、早速電源を入れたところ、このパソコンは突然発火し、火は燃え広がってグティエレスの自宅に大きな被害をもたらした。 その後の調べによって、パソコン内部の配線にねずみの歯形がついていることが判明した。詳しい状況は不明だが、製造から販売に至るまでの過程のどこかの時点でこの機械の保管場所にねずみが入り込み、絶縁材を噛みちぎったために漏電が生じて、事故の原因となったことは間違いないという。 グティエレスはコンピュテックス社とテック商店の双方を訴え、製造物責任に基づく損害賠償を求めている。裁判所はどのように判断すべきだろうか。 この授業では、アメリカ不法行為法のさまざまな分野のうち、過失不法行為と並んで最も重要なproducts liability（製造物責任）などの厳格責任について、このような例題に解答・解説の付された問題演習形式の教科書を使って学んでゆく。			
到達目標			
厳格責任に関するアメリカ法のルールを理解し、基本的な事例への当てはめができるようになることを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	歴史的背景（1）：動物の飼い主の責任		
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60	
第2回	歴史的背景（2）：異常に危険な活動を行う者の責任		
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60	
第3回	歴史的背景（3）：明示または黙示の担保責任、不実表示		
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60	

第4回	歴史的背景（4）：欠陥製造物に関する厳格責任の展開	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第5回	製造物の「欠陥」の概念（1）：製造上の欠陥	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第6回	製造物の「欠陥」の概念（2）：設計上の欠陥	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第7回	製造物の「欠陥」の概念（3）：警告義務違反	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第8回	消費者期待基準と危険効用基準：リステイトメントの立場の変化	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第9回	製造物責任訴訟で用いられる抗弁：原告の過失	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60

第10回	製造物責任訴訟で用いられる抗弁：危険の引受け	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第11回	製造物責任訴訟で用いられる抗弁：ミスユースの抗弁	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第12回	製造物責任訴訟で用いられる抗弁：開発危険の抗弁	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第13回	人身被害に対する損害賠償	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第14回	連帯責任に関する基本原則	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60
第15回	共同不法行為者間の求償	
	テキストの指定された箇所を読み、例題の解答を作成しておく。	60

授業の方法

基本事項について教員が説明した後、例題 1 題につき 1 名を指名し、設例の紹介と大まかな解答の方向の提示を求める。これに教員が補足を加え、他の受講者のコメントも随時促しながら、全員で学び進める。日本法との比較も試みる。予習が必須であるが、毎回の負担はテキストおよび関連資料を合わせて英文10ページ程度である。

成績評価の方法

平常点（授業中の発言、小テストの成績）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

科目の性質上、基礎的な英文読解力（おおむねTOEIC 600点程度以上）が不可欠である。英語力に不安のある受講者は、他の受講者以上に十分な時間を確保して丁寧に予習に取り組むことが望まれる。

テキスト

THE LAW OF TORTS: EXAMPLES AND EXPLANATIONS, Fifth Edition, Joseph W. Glannon, Wolters Kluwer, 2015, ISBN978-1-4548-6063-1

参考書

『アメリカ法判例百選』、樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太（編）、有斐閣、2,600円、ISBN978-4-641-11513-2
『BASIC英米法辞典』、田中英夫（編集代表）、東京大学出版会、2,800円、ISBN4-13-032082-3

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	法と政治		
教員名	富田 武		
科目ナンバー	2080453006	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
テーマ「日本国憲法の制定過程」。2015年安保法制をめぐる議論で「立憲主義」が問われている今日、日本国憲法の制定過程を考え直してみる意義は少なくない。たしかに、制定の推力はGHQ＝占領軍という「超法規的権力」だったが、明治憲法の手直ししか考えられなかった法制官僚及び学者、他方に共和制を含む急進的な改革案、さらに天皇処罰を求める極東委員会といった政治的諸関係の中で制定過程は進んだ。憲法草案の規定をめぐる議論は、法律論でありながら同時に政治の現実を反映したものだったのである。「法と政治」の最も端的な交点、両者が重なる恰好の素材、テーマであろう。講師は政治史家だが、法律家と一味違った議論ができよう。			
到達目標			
大学の憲法講義ではほとんど触れられない「日本国憲法の制定過程」を学ぶことによって、いわば本体の諸権利と統治機構の理解を助けるとともに、ふだんの法解釈論とは異なった視点と総合的視野を提供する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	DVD「日本国憲法の誕生」(2007年4月 NHK／75分)		
	とくになし。	0分	
第2回	DVD感想と論点整理 DVDの中で、これはと思った着目点を挙げる。憲法制定過程を国内政治と国際政治（GHQと極東委員会の対抗）の複合的なプロセスと捉える。		
	DVD感想は問われるので整理しておく。	60 分	
第3回	テキスト①I～II I 様々な模索：近衛文麿 II 民権思想の復権：憲法研究会否、各政党案		
	同左を熟読すること。	60分	

第4回	テキスト①III～IV III 国体護持の法学者たち：美濃部達吉、宮沢俊義 IV GHQの基本設計：マッカーサー3原則	
	同左を熟読すること。	90分
第5回	テキスト①V～VI V GHQ案の起草「戦争放棄」等 VI 第二の敗戦：GHQ案受け入れ	
	同左を熟読すること。	60分
第6回	テキスト①VII～VIII VII 日本化への苦闘：連日連夜の交渉、語句問題 VIII 草案要綱の発表へ：さまざまな反応	
	同左を熟読すること。	60分
第7回	テキスト①IX～X IX 米国政府対マッカーサー X 帝国議会での修正：生存権、義務教育	
	同左を熟読すること。	60分
第8回	テキスト①XI～XII XI 「芦田修正」と9条の意義 XII 憲法の普及者たち	
	同左を熟読すること。	60分
第9回	テキスト①XIII～XIV XIII 吉田茂の反撃 XIV 「逆コース」の始まり	
	同左を熟読すること。	60分

第10回	テキスト②第一章 改憲手続を比較する：硬性憲法と軟性憲法	
	同左を熟読すること。	60分
第11回	テキスト②第二章 「改正の限界」と憲法尊重擁護義務—99条の意味—	
	同左を熟読すること。	60分
第12回	テキスト②第三章 「押し付け」論再考—「自主憲法」とは何か—	
	同左を熟読すること。	60分
第13回	テキスト②第四章 「国民は個人として尊重される」—人権規定を比較する—	
	同左を熟読すること。	60分
第14回	テキスト②第五章 戦争放棄と「現実論」—平和的生存権と各国の平和条項—	
	同左を熟読すること。	60分
第15回	テキスト②第六章 国民投票は万能か—国民主権原理—	
	同左を熟読すること。	60分

授業の方法

今年度の履修希望者がごく少数のため、参加者輪番制発表のゼミ形式は断念し、二つのテキストを講師とともにじっくり読む方法とする。

成績評価の方法

定期試験：なし

出席状況：50

発表（判例報告等）：50

発言、質問：

討論への参加：

中間試験：

小テスト：

期末レポート：

小レポート：

その他（ ）：

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

とくになし。

テキスト

①古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、1300円 ISBN978-4-00-600215-2 C0132

②辻村みよ子『比較のなかの改憲論—日本国憲法の位置』岩波新書、760円 ISBN978-4-00-431466-0 C0232

参考書

①加藤哲郎『象徴天皇制の起源』平凡社新書、800円 ISBN4-582-85281-5 C0231

②古川隆久『昭和天皇』中公新書、1000円 ISBN978-4-12-102105-2 C1221

③島藺進『国家神道と日本人』岩波新書、800円 ISBN978-4-00-431259-8 C0214

④中澤俊輔『治安維持法』中公新書、860円 ISBN978-4-12-102171-7 C1221

⑤松尾尊兌（たかよし）『滝川事件』岩波現代文庫、1300円 ISBN4-00-600136-3 C0121

⑥松井慎一郎『河合栄治郎』中公新書、980円 ISBN978-4-12-102033-8 C1223

⑦布施柑治『ある弁護士の生涯：布施辰治』岩波新書、580円 ISBN978-4-00-410058-5

⑧青井美帆『憲法と政治』岩波新書、840円 ISBN978-4-00-431606-0 C0231

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

簡単な質問は講義終了時に受け付けるが、立ち入った質問や相談はメールまたは講師控え室で対応する。

科目名	EU法		
教員名	須網 隆夫		
科目ナンバー	2080453008	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
EUは、日本では、国際政治・国際経済の文脈で語られることが多いが、本講義は、法的観点から、EUの全体構造を明らかにしようとしている。EUは、「主権国家」にも、通常の「国際組織（国際機構）」にも該当しない、歴史上初めて生まれた独自の統治機構であり、国境を越える国際的な統治・政治体制である。そして、EUには、「EU法」と呼ばれる独自の法秩序が成立している。EU法は、国家法である加盟国法とも、通常の国際法とも区別される独立した法秩序であると言われ、EUの基礎を構成している。このEU法が、本講義の対象であり、EUの司法機関である、欧州司法裁判所（リスボン条約発効後は、EU司法裁判所）の解釈を基礎に、その全体像を明らかにしようとしている。但し、本講義は、それらの司法機関の判断にのみ依拠しているわけではない。EU法は、加盟国国内法との緊張関係を内包した多元的な法秩序であり、EU司法機関の判断が、現実のEU法の適用と常に一致するわけではない。 EU法は、21世紀に日本で生きる我々にとり、どのような意味を持つのであろうか。幾つかの観点から、その意義を見出すことができるが、特にEU法においては、国民国家の枠組みの中で成立した近代法が、当然の前提としてきた、様々な法概念の意味が問い直されている。			
到達目標			
EU法の基本原理を理解するとともに、EUで問われている、「国家主権」、「憲法」・「民主主義」、また「立憲主義」・「基本的人権の保護」・「法の支配」・「国際法」という近代法の基本原理を考え直す視点を獲得する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	「EU法の意義」 法律家の仕事とは、リーガル・クリニックで扱っているような、国内の紛争解決を中心とする仕事に限定されるのだろうか。また、国境を越える仕事と言えば、エクスターンシップの受け入れ先になっている国連のような国際機関における仕事・開発途上国に対する法整備支援もあるかもしれないが、どうしても企業間の国際取引が中心にならざるを得ないのだろうか。そもそも法律では、グローバル化に伴って生じている様々な問題に対して、直接に立ち向かうことはできないのだろうか。このような突拍子もない問題を考えるのが、EU法を主題とするこの講義の目的である。その意味で、EU法を学ぶ意義は、主権国家法である他の外国法とは著しく異なる。 特に現在、日本を含むアジアでは、「東アジア共同体」の構築に向けた議論が始まっている。同じ共同体という用語を使いながら、「東アジア共同体」は、法的にはEUとは全く別物になりそうである。しかし、それで果たしていいのだろうか。同じ地域統合として、EUの経験は常に参照されなければならない。		
	予習は不要。DVDを見たうえで、問題意識を議論する。		0分
第2回	「講義・EU／ECの法秩序と司法制度：EU／EC法・欧州司法裁判所」 EU、EUの機構、EUの司法制度、訴訟手続き、EU法の基本原則などにつき、講義する。		
	配布するレジメに従い講義する。		0分
第3回	「EU法の直接効果（１）-Van Gend en Loos事件先決裁定-」 「EC法の直接効果」と「EC法の加盟国法に対する優位」は、EC法の基本原則の中でも最も重要なものであり、これらの原則が確立したことにより、ECは、個人が国内裁判所に提起する訴訟を利用して、加盟国の行動を強力にコントロールすることができるようになったのである。 第3回は、「直接効果(direct effect)の理論」を確立したことで署名な1963年のVan Gend en Loos事件先決裁定を検討する。直接効果は、国際条約の自動執行性を起源とするが、欧州司法裁判所は、これをEC法の解釈問題として扱うことによって、独自の法秩序としてEC法が発展することを可能にした。 欧州司法裁判所における手続に参加した加盟国政府・法務官は、いずれも直接効果を認めることに異議を唱えていた。しかし、裁判所は、それらの異議を斥けて、個人が国内裁判所においてEC法に直接依拠することを認めた。裁判所はなぜ直接効果をECの発展にとって不可欠なものと考えたのであろうか。		
	1事件「EC条約規定の直接効果-ファン・ヘント・エン・ロース事件」を熟読されたい。		90分
第4回	「EU法の加盟国法に対する優位（１）-Costa v. ENEL事件先決裁定-」 EU法に直接効果が認められ、個人が、EU法を根拠に国内裁判所に訴訟提起でき、又は提起された訴訟の中でEU法を根拠に権利主張できることになっても、「EU法の加盟国法に対する優位」が認められなければ、EU法に矛盾する国内法を排除することはできず、EU法が創設した権利を実現することはできない。したがって、EU法が、独自の法秩序として成立するためには、EU法の優位が認められることは不可欠である。 第4回は、Van Gend en Loos事件判決の翌1964年に下され、「EC法の優位」を確立したことで有名なCosta v. ENEL事件判決を検討する。		
	テキスト2事件「EC法の国内法に対する優位-コスタ対エネル事件」を熟読されたい。		90分

第5回	「ＥＵ法の直接効果（２）-Defrenne v. SABENA事件先決裁定-」 第３回・第４回で扱った裁定は、いずれも「個人対国家（加盟国）」間の国内裁判所における訴訟において、ＥＣＵが個人によって援用された事案であった。そのような場面における直接効果は、普通、「垂直的直接効果(Vertical Direct Effect)」と呼ばれる。しかし、ＥＵ法は、「個人対個人」という水平的場面においても影響を及ぼす（「水平的直接効果(Horizontal Direct Effect)」）。第５回で扱うDefrenne v. SABENA事件は、「同一労働同一賃金の原則」を定めるＥＥＣ条約１１９条（旧ＥＣ条約１４１条、現ＥＵ運営条約１５７条）の直接効果を認めた裁定であるとともに、その効果の及ぶ範囲についても重要な判断を示している。ＥＣ法が、域内の一人一人の個人にとって、いかに大きな影響を及ぼす存在であるかを理解するのに適した事例である。 テキスト５事件「ＥＣ条約規定の水平的直接効果と男女労働者の同一賃金原則-ドウフレンヌ（第二）事件」を熟読されたい。	90分
第6回	「ＥＵ法の加盟国法に対する優位（２）-Simmenthal事件先決裁定-」 ＥＵ法の加盟国法に対する優位は、既に第４回で扱ったCosta v. ENEL事件裁定で確定していた。しかし、その内容には、未だ不明確な部分も残っていた。その一つが、加盟国憲法との関係であった。イタリア憲法は、憲法裁判所を設置し、法律の合憲性の審査を同裁判所に委ねていた。そして、ＥＵ法に反する加盟国法は違憲と考えられており、違憲判決が下されると判決の翌日から違憲である法令は効力を失うとされていた。本件では、ＥＵ法が加盟国法に優先することを前提に、下級審は、憲法裁判所の違憲判決を待たなければならないのか、それとも違憲判決を待つことなく、矛盾する国内法の適用を排除して良いのかが争われた。この争点に対する結論を導き出すことは、ＥＵ法の統一適用の意味をどのように考えるかに関連する。加えて、ＥＵ法と加盟国憲法の優劣関係に対する回答が、結論の前提となる。 ＥＵ法の優位とともに、加盟国法制度の自律性にも関係する判例である。 テキスト３事件「ＥＣ法の絶対的優位性-シンメンタル事件」を熟読されたい。	90分
第7回	「加盟国国内裁判所の対応-ドイツ連邦最高裁・マーストリヒト事件判決-」 これまで、ＥＵ司法裁判所の重要な判例の検討を通じて、ＥＵ法の基本原則を検討してきた。これらにより、ＥＵ法が、国際法と異なり、加盟国の国内法に対して如何に大きな規制力を及ぼしているかが理解できたことと思う。 ところで、今までの検討には、ＥＵの領域における法現象を包括的に理解する上で、大きな欠陥があった。それは、これまでの検討はＥＵ司法裁判所の側からの検討であったからである。ＥＵ司法裁判所が革新的な法原則を確立しても、国内裁判所が、それを無視する可能性は存在する。もちろん国内裁判所がＥＵ司法裁判所の判例を無視することは、加盟国によるＥＵ法違反を構成する。しかし、加盟国を強制的にＥＵ法に従わせる手段がＥＵ条約では必ずしも与えられていないことは、これまでも指摘したところである。そのため、結局のところ、国内裁判所が、ＥＵ及びＥＵ法をどのように理解し、ＥＵ司法裁判所の立場を支持するのが要点となる。 本判決は、ＥＵを創設したマーストリヒト条約の批准のドイツ憲法（基本法）適合性に関して、ドイツの連邦憲法裁判所が下した著名な判決である。ＥＵを受け入れながらも、それに一定の限界を設定しようとする加盟国国内裁判所のＥＵ法に対する複雑な立場を理解することができるだろう。 テキスト４事件「各国憲法からＥＣ・ＥＵ法秩序への立憲的諸原則の要請-ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト判決」を熟読されたい。	90分
第8回	「ＥＵ法の間接効果-Marleasing事件先決裁定-」 これまで「ＥＵ法の直接効果」について検討してきたが、それらの事件で問題となったのは、基本条約条文の「直接効果」であった。しかし基本条約だけではなく、同条約を根拠に制定された二次立法の条文も、同様に要件を満たせば「直接効果」を生じる。 しかし、「指令の直接効果」については、他のＥＵ法と異なる特徴がある。「直接効果」に垂直的・水平的という２種類の区別があることは、既に第５回でDefrenne事件について検討したが、ＥＵ司法裁判所は、指令については「水平的直接効果」を認めない立場を堅持している(Case 152/84 Marshall v. Southampton and South-West Hampshire Area Health Authority, [1986] ECR 723, 749)（基本判例集６事件）。指令は、二次立法の中で最も良く利用される立法形態であり、その影響は大きい。 そのため、「直接効果」とは別に、指令の水平的場面の効果を確保するための方法が追及される。その一つが、国内法を指令に適合させて解釈する義務を国内裁判所に負わせるという指令の「間接効果」を認めることである。 指令を国内的に実施するために制定された国内法が、基となった指令に従って解釈されることは、ある意味で当然であるが、「間接効果」は、その種の国内法以外の国内法にも及ぶのだろうか。また、解釈という行為の範囲如何によって、「間接効果」の実質的な意義が決定されることにも注意しなければならない。 テキスト７事件「国内法のＥＣ法適合解釈義務-マリーリーシング事件」を熟読されたい。余裕があれば、６事件「ＥＣ指令の水平的直接効果の否定-マーシャル（第一）事件」にも目を通して頂きたい。	90分
第9回	「ＥＵ法に違反した加盟国の損害賠償責任」 ＥＵ法の「直接効果」・「間接効果（適合解釈義務）」は、ＥＵ法に矛盾する加盟国国内法の適用を排除することに貢献し、これらの判例理論によって、ＥＵ法の実効性は著しく増大し、ＥＵ法の優位が貫かれることとなった。しかし、これらの理論では、なおカバーできない事態が存在することも確かである。例えば、「直接効果」を生じないＥＵ法に違反する事態が加盟国に存在することによって、個人が損害を被った場合には、個人は、ＥＵ法を根拠にして、当該加盟国に対して何を請求することができるか。また、「間接効果」の対象となる国内法が存在せず、国内法の解釈を云々する余地がない場合はどうしたいのだろうか。それが、今回の判例のテーマである。 本法理は、１９９０年代以降に作られたＥＵ司法裁判所の判例法の中で、もっとも重要と考えられているものの一つである。本法理が、ＥＵ法、特に指令の実効性・指令の優位にどのような影響を及ぼしたかを各自よく検討されたい。	

	テキスト10事件「構成国のEC条約違反行為（作為・不作為）の損害賠償責任」を熟読されたい。	90分
第10回	「EU法の実効性の理論-加盟国手続法の自律性-」 前回までの諸原則は、いずれも実体法上の権利に関する問題であり、そこではEU法によって保障される権利・利益の享受が、矛盾する加盟国法によって妨げられている場合の取り扱いが議論されていた。しかし、EU法上の権利・利益が、国内裁判所において実現される場合には、その権利・利益の実現の程度は、訴訟手続きを含む加盟国の権利救済制度の内容に影響されざるを得ない。EU法の観点から、そのような場面をどのように扱うかが、今回のテーマである。 今回の事例は、加盟国の定める権利救済制度を尊重して、EU法上の権利の実現の程度が各国において異なることをどこまで許容するのか、加盟国法による権利救済に限界がある場合には、国内裁判所は、どうすべきかが問われた事案である。	
	テキスト9事件「実効的救済の保障-ファクタタイム事件」を熟読されたい。	90分
第11回	「域内市場と物の自由移動-Cassis de Dijon事件先決裁定-」（12/4） 3回以降、前回までの講義で、EU司法裁判所の判例によって構築された「EU法の基本原則」を明らかにすることができた。そこで今回と次回は、テーマを変えて、EUの主要目的である「域内市場」創設のために、EU法がどのような役割を果たしてきたのかを考察する。「域内市場」とは、加盟国ごとに独立して存在していた国内市場を統合した「単一市場(Single Market)」を意味し、別の観点から定義すれば、人・商品・サービス・資本という経済活動にとって不可欠な諸要素が、域内国境を越えて自由に移動することを保証される領域である。 今回は、それら4つの自由移動のうち「商品の自由移動(Free Movement of Goods)」を扱う。「物の自由移動」に対する障壁は、「関税障壁」と「非関税障壁」に大別され、後者の代表は、「数量制限(Quantitative Restrictions)」である。そしてEU運営条約は、数量制限を禁止するが、数量制限とともにそれと「同等の効果を有する措置(All measures having equivalent effect)」を合わせて禁止している。「同等の効果を有する措置」という概念は、数量制限に該当しない非関税障壁を意味する概念であり、同概念の範囲如何により禁止される非関税障壁の範囲が画定されることになる。本件では、特に加盟国の定める製品規制が、これに該当するか否かが争われているが、さらに禁止される「同等の効果を有する措置」が、どのような場合に例外として正当化されるかも重要な争点となっている。 なお本裁定は、「商品の自由移動」に止まらず、域内市場一般にとっての原則を確立した判決として著名である。	
	テキスト20事件「無差別的措置と「数量制限と同等の効果を有する措置」-カシス・ド・ディジョン事件」を熟読されたい。	90分
第12回	「域内市場と人の自由移動-Vlassopoulou事件先決裁定-」 今回は、四つの自由移動のうち、「人の自由移動」、特に自営業者の「開業の権利(right of establishment)」を「弁護士人の自由移動」を素材に検討する。弁護士などの専門職の場合、専門職資格が、個々の加盟国によって付与されることが、自由移動の障害となり得る。一国で資格を取得しても、他の加盟国においてその資格が認められなければ、他の加盟国における資格取得が必要となり、実際には移動は困難であるからである。他方、専門職の資格要件を定める基本的権限は、なお加盟国に存する。両者の関係をどのように扱うかが、ここで問われる問題であるとともに、本裁定は、法律家の本質的能力は何であるのかについて貴重な示唆を与えている。	
	テキスト26事件「自営業者の開業の自由の原則と例外-レイナーズ事件」を熟読されたい。	90分
第13回	「EU権限の行使-EUと加盟国の権限関係-」（12/19） 主権は、EUを理解するためのキーとなる概念であり、また全ての国内法の源にある概念でもある。しかし、主権は抽象的な概念であり、その把握は難しい。今回は、この主権概念を基礎に、EUと加盟国の権限関係を考えてみたい。 EU司法裁判所は、EUは、主権の分割可能性を前提に、加盟国より移譲された主権的権限を基礎に成り立っていると理解している。しかし、そのような理解に反対する見解もなお存在している。それらは、加盟国の国家主権は、EUによって変化していないと強調する。国家主権とはそもそも何か。加盟国からEUに移譲された権限は、国家主権の移譲と考えられるのだろうか。また主権の移譲とは、通常の国際条約による主権の制限と何が異なるのであろうか。これらの問題を考察することによって、EUと加盟国の関係がより明らかになるであろう。 前回までの判例の検討とは異なる課題であるが、判例によって構築されてきたEU法の基本原則の示すECと加盟国の関係を前提に、本課題の検討に望んでほしい。	
	別途配布する資料により予習されたい。	90分

第14回	「ＥＵの意思決定手続-ＥＵは民主的な機関か-」 今日、民主主義を否定する者は誰もいない。しかし他方で、民主主義の現状に対する危機的な認識が広がり、その空洞化が指摘されていることも事実である。例えば、我々は、日本における民主主義の現状に十分に満足していると言えるだろうか。ＥＵにおける民主主義も、このような民主主義を取り巻く全体的な状況の中で考察する必要がある。 今日、主権国家における民主主義的な意思決定制度については、世界的に一定のコンセンサスが存在している。それは、直接選挙によって選出された国民代表によって構成される議会による立法制定であり、一般には、議会による意思決定と「表現の自由」・「知る権利」などの基本的人権の保護とが組み合わさって、民主的な意思決定が実現されると信じられている。例えば、日本国憲法もそのような制度を構築している。しかし、ＥＵは主権国家ではない。そのためＥＵは、閣僚理事会（加盟国議会によって統制される加盟国政府代表によって構成される）と欧州議会（加盟国ごとに実施される直接選挙で選出された議員によって構成される）による共同決定を制度化している。確かに、民主主義の主権国家モデルを単純にＥＵに当てはめることはできない。それでは、このようなＥＵの意思決定制度は、民主的制度であると評価できるのであろうか。一方では、ＥＵにおいて「民主主義の欠損（赤字）」が存在することが指摘されている。これらの問題に答えるためには、民主主義とは何かという根源的な問いへの答えが必要であるかもしれない。	90分
第15回	「ＥＵの性格-国家・国際組織・超国家的機関-」 おそらく、ＥＵ法研究にとっての最大の課題は、「ＥＵとは法的には何か」という問いに答えることである。 今日の国際社会は、主権国家により構成され、他方主権国家間の合意により、主権国家を構成員とする多くの国際組織が形成されている。ＥＵは、国際社会のプレイヤーとして既に独自の活動を展開している。ＥＵは、共通外交政策の一環として、旧ユーゴ地域に平和維持を目的として戦闘部隊を派遣し、またＥＡＥＣは、日本とともに、北朝鮮の核開発危機に対応して設けられた「朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）」のメンバーでもある。ＥＵは、世界貿易機関（ＷＴＯ）の原構成員でもある。 他方ＥＵは、各加盟国の国内社会にも大きな影響を及ぼしている。今日、各加盟国の国内議会で制定される立法の過半数は、ＥＣ立法（特に指令）の国内の実施を目的とするものである。加えて、欧州司法裁判所の判例法が、加盟国法を超越して、加盟国内の個人に様々な権利を付与しているとことは、既に検討した通りである。 現在のＥＵが、統治権限を加盟国と分担する、ある種の連邦的制度であることは認められるとしても、それは、これまでの法的言説では何に該当するのであろうか。主権国家であるのか、国際組織であるのか、それともどちらにも属さない新しい主体が生成しつつあるのか。１５回の講義の最後に、この課題を検討したい。	120分
授業の方法 最初の数回は、教員より講義するが、その後は、判例に係わる質疑を中心に、双方向的な授業を行う。また、履修人数によっては、学生間の議論を組織することもある。		
成績評価の方法 期末試験を基本にして、授業中の発言・質問など、授業への積極的な参加を加味して、総合評価する。		
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。 ＥＵ法についての知識ではなく、法論理の組み立て方・法論理の水準を重視する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目 憲法に加えて、国際法の予備知識があることが望ましいが、必須ではない。国際法未修者にも理解しやすく講義するつもりである。		
テキスト 中村民雄・須網隆夫編著『ＥＵ法基本判例集〔第２版〕』（日本評論社・２０１０年）。		
参考書 必要に応じて、指示する。		
質問・相談方法等(オフィス・アワー) 授業終了後に教室で受け付ける。		

科目名	法制史		
教員名	北村 一郎		
科目ナンバー	2080453011	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
フランスの法（特に私法）と司法とを素材として近代法史を概観する。 法制史という分野は、ローマ法・西洋法制史・日本法制史・東洋法制史の四つの専門分野に分かれているが、本講義では、二つの理由からフランスの近代法を対象とする。一つは、講師がフランス法専攻者だからであり、日本の西洋法制史学がドイツ中心に偏っているのを疑問に思うからである。もう一つは、法曹志望の学生にとっては、歴史の細目の知識よりも、日本法に影響を与えた西欧法の歴史の大筋を理解しておくことが実践的に肝要だからである。 日本では、明治20年代までに主にフランス法およびドイツ法をモデルとする法典化を完成させたが、司法制度は最初フランスの制度のほとんど直輸入から始まり、民法もまたフランス人ボワソナードの起草による「旧民法」が土台となっている。その後のドイツ法学説の優越およびアメリカ法に依拠した戦後改革、更に現代におけるアメリカ法の優越の意味を知るためにも、フランス法の脈絡を理解しておくことが不可欠と考えられる。 同時に、明治初期の司法制度のモデルであったフランスの司法組織が、その後どのように変容したのか、という点も、グローバル化時代の法律家にとっては必須の知識と言えるだろう。			
到達目標			
上記概要の如き目標そのものに尽きるが、実定法科目と違って細目まで暗記することが問題ではなく、制度とその歴史についての要点を理解することが重要である。 授業においては、しっかりノートをとること。 予習では、主に参考文献に目を通しておくこと。 復習では、ノートを読み直し、不明な点を参考文献で確かめておくこと。昔のこと、外国のことなので特に聞き違いに注意。 なお、配当年次は1年次となっているが、何年次の学生でも排除しない。 以下の授業予定は、時間の制約による若干の変更を留保する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	序論1. 西欧法継受の問題 ——江藤新平：誤訳も亦妨げず、ただ速訳せよ！」 ——穂積八束：「民法出でて忠孝減ぶ」		
	上記到達目標参照（以下同様）	60分（以下同様）	
第2回	序論2. 法文化変容：司法制度および「法」の概念 ——裁判官や弁護士の仕事は日本と同じなのか？ ——法／law／droit／Recht は、一体同じ意味か？		
	同上	同上	
第3回	序論3. ローマ法の歴史 ——それぞれの時代にローマ法は変容していく		
	同上	同上	

第4回	序論4. フランス民法典（1804年制定）の構造 ——法典編纂方式がドイツや日本と違うのは何故か？	
	同上	同上
第5回	【本論】 第1部 フランス民法典の歴史的形成 I. 法典化以前のフランス法の形成 1. 法源の多様性——慣習法／教会法／ローマ法／王令	
	同上	同上
第6回	続き	
	同上	同上
第7回	2. 法の統一をめざす学説運動 ——慣習法の成文化から「フランス法」の形成へ	
	同上	同上
第8回	II. ナポレオンのもとでの法典化	
	同上	同上
第9回	III. 法典化以後の法典の「解釈」 1. 民法典の註釈（註釈学派）	
	同上	同上

第10回	2. 法の学問的探求 (科学学派)	
	3. 再法典化と新法典化	
第11回	同上	同上
第12回	第2部 フランスの司法組織	
	I. 裁判所	
第13回	1. 司法 (民刑事) 系統の裁判所	
	同上	同上
第14回	2. 行政系統の裁判所	
	——日本にどうしてなくなったのか?	
第15回	3. 違憲立法審査	
	同上	同上
第16回	II. 法律家	
	1. 司法補助士 (弁護士ほか)	
第17回	——弁護士が長い間法の中心的担い手だったこと	
	同上	同上
第18回	2. 司法官——裁判官、検察官	
	同上	同上
第19回	総括	
	同上	同上

授業の方法

講義が中心である。しっかりノートをとること。

成績評価の方法

筆記試験（または場合により期末レポート）により、知識の習得度および論じ方を見る。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

日本の民法および司法制度の知識があることが望ましい。
未修者は、少なくとも『法学入門』や『民法入門』などの書物を読んでおくこと。

テキスト

特に指定しない。下記必読文献は、せめて一つ読むこと。

参考書

フランス法一般について：－北村一郎編『フランス民法典の200年』（有斐閣、2006）。
－同「『テミス』と法学校：19世紀フランスにおける研究と教育との対立」法学協会雑誌133巻6、7号。

－滝沢正『フランス法』（三省堂、第4版2010）。
－柴田三千雄『フランス史10講』（岩波新書、2002）。

法史一般について必読文献：－村上淳一『「法」の歴史』（東大出版会、1997、新装版2013）。
－五十嵐清『ヨーロッパ私法への道——現代大陸法への歴史的入門』（悠々社、2016）

以下、必要に応じて参照すること：

－木庭顕『『ローマ法案内—現代の法律家のために』（羽鳥書店、2010年）
－勝田有恒ほか編『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004）。
－浅古弘ほか『日本法制史』（青林書林、2010）。
－川口由彦『日本近代法制史』（新世社、1998）。
－本間正道ほか『現代中国法入門』（有斐閣、第6版2012）。
－尾形勇ほか編『中国史』（山川出版社、1998）。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業の後。必要により、電子メールなど。

科目名	企業会計		
教員名	小澤 康裕		
科目ナンバー	2080453007	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
この講義では、初学者を対象とし、まずは簿記の基礎をざっと解説した上で、企業会計に関する基本的な考え方、財務情報に係る制度や財務情報の利用方法等を取り上げていきます。 高度に発達した経済社会に生きる私たちにとって、企業会計の知識は必要不可欠になっています。今や新聞紙上で、企業会計や会計監査の話題が掲載されない日はないと言っても良いほどです。また、今日の会計の国際化や政治化の進展も著しいものがあります。 そこで、基本的な知識の習得とともに、新聞や雑誌の記事を使って実際の事例を取り上げ、解説することで、今日の経済社会における企業会計の役割も理解していただきます。			
到達目標			
企業会計の基本的知識を習得し、会社の計算についての理解を深めること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス（授業の範囲、授業の進め方、評価方法等の説明）		
	【予習】当日の日本経済新聞で企業の財務情報に目を通しておくこと。 テキストの第1章を読んでおくこと。		60分
第2回	簿記の基本的な仕組み		
	前回の復習をし、テキスト第2章2「複式簿記の構造」を読むこと。		60分
第3回	会計の種類と役割（小テストを実施）		
	前回の復習をし、テキスト第3章1を読むこと。		120分

第4回	財務会計のシステムと基本原則	
	前回の復習をし、テキスト第2章（2を除く）を読むこと。	60分
第5回	企業の設立と資金調達	
	前回の復習をし、テキスト第3章を読むこと。	60分
第6回	仕入・生産活動	
	前回の復習をし、テキスト第4章を読むこと。与えられた課題について的小レポートを執筆すること。	120分
第7回	販売活動	
	前回の復習をし、テキスト第5章を読むこと。	60分
第8回	設備投資と研究開発	
	前回の復習をし、テキスト第6章を読むこと。	60分
第9回	資金の管理と運用	
	前回の復習をし、テキスト第7章（5を除く）を読むこと。	60分

第10回	税金と配当	
	前回の復習をし、テキスト第9章（1から3まで）を読むこと。	60分
第11回	剰余金の額と配当制限及び会社法と会社計算規則	
	前回の復習をし、テキスト第9章（4及び5）及び会社計算規則第七編を一読すること。	60分
第12回	財務諸表の作成と公開	
	前回の復習をし、テキスト第10章（8を除く）を読むこと。	80分
第13回	粉飾決算と財務諸表の分析	
	【予習】与えられたテーマに関する簡単なレポートを作成すること。	60分
第14回	到達度確認テスト ・理解度を確認するためのテストを実施する	
	【予習】到達度確認テストに備え、これまでの内容を確認する。	120分
第15回	到達度確認テストの解説・質疑応答 授業のまとめ	
	【復習】到達度確認テストの結果と解説を吟味し、この授業を振り返り、不足している知識を補うこと。	60分

授業の方法

授業はテキストをもとに講義中心に進める。ただし、インタラクティブな授業形式をとるため、受講者には頻繁に発言を求めていく。また、授業において1回または2回の小レポート課題を提示する。なお、提出されたレポートをもとに授業をすすめることもある。

成績評価の方法

小テスト（1回：10%）
小レポート（30%）
到達度確認テスト（1回：60%）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

予備知識は特に必要ありませんが、下記のテキストは必ず入手してください。
必要があれば、個別に相談の上、授業の理解を促すためのテキスト等を紹介しします。

テキスト

『財務会計・入門』，桜井久勝・須田一幸，有斐閣。

参考書

『新・現代会計入門』（第2版）、伊藤邦雄、日本経済新聞出版社、3,780円、ISBN:978-4532134631
『ビジネス・アカウンティング』（第3版）、山根節他、中央経済社、2,800円、ISBN:978-4502188916

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付ける。

科目名	労働法Ⅰ		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080473002	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
労働法の基礎、労働法総論、雇用関係法（テキスト①における前半部分）について授業を行います。 なお、労働法ⅠとⅡは合わせてひとまとまりの内容となっており、Ⅰ、Ⅱそれぞれの内容（授業内容の配分）については年度ごとに見直しを行う可能性があります。このため、労働法ⅠとⅡは同一年度に履修するようにしてください。			
到達目標			
労働法の基本的な枠組みを正確に理解すること、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにあります。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	イントロダクション 労働法の基礎①		
	【予習】テキスト③（入門書）の1～61頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する		90
第2回	労働法の基礎②		
	【予習】テキスト③の62～116頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する		90
第3回	労働法の基礎③		
	【予習】テキスト③（入門書）の117～183頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する		90

第4回	労働法の基礎④	
	【予習】テキスト③（入門書）の184～243頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する	90
第5回	第5回以降、各回の授業内容は以下を予定しています（タイトルはケースブックのUnitに対応） 〔労働法総論〕 労働法上の「労働者」 労働法上の「使用者」	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す なお、ケースブックのUnitごとに教科書の該当箇所や設問の重要度等をまとめた詳細な「予習ガイド」を授業開始時に配付するので、詳細は予習ガイドを参照のこと（以下同じ）	120
第6回	労働法規・労働契約	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第7回	就業規則	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第8回	〔雇用関係法〕 労働関係の成立-募集、採用、内定、試用など	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第9回	人事	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120

第10回	懲戒	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第11回	労働関係の終了1-解雇	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第12回	労働関係の終了2-雇止め，辞職，合意解約，定年	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第13回	合併・事業譲渡・会社分割と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第14回	雇用関係法におけるその他の問題 （以下のUnitから予習ガイド等で指定した重要箇所を取り上げる） ・労働者の人権-労基法上の人権擁護規定，人格権・プライバシー保護・セクハラなど ・雇用差別-労基法3条・4条，男女雇用機会均等法，均等・均衡処遇，年齢差別など ・知的財産・知的情報と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第15回	全体のまとめ	
	【予習・復習】これまでの授業の内容を見直し，疑問点についてテキスト①（教科書）で確認する	120

授業の方法

重要判例を素材に、教員によるポイント解説と、教員と受講者の対話を適宜織り交ぜることにします。具体的には、ケースブック（テキスト②）の設問の検討を中心に行い、必要に応じ教科書（テキスト①）や教員作成のレジュメを用いてポイントを整理していきます。

成績評価の方法

定期試験（論述式）90%、平常点（対話の内容及び授業への参加状況）10%の割合で評価します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。

次の点に着目し、その達成度により評価を行います。

- ・労働法の基本的な枠組みを正確に理解できているか
- ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法（特に契約法、不法行為法）。なお、この授業で初めて労働法を学ぶ場合は、開講までにテキスト③をよく読み込んでおくようにしてください。

テキスト

教材として、次の3点を指定します。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣、2018刊行予定）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣、2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社、2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして、次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂、2017）
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣、2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。

科目名	労働法II		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080473004	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
雇用関係法（テキスト①における後半部分）、労使関係法、労働市場法、労働法の総合的考察について授業を行います。 なお、労働法ⅠとⅡは合わせてひとまとまりの内容となっており、Ⅰ、Ⅱそれぞれの内容（授業内容の配分）については年度ごとに見直しを行う可能性があります。このため、労働法ⅠとⅡは同一年度に履修するようにしてください。			
到達目標			
労働法の基本的な枠組みを正確に理解すること、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにあります。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	各回の授業内容は以下を予定しています（タイトルはケースブックのUnitに対応） 〔雇用関係法〕 賃金 【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す なお、ケースブックのUnitごとに教科書の該当箇所や設問の重要度等をまとめた詳細な「予習ガイド」を授業開始時に配付するので、詳細は予習ガイドを参照のこと（以下同じ）		
		120	
第2回	労働時間 【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す		
		120	
第3回	休暇・休業 【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す		
		120	

第4回	安全衛生・労働災害	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第5回	雇用関係法におけるその他の問題 （以下のUnitから予習ガイド等で指定した重要箇所を取り上げる） ・労働者の人権-労基法上の人権擁護規定，人格権・プライバシー保護・セクハラなど ・雇用差別-労基法3条・4条，男女雇用機会均等法，均等・均衡処遇，年齢差別など ・知的財産・知的情報と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第6回	〔労使関係法〕 労働組合と団体交渉	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第7回	労働協約	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第8回	団体行動	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第9回	不当労働行為	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120

第10回	労働紛争の処理	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第11回	〔労働市場法〕 労働市場と法規制-労働者派遣法など	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第12回	〔総合的考察〕 労働条件の変更	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第13回	企業組織再編と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第14回	使用者の権限と労働者の権利保護	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第15回	全体のまとめ	
	【予習・復習】これまでの授業の内容を見直し，疑問点についてテキスト①（教科書）で確認する	120

授業の方法

重要判例を素材に、教員によるポイント解説と、教員と受講者の対話を適宜織り交ぜることにします。具体的には、ケースブック（テキスト②）の設問の検討を中心に行い、必要に応じ教科書（テキスト①）や教員作成のレジュメを用いてポイントを整理していきます。

成績評価の方法

定期試験（論述式）90%、平常点（対話の内容及び授業への参加状況）10%の割合で評価します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。

次の点に着目し、その達成度により評価を行います。

- ・労働法の基本的な枠組みを正確に理解できているか
- ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法（特に契約法、不法行為法）。なお、労働法の基礎については労働法Ⅰで概観しますので、労働法Ⅰを受講せずにこの授業で初めて労働法を学ぶ場合は、開講までにテキスト③を熟読し、労働法の全体像を独習しておいてください。

テキスト

教材として、次の3点を指定します。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣、2018刊行予定）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣、2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社、2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして、次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂、2017）
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣、2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。

科目名	民事執行・保全法		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

民事執行及び民事保全是、教科書で学んだ実体法上の権利を現実社会で実現する手段であるから、実体法の理解と車の両輪の関係にある。特に当事者の意識は、裁判における勝敗だけでなく、そこで得られた結論の実現可能性や、そこに至るまでの時間、労力、費用等を含めた総体の中で形成されるのであるから、この権利実現過程に対する正確な理解がなければ、社会の中で私法上の権利を適切に取り扱うことができない。

また、一般の民事訴訟手続が二当事者対立構造を前提として構築されるのに対し、実社会では複数当事者によるパイの奪い合いが行われるのであるから、競合関係に立つ他の当事者との法律関係がいかなる規律をうけるかについて手続的裏付けから把握することは、社会における法規範の役割を理解するうえでもきわめて重要性が高い。

そこでこの講義では、単なる手続の説明にとどまることなく、実体法の理解を前提として、民事執行手続と民事保全手続が実体上の権利の実現にどのような助力を与えようとしているのか、手続保障や裁判所の後見的機能などその手続の中での価値判断にはどういったものがあるのか、といった法社会の広がり・ダイナミズムの中で、私法上の権利の実現過程を自分のものにすることを目的とする。

到達目標

民事執行の仕組みと実用性を理解すること。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	ガイダンス ・授業の進め方、予習・復習の仕方等について説明する。 民事手続法全体の概略 ・民事手続制度（民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続）の関係を理解する。 民事執行・保全制度の概略 ・民事執行・保全制度の流れを理解する。	
	教科書の第1章（pp1-15）を前もって読んでおく。	60分
第2回	民事執行の基礎 民事執行の種類・態様 ・執行の方法と手続、基本的な流れを理解する。	
	教科書の第2章（pp16-28）、第3章（pp29-44）を前もって読んでおく。	60分
第3回	執行手続の主体 ・執行手続の当事者と執行機関について理解する。 強制執行の要件 ・債務名義と執行文の意義について理解する。	
	教科書の第4章（pp45-51）、第5章（pp52-87）を前もって読んでおく。	60分
第4回	強制執行手続開始の要件、執行手続の停止・取消し・終了 ・執行機関の審査内容などについて理解する。 執行手続上の不服申立手段、執行対象財産 ・違法執行と不当執行の違いを理解する。責任財産について理解する。	

	教科書の第6章（pp88-92）、第7章（pp93-95）、第8章（pp96-102）、第9章（pp103-119）を前もって読んでおく。	60分
第5回	不動産の強制競売（1） ・申立てと差し押さえについて理解する。 ・債権調査手続、権利関係等の調査手続について理解する。	
	教科書の第10章第1節、第2節、第3節（pp120-136）、第4節、第5節（pp136-148）を前もって読んでおく。	60分
第6回	不動産の強制競売（2） ・売却条件の決定、目的不動産の価格の維持の制度について理解する。	
	教科書の第10章第6節、第7節（pp148-174）を前もって読んでおく。	60分
第7回	不動産の強制競売（3） ・売却の実施、売却の許可について理解する。	
	教科書の第10章第8節、第9節（pp174-192）を前もって読んでおく。	60分
第8回	不動産の強制競売（4） ・売却の実施、売却の許可について理解する。	
	教科書の第10章第10節～第12節（pp192-211）を前もって読んでおく。 教科書の第11章第12章（pp212-224）を前もって読んでおく。	60分
第9回	担保権実行としての不動産競売、強制管理・ ・担保不動産収益執行について理解する。 動産に対する民事執行 ・動産に対する民事執行を理解する。	
	教科書の第11章第12章（pp212-224）、第13章（pp225-237）を前もって読んでおく。	60分
第10回	金銭債権に対する民事執行（1） ・金銭債権に対する民事執行の申立てと差し押さえについて理解する。 ・差し押えの競合、配当などについて理解する。	

	教科書の第14章第1節、第2節第1項～第3項（pp238-258）、第2節第4項～第8項（pp259-266）を前もって読んでおく。	60分
第11回	金銭債権に対する民事執行（2） ・取立てについて理解する。 ・少額訴訟債権執行、電子記録債権に対する執行、不要義務等にかかる定期金債権についての強制執行の特則、金銭債権に対する担保権実行の制度を理解する。	
	教科書の第14章第2節第9項～第12項（pp266-277）、第3節～第6項（pp278-291）を前もって読んでおく。	60分
第12回	動産の引渡請求権に対する強制執行、その他の財産権に対する民事執行 非金銭執行 ・動産の引渡請求権に対する強制執行、その他の財産権に対する民事執行、物の引渡し・明渡しの強制執行の制度を理解する。 非金銭執行（2） 民事執行制度についての小括 ・作為不作為の強制執行、意思表示義務の強制執行の制度について理解する。民事執行制度についてのまとめもする。	
	教科書の第15章、第16章、第17章第1節・第2節（pp292-303）、第3節・第4項（pp303-310）を前もって読んでおく。	60分
第13回	民事保全（1） ・民事保全の概要・種類・手続の流れについて理解する。 ・民事保全の申立て・審理手続、担保の提供について理解する。	
	教科書の第18章第1節～第3節（pp311-316）、第4節～第6節（pp316-331）を前もって読んでおく。	60分
第14回	民事保全（2） ・民事保全の発令・執行、不服申立手続、担保の取消し・取り戻しについて理解する。	
	教科書の第18章第7節～第10節（pp331-353）を前もって読んでおく。	60分
第15回	講義内容の総まとめ。講義内容についての質疑応答。学期末試験についての注意。	
	授業中の指示に従うこと。	60分
授業の方法		

講義は配付した教材を中心に行われる。教科書や判例などを素材にした教材を前もって予習してくることを前提に、受講生との議論を通じて問題意識を深めていく。

成績評価の方法

講義中への参加度（20%）と期末試験（80%）の総合評価による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱ・民事訴訟法Ⅲのほか、民法・商法の基本的知識が必用。

テキスト

平野哲郎『実践民事執行法民事保全法 〔第2版〕』（日本評論社、2013年）ISBN：978-4-535-51975-6

参考書

福永有利『民事執行法・民事保全法 第2版』（有斐閣、2011年2,520円）ISBN 978-4-641-13602-1

上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第2版』（有斐閣、2012年、2310円）ISBN 978-4-641-11508-8

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内ポータルサイトで指示する。

科目名	倒産処理法Ⅰ		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473006	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
テーマ	： 「倒産処理法の入門編」です。		
概要	： 倒産処理法（破産法と民事再生法が中心）の基本的な知識を提供し理解してもらうことを目指す。		

第4回	配当／配当以外の終了と再生計画	
	プレップ破産法のその他の終了原因を読む 民事再生法入門の再生計画の条項および再生計画案の提出を読む	90分
第5回	破産財団	
	プレップ破産法の破産財団の形成、取戻権、破産財団の管理換価を読む	45分
第6回	破産開始の原因と民事再生の開始原因	
	プレップ破産法の破産手続開始の原因を読む。 民事再生法入門の開始原因、申立権者を読む。	90分
第7回	破産債権・財団債権	
	プレップ破産法の破産債権を読む。 民事再生法入門の再生債権・共益債権等を読む	45分
第8回	倒産処理と担保権	
	プレップ破産法の別除権を読む 民事再生法入門の別除権、コラム別除権協定を読む	60分
第9回	倒産処理と相殺権	
	プレップ破産法の相殺権を読む 民事再生法入門の相殺権を読む	60分

第10回	破産と双方未履行の双務契約	
	プレップ破産法の破産者をめぐる法律関係の処理を読む 民事再生法入門の契約関係の処理を読む	90分
第11回	破産と双方未履行の双務契約（その2）	
	プレップ破産法の破産者をめぐる法律関係の処理を読む 民事再生法入門の契約関係の処理を読む	45分
第12回	破産と係属中の訴訟等	
	プレップ破産法の係属中の訴訟等の処理を読む	90分
第13回	否認権	
	プレップ破産法の破産手続開始前の逸出財産の回復を読む	90分
第14回	否認権（その2）	
	同上	30分
第15回	免責	
	プレップ破産法の免責とは、免責の手続、免責の効果を読む 民事再生法入門の再生計画の効力を読む	60分

授業の方法

教科書の内容を学生と確認しながら進める。

成績評価の方法

定期試験（80％）と平常点（20％）の総合点で成績を評価します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法
会社法
民事訴訟法

テキスト

プレップ破産法（第6版）、徳田和幸、弘文堂、ISBN978-4-335-31322-6
民事再生法入門（第2版）、松下淳一、有斐閣、ISBN978-4-641-13706-6

参考書

倒産判例百選（第5版）、伊藤眞＝松下淳一編、有斐閣、ISBN978-4-641-11516-3

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	倒産処理法II		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473007	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
倒産法制は、かつては他人の不幸を題材とする日陰の存在であった。しかし、最近の不況によって飛躍的に倒産が増加する事態となり、倒産をどのように法的処理するかが社会の重要な問題となってきた。倒産処理法2では、この分野の基本法としての地位にある破産法の理論的・実務的問題について講義する。			
到達目標			
破産法と民事再生法の基本的知識の習得と重要な裁判例の確認。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	倒産手続の選択及び手続相互の関係 1 私的整理は、一般的にはどのように進行するか。私的整理の得失としてどのような点が指摘されているか。 2 法的整理としての破産手続はどのような場面で必要になるであろうか。 3 再建型倒産手続(再生手続・更生手続)は、清算型倒産手続と比べてどのような特徴を有するか。 4 再生手続及び更生手続は、それぞれどのような特徴を有するか。心いづれの手続を選択するかを判断する際に考慮すべき要因としてどのようなものがあるか。 5 同一の債務者に複数の倒産手続が競合する場合はどのような処理がなされるか。 6 再建型倒産手続が事業再建の目的を達成しないままに途中で挫折する場合には、どのような処理がなされるか。 7 利害関係人の合意にもとづく事業再建としてどのようなものがあるか。 テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		
			90分
第2回	倒産手続の開始 1 再生手続とは、倒産四法の中でどのような位置を占める手続か。 2 再生手続ほか、倒産手続について裁判所はどのように取り組んでいるか。 3 再生手続の開始原因とその申立てに関する規律はどうなっているか。 4 再生手続開始の申立てから開始決定までの間というのは、どのような問題が現れ、法はこれにどのような対応をしているか。 5 再生手続の開始決定は、誰にどのような効果をもたらすことになるか。それに例外はあるか。 テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		
			90分
第3回	手続機関 1 再生手続において、再生債務者はどのような法律上の地位を有するか。 2 再生手続において、監督委員や調査委員はどのような役割を果たすか。 3 再生債務者の公平誠実義務とは何か。 4 債権者はその意思をどのように手続に反映させるか。 5 破産管財人はどのような義務を負うか。 テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		
			90分
第4回	契約関係の取扱い 1. 破産者が破産開始後にした行為は、どのような効力を有するか。 2. 破産開始時に双方未履行の双務契約は、どのように扱われるか。 3. 注文者が破産した場合、双方未履行の請負契約はどのように扱われるか。 4. ゴルフクラブ会員が破産した場合、ゴルフクラブ会員契約はどのように扱われるか。 テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		
			90分

第5回	賃借権の取扱い 1 賃貸人に再生手続が開始された場合、この手続において賃貸借契約はどのように取り扱われるか。 2 再生手続開始前に賃貸人が行った将来の賃料債権の処分は、手続の開始によりどのような影響を受けるか。 3 再生手続の開始後において賃借人による相殺に制限はあるか。 4 賃借人が有する敷金返還請求権は、再生手続においてどのように取り扱われるか。 5 ライセンス契約の継続中にライセンサーに再生手続が開始された場合、ライセンス契約はどのように取り扱われるか。 6 賃借人に対して再生手続が開始された場合、賃貸借契約はどのように取り扱われるか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第6回	担保権者の取扱い 1 倒産処理手続において担保権はどのように取り扱われるか。 2 再生手続において担保権はどのように処遇されるか。債権届出・調査や再生計画作成の際には、どのような点に注意すべきか。 3 再生手続において担保権を制限するための制度にはいかなるものがあるか。とくに担保権消滅請求制度とはどのような制度か。 4 再生手続および他の倒産処理手続で商事留置権はどのように取り扱われるか。民事留置権はどうか。 5 動産売買先取特権の目的財産に対する権利実行およびそれに基づく物上代位権の行使方法はどのようになるか。 6 リース契約の処理はどのようになされるべきか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第7回	債権の優先順位 1 再生計画によらずに優先弁済される場合として、民事再生法上どのような制度があるか。 2 以下の債権は、Aの民事再生手続においてどのように取り扱われるのか。 3 以下の債権は、Aの破産手続においてどのように取り扱われるのか。 4 破産手続遂行の費用は誰が負担するのか。 5 財団不足の場合、破産財団はどのように分配(配当)されるのか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第8回	否認権(1)―詐害行為の否認 1 詐害行為の否認の要件は、どのようなものか。 2 否認権と詐害行為取消権との関係はどうか。 3 適正価額売買は、否認できるか。 4 対抗要件の否認とは、いかなるものか。 5 否認の効果は、どのようなものか。 6 否認の登記とは、どのようなものか。 7 否認権は、どのように行使されるか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第9回	否認権(2)―偏頗行為の否認 1 偏頗行為否認の要件はどのようなものか。 2 特別な否認としてどのようなものがあるか。 3 否認権の行使の方法はどのようなものか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分

第10回	相殺権 1 破産手続における相殺権の行使は、どのような場合に制限されるか。 2 破産手続における相殺権は、どのような形で行使されるか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第11回	破産債権の届出・調査・確定 1 破産債権とは何か。 2 係属中の債権者代位訴訟は破産手続でどのように扱われるか。 3 破産債権の届出はどのようになされるか。 4 破産債権はどのように調査・確定されるか。 5 同一の給付を目的として1人の債権者に対して数人の債務者が債務を負担している場合において、債務者の一部ないし全部が破産した場合、どのように処理されるか。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第12回	破産財団の管理・換価・配当 1 破産管財人による破産財団の管理。 2 破産財団の換価および処分について。 3 配当手続の種類とその異同について。	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第13回	再生計画の成立・変更・履行の確保	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第14回	消費者破産	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
第15回	個人再生	

	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
授業の方法		
教科書の『ロースクール倒産法』を前もって予習してくることを前提に、受講生との議論を通じて問題意識を深めていく。したがって、受講生は予習をした上で積極的に発言することが求められる。		
成績評価の方法		
講義中への参加度（20%）と学期末試験（80%）の総合評価による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
倒産処理法Ⅰ・民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱ・民事訴訟法Ⅲ・民事執行・保全法のほか、民法・商法の基本的知識が必用。		
テキスト		
三木浩一＝山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣、2014年、4,428円）ISBN 978-4-641-13672-4		
参考書		
山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年、4,860円）ISBN 978-4-335-35610-0 伊藤真『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年、8,424円）ISBN 978-4-641-13673-1 徳田和幸『プレップ破産法〔第6版〕』（弘文堂、2015年、1296円）ISBN 978-4-335-31322-6 伊藤真＝松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2520円）ISBN 978-4-641-11516-3		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトにて告知する。		

科目名	独占禁止法 A		
教員名	村上 政博		
科目ナンバー	2080473008	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
独占禁止法は、市場経済における基本ルールを定める法であって、事後規制である私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止、事前規制である企業結合規制などからなる。主要執行機関は、公正取引委員会、裁判所である。 本講義では、日本の独占禁止法について解説する。			
到達目標			
本講義においては、基本的知識を理解することのみならず、判決、審決等を活用してできる限り具体的なルールを知ることができるようにする。 経済法の専門的知識を身につけるとともに、それを実践的に活用できる能力を備えさせる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	参考資料配布		30
第2回	競争法の基本体系・競争ルール、独占禁止法の展開と歴史		
	テキスト第1章第1ないし第4節		30
第3回	基礎概念		
	テキスト第1章第5節		30

第4回	措置・制裁と基本手続	
	テキスト第3章、第4章第1節	30
第5回	排他的取引	
	テキスト第2章第2節	60
第6回	抱き合わせ、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第7回	低価格設定	
	テキスト第2章第3節	60
第8回	低価格設定、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第9回	単独の取引拒絶	
	テキスト第2章第4節	60
第10回	単独の取引拒絶、民事手続・差止請求	
	テキスト第2章第4節、第4章第5節、第3章第4節	60

第11回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節	60
第12回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占、民事手続・損害賠償請求	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節、第4章第6節、第7節	60
第13回	カルテルの禁止	
	テキスト第2章第7節	60
第14回	カルテルの禁止、刑事手続・刑事罰	
	テキスト第2章第7節、第4章第8節、第9節、第3章第5節	60
第15回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節	60
第16回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制、行政手続・課徴金制度	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節、第3章第3節、第4章第3節	60
第17回	再販売価格維持	
	テキスト第2章第10節	60

第18回	再販売価格維持、国際取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第10節、第1章第7節、第8節	60
第19回	垂直的非価格制限 販売地域制限、取引先制限、販売方法の制限	
	テキスト第2章第11節	60
第20回	垂直的非価格制限、国際的取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第11節、第1章第7節、第8節	60
第21回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第22回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第23回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60
第24回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60

第25回	不正競争行為に対する規制	
	テキスト第2章第14節	60
第26回	不正競争行為に対する規制、独占禁止法上の適用除外	
	テキスト第2章第14節、第1章第6節	60
第27回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第28回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第29回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60
第30回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60

授業の方法

基本的にテキストの順に従って授業を行う。各項目の内容についてはテキストの章立てに従っているため、事前に該当部分を読んでおくこと。
毎回受講者のうち担当者に主要判決、審決を割り当てて要点を解説してもらうとともに、それら判決審決について質疑応答や議論を行う。

成績評価の方法

定期試験（筆記試験）による。問題は、判例又は審決例に類似した一定の事実状況を設定して、これについての法的評価、法的主張を行わせる。講義中の質問、コメントが優秀な場合には、これも考慮の対象とする。
（答案内容ー70%。質問・コメントー30%）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目として、行政法、民法、刑法

テキスト

村上政博、独占禁止法（第8版）（平成29年10月、弘文堂）

参考書

公取委ホームページ（[http:// www. jftc. go. jp](http://www.jftc.go.jp)）

授業の中で関連資料を配布する。

村上政博、独占禁止法新版、岩波新書（平成29年1月、岩波書店）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

月曜日第2限

科目名	独占禁止法 B		
教員名	村上 政博		
科目ナンバー	2080473008	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
独占禁止法は、市場経済における基本ルールを定める法であって、事後規制である私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止、事前規制である企業結合規制などからなる。主要執行機関は、公正取引委員会、裁判所である。 本講義では、日本の独占禁止法について解説する。			
到達目標			
本講義においては、基本的知識を理解することのみならず、判決、審決等を活用してできる限り具体的なルールを知ることができるようにする。 経済法の専門的知識を身につけるとともに、それを実践的に活用できる能力を備えさせる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	参考資料配布		30
第2回	競争法の基本体系・競争ルール、独占禁止法の展開と歴史		
	テキスト第1章第1ないし第4節		30
第3回	基礎概念		
	テキスト第1章第5節		30

第4回	措置・制裁と基本手続	
	テキスト第3章、第4章第1節	30
第5回	排他的取引	
	テキスト第2章第2節	60
第6回	抱き合わせ、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第7回	低価格設定	
	テキスト第2章第3節	60
第8回	低価格設定、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第9回	単独の取引拒絶	
	テキスト第2章第4節	60
第10回	単独の取引拒絶、民事手続・差止請求	
	テキスト第2章第4節、第4章第5節、第3章第4節	60

第11回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節	60
第12回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占、民事手続・損害賠償請求	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節、第4章第6節、第7節	60
第13回	カルテルの禁止	
	テキスト第2章第7節	60
第14回	カルテルの禁止、刑事手続・刑事罰	
	テキスト第2章第7節、第4章第8節、第9節、第3章第5節	60
第15回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節	60
第16回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制、行政手続・課徴金制度	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節、第3章第3節、第4章第3節	60
第17回	再販売価格維持	
	テキスト第2章第10節	60

第18回	再販売価格維持、国際取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第10節、第1章第7節、第8節	60
第19回	垂直的非価格制限 販売地域制限、取引先制限、販売方法の制限	
	テキスト第2章第11節	60
第20回	垂直的非価格制限、国際的取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第11節、第1章第7節、第8節	60
第21回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第22回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第23回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60
第24回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60

第25回	不正競争行為に対する規制	
	テキスト第2章第14節	60
第26回	不正競争行為に対する規制、独占禁止法上の適用除外	
	テキスト第2章第14節、第1章第6節	60
第27回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第28回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第29回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60
第30回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60

授業の方法

基本的にテキストの順に従って授業を行う。各項目の内容についてはテキストの章立てに従っているため、事前に該当部分を読んでおくこと。
毎回受講者のうち担当者に主要判決、審決を割り当てて要点を解説してもらうとともに、それら判決審決について質疑応答や議論を行う。

成績評価の方法

定期試験（筆記試験）による。問題は、判例又は審決例に類似した一定の事実状況を設定して、これについての法的評価、法的主張を行わせる。講義中の質問、コメントが優秀な場合には、これも考慮の対象とする。
（答案内容－70%。質問・コメント－30%）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目として、行政法、民法、刑法

テキスト

村上政博、独占禁止法（第8版）（平成29年10月、弘文堂）

参考書

公取委ホームページ（[http:// www. jftc. go. jp](http://www.jftc.go.jp)）

授業の中で関連資料を配布する。

村上政博、独占禁止法新版、岩波新書（平成29年1月、岩波書店）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

月曜日第2限

科目名	工業所有権法 I		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473011	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

資本主義的競争体制の下に在って、競争者に対して強力な法律上の市場参入障壁を創出する工業所有権(産業財産権)及び育成者権は、企業が市場競争力を獲得する有力な手段である。従って、かかる知的財産権たる工業所有権等の保護及び活用は著作権のそれと同様に、現在、企業のみならず我が国の重要な課題となっている。

本講では、それらを規制する特許法を中心として、判例等ケースも踏まえて講義し、かつ実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び種苗法等にも触れつつ、独占禁止法等との関連をも視野に入れ、各法制を横断的、体系的に説明し、併せて経営管理上の問題にも触れる。なお、重要な問題点については、諸外国の法制度をも併せて解説する。

なお、授業では、工業所有権法の基本的な講義に加え、実際に、日本や海外において知的財産権関係の訴訟や契約書作成等に弁護士・弁理士・NY州弁護士として関与し、また知的財産法改正や知財戦略に経済産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐として関与した経験も踏まえ、近時のニュース・知財実務や裁判例・法改正の動向などにも適宜言及しつつ、法曹実務家としての法的な考え方など、実践的な話もする予定である。

工業所有権法IBとIIB(紋谷担当)はそれぞれ連続して行うので、IB・IIBの両方を履修することが望ましい。

到達目標

- ①工業所有権法の知識及び考え方を身につけ、説明ができる。
- ②工業所有権法に関する実務上の諸問題について関心を持ち、論理的に解決できる応用力を身につける。
- ③工業所有権法の学習を通じて、法的な分析や記載方法を含め、法曹実務家としての法的な思考方法を習得する

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	イントロダクション	
	シラバス テキスト1章	約30分
第2回	工業所有権法(含・種苗法、以下同じ)の概要	
	テキスト1章、2章の冒頭	約30分
第3回	工業所有権(含・育成者権、以下同じ)の対象 (概要)	
	テキスト2章の該当部分	約30分

第4回	工業所有権の対象（1）発明その他の創作	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第5回	工業所有権の対象（1）発明その他の創作、(2) 標識	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第6回	工業所有権の対象（2）標識、(3) 重疊的保護など	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第7回	工業所有権の法的性格（1）概要	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第8回	工業所有権の法的性格（2）公共上の制約	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第9回	工業所有権の法的性格（3）権利の不安定性、（4）権利範囲の不明確性、（5）共有	
	テキスト3章の該当部分	約30分

第10回	工業所有権の発生（概要）	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第11回	工業所有権の発生（1）主観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第12回	工業所有権の発生（1）主観的要件（含・職務発明）	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第13回	工業所有権の発生（2）客観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第14回	工業所有権の発生（3）手続要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第15回	工業所有権の発生（4）権利発生手続	
	テキスト4章の該当部分	約30分

授業の方法

工業所有権法の基礎的理論を、ケースを踏まえ質疑応答を通じて講義する。なお、適宜、プロジェクト等も用い、実務的な話にも言及する予定である。(なお、演習が休講のため、特に後期では、多少は演習的要素も考慮する予定である。)

成績評価の方法

出席状況、授業中の発言等を重視し、これらを総合的に判断し、その評価は法科大学院の成績評価方法に従って行う。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

工業所有権法IIB。関連科目として、著作権法I・II、展開演習IV・V(但し本年は休講)。

テキスト

『知的財産権法概論』（2017年発行）、紋谷暢男/崇俊、発明推進協会

参考書

『特許法』『不正競争防止法』、渋谷達紀、発明推進協会
『特許法』（第3版）、中山信弘、弘文堂
『工業所有権法』（新版増補）、豊崎光衛、有斐閣
『工業所有権法逐条解説』（第20版）、特許庁編、発明推進協会
『新・注釈 特許法（上・中・下）』（第2版）、中山信弘＝小泉直樹編、青林書院
『逐条解説種苗法』、農林水産省生産局知的財産課、ぎょうせい
『知的財産権法・競争法論集』、紋谷暢男、商事法務
その他授業において指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

- ・授業中、及び、開始前又は終了後に教室で受け付ける。
- ・必要に応じて、電子メールで受け付ける。

科目名	工業所有権法II		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473012	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要

工業所有権法IB参照
 なお、本科目は、工業所有権法IBを既に履修した者が、履修することが望ましい。

到達目標

工業所有権法IB参照

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	工業所有権の利用 (積極的効力)	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第2回	工業所有権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第3回	工業所有権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分

第4回	工業所有権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第5回	工業所有権の利用 (3) ライセンス、譲渡等	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第6回	工業所有権の利用 (3) ライセンス、譲渡等	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第7回	工業所有権の利用 (4) 活用、(5) 独占禁止法	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第8回	工業所有権の侵害 (消極的効力)	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第9回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分

第10回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第11回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第12回	工業所有権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第13回	工業所有権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第14回	工業所有権の消滅	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第15回	工業所有権の国際的保護 (含、条約)	
	テキスト7章の該当部分	約30分

授業の方法

工業所有権法1B参照

成績評価の方法

工業所有権法1B参照

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

先行科目として、工業所有権法1B。関連科目については工業所有権法1B参照。

テキスト

工業所有権法1B参照

参考書

工業所有権法1B参照

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

工業所有権法1B参照

科目名	著作権法 I		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473014	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
現在、1億総クリエイター、1億総ユーザーとも云われるインターネット時代を迎え、著作権法は企業活動のみならず日常生活においても広く関わりを持ってきた。特にネットワーク環境の下、その重要性は増々強調されている。 本講では、それを規制する著作権法をケースも踏まえ、新しい問題も含めて体系的、比較法的に講義し、これとの関係で特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び独占禁止法、関税法等にも触れ、併せて経営管理上の問題にも触れる。なお、著作権と法的性格を同じくする回路配置利用権についても解説する。 なお、授業では、著作権法の基本的な講義に加え、実際に、日本や海外において知的財産権関係の訴訟や契約書作成等に弁護士・弁理士・NY州弁護士として関与し、また知的財産法改正や知財戦略に経済産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐として関与した経験も踏まえ、近時のニュース・知財実務や裁判例・法改正の動向などにも適宜言及しつつ、法曹実務家としての法的な考え方など、実践的な話もする予定である。 著作権法I・II(紋谷担当)は連続して行うので、両方履修することが望ましい。			
到達目標			
①著作権法の知識及び考え方を身につけ、説明ができる。 ②著作権法に関する実務上の諸問題について関心を持ち、論理的に解決できる応用力を身につける。 ③著作権法の学習を通じて、法的な分析や記載方法を含め、法曹実務家としての法的思考方法を習得する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	イントロダクション		
	シラバス テキスト1章		約30分
第2回	著作権法(含・半導体チップ法、以下同じ)の概要		
	テキスト1章、2章の冒頭		約30分
第3回	著作権の対象(概要)		
	テキスト2章の該当部分		約30分

第4回	著作権の対象（１）著作物の意義	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第5回	著作権の対象（２）著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第6回	著作権の対象（２）著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第7回	著作権の対象（2）著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第8回	著作権の対象（3）重疊的保護など	
	テキスト2の該当部分	約30分
第9回	著作権の法的性格 1)概要、(2)公共上の制約	
	テキスト3章の該当部分	約30分

第10回	著作権の法的性格 (3) 権利の不安定性、(4) 権利範囲の不明確性、(5) 共有	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第11回	著作権の発生 (概要)	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第12回	著作権の発生 (1) 主観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第13回	著作権の発生 (1) 主観的要件(含・職務発明)	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第14回	著作権の発生 (1) 主観的要件(含・映画)、(2) 客観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第15回	著作権の利用 (積極的効力)	
	テキスト5章の該当部分	約30分

授業の方法

著作権法の基礎的理論を、ケースを踏まえ質疑応答を通じて講義する。なお、適宜プロジェクター等も用い、実務的な話にも言及する予定である。(なお、演習が休講のため、特に後期では、多少は演習的要素も考慮する予定である。)

成績評価の方法

出席状況、授業中の発言等を重視し、これらを総合的に判断し、その評価は大学の成績評価方法に従って行う。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

著作権法II。関連科目として、工業所有権法IB・IIB、演習IV・V(但し本年は休講)。

テキスト

『知的財産権法概論』（2017年発行）、紋谷暢男/崇俊、発明推進協会

参考書

『著作権法逐条講義(六訂新版)』、加戸守行、著作権情報センター
『詳解 著作権法』（第4版）、作花文雄、ぎょうせい
『著作権法概論』（第16版）、半田正夫、法学書院
『著作権法』、渋谷達紀、中央経済社
『著作権法』（第2版）、中山信弘、有斐閣
『著作権法コンメンタール1、2、3』 『別冊H21年改正解説』 『別冊H24年改正解説』、半田正夫・松田政行編、勁草書房
『著作権法コンメンタール』、小倉秀夫・金井重彦編、レクシスネクシス・ジャパン
『著作権法入門2017～2018』、文化庁編集、著作権情報センター
『著作権のノウハウ』（第6版）、半田正夫・紋谷暢男編、有斐閣
『解説半導体集積回路法』、通商産業省機械情報産業局監修、ぎょうせい
その他授業において指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

- ・授業中、及び、開始前又は終了後に教室で受け付ける。
- ・必要に応じて、電子メールで受け付ける。

科目名	著作権法II		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473015	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要

著作権法I参照
 なお、本科目は著作権法Iを履修した者が、履修することが望ましい。

到達目標

著作権法I参照

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第2回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第3回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分

第4回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第5回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第6回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第7回	著作権の利用 (3) 出版権、利用許諾、譲渡等	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第8回	著作権の利用 (3) 出版権、利用許諾、譲渡等 (含、電子書籍との関係)	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第9回	著作権の侵害 (消極的効力)	
	テキスト6章の該当部分	約30分

第10回	著作権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第11回	著作権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第12回	著作権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第13回	著作権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第14回	著作権の消滅	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第15回	著作権の国際的保法 (含、条約)	
	テキスト7章の該当部分	約30分

授業の方法

著作権法I参照

成績評価の方法

著作権法I参照

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

先行科目として、著作権法I。関連科目については著作権法I参照。

テキスト

著作権法I参照

参考書

著作権法I参照

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

著作権法I参照

科目名	国際私法		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080473016	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
「国際私法」は、（国際結婚やその成立から派生する諸問題など）人、家族および相続に関する法律問題に適用される法、とくに抵触法と国際手続法と呼ばれる法規を解説します。 純粹に国内的な私法上の法律関係は、事案の実体に適用される法の定立機関、裁判所および執行機関や行政機関がすべて同一国法秩序に属していることを前提にしています。これにたいして、本講義の取り扱う法律関係においては、法定立機関、裁判所および執行機関や行政機関が相異なる法秩序に帰属しているといった事態を想定しなければなりません。たとえば、甲国の裁判所が当事者の離婚について乙国の民法を適用して離婚の訴えを認め、この判決に基づき丙国の戸籍管掌者が戸籍簿の記載を改めるといった事態です。 内外国の法秩序の併存を前提としながら、このような事態を満足できる形でいかに解決すべきか。これが「国際私法」の主要なテーマであり、キーワードは法秩序間の「連携」です。 講義の内容は、①日本の裁判所はいかなる家事・相続に関する紛争を審理できるか（国際裁判管轄）、②日本の裁判所はそういった紛争にいかなる国の法を適用すべきか（準拠法の決定と適用）、③外国裁判所の判決にはいかなる条件の下に効力を付与すべきか（外国判決の承認と執行）に大別できます。講義の便宜上、②の問題をまず取り上げ、ついで①と③の問題の処理の説明に移ります。			
到達目標			
内外の法秩序が併存していることを所与のものとして受けとめながら家事事件等の処理を学習します。 ①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。 ②これら法律問題を解決するために重要な価値を認識すること。 ③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を解釈・適用できること。 本講義は、国際的な民事事件のうち家事・相続事件に焦点をあてながら、これら3点の習得を目指しています。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	抵触法の基礎（1）		
	教科書5-19頁を事前に読んでおいてください。	90分	
第2回	抵触法の基礎（2）		
	教科書20-30頁を事前に読んでおいてください。	90分	
第3回	法律関係の性質決定		
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書38-45頁を事前に読んでおいてください。	90分	

第4回	連結基準の確定（１）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書46-55頁を事前に読んでおいてください。	90分
第5回	連結基準の確定（２）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書55-67頁を事前に読んでおいてください。	90分
第6回	反致	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書68-76頁を事前に読んでおいてください。	90分
第7回	隠れた反致と先決問題	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書76-84頁を事前に読んでおいてください。	90分
第8回	準拠法適用上の諸問題	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書85-91頁を事前に読んでおいてください。	90分
第9回	公序（１）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書30-36頁，94-104頁を事前に読んでおいてください。	90分
第10回	公序（２）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書94-104頁を事前に読んでおいてください。	90分

第11回	中間試験	
	なし。	0分
第12回	中間試験の講評および自然人の権利能力と失踪宣告	
	教科書105-113頁を事前に読んでおいてください。	90分
第13回	行為能力と後見	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書113-123頁、380-381頁を事前に読んでおいてください。	90分
第14回	後見と代理	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書124-130頁、146-150頁を事前に読んでおいてください。	90分
第15回	法律行為の方式	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書139-145頁を事前に読んでおいてください。	90分
第16回	婚姻の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書235-245頁を事前に読んでおいてください。	90分
第17回	段階的連結と婚姻の効力	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書245-251頁を事前に読んでおいてください。	90分

第18回	夫婦財産制	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書252-260頁を事前に読んでおいてください。	90分
第19回	離婚	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書260-267頁を事前に読んでおいてください。	90分
第20回	選択的連結と嫡出親子関係の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書267-271頁を事前に読んでおいてください。	90分
第21回	婚外親子関係の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書272-278頁を事前に読んでおいてください。	90分
第22回	養子縁組	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書278-286頁を事前に読んでおいてください。	90分
第23回	親子間の法律関係	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書286-290頁を事前に読んでおいてください。	90分
第24回	扶養	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書290-295頁を事前に読んでおいてください。	90分

第25回	相続	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書296-306頁を事前に読んでおいてください。	90分
第26回	遺言	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書307-315頁を事前に読んでおいてください。	90分
第27回	小テスト（45分）と国際手続法の基礎	
	教科書324-330頁を事前に読んでおいてください。	60分
第28回	国際裁判管轄権	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書374-379頁を事前に読んでおいてください。	90分
第29回	外国判決の承認	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書382-399頁を事前に読んでおいてください。	90分
第30回	補論	
	講義において触れることができなかったが、なお重要とみられる問題を説明します。	0分

授業の方法

教科書に準拠しながら講義を進めますが、原則として双方向的に展開される授業となります。
関連する裁判例の要旨は、授業中に配付する資料に記します。
毎週2時間の連続講義となります。

成績評価の方法

ペーパーテスト、すなわち、小テスト、中間試験および学期末試験の成績のみによって判定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。
「到達目標」に掲げた3点を基準にして評価します。とくに、国際私法に固有の価値を認識しながら解釈論（立法論）を展開できるか否かが成績評価に大きく影響します。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

国際私法は民法および民事訴訟法のいわば応用領域でもあるので、これらの領域に関する知識は不可欠です。
司法試験の選択科目として「国際関係法（私法系）」を選ぼうとしている学生にたいしては、「国際取引法」を併せて受講されることを強く勧めます。

テキスト

横山 潤 『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一 『国際民事手続法第2版』（有斐閣 2012年）
松岡博 『国際関係私法入門第3版』（有斐閣 2012年）
神前禎＝早川吉尚＝元永和彦 『国際私法』（有斐閣、第3版 2012年）
澤木敬郎＝道垣内正人 『国際私法入門』（有斐閣、第7版 2012年）
櫻田嘉章 『国際私法』（有斐閣、第6版 2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『註釈国際私法 第1巻 第1部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『註釈国際私法 第2巻 第2部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣 2012年）
中西＝北澤＝林＝横溝 『国際私法』（有斐閣 2014年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

多数の質問を期待しています。オフィスアワーについては、学内専用ホームページでお知らせします。

科目名	国際取引法 A		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080473017	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
「国際取引法」は、財産に関する抵触法・国際民事訴訟法およびいわゆる国際取引法を対象とします。 純粋に国内的な私法上の法律関係の規律は、事案の実体に適用される法の定立機関、裁判所および執行機関がすべて同一国法秩序に属していることを前提にしています。これにたいして、本講義の取り扱う法律関係においては、法定立機関、裁判所および執行機関が相異なる法秩序に属している事態を想定しなければなりません。たとえば、ある民事紛争の解決のために、甲国の裁判所が乙国の民法を適用し、この判決に基づき丙国の執行機関が被告財産にたいして執行するといった事態です。 内外国の法秩序の併存を前提としながら、このような事態を満足できる形でいかに解決すべきか。これが「国際取引法」の主要なテーマであり、キーワードは法秩序間の「連携」です。 講義の内容は、①日本の裁判所はいかなる民事紛争を審理できるか（国際裁判管轄）、②日本の裁判所は民事紛争にいかなる国の法を適用すべきか（準拠法の決定と適用）、③外国裁判所の判決にはいかなる条件の下に効力を付与すべきか（外国判決の承認と執行）に大別できます。講義の便宜上、②の問題をまず取り上げ、ついで①と③の問題の処理の説明に移ります。 なお、いわゆる国際取引法の問題は②の問題に属しますが、これは③の問題を説明した後に説明します。			
到達目標			
当然のことながら、多くの学生は、1つの国法秩序の存在を前提として、法を学習しています。内外の法秩序が併存していることを所与のものとして受けとめながら民事紛争の処理を学習してきたわけではありません。その結果、国際私法に固有の問題点つまり次の3点が学生には難しいとされてきました。 ①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。 ②これら法律問題を解決するために重要な価値とは何かを認識すること。 ③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を解釈・適用できること。 本講義は、国際的な民事事件のうち財産的法律関係に焦点をあてながら、これら3点の習得を目指します。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	抵触法の基礎		
	①教科書5-30頁を事前に読んでおくこと。 ②教科書200頁から201頁の【設例】の答えを前もって考えておくこと。		90分
第2回	法律関係の性質決定		
	教科書38-45頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分
第3回	不法行為I（一般的不法行為、生産物責任）		
	教科書200-207頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分

第4回	不法行為II（名誉毀損，例外条項，事後の準拠法指定，特別留保条項）	
	教科書207-218頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第5回	不当利得と事務管理，契約債権I	
	教科書218-223頁，161-166頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第6回	契約債権II	
	教科書167-178頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第7回	方式と消費者契約・労働契約	
	教科書139-144頁，178-187頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第8回	契約準拠法の適用と国際的強行法規	
	教科書187-194頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第9回	債権法上の諸問題（債権譲渡，相殺など）	
	教科書226-234頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第10回	物権	
	教科書151-159頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第11回	法人および代理	
	教科書131-137頁, 146-150頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第12回	中間テスト	
	なし。	0分
第13回	テストの講評と国際裁判管轄の基礎	
	教科書319-330頁を事前に読んでおくこと。	90分
第14回	国際裁判管轄権（一般的管轄原因, 業務関連管轄, 債務履行地管轄）	
	教科書330-338頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第15回	不法行為管轄など	
	教科書338-349頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第16回	合意管轄	
	教科書351-358頁, 361-362頁, 364-366頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第17回	特別の事情（民事訴訟法3条の9）, 国際訴訟競合, 保全命令事件	
	教科書366-370頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第18回	小テスト（45分），訴訟能力・当事者能力，外国判決の承認（一般論）	
	教科書380-385頁を事前に読んでおくこと。	60分
第19回	間接管轄（民事訴訟法118条1号）	
	教科書386-389頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第20回	送達（民事訴訟法118条2号）	
	教科書389-390頁及び配布資料を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第21回	公序（民事訴訟法118条3号）と相互の保証	
	教科書94-103頁，391-397頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第22回	小テスト（45分）国際取引法の意義と範囲	
	事前に配布された資料を読むこと。	60分
第23回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用範囲	
	前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。事前の配布資料を読むこと。	90分
第24回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 I	
	事前配布資料を読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第25回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 II	
	事前配布資料を読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第26回	定型的取引条件（インコタームズ）	
	事前に配布された資料に目を通しておく。	60分
第27回	国際物品運送，国際貨物保険	
	事前に配布された資料に目を通しておく。	90分
第28回	国際的代金決済	
	事前に配布された資料に目を通しておく。	90分
第29回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておく。	90分
第30回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておく。	90分

授業の方法

講義形式をとりますが、双方向的な授業を原則とします。

成績評価の方法

ペーパーテストのみが評価の対象です。ペーパーテストには、学期末試験、中間試験および小テスト（2回）が含まれます。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。「到達目標」に記した3点を基準にして評価をします。とくに、国際私法に固有の価値を認識しながら解釈論（立法論）を展開できるか否かが成績評価に大きく影響します。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法と民事訴訟法の知識は不可欠です。司法試験の選択科目として「国際関係法（私法系）」を選ぼうとしている学生にたいしては、「国際私法」を併せて受講されることを強く勧めます。

テキスト

横山 潤 『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

高桑昭『国際商取引法 第3版』（有斐閣、2011年）
本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法第2版』（有斐閣 2012年）
松岡博『国際関係私法入門第3版』（有斐閣 2012年）
神前禎＝早川吉尚＝元永和彦『国際私法』（有斐閣、第3版 2012年）
澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣、第7版 2012年）
櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣、第6版 2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第1巻 第1部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第2巻 第2部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣、2012年）
山田録一＝佐野寛『国際取引法』（有斐閣、第5版 2014年）
中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』（有斐閣 2014年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

できるだけ多くの質問が寄せられることを期待しています。オフィスアワーについては、ポータルサイトでお知らせします。

科目名	国際取引法 B		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080473017	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
「国際取引法」は、財産に関する抵触法・国際民事訴訟法およびいわゆる国際取引法を対象とします。 純粋に国内的な私法上の法律関係の規律は、事案の実体に適用される法の定立機関、裁判所および執行機関がすべて同一国法秩序に属していることを前提にしています。これにたいして、本講義の取り扱う法律関係においては、法定立機関、裁判所および執行機関が相異なる法秩序に属している事態を想定しなければなりません。たとえば、ある民事紛争の解決のために、甲国の裁判所が乙国の民法を適用し、この判決に基づき丙国の執行機関が被告財産にたいして執行するといった事態です。 内外国の法秩序の併存を前提としながら、このような事態を満足できる形でいかに解決すべきか。これが「国際取引法」の主要なテーマであり、キーワードは法秩序間の「連携」です。 講義の内容は、①日本の裁判所はいかなる民事紛争を審理できるか（国際裁判管轄）、②日本の裁判所は民事紛争にいかなる国の法を適用すべきか（準拠法の決定と適用）、③外国裁判所の判決にはいかなる条件の下に効力を付与すべきか（外国判決の承認と執行）に大別できます。講義の便宜上、②の問題をまず取り上げ、ついで①と③の問題の処理の説明に移ります。 なお、いわゆる国際取引法の問題は②の問題に属しますが、これは③の問題を説明した後に説明します。			
到達目標			
当然のことながら、多くの学生は、1つの国法秩序の存在を前提として、法を学習しています。内外の法秩序が併存していることを所与のものとして受けとめながら民事紛争の処理を学習してきたわけではありません。その結果、国際私法に固有の問題点つまり次の3点が学生には難しいとされてきました。 ①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。 ②これら法律問題を解決するために重要な価値とは何かを認識すること。 ③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を解釈・適用できること。 本講義は、国際的な民事事件のうち財産的法律関係に焦点をあてながら、これら3点の習得を目指します。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	抵触法の基礎		
	①教科書5-30頁を事前に読んでおくこと。 ②教科書200頁から201頁の【設例】の答えを前もって考えておくこと。		90分
第2回	法律関係の性質決定		
	教科書38-45頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分
第3回	不法行為I（一般的不法行為、生産物責任）		
	教科書200-207頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分

第4回	不法行為II（名誉毀損，例外条項，事後の準拠法指定，特別留保条項）	
	教科書207-218頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第5回	不当利得と事務管理，契約債権I	
	教科書218-223頁，161-166頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第6回	契約債権II	
	教科書167-178頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第7回	方式と消費者契約・労働契約	
	教科書139-144頁，178-187頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第8回	契約準拠法の適用と国際的強行法規	
	教科書187-194頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第9回	債権法上の諸問題（債権譲渡，相殺など）	
	教科書226-234頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第10回	物権	
	教科書151-159頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第11回	法人および代理	
	教科書131-137頁, 146-150頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第12回	中間テスト	
	なし。	0分
第13回	テストの講評と国際裁判管轄の基礎	
	教科書319-330頁を事前に読んでおくこと。	90分
第14回	国際裁判管轄権（一般的管轄原因, 業務関連管轄, 債務履行地管轄）	
	教科書330-338頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第15回	不法行為管轄など	
	教科書338-349頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第16回	合意管轄	
	教科書351-358頁, 361-362頁, 364-366頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第17回	特別の事情（民事訴訟法3条の9）, 国際訴訟競合, 保全命令事件	
	教科書366-370頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第18回	小テスト（45分），訴訟能力・当事者能力，外国判決の承認（一般論）	
	教科書380-385頁を事前に読んでおくこと。	60分
第19回	間接管轄（民事訴訟法118条1号）	
	教科書386-389頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第20回	送達（民事訴訟法118条2号）	
	教科書389-390頁及び配布資料を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第21回	公序（民事訴訟法118条3号）と相互の保証	
	教科書94-103頁，391-397頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第22回	小テスト（45分）国際取引法の意義と範囲	
	事前に配布された資料を読むこと。	60分
第23回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用範囲	
	前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。事前の配布資料を読むこと。	90分
第24回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 I	
	事前配布資料を読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第25回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 II	
	事前配布資料を読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第26回	定型的取引条件（インコタームズ）	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	60分
第27回	国際物品運送，国際貨物保険	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第28回	国際的代金決済	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第29回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第30回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分

授業の方法

講義形式をとりますが、双方向的な授業を原則とします。

成績評価の方法

ペーパーテストのみが評価の対象です。ペーパーテストには、学期末試験、中間試験および小テスト（2回）が含まれます。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。「到達目標」に記した3点を基準にして評価をします。とくに、国際私法に固有の価値を認識しながら解釈論（立法論）を展開できるか否かが成績評価に大きく影響します。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法と民事訴訟法の知識は不可欠です。
司法試験の選択科目として「国際関係法（私法系）」を選ぼうとしている学生にたいしては、「国際私法」を併せて受講されることを強く勧めます。

テキスト

横山 潤 『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

高桑昭『国際商取引法 第3版』（有斐閣、2011年）
本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法第2版』（有斐閣 2012年）
松岡博『国際関係私法入門第3版』（有斐閣 2012年）
神前禎＝早川吉尚＝元永和彦『国際私法』（有斐閣、第3版 2012年）
澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣、第7版 2012年）
櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣、第6版 2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第1巻 第1部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第2巻 第2部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣、2012年）
山田録一＝佐野寛『国際取引法』（有斐閣、第5版 2014年）
中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』（有斐閣 2014年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

できるだけ多くの質問が寄せられることを期待しています。オフィスアワーについては、ポータルサイトでお知らせします。

科目名	消費者法		
教員名	村 千鶴子		
科目ナンバー	2080473025	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期

テーマ・概要

契約トラブルや欠陥商品事故などの多くは、消費者と事業者との間の情報の質と量の格差や交渉力の格差などの様々な格差によって発生する。当事者間の契約や事故についての責任分配ルール（民事ルール）を定めた一般法は民法であるが、民法は対等当事者間であることを前提に規律を定めているため、様々な格差による被害の防止や解決のためには不十分であることが多い。そこで、消費者被害の防止や救済のために格差を是正する消費者行政や消費者法が発達してきた。この授業では、消費者被害の実情や実例、消費者行政、被害防止や救済のための消費者法と今後の課題などを学ぶ。

到達目標

多様な消費者被害の実例や実情を知り、被害の防止・被害の救済法を身に着ける。さらに、新たな消費者問題や課題を発見し被害防止や解決に取り組む姿勢を身に着けることを目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス ・授業の内容、進め方について説明する。 ・消費者法の異議と役割などについて説明する。	
	予習：テキスト1章から3章を熟読する。 復習：講義内容に基づいて上記を読み返して整理を行う。	予習・復習とも授業時間と同じ時間が必要。
第2回	消費者法の概要 消費者行政の仕組み 消費者契約法の概要	
	予習：テキスト4章、19章を読む。住まいの最寄りの消費生活相談窓口について調べる。 復習：講義を踏まえて再度文献の確認。国民生活センター、消費者庁の役割を調べて整理する。	同上
第3回	消費者契約法の事例検討（1） ・勧誘に問題がある事例について	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上

第4回	消費者契約法の事例検討（2） ・ 契約条項に問題がある事例について	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第5回	特定商取引法の実例検討（1） ・ 訪問販売に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第6回	特定商取引法の実例検討（2） ・ 高齢者の電話勧誘販売に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第7回	特定商取引法の実例検討（3） ・ 通信販売に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第8回	特定商取引法の実例検討（4） ・ 継続的サービス取引に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第9回	特定商取引法の実例検討（5） ・ 業務提供誘引販売に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上

第10回	特定商取引法の事例検討（6） ・訪問購入に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第11回	割賦販売法についての事例検討（1） ・個別クレジット契約に関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第12回	割賦販売法についての事例検討（2） ・クレジットカードに関する事例	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第13回	欠陥商品事故についての事例 ・製造物責任法による解決方法	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第14回	多重債務被害に関する事例検討 ・被害防止の業法の規制の状況 ・多重債務の解決手段について	
	予習：事例について自分で調べて検討する。 復習：講義を踏まえて事例について整理し応用できるようにする。	同上
第15回	消費者団体による訴訟制度 ・被害防止のための差し止め制度 ・集団的な被害回復訴訟の制度	
	予習：消費者庁のHPなどで消費者団体訴訟制度の活用状況を調べておく。 復習：授業を踏まえて適格消費者団体のHPなどでさらに詳しい状況と課題について考え整理する。	同上

授業の方法

消費者行政および消費者法に関する講義と事例検討による双方向授業とを併用する。事例検討は、あらかじめ課題の事例を配布し、事例に基づいて自ら法律や判例などを踏まえて解決方法や考え方について検討してきてもらった上で、授業時に各自に意見を述べてもらいディスカッションを行う形で双方向の授業を行う。

成績評価の方法

授業中の発言・質疑応答などの授業への積極的な参加度（60％）、課題レポート（2回程度を予定。40％）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

必要な予備知識・必須科目／民法・民事訴訟法

テキスト

『消費者法講義 第4版』日本弁護士連合会・編、日本評論社、4698円、ISBN：978-4-535-51953-4

参考書

「消費者六法2017年版」民事法研究会
必要に応じて授業中に紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	租税法		
教員名	飯永 大地、野田 昌毅、水島 淳		
科目ナンバー	2080473018	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
租税法の概要について講義したのち、基礎理論と所得税・法人税について講義を行う。			
到達目標			
租税法の概要と基礎理論、所得税・法人税の基本的な知識・理解を獲得するとともに、所得税・法人税の基礎的な法解釈・法適用能力を身につけることを目標とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	租税法全体の概観 始めに租税法とは何か及び租税法を学ぶことの必要性について概説する。教科書では、第1編第1章第2節及び同第2章第1節～第3節までをカバーする。 【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。		
第2回	租税法主義・租税公平主義 租税法主義及び租税公平主義の意義と具体的内容について学ぶ。教科書では、第1編第4章第1節～第2節をカバーする。ケースとしては、ケースブックの111.01、122.01、125.01、131.01、131.02を取り上げる。 【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。		
第3回	租税法の解釈 (1) 租税法の法源、課税権の範囲及び借用概念などに関する租税法の解釈を取り上げる。教科書では、第1編第5章～第6章をカバーする。ケースとしては、ケースブックの140.02、140.03、161.01、162.01、162.02、163.01を取り上げる。 【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。		
第4回	租税法の解釈 (2) 租税回避と否認の問題を取り上げる。教科書では、第1編第6章をカバーする。ケースとしては、ケースブックの164.01、164.02、164.03、165.01を取り上げる。		

	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第5回	所得税法の基礎・包括的所得概念 所得税法の基礎についてプリントを配布して講義する。佐藤では、Chap. 1・I～III、教科書では、第2編第3章第1節～第2節第1款第2項をカバーする。ケースとしては、ケースブックの211. 01、211. 02、211. 03、211. 04、211. 05、212. 02、212. 03を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第6回	利子所得・配当所得・譲渡所得について学ぶ。佐藤では、Chap. 2・I～II、教科書では、第2編第3章第2節第1款第2項～第3項をカバーする。ケースとしては、ケースブックの221. 01、221. 03、222. 01、222. 02、222. 03、222. 06、222. 07を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第7回	所得分類II 給与所得・退職所得について学ぶ。佐藤では、Chap. 2・III、教科書では、第2編第3章第2節第1款第3項をカバーする。ケースとしては、ケースブックの223. 01、223. 02、223. 03、223. 05を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第8回	所得分類III及び所得の計算と年度帰属 事業所得と必要経費の考え方及び権利確定主義について学ぶ。佐藤では、Chap. 2・IV及びChap. 3・II、教科書では、第2編第3章第2節第1款第4項及び同第2款第2項第1目をカバーする。ケースとしては、ケースブックの224. 01、224. 02、224. 03、231. 02、231. 03、234. 04を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。

第9回	費用収益対応原則と減価償却 所得計算の基礎となる費用収益対応原則と減価償却の考え方について学ぶ。佐藤では、Chap. 3・I～III、教科書では、第2編第3章第2節第1款第4項及び同第2款第2項第1目をカバーする。ケースとしては、ケースブックの213.01、213.02、213.03、232.02、232.03、233.01、234.01、234.02、234.03を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第10回	所得税額の計算 損益通算と所得控除について学ぶ。佐藤では、Chap. 4、教科書では、第2編第3章第2節第1款第2項及び同第4項～第5項をカバーする。ケースとしては、ケースブックの241.01、241.02、242.01、242.02を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第11回	法人税法の基礎 (1) 法人税法の基礎についてプリントを配布して講義する。教科書では、第2編第3章第2節第2款第1項をカバーする。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第12回	法人税法の基礎 (2) 法人税法の基礎について学ぶ。教科書では、第2編第3章第2節第2款第1項及び同第2項第1目をカバーする。ケースとしては、ケースブックの311.01、311.02、321.02、321.03、321.05を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第13回	法人所得の意義 (1) ～益金の意義 益金の意義について学ぶ。教科書では、第2編第3章第2節第2款第2項第1目及び同第2目をカバーする。ケースとしては、ケースブックの322.01、322.02、322.03、322.04、322.05を取り上げる。	

	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第14回	法人所得の意義（2）～損金の意義 損金の意義について学ぶ。教科書では、第2編第3章第2節第2款第2項第1目及び同第3目をカバーする。ケースとしては、ケースブックの323.01、324.01、325.01、325.02、325.04を取り上げる。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
第15回	タックス・プランニング タックスプランニングの基礎について学ぶ。教科書では、第4編をカバーする。	
	【予習】 各回の指定部分の教科書・ケースブックを熟読し、必要があれば参考書その他の文献等を調査・検討して、ケースブック中の設問・質問への回答を準備することが期待される。 【復習】 授業中の自己の理解が十分でなかった点を復習し、授業を踏まえた発展的な問題について自ら検討することが期待される。	本授業の目標に到達するために、各自が必要と考える学習時間を費やすことが期待される。税法の初学者であれば、他の関連法令の学習・履修状況にもよるが、毎回、最低でも7時間から8時間程度の時間をかけて、予習・復習をして頂きたい。
授業の方法		
ケース・ブックを使って、講義形式とケース・メソッドを併用する。授業に当たっては事前に教科書及びケースブックの該当箇所を熟読して予習してくることを必須とする。		
成績評価の方法		
授業時の平常点(授業での発言・質問50点)、レポート(15,000字から20,000字程度。50点)で評価することを原則とする。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
なるべく多くの実定法科目(特に会社法)を履修済みまたは履修中であることが望ましい。		
テキスト		
改版があった場合には最新のもの 教科書：金子宏『租税法〔第22版〕』（弘文堂） ケースブック：金子宏他『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂） 佐藤：佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正3版〕』（弘文堂） 概説：中里実他『租税法概説〔第2版〕』（有斐閣）		
参考書		
参考書としては、水野忠恒『租税法〔第5版〕』（有斐閣）、岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂）が挙げられるが、基礎的な入門書としては、佐藤英明『プレップ租税法〔第3版〕』（弘文堂）、岡村忠生＝渡辺徹也＝高橋祐介『ベーシック税法〔第7版〕』（有斐閣アルマ）が有用である。なお、より深い学習を望む者については、中里実他編『別冊ジュリストNo. 228 租税判例百選〔第6版〕』（有斐閣）を推奨する。		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
授業終了後に教室で受け付ける。		

科目名	金融商品取引法		
教員名	渡邊 雅之		
科目ナンバー	2080473026	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
複雑で難しい金融商品取引法を「使える」「理解」できる法律にすることが究極的な目的です。 1. テーマ 金融商品取引法の体系的理解 2. 概要 金融商品取引法の重要論点をステップを踏んで分かりやすく勉強していく。 3. 目標 実務でも役立つ金融商品取引法の理解			
到達目標			
金融商品取引法の面白さを知っていただくこと。 主要科目ではないので、予習・復習はあまりする必要はありません。 気楽に参加してください。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	1. 金融商品取引法の全体の概要・基礎的概念 金融商品取引法の全体像について理解してもらいます。		
	金融商品取引法のイメージを考えよう。	30	
第2回	2. 有価証券等の定義 有価証券の定義について		
	前回のテキストを復習しよう。	30	
第3回	3. 金融商品取引業 金融商品取引業について		
	前回のテキストを復習しよう。	30	

第4回	発行開示規制	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第5回	継続開示規制	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第6回	大量保有報告書	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第7回	公開買付け	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第8回	金融商品取引業者の行為規制	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第9回	適合性原則・説明義務	
	前回のテキストを復習しよう。	30

第10回	利益相反取引管理	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第11回	ファイアーウォール規制	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第12回	インサイダー取引規制	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第13回	銀行の規制について	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第14回	仮想通貨交換業や資金移動業について	
	前回のテキストを復習しよう。	30
第15回	全体のまとめ	
	前回のテキストを復習しよう。	30

授業の方法

基本的な事項の解説と共に、ソクラテス・メソッドで双方向の講義をする。
毎回レジュメ・資料を用意して配布。

成績評価の方法

授業の出席・授業での貢献・期末レポートを総合的に勘案します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

会社法の知識があると分かりやすいと思いますがなくても大丈夫です。

テキスト

授業でレジュメを配りますので必要ありません。

参考書

特に必要ありません。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	企業法務論		
教員名	尾関 幸美、村上 政博、佐藤 修二、田路 至弘、村上 雅哉、泉 篤志、大櫛 健一、吉原 朋成、浦中 裕孝		
科目ナンバー	2080473021	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
企業法務と呼ばれる、企業活動・企業経営に関わる法実務について、実務的な観点を踏まえて講義する。最初に企業法務の全体を概観した上で、企業法務において重要な法領域（契約、紛争解決、会社法、金融法、租税法、倒産法、独禁法）について講義する。			
到達目標			
企業法務とはどのようなものか、その概要の理解と、そこで問題となる個別の法分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする【DP 1・2】。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	9/3(月)6時限 企業法務総論：(田路至弘) 企業法務とは何か、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者との関係等について講義する。		
	講義後、授業内容を復習し、次回以降の各論の講義に備える。		30分
第2回	9/4(火)6時限 契約：(浦中裕孝) 企業法務における契約の位置付け、契約管理の重要性等について講義する。		
	予習として、講師が事前に指定する文献を読んでくる。		30分
第3回	同上・7時限 紛争解決：(吉原朋成) 訴訟その他の紛争が生じた場合の企業法務部門の対応等について講義する。		
	予習として、講師が事前に指定する文献を読んでくる。		30分

第4回	9/5(水)6時限 会社法：(泉篤志) 株主総会の実務、外部弁護士の役割等について講義する。	
	予習として、別途講師が指定する資料を読んでもくる(該当箇所のコピーを事前に配布予定)。	30分
第5回	同上・7時限 会社法：(泉篤志) 取締役、監査役等の実務、コーポレートガバナンス等について講義する。	
	予習として、別途講師が指定する資料を読んでもくる(該当箇所のコピーを事前に配布予定)。	30分
第6回	9/6(木)6時限 会社法：(泉篤志) 企業買収(M&A)、組織再編等について講義する。	
	予習として、岩田合同法律事務所・あずさ監査法人「IPOと戦略的法務—会計士の視点もふまえて」(商事法務、2015年)第2編第5章に目を通す(該当箇所のコピーを事前に配布予定)。	30分
第7回	同上・7時限 会社法：(泉篤志) 株式、社債等を利用した資金調達について講義する。	
	予習として、岩田合同法律事務所・あずさ監査法人「IPOと戦略的法務—会計士の視点もふまえて」(商事法務、2015年)第2編第3章に目を通す(該当箇所のコピーを事前に配布予定)。	30分
第8回	8 9/7(金)6時限 倒産法：(村上雅哉) 法的整理手続(破産、民事再生、会社更生等)における実務を中心に講義する。	
	予習として、講師が事前に指定するキーワードについて、調べてくる。	30分
第9回	同上・7時限 倒産法：(村上雅哉) 法的整理手続(破産、民事再生、会社更生等)における実務を中心に講義する。	
	予習として、講師が事前に指定するキーワードについて、調べてくる。	30分

第10回	9/10（月）6時限 租税法：（佐藤修二） 講師の国税審判官としての経験を踏まえ、国税に関する不服申立ての仕組みと課税当局の実情、近時の裁判例の動向等について講義する。	
	11回目と同じ。	30分
第11回	同上・7時限 租税法：（佐藤修二） M&A・組織再編に関する課税、および国際取引に関する課税について講義する。	
	予習として、神田秀樹「新しい企業再編税制の基本構造」商事法務1596号、宮崎裕子「国際税務業務における弁護士の役割」自由と正義 2008年3月号に目を通す（コピーを事前に配布予定）。	30分
第12回	9/11（火）6時限 金融法：（大櫛健一） 事業会社による証券発行を題材に、金融商品取引に課せられる代表的な法的規制について講義する。	
	予習として、講師が事前に指定するキーワードについて、調べてくる。	30分
第13回	同上・7時限 金融法：（大櫛健一） いわゆるストラクチャードファイナンスの仕組みや法的規制について講義する。	
	12回目と同じ。	30分
第14回	9/12（水）6時限 独禁法（村上政博） 独占禁止法の最近の主要事例（1）	
	予習として、別途講師がポータルで指定する資料を読んでくる。	30分
第15回	同上・7時限 独禁法（村上政博） 独占禁止法の最近の主要事例（2）	
	14回目と同じ。	30分

授業の方法

集中講義による講義形式（受講者数等の状況により、双方向の質疑応答等を交える）。9月3日（月）～7日（金）、9月10（月）～12日（水）の6・7時限目、吉祥寺教室、サテライト・オフィス同時開講とする。

成績評価の方法

出席と課題レポートによる。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法、民事訴訟法等の基本科目の理解が前提となる。

テキスト

指定なし。

参考書

村上政博『独占禁止法〔第7版〕』（弘文堂）
田路至弘『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）』（商事法務）
同『法務担当者のための民事訴訟対応マニュアル〔第2版〕』（商事法務）
岩田合同法律事務所山根室著『新・株主総会物語』（商事法務）
岩田合同法律事務所・あずさ監査法人編「IPOと戦略的法務」（商事法務）
佐藤修二編著『実務に活かす！税務リーガルマインド』（日本加除出版）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	自治体政策実務		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080473023	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
今日の日本において、公行政の業務は、国の諸機関が行う部分もあるが、多くは、地方自治の仕組みにもとづく地方自治体（地方公共団体）の行政として実施される。従来、自治体行政は、種々の仕掛けを通して、国（中央政府）の定める政策方針や制度に強く支配されていた。しかし、現在では、地域の行政の活動を各自治体の固有の政策に従って展開（あるいはそのための条例等を制定）しようとする傾向が強まっている。この授業では、現在のそうした状況を前提としつつ、自治体政策実務の基礎をなす法的枠組みについて検討する。検討の対象は、地方自治法で定められた各種の仕組みが中心となるが、それに限られるものではない。また、それぞれの仕組みの一般的な理解にとどまらず、裁判例なども手がかりとしながら解釈・運用上の論点についての理解を深める。			
到達目標			
自治体とその活動についての法制・法理を的確に理解することは、自治体との関係での訴訟事件・行政不服申立事件その他の交渉事務に携わる場合にも、また、自治体の側での政策・制度の立案や争訟法務等に携わる場合にも、不可欠である。D P 1（専門分野の知識・理解）およびD P 2（問題の発見と解決）の趣旨に即して、そのような自治体に関する法制・法理の基本的な部分を修得する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	地方公共団体の法的意義		
	予習：判例1, 5, 7を読んでおく（数字は『地方自治判例百選』の判例番号。なお、それぞれの事案の前提となっている制度が理解しづらいときは、概説書等を参照すること。以下同じ。）		60
第2回	地方公共団体の法的諸要素：区域・住民・事務・法人格		
	予習：百選10, 11, 15, 18, 35		60
第3回	地方公共団体の機構(1)：意思決定の仕組みと形式		
	予習：百選30, 35(再出)		60

第4回	地方公共団体の機構(2)：議会と執行機関の関係、住民参政の仕組み	
	予習：百選25, 71, 127	60
第5回	自治体活動の法的枠組み(1)：概観	
	予習：百選31, 32, 33, 34	60
第6回	自治体活動の法的枠組み(2)：給付行政活動	
	予習：百選16, 37, 43, 58	60
第7回	自治体活動の法的枠組み(3)：規制行政活動	
	予習：百選27, 28, 36, 42, 46	60
第8回	自治体活動の法的枠組み(4)：規制行政活動（続き）	
	予習：同上	60
第9回	自治体活動への法令による義務付け・枠付け	
	予習：概説書の該当箇所を読む。	60

第10回	自治体行政における公私協働：第三セクター等の活用、事務の民間委任	
	予習：百選63, 66, 67	60
第11回	地方財政の法的枠組み：事務処理の財源、事務処理に要する経費の負担区分	
	予習：百選3, 117, 126	60
第12回	自治体財務の法的枠組み：契約・支出・財産管理、職員の賠償責任	
	予習：百選50, 51, 52, 84, 108, 114	60
第13回	住民監査請求・住民訴訟制度の仕組み	
	予習：百選88, 89, 90, 91, 105	60
第14回	住民訴訟制度の諸論点	
	予習：百選77, 99, 102, 113, A24	60
第15回	国・地方公共団体間および地方公共団体相互間の関係（連携・関与・争訟・参画）	
	予習：百選4, 117(再出), 118, 119, 122, 123	60

授業の方法

毎回のテーマに関し、配付するレジュメに沿って制度や議論の要点等をレクチュアし、そのうえで、裁判例や実務上の事例などを題材として質疑・補足説明を行う。

成績評価の方法

評価項目およびおおむねの評価割合は、学期末試験:70、小テスト:10、平常点(授業への参加状況等):20とし、総合的に評価する。学期末試験の評点が著しく低い者については、その他の項目に関する評価も考慮したうえで、総合評価をFとすることがある。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法I・II、憲法

テキスト

教材として、磯部力ほか編『地方自治判例百選』(有斐閣、第4版)

参考書

塩野宏『行政法III』(有斐閣、最新版2012年)

宇賀克也『地方自治法概説』(有斐閣、最新版2017年)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	環境法		
教員名	武田 真一郎、渡邊 知行、岡松 暁子		
科目ナンバー	2080473027	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
「環境」が現代社会のもっとも重要なキーワードの一つであることは明らかであるが、環境をめぐる法制度にはどのようなものがあり、そこにはどのような課題や限界があるのだろうか。この授業では、行政法、民法、国際法の観点からこれらの問題について検討することとしたい。			
到達目標			
1. 環境法令の基本的な考え方と仕組みを修得する。 2. 民事法が環境法分野で果たす役割を理解する。 3. 地球環境問題に対する法的取り組みを概観する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	第1部(担当: 武田) 1. 環境基本法: 日本の環境法制の基本法である同法の沿革、目的、基本理念、同法が定める環境基本計画、公害防止計画および今後の課題について検討する。		
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。		予習: 45分 復習: 45分
第2回	2. 環境影響評価法: 環境アセスメント制度について規定する同法の目的、沿革、アセスメントの実施主体、評価手続および問題点について検討する。		
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。		予習: 45分 復習: 45分
第3回	3. 排出規制法: 排出規制は公害規制の典型的な手法である。排出規制法のうち、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法について、規制対象、規制基準、規制手続、実効性確保手段および問題点について検討する。		
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。		予習: 45分 復習: 45分

第4回	4. 循環管理法：循環管理（リサイクル）は環境保全にとって排出規制と並ぶ重要な手法である。廃棄物処理法による一般廃棄物および産業廃棄物処理の手續と問題点、およびリサイクル関連法による規制の手法について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第5回	5. 自然・文化環境保全法：自然公園法、自然環境保全法、海岸法、公有水面埋立法、河川法、古都保存法、文化財保護法などによる環境保全の手法について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第6回	第2部（担当：渡邊） 1. 過失責任と無過失責任：公害・生活妨害など環境不法行為における過失・違法性について判例の判断基準を検討するとともに、大気汚染防止法・水質汚濁防止法などの無過失責任立法について考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第7回	2. 因果関係と共同不法行為：大気汚染・水質汚濁による健康被害の事案で議論されてきた、因果関係の認定手法や共同不法行為の成立要件・効果について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第8回	3. 損害賠償請求：公害による集団的な健康被害について、包括請求・一律請求が認められるか、潜伏性・遅発性疾患について、消滅時効・除斥期間をどのように解するべきか、検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第9回	4. 差止訴訟：環境に関する民事差止訴訟の法的根拠や要件・効果について、損害賠償請求訴訟と比較しながら考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分

第10回	5. 行政の責任：公害に関する国・地方自治体などの責任について検討する。水俣病など公害に対する行政規制の不作为、道路公害に対する管理者の責任を取り上げる。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第11回	第3部（担当：岡松） 1. 国際法の基礎：国際環境法を学ぶにあたって前提となる国際法の基礎的な分野を概観する。特に、国家責任法と紛争解決手続に焦点を当て、国際法の特質を理解する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第12回	2. 国際環境法の生成と発展：国際環境法の歴史的展開と伝統的国際法による国際環境問題の解決の限界について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第13回	3. 多国籍企業と国際環境問題：主として国内裁判によって解決が図られる国際環境問題について、国際法との関連を考慮しつつ考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第14回	4. 貿易と環境：貿易障壁と環境保護の関係について、具体的な事例を検討しながら考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第15回	5. 国際環境紛争：国際裁判事例を題材として国際環境紛争の特徴を抽出し、今日の地球環境問題の解決の困難性と方策を検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分

授業の方法

講義形式によるが、受講者にも多くの質問をして参加型の授業としたい。

成績評価の方法

レポートおよび平常点（出席、発言など）による。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法 行政法 民法 国際法

テキスト

特に指定しない。

参考書

大塚直・環境法[第3版]・有斐閣：詳しく調べるのに向いています。
北村善宣・環境法・弘文堂：通読するのに向いています。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィス・アワーについては各担当者からお知らせします。それ以外の時間についてはメール等で相談し、予約してください。

科目名	公法展開特殊講義Ⅰ（企業課税の諸問題総論）		
教員名	佐藤 修二		
科目ナンバー	2080481102	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
基本科目「租税法」で、租税法について概略の知識を得ていることを前提とした上で、近時の裁判例の検討を通じ、現実が生じている事例によって租税法の知識を定着させ、理解を深めることを試みる。とりわけ、納税者側が勝訴した事例を中心に取り上げることによって、伝統的には納税者が「勝てない」と言われてきた税務訴訟の世界に、若干の変化が生じていることについても感じ取っていただければと考えている。取り上げる事例は、企業が当事者のものに限らず、個人の所得税や相続税の事案も含まれるが、そのような事例についても、どのような理屈で納税者が勝訴したのかを学ぶことにより企業における税務問題への対応にも役立つものと思われる。 なお、各回に割り当てた裁判例は、現時点での予定であり、進行具合等により、適宜変更することがあり得る。また、各裁判例の〔 〕内の名称は、講師が便宜のために付したものである。			
到達目標			
近時の裁判例の検討を通じ、租税法の知識と理解を深めること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	授業の紹介と序論を兼ねて 近時における租税訴訟の動向、国税不服審判所の改革の動向等について講義する。 次回以降に備えて講義内容を復習する。		
			45分
第2回	租税法の解釈（１） 最判平成22年3月2日〔ホステス源泉徴収事件〕 最判平成23年2月18日〔武富士事件〕 最判平成21年12月3日〔ガーンジー島事件〕 該当判例をデータベース等で取得して目を通す。		
			45分
第3回	租税法の解釈（２） 最判平成21年7月10日〔税額控除誤記事件〕 最判平成26年12月12日〔延滞税事件〕 東京地判平成26年6月27日〔外資系金融機関タックスヘイブン税制事件〕 該当判例をデータベース等で取得して目を通す。		
			45分
第4回	租税法の解釈（３）・法令と通達（１） 東京地判平成24年12月7日〔メットライフアリコ事件〕 東京地判平成24年6月21日〔庭内神し事件〕 東京高判平成25年2月28日〔株式保有特定会社事件〕 該当判例をデータベース等で取得して目を通す。		
			45分
第5回	法令と通達（２）・租税法と社会通念（１） 東京高判平成23年8月4日〔組合通達事件〕 最判平成16年12月24日〔興銀事件〕□ 東京地判平成19年1月31日〔有姿除却事件〕 該当判例をデータベース等で取得して目を通す。		
			45分
第6回	租税法と社会通念（２） 大阪高判平成26年5月9日〔馬券必要経費事件〕 東京高判平成25年9月19日〔弁護士会活動必要経費事件〕 東京高判平成22年7月15日〔居住用家屋譲渡事件〕		

	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第7回	租税法と社会通念（3） 神戸地判平成25年12月13日〔株式上場廃止事件〕 東京高判平成24年6月27日〔ゴルフ会員権事件〕 東京高判平成25年5月29日〔レンタルオフィス事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第8回	適正な事実認定（1） 東京地判平成25年10月3日〔債権貸倒事件〕 仙台地判平成24年2月29日〔リベート事件〕 東京高判平成26年1月31日〔ストックオプション脱税事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第9回	適正な事実認定（2） 東京地判平成26年1月24日〔親子会社間寄附金事件〕 東京地判平成26年2月18日〔入会金消費税事件〕 東京高判平成25年5月30日〔非居住者事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第10回	適正な事実認定（3）・租税法と私法（1） 知財高判22年5月25日〔ソフトウェア取引事件〕 名古屋地裁平成26年3月24日〔架空外注費事件〕 名古屋高判平成17年10月27日〔航空機リース事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第11回	租税法と私法（2） 東京高判平成20年〔レボ事件〕 東京高判平成19年〔ガイドント事件〕 東京高判平成22年5月27日〔ファイナイト地震保険事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第12回	租税法と私法（3） 最判平成23年1月14日〔破産管財人源泉徴収事件〕 東京地判平成23年7月19日〔LPS事件〕 東京地判平成26年5月21日〔弁護士脱税事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第13回	M&A・組織再編と否認 最判平成28年2月29日〔ヤフー事件〕 東京地判平成27年3月25日〔IBM事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
第14回	移転価格税制と比較可能性 東京高判平成20年10月30日〔アドビ事件〕 東京高判平成27年5月13日〔ホンダ事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分

第15回	適正手続・会計と租税法の関係	
	大阪高判平成25年1月18日〔更正の理由附記事件〕 東京地判平成24年9月25日〔過少申告加算税事件〕 最判平成19年7月6日〔ストックオプション加算税事件〕 東京高判平成26年8月29日〔流動化取引事件〕 東京高判平成25年7月15日〔不動産流動化事件〕	
	該当判例をデータベース等で取得して目を通す。	45分
授業の方法		
事前に判例に目を通していただくことを前提に、ケースメソッド的に双方向で授業を行う。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		
出席および課題レポートによる。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
基本科目「租税法」が履修済みであることを前提とする。		
テキスト		
佐藤修二編著『実務に活かす！税務リーガルマインド』（日本加除出版、2016）		
参考書		
特になし		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
授業終了後に教室で受け付ける。		

科目名	公法展開特殊講義Ⅰ（企業課税の諸問題各論）		
教員名	佐藤 修二		
科目ナンバー	2080481103	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期

テーマ・概要

基本科目「租税法」の履修により租税法の基本的理解を得た方を対象に、国際取引に関する課税問題（「国際課税」といわれる分野）について講義する。テキストとして、増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法[第3版]』を使用する。この教科書は、取っ付きやすいが内容は高度であるため、受講者とともに、テキストをゆっくりと読み進めるような講義を考えている。したがって、概ねテキストの1章を1回の講義でカバーすることを予定するが、進行具合により、予定通りには進まない可能性もある。

到達目標

国際課税の分野につき、基本的な知識と理解を得る。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	第1章 国際租税法への招待	
	次回以降に向け、講義内容を復習する。	40分
第2回	第2章 租税条約	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第3回	第3章 国内源泉所得	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分

第4回	第4章 投資所得に関する源泉徴収	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第5回	第5章 事業所得に関する申告納付	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第6回	第6章 半歩先の法律談義 1	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第7回	第7章 外国税額控除	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第8回	第8章 内国法人の対外進出における子会社	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第9回	第9章 移転価格税制	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分

第10回	第10章 多国籍企業の資金調達	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第11回	第11章 半歩先の法律談義 2	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第12回	第12章 一歩先へ	
	テキストの該当箇所に目を通す。	40分
第13回	判例研究（１）移転価格税制	
	前々回の講義までに指示する判例に目を通す。	40分
第14回	判例研究（２）タックス・ヘイブン対策税制	
	前々回の講義までに指示する判例に目を通す。	40分
第15回	判例研究（３）国際的租税回避	
	前々回の講義までに指示する判例に目を通す。	40分

授業の方法

双方向の授業を考えている。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

出席と課題レポートによる。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

基本科目「租税法」の履修を前提とする。

テキスト

増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法〔第3版〕』（東京大学出版会、2015）
中里実＝増井良啓編『租税法判例六法』（有斐閣）（講義時点での最新版を使用）

参考書

特になし

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付ける。

科目名	企業法展開特殊講義Ⅰ（M&Aの理論と実務）		
教員名	松浪 信也、中山 達也		
科目ナンバー	2080481303	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
わが国におけるM&A(Mergers and Acquisitions(企業買収・組織再編))は、企業法務において重要な一分野を形成し、企業法務に携わる法律実務家にとって中核的業務分野となっている。本講義は、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、税務、ファイナンス理論など、M&Aに携わる実務法律家に必要な基礎知識とその背景をなす理論を習得し、あわせて企業取引に潜むリーガル・リスクの分析・評価・伝達能力を養うことを目的とする。			
到達目標			
企業法務において必須の知識となりつつあるM&Aに関する法務についてその全体像を把握するとともに、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、税法の規定のうち、M&Aにおいて最も基本的な条文をマスターし、かつM&A契約の基本を理解すること。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	M&Aの基礎概念 ・ M&Aの目的、貨幣の時間的価値やリスクなどのファイナンス理論の基礎概念、シナジーの概念などについて解説する。		
	復習 配布スライドの復習		30分
第2回	M&Aの基礎概念 ・ M&Aの目的、貨幣の時間的価値やリスクなどのファイナンス理論の基礎概念、シナジーの概念などについて解説する。		
	予習 配布スライド及び資料(プレスリリース等)の予習 復習 配布スライド等の復習		予習45分、復習30分
第3回	組織再編取引・資産取引 ・ EDINETや企業のウェブサイトを通じた公開情報の入手・分析の手法を紹介した上で、合併・会社分割・株式交換・株式移転・事業譲渡について具体的事例を用いながら会社法の規定を概説する。		
	予習 配布スライド及び指定する会社の条文の予習 復習 配布スライド等の復習		予習45分、復習30分

第4回	組織再編取引・資産取引 ・ EDINETや企業のウェブサイトを通じた公開情報の入手・分析の手法を紹介した上で、合併・会社分割・株式交換・株式移転・事業譲渡について具体的事例を用いながら会社法の規定を概説する。	
	予習 配布スライド及び指定する会社の条文の予習 復習 配布スライド等の復習	予習45分、復習30分
第5回	株式取引・公開買付規制（1） ・ M&Aの手法として株式取引を用いる目的を概説した後、公開買付規制について解説する。時間の許す範囲で株式譲渡契約についても実例を用いて説明する。	
	予習 配布スライド及び指定する金融商品取引法の条文の予習 復習 配布スライド等の復習	予習60分、復習45分
第6回	株式取引・公開買付規制（1） ・ M&Aの手法として株式取引を用いる目的を概説した後、公開買付規制について解説する。時間の許す範囲で株式譲渡契約についても実例を用いて説明する。	
	予習 配布スライド及び株式譲渡契約書（雛形）の予習 復習 配布スライド等の復習	予習120分、復習45分
第7回	公開買付規制（2）・インサイダー取引 ・ 公開買付規制の具体的な適用及びインサイダー取引規制の2類型を概説する。	
	予習 配布スライド及び指定する金融商品取引法の条文の予習 復習 配布スライド等の復習	予習90分、復習30分
第8回	公開買付規制（2）・インサイダー取引 ・ 公開買付規制の具体的な適用及びインサイダー取引規制の2類型を概説する。	
	予習 指定する金融商品取引法の条文の予習 復習 配布スライド等の復習	予習45分、復習30分
第9回	M&Aと労働法 ・ M&Aに付随して発生する労働法上の問題について概説する。	
	予習 配布スライドの予習 復習 配布スライド等の復習	予習45分、復習30分

第10回	M&Aの税務（1） ・組織再編税制の理解の前提として、税法の基礎概念を説明する。適格組織再編の要件及び効果について検討する。	
	予習 配布スライド及び指定する金融商品取引法の条文の予習 復習 配布スライド等の復習	予習120分、復習30分
第11回	M&Aの税務（2）・独占禁止法上の考慮要素（1） ・組織再編税制の具体的な適用及び組織再編に関連する他の税務問題について検討する。また、企業結合ガイドラインを中心にM&Aに関する独占禁止法上の規制について解説する。	
	予習 配布スライド及び指定する独占禁止法の条文、関連ガイドラインの予習 復習 配布スライド等の復習	予習120分、復習45分
第12回	独占禁止法上の考慮要素（2） ・M&Aに関する独占禁止法上の規制に関し、関連する市場に関する考え方や事前届出制度・事前相談制度について解説する。企業結合ガイドラインに基づく事例分析を行う。	
	予習 指定する独占禁止法の条文、関連ガイドラインの予習 復習 配布スライド等の復習	予習90分、復習45分
第13回	M&Aの事例研究 ・買収防衛策・マネジメント・パイアウト(MBO)、三角合併などを含む事案について、具体的な事例を検討し、法律知識の応用力を習得することを目指す。	
	予習 資料(プレスリリース等)の予習 復習 資料の復習	予習45分、復習30分
第14回	グループ・プレゼンテーション	
	予習 判例研究資料及びプレゼンテーションの準備 復習 資料の復習	予習 第15回とあわせて6時間 復習 30分
第15回	グループ・プレゼンテーション	
	予習 判例研究資料及びプレゼンテーションの準備 復習 資料の復習	予習 第14回とあわせて6時間 復習 30分

授業の方法

第1回から第13回まではテキストの設問や配布資料を素材としたディスカッションを織りまぜながら、講師が講義形式で授業を行う。第14回と第15回は、受講者によるグループ・プレゼンテーションに充てられる。グループ・プレゼンテーションでは、担当グループが裁判例を素材として20分程度のプレゼンテーションを行い、その後受講者全員でディスカッションを行う。但し、受講者の人数によって適宜変更することもあり得る。講師の予定や受講者の関心により、授業の内容についても変更することがあり得る。

成績評価の方法

グループ・プレゼンテーション及びディスカッションへの積極的参加と学期末のレポートにより評価する。欠席4回以上(但し、病欠などやむを得ない場合を除く)、報告日の無断欠席、期限内のレポート不提出のうちいずれか一つに該当する場合には、C又はFの評価しか受けられないことに留意されたい。なお、成績評価の方法は加点方式であり、いかなる発言をしても減点することはしないので、積極的に発言することが期待される。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。また、以下の点を考慮する。

- ①M&Aの基本的概念について分かりやすく説明できる。
- ②M&Aに関するプレスリリースや、新聞記事について法的な背景を理解した上でその内容を適確に把握できる。
- ③企業評価の基礎について理解する。
- ④M&Aにおける法的問題点について、M&A契約における対処の基礎を理解できる。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

会社法を履修していることを前提とする。ファイナンス理論・金融商品取引法・租税法・企業会計についても履修済または履修中であることが望ましいが、履修要件とはしない。

テキスト

特になし

参考書

野村修也＝中東正文編『M&A判例の分析と展開』(経済法令研究会、2007年)
中東正文＝大杉謙一＝石綿学編『M&A判例の分析と展開II』(経済法令研究会、2010年)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

随時、電子メールで受け付ける。

科目名	企業法展開特殊講義Ⅰ（コーポレートファイナンスの理論と実務）		
教員名	酒井 俊和		
科目ナンバー	2080481305	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
コーポレートファイナンスは、学術的には金融経済学（ファイナンス）の一部であり、理論的・実務的には法学と不可分密接に関連する分野である。企業法務においてファイナンスに関する法務（ファイナンス法）は重要分野の一つであるが、コーポレートファイナンスを含むファイナンス実務を法的観点から体系的に説明した文献や講義はそれほど多くはない。 本講義では、ファイナンスに関する法務を体系的に説明した本（「ファイナンス法」）の著者が、同書をテキストとして、コーポレートファイナンスの理論と実務を法的観点から解説する。講義においては、ロースクール生がコアカリキュラムで学習する民法（金銭消費貸借、担保物権、債権譲渡、売買、賃貸借、組合など）や会社法（株式、社債など）・商法に関連するテーマを意識的に取り上げつつ、これらが実務においてどのように応用的に利用されているかを、受講生と議論しながら講義を進める。 なお、授業の進捗等によって、内容を一部変更する場合がある。			
到達目標			
DP1（専門分野の知識・理解）とDP2（問題の発見と解決）を実現するため、次の3点を到達目標とする。 ① コーポレートファイナンスに関連する民法及び会社法・商法を応用的に理解・解釈できる。 ② ファイナンス（経済学）に関する実務（ビジネス）に法がどのように関わるかを理解した上で法的知識を駆使できる。 ③ コーポレートファイナンス実務で行われている先端取引の基本的な仕組みを理解し説明できる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス - 授業の内容、進め方、予習・復習の仕方等を説明する。 - ファイナンス（金融経済学）と法がどのように関わるかの基本的なイメージを説明する。		
	【予習】テキスト第1章「ファイナンス（金融）とは？」及び第3章第1節「ファイナンスと法の関係」を一読しておくのが望ましい。		60
第2回	コーポレートファイナンスと法：総論 コーポレートファイナンスと法の関わり方（総論）を、予防法務という観点から理論的・具体的に学修する（第1回の続き）。		
	【予習】テキスト第1章「ファイナンス（金融）とは？」及び第3章第1節「ファイナンスと法の関係」・第2節「予防法務・戦略法務」を熟読。		60
第3回	コーポレートファイナンスの法的基礎①：ファイナンス取引の分類 各種ファイナンス取引の一般的分類とその中におけるコーポレートファイナンスの位置づけを学修する。		
	【予習】テキスト第2章（ファイナンス取引の分類）第1節「一般的分類」・第2節「試論」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。		60

第4回	コーポレートファイナンスの法的基礎②：各種ファイナンス取引の具体例 各種ファイナンス取引の基本構造を法的観点と経済的観点の両方から学修する。	
	【予習】テキスト第2章（ファイナンス取引の分類）第2節「試論」・第3節「ファイナンス取引の具体例」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第5回	コーポレートファイナンスの法的基礎③：デットとエクイティ デットとエクイティに関する基本知識・理論とその中間的な性質を有する現代型ファイナンス取引の特徴を学修する。	
	【予習】テキスト第4章第1節「デット（負債）とエクイティ（資本/出資）」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第6回	コーポレートファイナンスと法：各論 コーポレートファイナンスに関する経済学上の理論の基礎と法学との接点・関係を学修する。	
	【予習】テキスト第4章第2節「コーポレートファイナンス」と第3章第3節「現代ファンナンス理論：キャッシュフローとリスク/リターン」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第7回	ローン（金銭消費貸借） ローンに関する基本知識・理論を法的観点と経済的観点の両方から学修する。	
	【予習】テキスト第5章第1節「ローン」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第8回	担保（担保物権、保証、その他） 担保に関する基本知識・理論とファイナンスにおける実務（応用）を学修する。	
	【予習】テキスト第5章第3節「担保」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第9回	債権譲渡（ローン債権、売掛債権、その他） 債権譲渡に関する基本知識・理論とそのファイナンスにおける実務（応用）を学修する。	
	【予習】テキスト第8章第1節「売買」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60

第10回	シンジケート・ローン①（契約関係） ・ シンジケート・ローンに関する基本知識・理論とその契約実務を学修する。	
	【予習】サブテキスト（講義開始後に指定）を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第11回	シンジケート・ローン②（担保関係） ・ シンジケート・ローンの担保（共同担保）に関する基本知識・理論とその担保実務を学修する。	
	【予習】サブテキスト（講義開始後に指定）を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第12回	社債 ・ 社債に関する基本知識・理論とその実務（応用）を学修する。 ※ 期末レポート課題提示（第1回～第12回の内容から課題を出題予定）	
	【予習】テキスト第5章第3節「社債」と第8章第2節「有価証券」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第13回	ノンリコースファイナンスとファンドの基礎①：責任財産とSPV ・ 責任財産とSPVに関する基本知識・理論を法的観点と経済的な観点の両方から学修する。	
	【予習】テキスト第6章第1節「責任財産」・第2節「SPV」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第14回	ノンリコースファイナンスとファンドの基礎②：ファンド ・ ファンドに関する基本知識・理論と実務（応用）を法的観点と経済的観点の両方から学修する。	
	【予習】テキスト第6章第3節「ファンドの基礎」及び第9章第5節「投資ファンドとアセット・マネジメント・ビジネス」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60
第15回	証券化（アセットファイナンス） ・ 証券化（アセットファイナンス）の基本構造と基本知識・理論を法的観点と経済的観点の両方から学修する。	
	【予習】テキスト第9章第3節「アセットファイナンス：証券化を中心として」を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。	60

授業の方法

授業は講義を中心に進める。各回の授業では、関連する民法や会社法・商法の知識・理解の確認を質疑応答形式で行う。各回の講義はそれまでの講義の理解を前提とする構成となっているので、毎回ごとに理解を整理することが求められる。各回の講義の冒頭又は関連する部分で、それまでの講義の理解の復習を講義又は質疑応答形式で行う。

なお、上記の準備時間はあくまで目安であって、各自の理解度に応じて取り組むこと。

成績評価の方法

講義中の発言や質問、授業評価アンケートへの回答など授業への積極的な参加（40%）と期末レポート（60%）による総合評価。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

次の点に着目し、その到達度により評価する。

- ① コーポレートファイナンスに関連する民法及び会社法・商法を応用的に理解・解釈できる。
- ② ファイナンス（経済学）に関する実務（ビジネス）に法がどのように関わるかを理解した上で法的知識を駆使できる。
- ③ コーポレートファイナンス実務で行われている先端取引の基本的な仕組みを理解し説明できる。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

ロースクール生がコアカリキュラムで学習する民法（金銭消費貸借、担保物権、債権譲渡、売買、賃貸借、組合など）や会社法（株式、社債など）・商法に関する法知識。ファイナンス（金融経済学）の予備知識は特に必要ない。

テキスト

酒井俊和「ファイナンス法 - 金融法の基礎と先端金融取引のエッセンス」（商事法務、2016）

参考書

参考書は必要に応じて授業中に紹介する。授業の中で関連資料を配布することもある。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	展開演習II		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080482102	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
土地利用（私人による利用・公的主体による利用の双方、都市的利用・非都市的利用の双方を含む）は、私法的規律と公法的規律が錯綜する分野である。土地利用の分野において生ずる各種の法的論点・紛争事例を取り上げて検討する。			
到達目標			
D P 1（専門分野の知識・理解）およびD P 2（問題の発見と解決）の趣旨に即し、土地利用に関する法を総合的に理解し、その解釈適用に慣れることを目指す。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	土地の利用という人の活動についての法的規律の問題が、憲法・民法・刑法においてどのような形で登場しているかを整理してみることに。	60	
第2回	事例にもとづき質疑応答により論点の検討を行う。		
	「授業の方法」の記載を参照。	90	
第3回	同上。		
	同上。	90	

第4回	同上。	
	同上。	90
第5回	同上。	
	同上。	90
第6回	同上。	
	同上。	90
第7回	同上。	
	同上。	90
第8回	同上。	
	同上。	90
第9回	同上。	
	同上。	90

第10回	同上。	
	同上。	90
第11回	同上。	
	同上。	90
第12回	同上。	
	同上。	90
第13回	同上。	
	同上。	90
第14回	同上。	
	同上。	90
第15回	同上。	
	同上。	90

授業の方法

近時の裁判事例から適当なものを選んで検討する。1件につき、1回～2回を充てる。参加者は、事案の概要、そこでの法的論点とそれについての判旨、判旨の理論的および実務的な意義と射程などを簡潔にまとめたペーパーを、各授業日の数日前までに作成・提出する。授業は、このペーパーをふまえた質疑応答の形で進める。

成績評価の方法

評価項目およびおおむねの評価割合は、授業への参加状況:50、期末レポート・課題レポート:50とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法、民法(財産法)、行政法

テキスト

テキストは用いない。資料等は、必要に応じてその都度配付または指示する。

参考書

参考書は、必要に応じてその都度指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	展開演習III		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080482103	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
日本の裁判所はいかなる国際的な民事事件を審理できるか。家事事件に関するかぎり、国際裁判管轄の問題は、これまで、判例法が拠り所となってきました。しかし、国境を越える人の増加とともに、従来の判例法では十分には対応できない事案の現出が予想されます。こういった状況を背景として、人事訴訟事件等に関する国際裁判管轄について立法作業が行われました。家族法の分野では初めての包括的な立法です。 本年度の展開演習IIでは、2017年の制定を目途としたこの立法作業を念頭に置きながら、人事訴訟事件等の国際裁判管轄のあるべき法制を検討したいと考えています。 なお、2014年4月1日から発効する「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（いわゆる子の奪取に関するハーグ条約）についても検討いたします。			
到達目標			
「国際私法」および「国際取引法」の「到達目標」欄に記しましたように、①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。②これら法律問題を解決するために重要な価値とは何かを認識すること。そして、③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を運用できることが、この演習においても「到達目標」となります。 「国際私法」・「国際取引法」とは異なり、展開演習IIでは③の点が立法論の形をとります。それだけに、どういった価値が規定の背後にあるか（いわゆる規定の趣旨）が明瞭に認識できると思います。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	導入的説明		
	最高裁昭和39年3月25日判大法廷決および最高裁平成8年6月24日第二小法廷判決に目を通し、各々の事案の概要と判旨が要約できるようにしておいて下さい。 『国際私法判例百選 第2版』の103（208頁）および104（210頁）の事案です。	90分	
第2回	離婚事件の国際裁判管轄		
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分	
第3回	実親子関係に関する国際裁判管轄		
	東京高裁平成17年11月24日決定（『国際私法判例百選 第2版』105事件）の事案と判旨が要約できるようにしておいて下さい。	90分	

第4回	子の監護処分に関する国際裁判管轄（子の奪取条約）	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第5回	養子縁組に関する国際裁判管轄	
	札幌家裁平成4年6月3日審判（『国際私法判例百選 第2版』106事件）の事案と判旨が要約できるようにしておいて下さい。	90分
第6回	扶養に関する国際裁判管轄権	
	教科書290-295頁を読み、配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第7回	後見・失踪宣告に関する国際裁判管轄	
	教科書111-113頁，120-128頁を事前に読んでおいて下さい。	90分
第8回	理解の深度を判定するテストを実施します（90分）。	
	なし。	0分
第9回	テストの講評と国際裁判管轄の総論的諸問題（緊急管轄，訴訟競合）	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分

第10回	離婚に関する外国判決の承認（管轄）	
	事前配布された裁判例につき解答を事前に用意してもらいます。	90分
第11回	離婚に関する外国判決の承認（公序）	
	事前配布された裁判例につき解答を事前に用意してもらいます。	90分
第12回	いわゆる代理母に関する外国裁判所の決定の承認（公序）	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第13回	外国判決の承認についての理解度を測るテストを実施します。	
	なし。	0分
第14回	人事訴訟事件等に関する立法の論点を整理します（１）。	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第15回	人事訴訟事件等に関する立法の論点を整理します（２）。	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分

授業の方法

第2回目以降は、（事例の形による）個々の問題につき毎週1名の担当者を決めて、その処理方法を報告していただきます。

成績評価の方法

報告内容およびテスト（2回）により成績を判定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。
「到達目標」に記された3点が評価の基準となります。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

「国際私法」および「国際取引法」を履修したかまたはこれらの科目を履修予定である学生の参加が望まれます。これらの講義の内容がこの「展開演習」により事例に則して具体化できるものと考えています。

テキスト

横山 潤『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法第2版』（有斐閣、2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣、2012年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問・相談は大歓迎です。研究室（305）にいつでもおいでください。

科目名	展開演習III		
教員名	村上 政博		
科目ナンバー	2080482103	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
本演習においては、受講者がすでに独占禁止法について一般的知識を有していることを前提として、事例問題について問答方式（ソクラテック・メソッド）で授業を行い、独占禁止法の各分野の理解を深め、焦点を明確にすることを目的にする。			
到達目標			
具体的な事例について、論点を理解、整理して、その分析方法と結論を口頭で説明して、文書で記述できるようにする。 独占禁止法の専門的知識を深く身につけさせるとともに、具体的な問題を解決できる能力をつけさせる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	参考資料を配布する		0
第2回	カルテル型、行為類型型、合理の原則型の3分類法の解説		
	資料を事前によく読んでおくこと		60
第3回	価格協定		
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと		60

第4回	入札談合	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第5回	カルテルまとめ	
	配布資料を事前によく読んでおくこと	60
第6回	排他的取引	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第7回	抱き合わせ	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第8回	低価格設定	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第9回	単独の取引拒絶	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60

第10回	再販売価格維持	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第11回	垂直的非価格制限	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第12回	企業結合事例	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第13回	事業者による合理の原則型の共同行為	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第14回	事業者団体による合理の原則型の共同行為	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第15回	まとめ	
	配布資料を事前によく読んでおくこと	60

授業の方法

本演習では、講義を行わず、専ら割り当てられた事例問題、主要先例について受講者に質問をし、その回答をもとに質問をし、論点を明確にしたうえで、結論についてコメントを付する。このプロセスによって、そこで扱われている論点・課題や分析方法について理解を深めることを目的とする。

成績評価の方法

すべて平常点による総合評価で行う。すなわち、議論の的確さ、迅速さ、結論の妥当さ等を参考とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

独占禁止法

テキスト

村上政博、独占禁止法における事例分析（中央経済社、平成28年）
村上政博、独占禁止法・第8版（弘文堂、平成29年）

参考書

適宜教材および資料配布する。

質問・相談方法等（オフィス・アワー）

木曜日 2 限

科目名	公法展開特殊講義II（最高裁行政法判例）		
教員名	大坪 丘		
科目ナンバー	2080481152	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
最高裁の行政事件訴訟に関する複数の判例を読むことを通じて、裁判実務は、どのような視点からどのような物差しを用いて審理・判断をしているのかを理解してもらうことを目標としたい。特に行政事件訴訟法の基本的論点については、原点に立ち返り、実務が採っている考え方とその理由を学ぶとともに、従来の公法総合ではあまり触れられていない訴訟物、取消訴訟の本質、主張立証責任等の論点についても、実務的な観点から取り上げて議論していきたい。さらに、行政実体法についても、しばしば登場してくる法律の解釈問題に関連付けて、将来同種の問題に直面した際に参考となる解釈手法等を少しでも身につけてもらうことができるよう講義内容に盛り込んでいきたい。受講者は、公法総合の授業内容にある程度理解済みであることが望ましいが、公法を苦手としている者についても、その基本が少し理解できたと思ってもらうことができる授業となるよう努力したい。			
到達目標			
① 行政事件訴訟法の位置付け・全体的構造を理解することができる。 ② 行政事件訴訟で検討すべき主な訴訟要件について、最高裁がこれまで積み重ねてきた解釈を深く知り、問題解決へのアプローチを学ぶことができる。 ③ 主な行政実体法（例えば、都市計画法、土地区画整理法、建築基準法等）についても行政事件訴訟法の要件解釈に関連して触れることにより、行政実体法の解釈手法等についても学ぶことができる。 ④ 従来あまり議論されてこなかった行政事件訴訟法における訴訟物、取消訴訟の本質、主張立証責任等についても学ぶことができる。 ⑤ 後記授業の方法に記載のとおり、各人にあらかじめ判例を割り当て、発表してもらう、あるいは具体的設例を基にレポートを書いてもらうなどの方法により、法的思考に習熟し、またそれを文章化する訓練をすることができる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)		準備学修の目安(分)
第1回	最高裁判例の読み方 * 最高裁判例を読むに当たっての基礎知識を説明する。 行政事件訴訟の基本構造と審理の特色(1) * 行政事件訴訟の基本構造と審理の特色について、実務上必要な基本的知識をおさらいする。 事前配布する「判例の読み方」のレジュメを読んでおく。 また、「行政事件訴訟の実務の基礎」のレジュメに沿って、教科書等で基本的知識を復習しておく。		60分
第2回	行政事件訴訟の基本構造と審理の特色(2) (1)の続き 同上		60分
第3回	抗告訴訟と処分性(1) * 抗告訴訟の対象となるか否かの振分けの基準となる「処分性」についての最高裁判例を2回に分けて複数読み、判例実務の採る処分性の理屈について理解を深める。 第1回は、公権力の行使の要件一般を摘示した昭和39年10月29日判決を読むとともに、公権力性に関する昭和45年7月15日判決、法律上の地位への影響に関する平成24年2月3日判決、行政計画に関する平成20年9月10日判決を取り上げる。 事前配布する裁判例を読んで、事案の内容等を理解しておく。		60分
第4回	抗告訴訟と処分性(2) 条例制定行為に関する最高裁平成14年4月25日判決、平成18年7月14日判決及び平成21年11月26日判決、税関長の通知に関する昭和54年12月25日判決、行政指導に関する平成17年7月15日判決を取り上げる。 事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。		60分
第5回	原告適格(1) * 最高裁判例が築き上げた「原告適格論」について、二回に分けて、複数の裁判例を読むことを通じて理解を深める。 第1回は、基本となる平成17年12月7日判決（小田急高架化）を読む。更にこの判決以前の昭和57年9月9日（長沼ナイキ）、平成元年2月17日（新潟空港）、平成4年9月22日（もんじゅ）の各判決を読む。 事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。		60分

第6回	原告適格(2) * 更に以下の近時の最高裁判決を取り上げて、原告適格について理解を深める。平成21年10月15日判決(場外車券売り場)、平成26年7月29日判決(産業廃棄物処分場)、平成26年1月28日判決(競業者)
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第7回	狭義の訴えの利益 * 開発許可取消訴訟の訴えの利益をめぐる平成5年9月10日判決と平成27年12月14日判決を取り上げ、狭義の「訴えの利益」の問題について理解を深める。そのほか、処分基準と訴えの利益についての平成27年3月3日判決を取り上げる。
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第8回	訴訟物、処分理由の差替え等 * 最高裁判平成11年11月19日判決(池子弾薬庫公文書一部公開拒否)を取り上げ、抗告訴訟における処分理由の差替えの可否の検討に当たってのアプローチを通じて、取消訴訟の訴訟物、処分の同一性、理由付記制度等の問題点について理解を深める。
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第9回	公法上の当事者訴訟(1) * 近時活用されている公法上の当事者訴訟(確認訴訟)に関する最高裁の判例等を取り上げて、抗告訴訟と公法上の当事者訴訟の振り分け、公法上の当事者訴訟の機能、果たす役割について理解を深める。 まず平成17年9月14日判決(選挙権確認)を取り上げる。そして、それとの対比の意味で東京地裁平成23年4月26日判決も併せて読み、理解を深める。
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第10回	公法上の当事者訴訟(2) * 日の丸君が代訴訟の最高裁判平成24年2月9日判決を取り上げ、抗告訴訟と当事者訴訟との振り分け、差止め訴訟の要件等の問題について理解を深める。
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第11回	行政裁量の統制 * 近時の行政裁量の統制に関する複数の判決を読み、裁判実務のとり行政裁量の統制の方法について理解を深める。 平成18年2月7日(公立学校施設の目的外使用)、前掲平成18年11月2日(小田急高架化訴訟)を取り上げる。
	事前配布する裁判例を読んで事案の内容等を理解しておく。60分
第12回	具体的事例についての検討(1) * 以下三回にわたり、事前に配布する具体的事例を基に、これまで学んだ判例の知識を活用して、逆にこの事例においては、何を捉えて、どういう訴訟を提起することが可能か、その場合、だれが原告たり得るか、審理においてどういう違法を主張し得るか、また、時間の経過によりどういう問題が生ずるか、その防止策、勝訴判決を得た場合、それにはどういう効力があるか、また、次に取り得る手段としてどういう訴訟があり得るか等を幅広く議論する。
	事前配布する具体的設例と設問を読んで、検討してくる。60分

第13回	具体的事例についての検討(2)	
	同上	
	同上	60分
第14回	具体的事例についての検討(3)	
	同上	
	同上	60分
第15回	総復習・質疑 ＊具体的事例について検討した結果のうち幾つかの論点について、あらかじめレポートを書いてきてもらい、それを基に、授業で学んだことの理解の程度を確認する。 その他これまで検討してきた行政事件訴訟法上の問題点を中心に、質問等に応える。	
	レポートを書く。	90分
授業の方法		
原則として、その論点に関する複数の判例を取り上げて研究する。事前に裁判例（最高裁判所判例集から採る）を配布するが、各自「判例百選」等も読んで、事案の内容等について勉強してきてほしい。授業においては、受講生に担当裁判例を割り当てて、発表してもらおうということもしたいと考えている。いずれにせよ、一方的に講義するのではなく、受講生と質疑応答しながら授業を進める。 そして、第12回以降で議論する事例について用意した設問に対する回答（レポート）を、最終回の1週間前までにメールで提出してもらう。		
成績評価の方法		
課題レポート（50％）、授業中の発言や質問など授業への積極的な参加態度（50％）による総合評価とする。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。 課題レポートの内容のほか、質問内容に、簡潔、的確に、矛盾のない回答ができるか、回答が一貫して流れており説得力があるかを重視する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
公法総合についての理解のほか、特にない。		
テキスト		
必須ではないが、取り上げる判例の「最高裁判所判例解説」を読んできると、より理解がしやすい。		
参考書		
必要に応じて授業中に紹介する。		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
授業終了後に教室で受け付ける。またメールでの質問も可。		

科目名	公法展開特殊講義II（行政法事例研究）		
教員名	大坪 丘		
科目ナンバー	2080481153	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 前期
テーマ・概要			
「事例研究行政法[第3版]」（日本評論社）を使用し、それらの中から後記「授業の計画・内容」に記載の12個の事例を取り上げて検討したい。そして、事例に則した行政事件訴訟法上の適切な救済方法の選択、その選択に当たって検討すべき問題点、抗告訴訟か当事者訴訟か、処分性、原告適格、訴えの利益等の基本的論点について、判例実務の用いている定義及び構成要件を取り上げ、判例実務の考え方を理解することに重点をおいて検討する。また、行政実体法の解釈問題についても、事例の中にしばしば登場してくる法律の解釈問題を通じて、その解釈手法を学ぶ。			
到達目標			
① 具体的な事例に則した行政事件訴訟法上の救済方法を探究することができる。 ② 上記探究に当たって、行政事件訴訟法上の基本的論点である訴訟要件について、判例実務の考え方を学ぶことができる。 ③ 従来必ずしも議論が十分ではなかった取消訴訟の本質・目的、訴訟物、主張立証責任等についても学ぶことができる。 ④ 義務付け、差止め訴訟の要件、当事者訴訟の活用等についても学ぶことができる。 ⑤ 主な行政実体法（例えば、土地収用法、都市計画法、土地区画整理法、建築基準法等）に触れることにより、行政実体法の解釈手法についても学ぶことができる。 ⑥ 後記授業の方法に記載のとおり、授業で質疑応答したり、レポートを書くことにより、法的思考に習熟し、また法的論理を文章化する訓練をすることができる。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	導入(1) * 講義の内容、進め方等について説明する。 * 行政事件訴訟の基本的構造について二回に分けて説明する。		
	事前配布する資料を読んでおく。	30	
第2回	導入(2) * 行政事件訴訟の基本的構造についての説明の続き。		
	同上	30	
第3回	第1部[問題2]ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争 * 処分性 * 義務付け訴訟		
	事例を読み、論点を検討しておく。また、可能ならあらかじめレポート書く。	120	

第4回	第1部[問題3]住民票の記載をめぐる紛争 * 申出に対する応答行為の取消訴訟 * 直接型義務付け訴訟	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第5回	第1部[問題4]開発許可をめぐる紛争 * 第三者の原告適格	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第6回	第2部[問題1]土地買取価格の公開をめぐる紛争 * 不開示情報該当性の解釈 * 主張立証責任 * 理由の差替え * 理由の差替えと義務付け訴訟 * 取消訴訟の拘束力	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第7回	第2部[問題2]耐震偽装マンションをめぐる紛争 * 建設中止を求めるための訴訟形式 * 訴えの利益 * 工事完成後に提起し得る訴訟形式	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第8回	第2部[問題4]宅造法の適用をめぐる紛争 * 訴訟形式 * 行政規則と審査基準 * 原告適格	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第9回	第2部[問題7]フェリー運航の事業停止命令をめぐる紛争 * 訴訟形式 * 業務停止期間の経過と訴えの利益 * 執行停止 * 原告適格	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60

第10回	第2部[問題8]タクシーの運賃変更命令をめぐる紛争 * 指定の処分性 * 差止め訴訟の要件 * 仮の救済 * 公法上の当事者訴訟	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第11回	第2部[問題9]保育所の利用をめぐる紛争 * 訴訟形式の選択 * 違法事由 * 原告適格	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第12回	第2部[問題10]身体障害児童の市立中学校入学をめぐる紛争 * 就学先指定の処分性 * 通知、認定を争う訴訟形式 * 仮の救済	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第13回	第2部[問題13]廃棄物処理施設の規制をめぐる紛争1 * 申請の不受理・返戻と訴訟形式 * 違法と裁量権 * 許可の留保と訴訟形式	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第14回	第2部[問題14]廃棄物処理施設の規制をめぐる紛争2 * 義務付け訴訟の訴訟要件 * 原告適格 * 本案要件	
	事例を読み、論点を検討しておく。	60
第15回	総復習・質疑 * 提出されたレポートについて講評する。 * これまで検討してきた問題について、質問等に答える。	
	第14回で取り上げた問題について、レポートを書いて事前に提出する。	120

授業の方法

各週ごとに一個の事例を取り上げて検討する。あらかじめ「事例研究行政法[第3版]」（日本評論社）の当該問題と解説を読んできてもらう。授業は、一方的な講義ではなく、教員と学生との間で質疑応答を繰り返し、意見交換をするという参加型で行う。また少なくとも2回程度事前にレポートを出してもらい、それを素材に議論をする予定である。

成績評価の方法

課題レポート（50%）、授業中の発言や質問など授業への積極的な参加態度（50%）による総合評価

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。課題レポートの内容のほか、質問内容に簡潔、的確に、矛盾のない回答ができるか、回答が一貫して流れており説得力があるかを重視する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

公法総合についての理解のほか、特にない。

テキスト

曾和俊文他編著「事例研究行政法[第3版]」（日本評論社）

参考書

必要に応じて授業中に紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問・相談等について、授業終了後に教室で受け付ける。また、メールによる問合わせも可。

科目名	展開演習Ⅴ		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080482105	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2018年度 後期
テーマ・概要			
労働法について一通り学んでいることを前提に、具体的な事例を様々な角度から検討していきます。			

第4回	事例問題の検討④	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第5回	事例問題の検討⑤	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第6回	事例問題の検討⑥	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第7回	事例問題の検討⑦	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第8回	事例問題の検討⑧	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第9回	事例問題の検討⑨	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60

第10回	事例問題の検討⑩	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第11回	事例問題の検討⑪	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第12回	事例問題の検討⑫	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第13回	事例問題の検討⑬	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第14回	事例問題の検討⑭	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第15回	事例問題の検討⑮ 総まとめ	
	【予習・復習】・報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する ・これまでの演習の内容を振り返り、疑問点について復習する	180

授業の方法

取り上げる事例問題ごとに報告担当者を決めます。報告担当者は、事前に（１）検討すべき論点（２）必要な基礎知識（３）検討例（起案例）（４）演習で議論したい疑問点をまとめたレジュメを作成し、参加者はレジュメを熟読した上で演習に臨むこととします。演習では、報告担当者がポイントや疑問点を簡単に報告した後、教員による解説と全員による議論で検討を深めていきます。なお、今年度は夏期休業期間の週末等を利用して集中講義で実施します。１日５題（５コマ）ずつ検討を行う予定なので、計画的に予習・復習を進めるように心がけてください。

成績評価の方法

期末試験は行いません。レジュメ及び報告の内容80%、議論の内容及び授業への参加状況20%の割合で評価します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。

次の点に着目し、その達成度により評価を行います。

- ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか
- ・検討結果について、レジュメを用いてわかりやすく説明することができるか

必要な予備知識／先修科目／関連科目

労働法Ⅰ、労働法Ⅱを履修済みか、本演習と並行して履修している必要があります。

テキスト

教材として、次の3点を指定します。なお、②③は基本的に教室では用いませんが、演習内容を補う自習用教材と位置付けます。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣、2018刊行予定）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣、2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社、2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして、次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂、2017）
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣、2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。